

蕪崎市地域防災計画

(案)

令和8年 月

蕪崎市防災会議

総 則 編

第1章	計画の目的と編成	2
第2章	防災計画の性格	3
第3章	防災と減災の基本方針	4
第4章	計画の前提	
第1節	韮崎市の概況	6
第2節	防災と減災の定義	11
第3節	突発性災害と警告性災害（一般災害）の定義	13
第4節	関連用語の説明（50音順）	13
第5節	初動と施設	15
第6節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	16
第7節	発災後の経過時間の定義	24
第8節	避難生活における条件	25
第9節	想定事態と初動	26
1	災害の種別	
2	市における想定事態	
(1)	突発性災害（地震）	
(2)	警告性災害（洪水）	
(3)	富士山噴火災害	
(4)	放射能汚染（原子力対策）	
(5)	その他	
3	市職員初動規定	
(1)	災害対策本部の設置と解散	
(2)	全庁職員初動規定	
(3)	組織別職員初動規定	
4	地域初動規定	
(1)	小地区(組又は班)ごとの初動規定	
(2)	自主防災組織の初動規定	
(3)	自主防災組織の避難ルートの確定	
5	避難指示	
(1)	発令基準	
6	タイムライン	

行 政 編

第1部 共通災害対策部

第1章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実	32
第2節 防災知識の普及・防災訓練	32
第3節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充	34
第4節 消防予防計画	36
第5節 風水害等災害予防対策	39
第6節 雪害予防対策	44
第7節 建築物災害予防対策	45
第8節 文化財災害予防対策	46
第9節 特殊災害予防対策	50
第10節 情報通信システム整備対策	51
第11節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進	53
第12節 災害ボランティアの育成強化	55
第13節 要配慮者の安全確保の推進	58

第2章 発災後の応急対策計画

第1節 応急活動体制	65
第2節 職員配備計画	67
第3節 県防災ヘリコプターの出動要請計画	68
第4節 広域応援体制	70
第5節 自衛隊災害派遣要請計画	74
第6節 災害関係情報等の受伝達	76
第7節 被害状況等報告計画	83
第8節 広報計画	91
第9節 災害通信計画	92
第10節 消防対策	95
第11節 緊急輸送対策	100
第12節 交通対策	105
第13節 災害救助法による救助	111
第14節 避難対策	118
第15節 医療助産対策	127
第16節 防疫対策	130
第17節 食料供給対策	131
第18節 生活必需物資等救援対策	135

第19節	飲料水等確保対策	138
第20節	応急教育対策	140
第21節	廃棄物処理対策	143
第22節	応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画	146
第23節	救出計画	149
第24節	死体の捜索、処理及び埋葬計画	150
第25節	障害物除去計画	151
第26節	生活関連事業等の応急対策	152
第27節	民生安定事業計画	155

第3章 復旧・復興対策計画

第1節	計画の方針	163
第2節	激甚災害の指定に関する計画	164

第2部 地震（突発性）災害部

第1章 地震（突発性）災害の概要

第1節	想定地震	166
第2節	被害想定	167

第2章 災害予防計画

第1節	地震に強いまちづくりの推進	175
第2節	大震火災対策の推進	177
第3節	生活関連施設の安全対策の推進	179
第4節	建築物災害予防計画	182

第3章 災害応急対策計画

第1節	応急活動体制	188
第2節	職員配備計画	188
第3節	地震災害情報等の収集伝達計画	191
第4節	被害状況等報告計画	194
第5節	消防対策	198
第6節	避難対策	201
第7節	食料及び生活必需物資供給計画	201
第8節	応急教育対策	202
第9節	応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画	205
第10節	救出計画	209
第11節	生活関連施設の応急対策	210

第4章 東海地震に関する事前対策計画

第1節	東海地震に関する事前対策計画の目的	213
第2節	東海地震観測情報、東海地震注意報時及び東海地震予知情報（警戒宣言発令）時の 対策体制及び活動	213
第3節	情報活動	215
第4節	避難活動	218
第5節	防災関係機関の講ずる措置	219
第6節	交通対策	220
第7節	事業所等対策計画	222

第5章 南海トラフ地震防災対策計画

第1節	総則	224
第2節	関係者との連携協力の確保	226
第3節	時間差発生等における円滑な避難の確保等	227
第4節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	231
第5節	防災訓練計画	231
第6節	地震防災上必要な教育及び広報	232

市 民 編

第1章	市民編の概要	235
-----	--------	-----

第2章 市民の減災計画

第1節	概念と前提	235
第2節	家庭の減災力強化	237
第3節	居住地区の減災力強化	239
第4節	自主的な避難生活力強化	248
第5節	災害ボランティアの活用	251

資 料 編

〔防災関係組織等〕

○ 韮崎市災害対策本部組織図	258
○ 分掌事務	259
○ 災害時の職員初動規定及び配備基準	265
○ 防災関係機関一覧	267
○ 韮崎市水防協議会・防災会議委員名簿	269
○ 市内医療機関一覧	270
○ 韮崎市指定給水装置工事事業者一覧	271
○ 韮崎市下水道排水設備指定工事店一覧	275

〔通信施設〕

○ 災害時優先電話登録状況一覧	278
○ 市内災害時公衆電話番号一覧	279
○ 韮崎市所有衛星携帯電話番号一覧	280
○ 韮崎市防災行政無線（屋外拡声子局）設置場所一覧	281

〔防災施設・設備等〕

○ 指定避難所兼指定緊急避難場所（地震）	285
○ 指定福祉非案所兼指定緊急避難場所	285
○ 指定避難所兼指定緊急避難所指定避難所一覧（土砂災害・洪水）	286
○ 指定福祉避難所兼指定緊急避難所指定避難所一覧（土砂災害・洪水）	286
○ 応急給水用資器材等保有状況	287
○ 備蓄倉庫の状況	287
○ 備蓄物資の状況	288

〔消防・水防関係〕

○ 消防力の現況	290
○ 消火栓・防火水槽設置状況	290
○ ガス小売業者の名称、所在地、供給区域一覧	291
○ 高圧ガス関係事業所一覧	291
○ 危険物規制対象数	291
○ 重要水防区域一覧	292
○ 土砂災害警戒区域、特別警戒区域指定場所（土石流）一覧	293
○ 土砂流キケン溪流一覧	294
○ 水位観測所一覧	295
○ 簡易水位計設置場所	296
○ 水防用資器材備蓄状況	296

○警報・注意報発令基準一覧	297
〔災害危険箇所〕	
○急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧	298
○山地災害危険地一覧	300
○老朽ため池の所在地及び整備状況	301
○異常気象時における道路等通行規制基準	301
〔応援受入施設関係〕	
○場外離着陸場一覧	302
○ヘリコプター主要発着場一覧	302
○自衛隊宿泊施設一覧	302
〔条 例 等〕	
○参考法令一覧	303
〔協 定〕	
○協定書一覧	304
〔様 式〕	
○自衛隊災害派遣要請依頼書	309
○消防防災航空隊出場要請書	310
○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式	
・第1号様式（火災）	311
・第2号様式（特定の事故）	312
・第3号様式（救助・救助事故・武力攻撃災害等）	313
・第4号様式（その1）〔災害概況即報〕	314
・第4号様式（その1）別紙	315
・第4号様式（その2）〔災害状況即報〕	316
・第4号様式（その2）別紙	317
○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式	
・第1号様式 災害確定報告	318
・第2号様式 災害中間報告	320
・第3号様式 災害年報	321
○各種救助に係る様式	
・地区別被害状況調査表（様式1）	323
・世帯別被害調査表（様式2）	324
・救助活動の種類別実施状況（様式3）	325
・被災世帯調査原票（様式4）	326
・救助の種目別物資受払状況（様式5）	327

・避難所設置及び収容状況（様式6）	328
・応急仮設住宅台帳（様式7）	329
・炊き出し給与状況（様式8）	330
・飲料水の供給簿（様式9）	331
・物資の給与状況（様式10）	322
・救護班活動状況（様式11）	333
・病院診療所医療実施状況（様式12）	334
・助産台帳（様式13）	335
・被災者救出状況記録簿（様式14）	336
・住宅応急修理記録簿（様式15）	337
・学用品の給与台帳（様式16）	338
・埋葬台帳（様式17）	339
・死体捜索状況記録簿（様式18）	340
・死体処理台帳（様式19）	341
・障害物の除去状況（様式20）	342
・輸送記録簿（様式21）	343
・資金職員等雇上台帳（様式22）	344
・市町村被害状況票（様式3-4-3）	345
・避難所開設状況一覧表（様式3-4-6）	346
・市町村災害対策本部設置状況職員参集状況表（様式3-4-5）	347

〔計画・マニュアル等〕

○蕪崎市事業継続計画（BCP）	348
○避難所運営マニュアル（市民向け）	378
○避難所運営マニュアル（職員向け）	413
○避難情報予告・判断マニュアル	431
○蕪崎市災害用備蓄計画	441
○水防計画	別冊

總 則 編

第1章 計画の目的と編成

第1 目 的

本市には、釜無川と塩川という二つの急勾配な一級河川があり、歴史的に見ても洪水多発地帯といえる。また、周囲の急峻な山々には土石流を発生させる支流も多く、さらに、釜無川右岸を南北に走る活断層や東海地震も危惧の範疇にあり、極めて多種の自然災害が発生しやすい条件下にある。

我が国は、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災以降、東日本大震災や能登半島地震等、毎年のように大規模自然災害が発生し、多くの被害をもたらしている。特段、東日本大震災では、マグニチュード9.0という最大規模の地震に加え、大津波、福島原子力発電所の被災事故が重なり、死者・行方不明者約2万人という大惨事となった。

この東日本大震災は、私たちに多くの教訓をもたらした。

災害の軽減には、平時の減災対策と発災時の効果的初動対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、市、国、県、公共機関、住民それぞれが減災・防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成するものである。

これらを踏まえ、「韮崎市地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の防災に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、住み続けられるまちづくりの実現のため、韮崎市防災会議が策定する計画である。

第2 編 成

この計画の編成は、次の4編からなる。

総 則 編

行 政 編（共通災害対策部・地震災害対策部）

市 民 編

資 料 編

総則編は、本計画の目的、一般論としての減災及び防災に関する概念や関連用語の解説、また、本市における防災計画に関する基本的方針や計画の前提等について記述する。

行政編は、公助を原則に、行政や住民が減災力をつけるための平素の整備と訓練、発災後の職員初動や災害対策本部の設置、組織別対策、そして、避難生活が長期化する場合の復旧・復興対策、各種支援要請等について記述する。

市民編は、自助と共助を原則に、住民一人ひとりや自主防災組織がそれぞれ主体的に、行政の指導の下に平時に減災力をつけ、発災した直後の数日間は自主防災組織で対応し、速やかに市の災害対策本部と連携して復旧・復興にかかる対策等を記述する。

資料編は、行政編や市民編に必要な情報、規定、条件、様式等について記述する。

第2章 防災計画の性格

第1 計画の性格

この計画は、平時から市と住民が一体となって減災力の強いまちづくりを推進し、そのための自助・共助・公助の意識と力が高まるよう、具体的な方針や対策を図るものである。また、市、県及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、これら関係機関相互の密接な連絡調整を図るために必要な基本的事項を示すものであり、その実施細目、マニュアル（実践的応急活動要領）等については、別途それぞれの機関の果たすべき役割、地域等の実態を踏まえつつ関係機関が定める。

本計画のコンセプトとキーワードは以下とする。

コンセプト：平時・初動・3日の強化徹底

平時：平時における減災力(自助力・共助力・公助力)の強化

初動：発災時の初動の徹底

3日：公的機関も被災するため、3日間は自分たちでしのぐ力づくり

キーワード：見える・加わる・考えるの推進

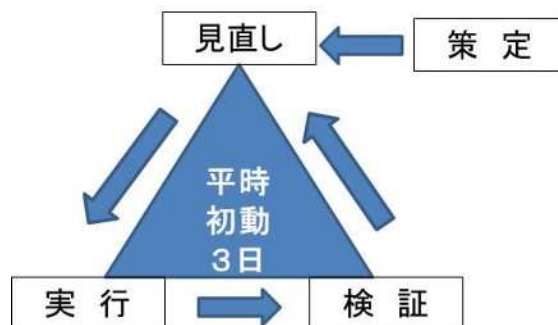
見える：分かりやすい計画・推進しやすい計画

加わる：訓練は全員参加で

考える：訓練の結果は検証する

第2 計画の修正

この計画は、中央防災会議の定める「防災基本計画」、山梨県防災会議の作成する「山梨県地域防災計画」及び山梨県の作成する「山梨県地震被害想定調査報告書」を踏まえ、さらに阪神・淡路大震災及び東日本大震災を教訓に、**震度7**の大地震を視野に入れた見直しを行うものであり、今後も訓練の検証等を踏まえ必要に応じ修正を加え、内容の充実を図るものとする。



第3 防災計画の推進対策

1 市職員への周知徹底等

市の防災担当である総務課は、この防災計画を効果的に推進するため、他課との連携を図り次の事項を実行するものとする。

- (1) 各種防災対策のマニュアルの作成や防災訓練等を通じた防災計画の職員への周知徹底
- (2) 防災対策、マニュアルの定期的な点検
- (3) 他計画（開発計画等）に対する防災の観点からのチェック

2 住民に対する防災意識の一層の高揚推進

この防災計画が効果的に推進されるためには、市職員のみならず、住民の防災に関する自覚と自発的協力を得ることが重要であるので、市は、住民等の防災意識の高揚に一層の努力を傾注するものとする。

3 地区防災計画

自助・共助による自発的な防災活動を促進し、地域における防災力を高めるため、地区居住者等から提案があった場合等に、葦崎市地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

計画提案を行おうとするものは、その全員の氏名及び住所等を記載した提案書に地区防災計画の素案及び計画提案を行うことができる者であることを証する書類を添えて、葦崎市防災会議へ提出しなければならない。

葦崎市防災会議は、提案があった場合、地区防災計画の地域防災計画への規定の必要の有無を判断し、必要と判断した場合、地域防災計画を修正し、地区防災計画の一部または全部を規定する。

第3章 防災と減災の基本方針

自助とは、住民一人ひとりが自分自身の生命や財産を守ることをいう。

共助とは、住民が避難時や避難所などで互いに助け合うことをいう。

公助とは、公的機関が住民を守ることをいう。

防災とは公助を原則に、自然災害が発生しても、本市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

減災とは自助と共助を原則に、災害が発生しても被害を最小限にとどめるための平時の取り組みをい、この力を減災力という。

葦崎市は、平成23年7月に「**減災力の強いまちづくり宣言**」をした。

- 1 減災力の強い家庭づくり
- 2 減災力の強い地域づくり
- 3 減災力の強い行政づくり

このことを踏まえ、本計画で基本方針を定めるものである。

災害対策は、発災前の災害予防と、発災後の応急対策、復旧・復興対策の3段階があり、それぞれの段階において国、地方公共団体、公共機関、住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながるものである。

また、避難生活において、避難行動要支援者、要配慮者、外国人等に十分配慮するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するなど、避難所生活の環境改善に取り組むものとし、そのため防災に関する政策などの決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立も必要である。

以下にその概要を示す。

第1 災害予防

- 1 減災力の強いまちづくりを実現するため、自主防災組織の強化、主要交通・通信機能の強化、治山治水事業及び市街地再開発、並びに公共施設、ライフライン機能の安全性の確保等を行う。
- 2 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、防災訓練の実施等を行う。
- 3 住民の減災・防災活動を促進するため、住民への減災や防災思想・知識の普及、訓練の実施、並

びに自主防災組織の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災（BCP等）の促進等を行う。

第2 発災後の応急対策

- 1 東海地震の警戒報等又は南海トラフ地震臨時情報等を伝達、住民の避難誘導及び災害未然防止活動を行う。
- 2 発災直後の被害規模の早期把握、災害に関する情報の迅速なる収集及び伝達、並びにそのための通信手段の確保を行う。
- 3 災害応急対策を総合的、効果的に行うため関係機関の活動体制の確立、並びに他機関との連携による応援体制の確立を行う。
- 4 災害の拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動を行う。
- 5 被災者に対する救助・救急活動と負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動を行う。
- 6 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送等を行う。
- 7 被災者の安全な避難場所への誘導、避難場所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供など避難収容活動の調整等を行う。
- 8 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給を行う。
- 9 被災者の健康状態の把握、並びに必要な応じた救護所の開設、仮設トイレの設置、廃棄物処理等の保健衛生活動、防災活動、並びに迅速な遺体の処理等を行う。
- 10 防犯活動等による社会秩序の維持、物価・物資の安定供給のための施策を実施する。
- 11 被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設等の応急復旧を行う。
- 12 流言・飛語等による社会的混乱を防ぎ、適切な判断と行動を促すため、被災者等への的確な情報伝達を行う。
- 13 二次災害の危険性を見極め及び必要に応じ住民の避難、応急対策の実施を行う。
- 14 ボランティア、義援物資・義援金、県内外からの支援の適切な受入れを行う。

第3 復旧・復興対策

- 1 被災地域の復旧・復興の基本方針の早急な決定と事業の計画的推進を行う。
- 2 被災施設の迅速な復旧を行う。
- 3 迅速かつ適切ながれき処理を行う。
- 4 二次災害の防止とより快適な生活環境を目指した防災まちづくりを行う。
- 5 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援を行う。
- 6 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けての経済復興の支援を行う。

第4章 計画の前提

第1節 韮崎市の概況

第1 自然的条件

1 位置及び面積

本市は、山梨県の北西部にあって、県都甲府市の北西約12キロメートル、東経約138度、北緯35度に位置し、周囲を南アルプス市、北杜市、甲斐市と接している。

市の面積及び標高等は次のとおりである。

面積	東西	南北	標高(市庁舎)
約143.69km ²	約20km	約12.5km	353.94m

2 地形及び地質

本市は、全域が丘陵地帯であって、西に南アルプス、東に秩父多摩と2つの国立公園に囲まれている。これら高く深い山岳地帯から無数の大小河川が発源し、市の中心部を流れる釜無川や塩川に注いでいる。

地質は、3つに区分けされ、釜無川、塩川沿岸の沖積層地域と七里岩、塩川左岸の丘陵地帯をつくる洪積層地域と釜無川右岸の巨摩山地につづく地帯の新三紀層及び花崗岩類の地域にわけられる。沖積層区域の砂礫層の厚さは、石英安山岩質、凝灰岩層、軽石凝灰炭層、凝灰質砂岩同質泥岩、安山岩質玄武岩の溶岩流、泥流より成る。

安山岩質玄武岩の溶岩流は、成層火山をつくり、穴山・新府地域等の円錐形の丘として台地上に突起し、火山群を形成している。新第三紀層は、中新世下部の御坂層に接し、玄武岩及び同質凝灰岩と砂岩、泥岩等の砕層岩より成る。

花崗岩類は、石英閃緑岩で、深層風化が著しく、深さ20～30メートルまでマサ土に変化している。

沖積層は、塩川に注ぐ沢の谷口の扇状地堆積物よりなる。

氾濫源堆積物は、釜無川、塩川合流点で最も厚く、釜無川の氾濫源の方が塩川にくらべて堆積物が厚い。

台地をとりまく崖錐堆積物は、最大厚10メートルである。堆積区域は、台地をとりまいて平均幅50メートルの帯状の地域である。

扇状地堆積物は、扇状地の規模により変化はあるが扇状地下部(扇端)で15メートルである。

第四紀洪積世堆以前の堆積物は、0～2メートルの表土により覆われている。

沖積層の厚さは、次のとおり区分される。

厚さ	0～2m	釜無川右岸及び巨摩山地につづく地帯の新三紀層、花崗岩類露出地帯七里岩台地及び塩川左岸の洪積層露出地帯
厚さ	2～5m	巨摩山系山麓区域の崖錐堆積物区域七里岩台地南端区域
厚さ	5～10m	釜無川沿岸地域、塩川沿岸地域の沖積層地域及び扇状地
厚さ	10～20m	釜無川と塩川の合流地点より下流区域

3 気象

本市の気候は、全般的に降雨量が少ないうえに寒暖の差が激しく季節風の影響が大きい「内陸気候」として特徴づけられる。

平 均 気 象

年次	平均気温 (°C)			平均湿度 (%)	平均風速 (m/s)	天気日数				総降水量 (mm)
	最高	最低	平均			晴れ	曇り	雨	雪	
12	27.2	6.2	13.7	68.5	2.60	258	62	41	4	1,150.8
13	26.0	3.4	13.8	64.5	1.80	250	66	44	5	1,411.0
14	26.1	4.0	14.2	64.2	1.90	248	68	45	4	1,158.0
15	20.6	4.5	13.9	57.7	2.80	233	68	59	5	1,401.0
16	27.0	5.2	14.7	64.9	2.80	280	40	43	3	1,507.0
17	26.3	3.9	14.0	65.0	2.90	275	54	33	3	858.5
18	25.8	5.0	14.4	63.5	2.70	246	56	61	2	987.5
19	25.6	6.7	14.3	64.5	2.70	254	55	51	6	975.0
20	26.4	4.5	14.2	66.3	2.70	251	44	68	2	1,172.0
21	26.2	4.5	14.1	67.0	2.50	230	50	83	3	1,135.5
22	26.2	3.9	14.1	65.8	2.60	247	39	75	4	1,137.5
23	25.9	3.6	13.8	66.6	2.70	250	36	75	5	1,539.0
24	26.0	4.6	14.1	59.8	2.90	254	54	52	5	887.0
25	26.1	3.7	14.1	60.9	3.00	249	56	54	6	880.5
26	26.3	4.3	14.0	58.6	2.70	241	59	59	6	1010.0
27	27.0	4.4	14.7	62.6	2.50	211	74	76	5	1181.5
28	26.0	4.4	14.5	※	2.70	226	85	54	0	911.0
29	26.1	4.0	13.9	※	2.10	240	96	26	3	1221.0
30	27.6	4.2	14.9	64.8	2.20	229	104	29	3	1001.0
1	27.3	5.0	14.8	65.9	2.30	201	132	30	2	1131.0
2	26.8	4.8	14.8	68.7	2.10	237	96	32	1	1204.6
3	26.7	4.4	14.7	69.5	2.20	219	119	26	1	1195.0
4	27.2	4.8	14.6	71.1	2.30	209	125	30	1	975.5
5										
6										
7	<u>28.0</u>	<u>4.8</u>	<u>15.1</u>	<u>68.7</u>	<u>2.10</u>	<u>211</u>	<u>115</u>	<u>40</u>	<u>0</u>	<u>969.5</u>

※峡北広域行政事務組合移転新築工事のため未計測

資料：峡北広域行政事務組合消防本部

第2 社会的条件

1 人口

昭和29年の合併時、本市の人口は32,140人であった。以後減少の一途をたどり、昭和45年には27,267人となったが、その後は増加に転じピーク時平成17年の国勢調査では、33,801人となった。しかし、全国的に人口減少が叫ばれるようになり、本市も再び減少し、住民基本台帳人口では平成30年3月1日の人口が3万人を下回った。現在も自然減と社会減は継続している。

また、高齢化については20年前（平成12年）の調査でも顕著になっているが、今や老年人口比率（総人口に占める65歳以上の割合）は、令和2年の調査では、30.7%と、峡北圏域の36.3%、県の31.1%と比べると低い数値となっはいるが全国平均の28.7%を上回り、約3人に1人65歳以上である「超高齢社会」となっている。

年	人 口	増 加		世 帯 数	一世帯当 たり人数	老 年 人 口		
		数	率			人 口	割 合	全国割合
昭和55年	人 27,343	人 9	% 0.03	7,487	人 3.65	人 3,713	% 13.5	% 9.1
60	28,175	832	3.04	8,041	3.50	4,291	15.2	10.3
平成2年	29,766	1,591	5.64	8,597	3.46	4,893	16.4	12.0
7	32,097	2,331	7.83	9,753	3.29	5,642	17.5	14.8
12	32,707	610	1.9	10,688	3.06	6,176	18.8	17.3
17	33,801	1,094	3.3	11,456	2.91	6,867	20.3	20.1
22	32,477	-1,324	-3.9	11,862	2.75	7,509	23.1	23.0
27	30,680	-1,797	-5.5	11,673	2.63	8,357	27.2	26.6
令和2年	29,067	-1,613	-5.3	11,552	2.52	8,906	30.7	28.7

資料：国勢調査（財務政策課）

2 産業

産業については、就業者数が昭和60年頃から増加に転じ、この間に昭和45年には本市の主体産業であった第1次産業が半減し、代わって企業誘致などによって第2次産業が大幅に伸び、第3次産業との両産業で全体の8割以上を占めている。

農業は、果実が最も多く、次いで米、畜産、野菜の順になっており、果実の割合は年々高くなっている。しかし、農家の大半は零細な規模で、第2種兼業農家が70パーセントを占めている。

工業は、積極的な工場誘致により、大企業やその関連企業の進出がみられ、誘致企業を主体とした電気機械、金属製品、機械製品、輸送用機械等で総出荷額の8割近くを占めている。

商業は、古くから峡北地域の商業拠点として発展し、現在も葦崎駅前的大型店を核とした広域商圏を維持している。

3 土地利用

本市の地目別面積の内訳は次のとおりであるが、近年の土地利用の動向を見ると、田・畑・山林が減少している一方、宅地等が増加しており、市街地が拡大している。

（単位 千㎡）

区 分	田	畑	宅 地	山 林	原 野	そ の 他	総 数
面 積	11.391	10.966	8.027	26.8273	0.724	3.094	61.069

資料：税務収納課概要調書

4 交通

本市における道路は、中央自動車道、国道20号、141号、主要地方道6路線、一般県道6路線などから成っている。また中部横断自動車道、新山梨環状道路などが建設中で、交通の要衝としての発展が期待されている。鉄道は、JR中央本線が南北に縦断しており、市内には、葦崎、新府、穴山の3つの駅がある。バスは、山梨交通株式会社と市民バスを市内3事業者（葦崎タクシー・山梨交通・甲斐タクシー）に委託して市内を運行している。

道 路 の 現 況

区 分	総 延 長	舗装済延長	舗 装 率
国 道	24.5km	24.5km	100.0%
県 道	68.4km	68.4km	100.0%
市 道	428.6km	394.6km	92.1%

資料：建設課

第3 過去の災害履歴

本市における主な災害は、次のとおりである。

1 風水害

発 生 年 月 日	災害区分	被 災 地 域	被 害 状 況
明治31年9月	水 害	葦崎町・円野町	死者41名・流失家屋282戸
大正8年9月	水 害	葦崎町・穴山町	橋りょうの流出多数
大正14年8月	水 害	葦崎町	橋りょうの流出多数
昭和10年9月	水 害	葦崎町	流出家屋15戸 橋りょうの流出多数
昭和34年8月14日	水 害	葦崎町	死者行方不明20名 流失家屋51戸・半壊42戸 全壊31戸・橋りょうの流失29カ所 床下浸水1,461戸 ※被害額は昭和34年9月26日と合算
昭和34年9月26日	水 害	葦崎町	死者1名・流失家屋8戸 全壊16戸・半壊81戸 床上・床下浸水1,054戸 橋りょうの流失3カ所 昭和34年災害被害額 222,647千円※
昭和57年8月1日	水 害	全域	家屋半壊11戸 床上・床下浸水14戸 農地冠水14.2畝 土木施設被害113カ所 農林業施設被害32カ所 災害被害額 275,000千円
昭和57年9月16日	水 害	全域	家屋半壊1戸・農地冠水3畝 農林業施設被害19カ所 土木施設被害49カ所 災害被害額 258,000千円
昭和58年8月15日	水 害	全域	家屋半壊2戸 床下浸水295戸 農地流失・冠水103.6畝 農業用施設被害23カ所 林業用施設被害25カ所 土木施設被害65カ所 災害被害額 891,359千円
昭和60年6月30日	水 害	全域	床下浸水30戸・農地冠水60畝 農業用施設被害20カ所 土木施設被害10カ所 災害被害額 79,110千円

2 地震災害

災害発生日	被害状況 (県下)
1891 (明治24) 12. 24	山梨・静岡県境を震央とする地震 (M6.5)、北都留郡で地割れ数ヶ所、家・土蔵の壁落ち、落石あり
1898 (明治31) 4. 3	山梨県中部を震央とする地震 (M5.9)、南巨摩郡睦合村 (現南部町) で山岳 (安部岳) の崩壊、地面の亀裂、石碑・石塔の転倒、家屋にも多少の被害
1902 (明治35) 5. 25	山梨県東部を震央とする地震 (M5.4)、南都留郡より神奈川県にわたって地面に小亀裂、土蔵等に多少の破損、日影村 (現大和村) に小亀裂等
1915 (大正4) 6. 20	山梨県東部を震央とする地震 (M5.9)、甲府市水道管亀裂4~5ヶ所
1918 (大正7) 6. 26	神奈川県西部を震央とする地震 (M6.3)、谷村 (現都留市) で石垣崩壊、石塔転倒、土蔵壁亀裂・剥離等多く、鵜沢町でも墓石転倒、土蔵壁脱落等あり、甲府市付近で水道管破裂7~8ヶ所
1923 (大正12) 9. 1	関東大地震 (M7.9甲府震度6)、県内死者20人、負傷者116人、全壊家屋1,761棟、半壊4,992棟、地盤の液状化現象3ヶ所
1924 (大正13) 1. 15	丹沢地震 (M7.3甲府震度6)、県東部で負傷者30人、家屋全壊10棟、半壊87棟、破損439棟、水道破損60ヶ所
1944 (昭和19) 12. 7	東南海地震 (M7.9)、甲府市付近で負傷者2人、家屋全壊26棟、半壊8棟、屋根瓦落下29ヶ所等 (山梨日日新聞)
1976 (昭和51) 6. 16	山梨県東部を震央とする地震 (M5.5)、県東部で住家等一部破損77棟、道路22ヶ所、田畑31ヶ所、農業用施設79ヶ所等
1983 (昭和58) 8. 8	山梨県東部を震央とする地震 (M6.0)、県東部を中心に19市町村で被害、特に大月市に集中、負傷者5人、住家半壊1棟、一部破損278棟、田147ヶ所、農林業用施設55ヶ所、道路21ヶ所、商工被害78件、停電全世帯の66%等、被害総額3億5千万円
1996 (平成8) 3. 6	山梨県東部を震央とする地震 (M5.8)、県東部を中心に14市町村で被害、負傷者3人、住家一部破損86棟、水道被害3,901戸等、被害総額1億5千万円

第2節 防災と減災の定義

第1 発災と想定事態の定義

1 発災の定義

発災とは、被害をもたらす突発的な事故や自然災害等が発生する時点をいう。

2 想定事態

想定事態とは、歴史的、地理的、社会的に起こりうる災害の種別と規模をいう。

一般的に、自然災害には地震、洪水、土砂崩れ、落石、噴火、土石流、山火事、津波、強風、降雪等があり、事故災害には、爆発、火事、放射能漏れ等、社会的災害には、武力攻撃、ミサイル、テロ、戦争、ウイルス等がある。

本地域防災計画では、すべての事態を想定し、平時にその訓練や整備をすることは困難であることから、韮崎市においては、歴史的、地理的、社会的に起こりうる確率の高い事態（種別と規模）を想定し、本計画にその具体的対策を盛り込むもので、その他の事態は「行政編」で付帯記述するにとどめる。

第2 自助と共助と公助の定義

1 自助の定義

自分の命や財産は、自分で守ること。

一人ひとりが身の安全を確保し、個人や家庭の財産を失わないこと。

2 共助の定義

互いに協力して助け合い、守ること。

避難行動や避難生活で互いに助け合い、地域や職場の貴重な財産や経営資源を失わないこと。

3 公助の定義

公的機関が、住民を守ること。

市役所、警察署、消防署、病院等の公的機関が住民を守り、助けること。

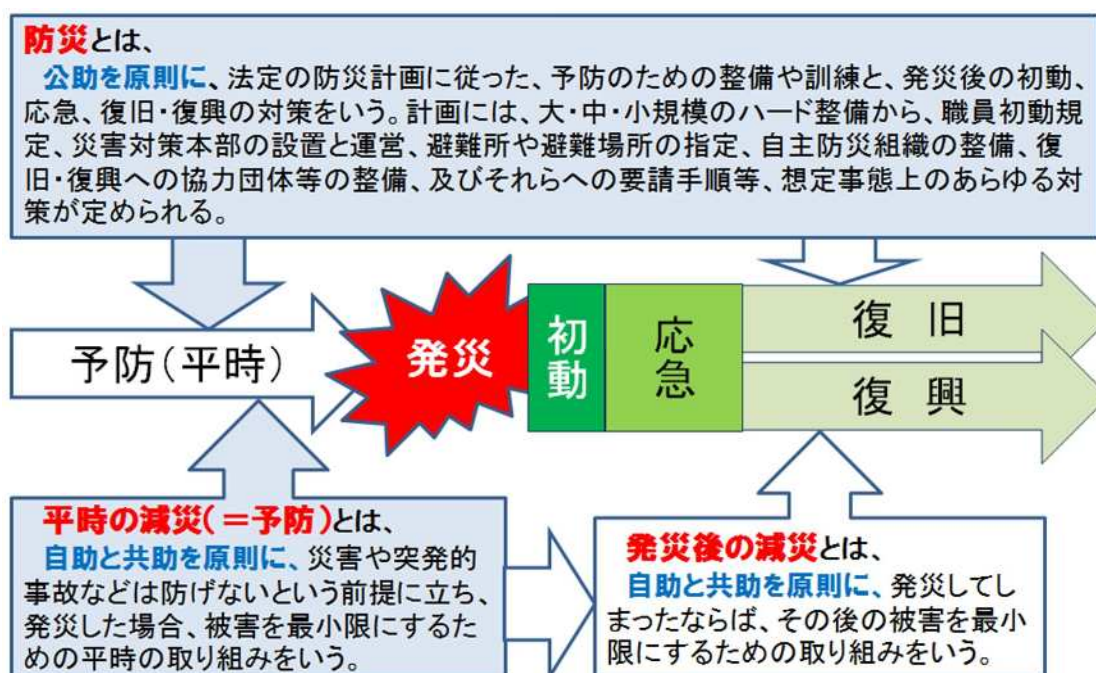
第3 防災と減災の定義

1 時間軸上で識別する防災と減災

防災とは、公助を原則に法定の防災計画に従った、予防のための整備や訓練と、発災後の初動、応急、復旧・復興の対策をいう。計画には、大・中・小規模のハード整備から、職員初動規定、災害対策本部の設置と運営、避難所や避難場所の指定、自主防災組織の整備、復旧・復興への協力団体等の整備、及びそれらへの要請手順等、想定事態上のあらゆる対策が定められる。

一方の**減災とは、**自助と共助を原則に、災害や突発的な事故などは防げないという前提に立ち、発災した場合、被害を最小限にするために、平時、住民や事業所が自主的に整備や訓練に取り組むものである。もちろん公的機関はそれを支援する。

防災と減災の主体は異なるが、平時の予防を重視する点は同じである。また、防災には、発災後の復旧・復興への義務があり、計画に定めた災害対策本部がその義務を負う。

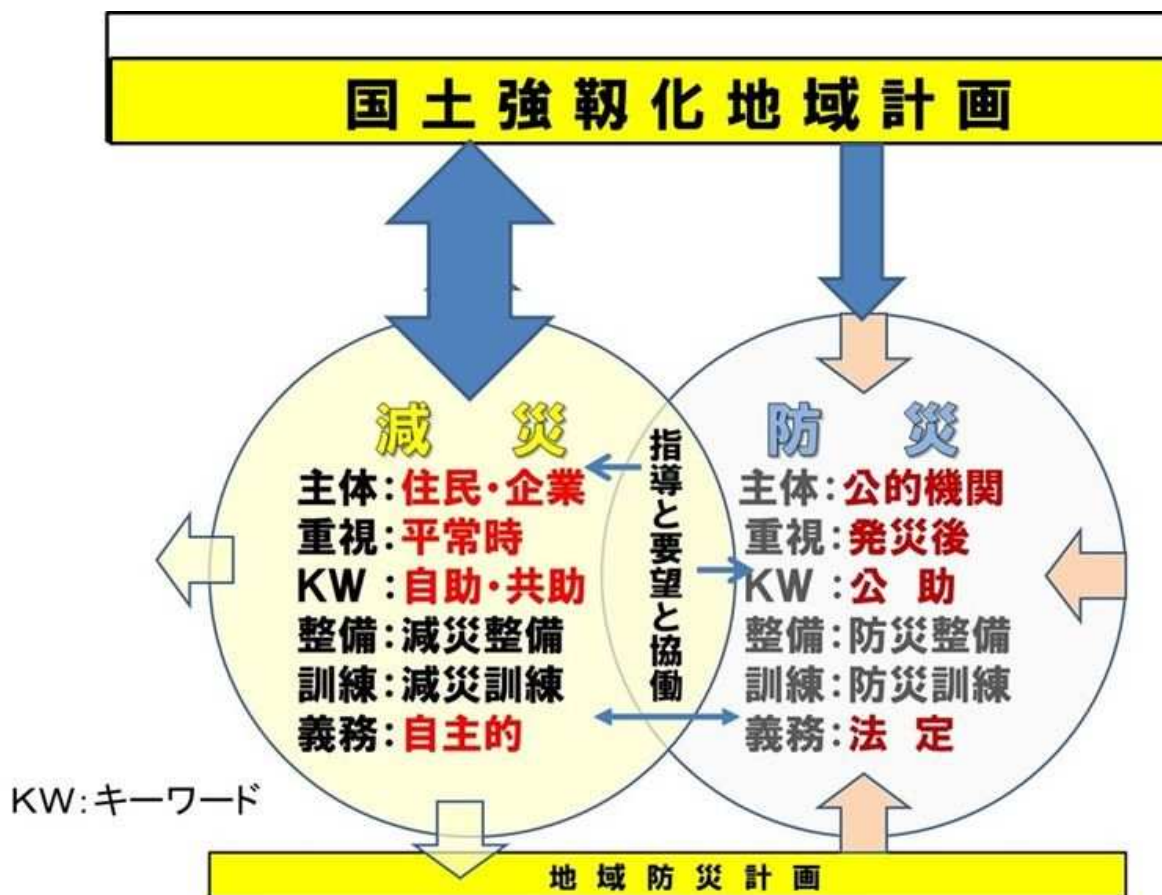


2 防災と減災の概念

平成23年6月25日、東日本大震災復興構想会議（五百旗頭真議長）が当時の菅直人首相に「防災から減災への転換」を答申し、政府はこれを復旧・復興対策に組み入れた。その概念を下記の図に示す。

「防災」とは、公助を原則に行政が主体に防災訓練や防災整備を推進するもので、これは法定計画（本計画）に従った義務である。

一方の「減災」とは、自助と共助を原則に、平時に住民や企業が主体的に減災のための整備や訓練に取り組むもので、そこに自主防災組織があり、段階的に減災力を高めていく必要がある。



【図の説明】

地域防災計画では、発災後の対処のみを記すものではなく、事前の減災への対策が重要である。

減災は、発災後の被害を最小限にするため、平時に住民（家庭や自主防災組織）や事業所が主体的に訓練や整備に取り組むもので、そのために行政から指導を受け、また、行政と協働して段階的に家庭や地域や職場の減災力を高めるものである。（外向きの矢印は、段階的な減災力の拡大をいう）一方、防災は行政を代表する公的機関が主体的に取り組む法的・義務的な整備や訓練のことで、平時には住民や事業所の減災のための指導を担い、発災後は速やかに災害対策本部を設置し、公助を推し進める防災力を高めるものである。（内向き矢印は、家庭や地域や職場の減災力が高まることで、公的機関の防災力がより集中して充実することをあらわす）

また、防災政策と減災対策の総合的強化を、国土強靱化地域計画が補完する。

第3節 突発性災害と警告性災害（一般災害）の定義

第1 突発性災害とは

地震や突風、爆発など、行政が避難指示を発令できない災害をいう。

第2 警告性災害（一般災害）とは

台風等による大雨・洪水や新型コロナウイルスなど、行政が状況判断をして避難指示を発令できる災害をいう。

第3 本計画上での想定事態の捉え方

韮崎市では、歴史的及び地理的な条件を勘案し、以下を想定する。

1 洪水・土石流

釜無川、塩川、御勅使川及び各河川の支流や他自治体管内にある各河川上流部へ大量に流れることにより起こる水害。

2 地震

東海地震や南海トラフ地震、糸魚川静岡構造線断層帯（南部区間）などの突発性大規模地震。

第4節 関連用語の説明

○ 大規模自然災害

阪神・淡路大震災や東日本大震災のような地震、西日本豪雨や令和元年東日本台風による水害といった、甚大な被害となる自然災害をいう。

○ 訓練計画書

訓練には、特別訓練と平時訓練がある。特別訓練とは、日を決めて一斉に訓練するもので、平時訓練とは、普段の生活や仕事の中に組み込まれた訓練をいう。また、自主防災組織が計画的に訓練するために、行政が訓練計画書を提示する場合もある。（関連用語）業務継続計画

○ 業務継続計画

発災後、行政が業務を速やかに再開するための計画書。産業界のBCP（Business Continuity Plan＝事業継続計画）の行政版。（関連用語）職員初動規定

○ 災害対策本部

発災時に、行政に設置される対策組織。市長が本部長となり、正確な被災状況を把握してから、あらゆる指示や要請を出す。

○ 災害伝言ダイヤル171

NTTが提供する発災時の通信手段。固定電話番号でメッセージの録音・再生ができる。

○ 災害ボランティア

発災後に被災地で復旧・復興を手助けするボランティア。

（関連用語）福祉ボランティア、介護ボランティア、災害ボランティアセンター

○ 災害ボランティアセンター

発災後に被災地に設置され、ボランティアの受け入れや手配をする組織。

○ 施設管理者

指定避難所の施設を平時に管理・運営している人（校長、施設責任者）。

○ 一時避難場所

発災時に一時的に避難する、住民が決めた空き地やオープンスペース。

（関連用語）指定避難場所

○ 指定避難場所

地震発災時に避難する、地域防災計画の中で市が指定するオープンスペースや公民館。

（関連用語）一時避難場所、指定避難所

- 指定避難所
発災時または発災する恐れがある場合に避難する、地域防災計画の中で市が指定する学校施設や公共施設。
(関連用語) 一時避難場所、指定避難場所、指定福祉避難所
- 指定緊急避難場所
発災する可能性がある場合に一時的に避難する、地域防災計画の中で市が指定する施設。
(関連用語) 指定避難所、指定福祉避難所
- 指定福祉避難所
発災時または発災する恐れがある場合に要配慮者及び介助者が避難する、地域防災計画の中で市が指定する福祉施設等。
(関連用語) 一時避難場所、指定避難場所、指定避難所、要配慮者
- 要配慮者
発災時の弱者である、乳幼児、妊婦、要介護者、障がい者、傷病者、高齢者など避難行動に時間がかかる方をいう。
(関連用語) 指定福祉避難所、避難行動要支援者
- 避難行動要支援者名簿
自ら避難することが困難な者を集約した名簿。特に名簿公開について同意した場合は、消防署・警察署・民生委員児童委員・地区(自主防災組織)・消防団に情報提供される。
(関連用語) 要配慮者、指定福祉避難所
- 個別避難計画
災害時に自力で安全な場所へ避難することが困難な高齢者や障がい者(避難行動要支援者)一人ひとりに対し、「いつ、どこに、誰が、どのように」避難するのか、またどのような支援が必要かを具体的に定めた計画。
- 自主防災組織
地域防災計画の中で市が指定する自治会や公民館単位の防災組織。
- 職員初動規定
地域防災計画や業務継続計画の中で指定する発災時の職員行動及びその規定。
(関連用語) 業務継続計画、地域初動
- 想定事態
歴史的、地理的、社会的に想定される災害の種類と規模。
- 率先避難
発災した場合、とにかく(大きな声を上げるなどして)逃げること。
- 垂直避難
浸水する恐れがある場合、安全な状態になるまで避難した建物の上層階に逃げること。
- 戸別分散避難先
ウイルス感染防止のため、戸別に指定した親戚宅やホテル等の避難先。
- 緊急避難先
警告性災害に対し、地区・地域で決めた高台等の避難施設。
- 地域初動
自主防災組織の規定に従った地域住民の初動。
- 二次災害
発災後の救助や救出等で、安全確認をしないことや慌てることで、かえって被災すること。
- ハザードマップ

想定事態をマップ上にビジュアルに表示したもの。

○ 備蓄品

発災後の避難生活で必要とする食糧品や生活品等、平時に蓄えておくもの。

○ 警戒レベル

避難情報と気象情報を5段階のレベル標記をすることで、直感的に理解できるように設定されたもので、避難情報に付記して発表される。気象情報は各レベルに相当する情報として発表される。

(関連用語) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

○ 高齢者等避難

発災する恐れがある場合に、要配慮者は避難開始、それ以外の方は避難に備えて準備を促す市が発令する警戒レベル3の情報。

(関連用語) 警戒レベル、避難指示、緊急安全確保

○ 避難指示

発災の危険が迫った場合に、避難するよう促す市が発令する警戒レベル4の情報

(関連用語) 警戒レベル、高齢者等避難、緊急安全確保

○ 緊急安全確保

何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況であり、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全の確保するよう促す警戒レベル5の情報。

(関連用語) 警戒レベル、高齢者等避難、避難指示

○ 避難所運営

指定避難所を立ち上げ、維持管理すること。

(関連用語) 避難所運営委員会、避難所運営機能

○ 避難所運営委員会

開設された指定避難所を運営する組織。

○ 避難所運営機能

本部班、情報班、施設管理班などの体制で担う受付や救護などの機能。

○ 風評被害

発災後の噂・風説による被害。

○ 優先電話

発災後の通信規制があっても、通信線が断線していない限り使える電話(公衆電話)。

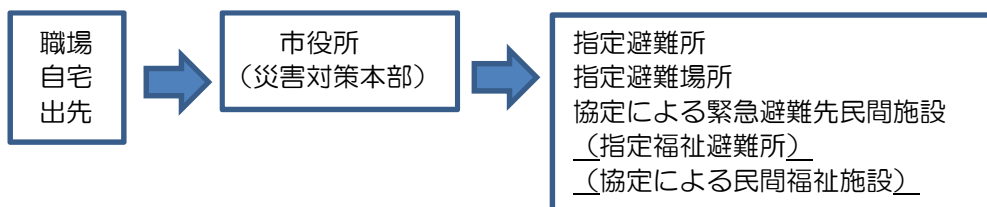
第5節 初動と施設

第1 災害対策本部と市職員の初動と施設

① 基本的に市役所の災害対策本部に集合し、本部指示に従う。

② 一部の職員は本部指示に従い、速やかに安全を確認しながら指定避難所等に向かう。

~~③ 福祉班の職員は本部指示に従い、速やかに安全を確認しながら指定福祉避難所等に向かう。~~



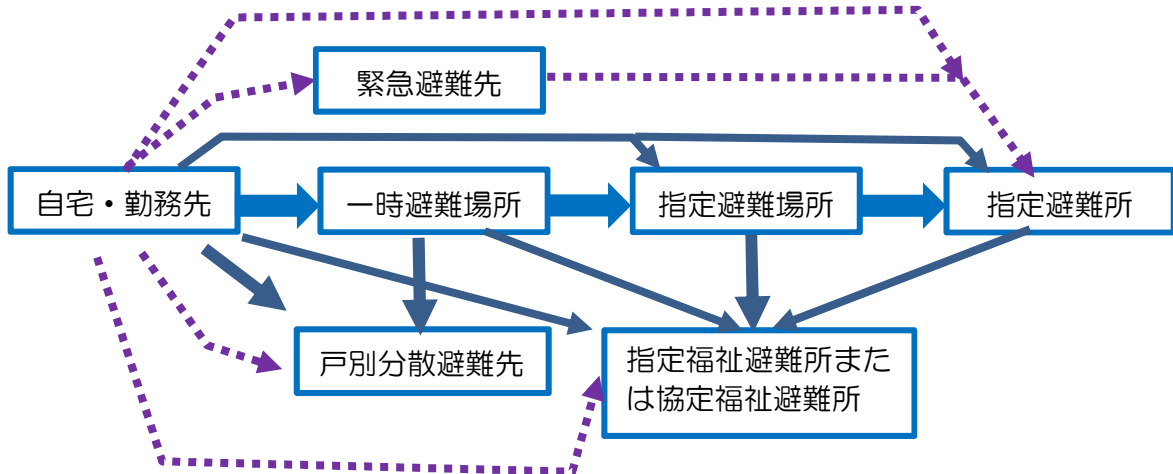
第2 住民の初動と施設

1 突発性災害の初動（図の実線）

- ① まず、組や班で決めた一時避難場所に避難する。
- ② 一時避難場所から、市が決めた指定避難場所に向かうか、各家庭で決めた戸別分散避難先に向かう。
- ③ 指定避難場所から、市が決めた指定避難所に向かう。
- ④ 要配慮者は、個別避難計画に定める避難先に、につき添いとともに向かう。
- ⑤ 地理的な理由等で、前記の避難場所を経由せず、その先の避難所に向かう場合もある。

2 警告性災害の初動（図の点線）

市から避難情報が出た場合、速やかに地区で決めた緊急避難先（高台等）に向かうか、指定避難所に避難する。



第6節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関の役割

1 韮崎市

韮崎市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。また、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施する。また、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上の重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、県及び市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

（注） 指定行政機関：国の行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。

指定地方行政機関：指定行政機関の地方支分部局その他国の地方行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。

指定公共機関：NTT東日本(株)等の公共的機関及び公益的事業を営む法人で内閣総理大臣の指定するもの。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

市は、次の災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸対策を樹立し、災害に対処する。
ただし、災害救助法適用後は知事の補助機関として災害救助にあたるものとする。

(1) 災害予防

- ア 防災組織の整備
- イ 防災知識の普及及び教育
- ウ 防災訓練の実施
- エ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- オ 防災に関する施設の整備、点検
- カ 地震防災上必要な調査及び研究
- キ 建築物等耐震対策の強化促進
- ク 危険物等災害予防対策の推進
- ケ 地震防災応急計画の作成
- コ 自主防災組織の育成、指導、その他住民が実施する地震対策の推進
- サ 大震火災対策の推進
- シ アからサまでのほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

(2) 発災後の災害応急対策

- ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- イ 情報の発令及び伝達並びに避難の準備情報、勧告又は指示
- ウ 消防、水防その他の応急措置
- エ 被災者の救出、救助その他の保護
- オ 応急教育の実施
- カ 被災施設及び設備の応急復旧
- キ 清掃、防疫その他の保健衛生活動
- ク 犯罪の予防、交通規則その他の社会秩序維持の措置
- ケ 緊急輸送の確保
- コ 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- サ 警戒宣言又は地震予知に関する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施
- シ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- ス 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
- セ 知事に対する物資等の供給、斡旋要請
- ソ 火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
- タ 地震災害を受けた児童・生徒の応急教育の実施
- チ 市の施設等の安全措置及び応急復旧
- ツ 他機関への応援要請
- テ アからツまでのほか、災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

(3) 災害復旧・復興対策

- ア 被災した施設等の原形復旧
- イ 災害の再発防止

- ウ 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
- エ 激甚災害に関する調査及び指定の促進
- オ ア、エのほか、将来の災害に備える措置

2 県

(1) 災害予防

- ア 防災組織の整備
- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- ウ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- エ 防災訓練の実施
- オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- カ 防災に関する施設の整備、点検
- キ 過去の災害に係る情報の収集及び整理等
- ク アからキまでのほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

(2) 発災後の災害応急対策

- ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- イ 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示、市町村が避難勧告又は指示を行う際において必要な助言の実施
- ウ 消防、水防その他の応急措置
- エ 被災者の救出、救助その他の保護
- オ 被災者等からの相談窓口の設置
- カ 応急教育の実施
- キ 被災施設及び設備の応急復旧
- ク 清掃、防疫その他の保健衛生活動
- ケ 犯罪の予防、交通規則その他の社会秩序維持の措置
- コ 緊急輸送の確保
- サ 広域一時滞在に関する協定の締結
- シ アからサまでのほか、災害発生の防御又は拡大防止のための措置

(3) 災害復旧

- ア 被災した施設等の原形復旧
- イ 災害の再発防止
- ウ アのほか、将来の災害に備える措置

3 指定地方行政機関

(1) 関東財務局（甲府財務事務所）

- ア 立会関係
各災害復旧事業費の査定立会+（公共土木施設災害復旧事業費、農林水産業施設災害復旧事業費、公立学校施設災害復旧事業費、公営住宅災害復旧事業費）
- イ 融資関係
 - （ア） 地方公共団体の災害復旧事業費の貸付
 - （イ） 地方公共団体に対する短期資金の貸付
- ウ 日本銀行甲府支店との協議に基づく金融措置

- (ア) 預貯金等の中途解約等の特例措置
 - (イ) 手形交換の特別措置
 - (ウ) 休日営業の特例措置
 - (エ) 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
 - (オ) 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
 - (カ) 保険料支払いの迅速化措置
- 工 国有財産関係
- (ア) 地方公共団体が応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸与
 - (イ) 地方公共団体において、小学校・中学校・特別支援学校の施設で、災害による著しい被害がある場合における普通財産の無償貸与
 - (ウ) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、行政財産を応急施設として短期間その用に供する場合の使用収益の許可
- (2) 関東農政局山梨支局
- ア 災害予防
- ・ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導
 - ・防災ダム、ため池、湖岸堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備
- イ 災害応急対策
- ・農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告
 - ・災害時における種もみ、その他営農資材の確保
 - ・災害時における生鮮食料品等の供給
 - ・災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除
 - ・土地改良機械の緊急貸出し及び技術者の把握と動員
 - ・応急用食料の調達・供給対策
- ウ 災害復旧
- ・査定の手やかな実施と必要な場合の緊急査定の実施
 - ・災害による被害農林漁業者に対する資金の融通
- (3) 関東森林管理局東京分局（山梨森林管理事務所）
- ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持・造成
- イ 民有林直轄治山事業の実施
- ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給
- (4) 関東運輸局（山梨運輸支局）
- ア 災害時における輸送実態調査
- イ 災害時における自動車輸送業者に対する輸送の連絡調整及び指導
- ウ 災害時における自動車の応援手配
- エ 災害による不通区間における迂回輸送、代替輸送等の指導
- オ 災害時における関係機関との連絡調整
- (5) 東京管区气象台（甲府地方气象台）
- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び

警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。

ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。

エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。

オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

(6) 関東総合通信局

ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営

イ 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導

ウ 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸出し

エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）

オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

(7) 山梨労働局（甲府労働基準監督署）

ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導及び特殊設備の安全確保のための検査

イ 事業場内労働者の二次災害の防止

ウ 被災事業場に対する労働保険料の徴収猶予

エ 災害復旧工事における安全の確保

(8) 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所 ほか）

管轄する河川、道路、砂防について計画、工事及び管理を行うほか、災害対策について次の事項を行う。

ア 防災対策の基本方針等の策定

イ 災害予防

（ア）災害対策の推進

（イ）危機管理体制の整備

（ウ）災害、防災に関する研究、観測等の推進

（エ）防災教育等の実施

（オ）防災訓練

（カ）再発防止対策の実施

ウ 発災後の災害応急対策

（ア）災害発生直前の対策

（イ）災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

（ウ）活動体制の確立

（エ）政府本部への対応等

（オ）災害発生直後の施設の緊急点検

（カ）災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

（キ）災害発生時における応急工事等の実施

（ク）災害発生時における交通の確保等

（ケ）緊急輸送

（コ）代替輸送

（サ）二次災害の防止対策

- (シ) ライフライン施設の応急復旧
- (ス) 地方自治体への支援（支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣を含む）
- (セ) 被災者・被災事業者に対する措置
- (ソ) 災害発生時における広報
- (タ) 自発的支援への対応
- (チ) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

エ 災害復旧・復興対策

- (ア) 災害復旧・復興の基本方針
- (イ) 災害復旧の実施
- (ウ) 復旧・復興資機材の安定的な確保
- (エ) 都市の復興
- (オ) 借地借家制度等の特例の適用
- (カ) 被災者の居住の安定確保に対する支援
- (キ) 被災事業者等に対する支援措置
- (ク) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

4 自衛隊（陸上自衛隊東部方面特科連隊）

- (1) 平素における準備
 - ア 防災関係資料の整備
 - イ 関係機関との連絡・調整
 - ウ 災害派遣計画の作成
 - エ 防災に関する教育訓練
 - オ その他
 - (ア) 防災関係資器材の点検・整備
 - (イ) 隊員の非常参集体制の整備
- (2) 災害派遣の準備
 - ア 災害派遣初動の準備
 - イ 災害等情報の収集
 - ウ 通信の確保
 - エ 要請等の確認及び派遣要領の決定
- (3) 災害派遣の実施
 - 要請又は被災の状況に応ずる部隊の派遣
- (4) 撤収及び撤収後の措置

5 指定公共機関

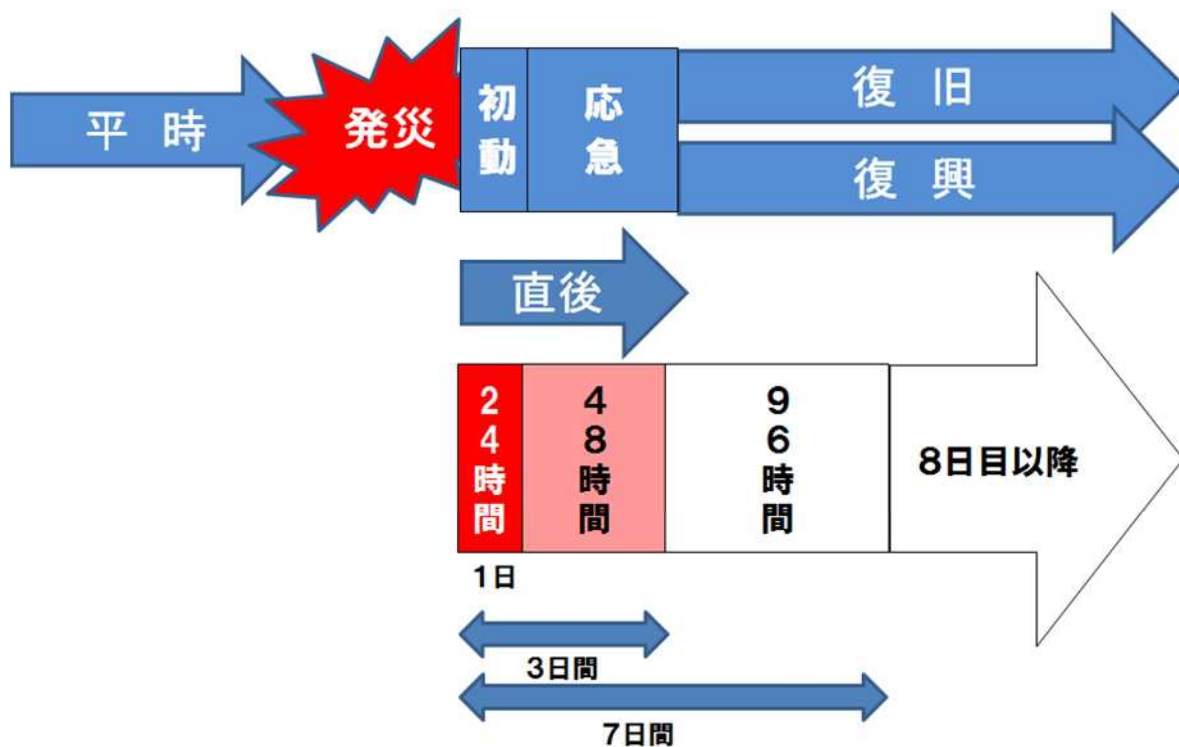
- (1) 東日本旅客鉄道株式会社（笹崎駅）
 - ア 災害による不通の場合の列車の迂回運転
 - イ 台風、大雨、豪雨豪雪時における列車運転の混乱防止のための運転規則（安全輸送の確保）
 - ウ 災害警備発令基準に基づく警戒
 - エ 災害発生のおそれのある河川の水位観測
 - オ 応急資材の確保及び重機械類の民間借上げ

- カ 災害時における不通区間の代行又は振替え輸送
 - キ 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保
 - (2) 東日本電信電話（株）（山梨支店）、（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ（山梨支店）
 - ア 災害時における公衆通信の確保と被災施設の早期復旧
 - イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対しての通信施設の優先利用
 - (3) 日本郵便(株)（韮崎郵便局）
 - ア 地方公共団体又は日本郵便(株)が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
 - イ 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
 - ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - オ 郵便局窓口業務の維持
 - カ 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
 - キ 郵便局ネットワークを活用した広報活用
 - ク (株)ゆうちょ銀行の非常払い及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
 - (4) 日本赤十字社（山梨県支部）
 - ア 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
 - イ 応援救護班の体制確立とその整備
 - ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - エ 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整
 - オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
 - カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
 - キ 義援金の募集及び配分
 - (5) 日本通運株式会社（山梨支店）
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的に即応しうる体制の整備
 - (6) 東京電力パワーグリッド株式会社（山梨総支社）
 - ア 電力供給施設の災害予防措置
 - イ 被災電力供給施設の状況調査とその早期復旧
 - ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
- 6 指定地方公共機関
- (1) 放送機関（(株)山梨放送、(株)テレビ山梨、(株)エフエム富士）
 - ア 地域住民に対する防災知識の普及と各種予報及び警報の報道
 - イ 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道
 - ウ 社会事業団体などによる義援金品の募集、配分への協力
 - (2) 輸送機関（山梨交通株式会社、社団法人山梨県トラック協会）
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送

- ウ 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的速やかに即応しうる体制の整備
- (3) ガス供給機関（（社）山梨県エルピーガス協会）
 - ア ガス供給施設の耐震整備
 - イ 被災地に対するガス供給の確保
 - ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧
- (4) 医師会（韮崎市医師会・北巨摩医師会・韮崎市歯科医師会）
 - ア 被災者に対する救護活動の実施
 - イ 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達
- 7 甲斐警察署
 - ア 災害時における治安、交通、犯罪の予防、通信等の災害応急措置
 - イ 災害広報並びに避難の指示及び誘導
 - ウ 被災者の救出、救護
 - エ 情報の収集、伝達及び災害原因調査
 - オ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の発行
- 8 峡北広域行政事務組合消防本部
 - (1) 災害の防ぎよ及び警戒に関すること。
 - (2) 消防自動車その他機械器具等の配備、運用に関すること。
 - (3) 自衛消防隊及び地区防災組織育成指導に関すること。
 - (4) 救助、救急措置に関すること。
 - (5) 火災警報及び気象情報に関すること。
 - (6) 予防査察に関すること。
 - (7) 防火対象物の立入検査及び指導に関すること。
 - (8) 消防計画及び地震防災応急計画に関すること。
 - (9) 建築同意事務に関すること。
 - (10) 危険物製造所等の許認可及び検査に関すること。
- 9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
 - (1) 農業協同組合、森林組合等農林業関係団体
 - ア 市が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 農林産物等の災害応急対策に対する指導
 - ウ 被災農家に対する資金の融通又はその斡旋
 - エ 農林業生産資材等の確保、斡旋
 - (2) 韮崎市商工会
 - ア 市が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
 - (3) 病院等医療施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における収容者の保護及び誘導
 - ウ 災害時における病人等の収容及び保護
 - エ 災害時における被災者の収容及び助産

- オ 医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検
- (4) 社会福祉施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導
- (5) 学校施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急教育対策計画の樹立と実施
- (6) 土地改良区
 - ア 農業用水（池等）の施設の整備と管理
 - イ 自己の管理に係る農業施設の被害調査と災害復旧
 - ウ たん水の防排除施設の整備と復旧
- 10 その他の公共団体
 - (1) 社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会、韮崎市社会福祉協議会）
 - ア 災害ボランティアの育成
 - イ 災害時のボランティア活動に関する連絡調整（市福祉部福祉班）
 - ウ ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保（市福祉部福祉班）
 - エ 発災後の災害ボランティアセンターの設置と運営（市福祉部福祉班）
 - (2) 山梨県ボランティア協会
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付及びその受入れ体制の確保

第7節 発災後の経過時間の定義



第1 時間経過の定義の必要性

地域防災計画に、発災後の経過時間の概念を導入することは、大変重要である。

本計画に従い、発災後の対応はもとより、より具体的かつ効果的に整備や訓練を行うためには、発災後の経過時間による変化を把握する必要がある。

本計画では、発災後の時間経過を次の4分割して対策を講じるものである。

●24時間：初動～直後数時間

とにかく避難。

初動期という。この発災直後の対応が最も重要であり、初動の対応如何で被災量の減少や二次災害防止を図ることができる。

●2～3日目：応急期間

応急的に自力で持ちこたえる期間。3日目になると、対策本部ではかなり正確な被災情報が収集でき、被災者に少し落ち着きが出始める。一部のライフラインが復旧し、避難所等では、緊急時の避難生活の見直しが行われる。また、自衛隊や機動隊の公的支援が開始される。救出活動の目安は、発災から72時間以内である。

●4～7日目：支援開始期

外部からの支援が開始される。地域内ボランティアが活動を始め、災害ボランティアセンターも設置される。また、水や食料等の支援物資もかなり充実し、電気、電話はほぼ復旧する。

●8日目以降：復旧・復興期

復旧・復興が開始される。

外部ボランティアが活動を始め、本格的に復旧・復興が始まる。

第8節 避難生活における条件

第1 避難所開設時の優先機能

指定避難所は、概して平時に施設管理者から用途の合意をとりつけておき、発災後に避難してきた住民（自主防災組織）等によって開設される。その時、優先される機能は以下である。

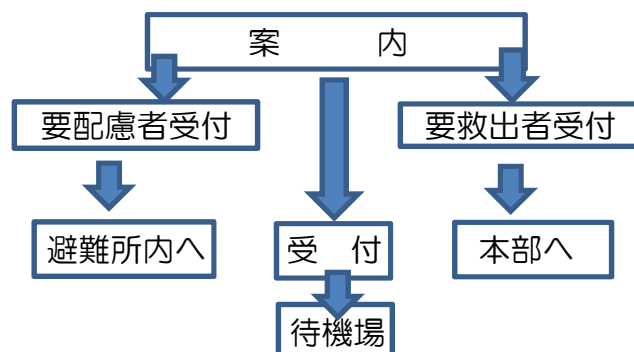
1 本部（または本部班）

避難所全体を統括するところ。市の災害対策本部と情報交換し、また、避難者に正確な情報を伝達することや、避難者への指示等を全うする。

2 受付（または被災者管理班の受付）

概して、以下の機能の窓口を設置する。

- (1) 案内 到着時の待機場所等の指示役。要配慮者以外は一旦待機場にある受付へ。
- (2) 要配慮者受付 到着者の中に要配慮者がいた場合、優先的に対処する窓口。
- (3) 受付 避難者の受付を行い待機させ、避難所となる建物の安全確認後、本部指示に従い行動させる窓口。また、到着時に要救出情報があった場合に、本部担当へ取り次ぐ役。



3 救護（または救護衛生班） 要配慮者を優先的に対処する。

第2 避難所のルールとマナー

避難所や避難場所にはルールとマナーが求められる。

ルールとは、事前に決めておく行動規則をいい、マナーは規則にない当たり前の行動をいう。

1 ルールの例

- (1) 勝手な場所どり禁止
- (2) 勝手な移動禁止
- (3) ペット持ち込み禁止
- (4) 危険物持ち込み禁止
- (5) 禁止区域への立ち入り禁止
- (6) 支援物資の無断利用
- (7) 車の中での生活禁止
- (8) 勝手な救助活動の禁止
- (9) 火気使用禁止
- (10) ゴミは指定場所に など

事前にルールをつくり、発災時の混乱を防ぐことは、減災の基本ですよ



2 マナーの例

- (1) 室内禁煙
- (2) 大声・騒音
- (3) 流言
- (4) ドロボウ
- (5) 暴力・喧嘩
- (6) 不潔
- (7) 悪臭 など

第9節 想定事態と初動

第1 災害の種別

災害大区分	想定される事態の種類
突発性災害	地震、爆発、突風、噴火、落石、その他の事故
警告性災害	洪水、土石流、地すべり、鉄砲水、大風、大火事、ウイルス
その他	原発事故、武力攻撃、ミサイル、テロ

第2 韮崎市における想定事態

突発性、警告性を問わず、発災すれば住民は自主的に避難し、市は速やかに災害対策本部を設置して事態を把握し、対処する。ゆえに、市側も住民側も災害の種別によって対処が大きく変わることはない。しかしながら、すべての事態に対処する防災計画の策定は困難であり、その訓練や整備も不可能であることから、韮崎市の地域防災計画は、歴史的かつ地理的な条件を踏まえて以下の想定事態に限定するものとする。

(1) 突発性災害（地震）

韮崎市では、明治以降の記録によると計11度の中規模地震で被害が発生している。

平成7年1月17日発災の阪神・淡路大震災から平成23年3月11日の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震まで、日本各地で大規模地震が発生し、韮崎市は、歴史的に繰り返される釜無川右岸の活断層地震や、近い将来起こるであろう「東海地震」、防災対策推進地域に指定された「南海トラフ地震」を警戒する必要がある。

(2) 警告性災害（洪水・土砂災害）

蕪崎市は風水害の発生しやすい地形である。特段、江戸期に現蕪崎市街は河原部村と呼ばれ、その名の通り洪水多発地帯であった。昭和34年8月の伊勢湾台風以来、大きな洪水はないが、釜無川と塩川という急こう配の河川を有し、周囲の急峻な山々にある沢からの鉄砲水や土石流にも警戒が必要である。

(3) 富士山噴火災害

蕪崎市は富士山からは距離があり、災害は季節によって降灰程度と予想されるが、被災地支援または被災者受入などを講じる必要がある。

(4) 放射能汚染（原子力対策）

毎日、大気放射能汚染度を調べ、基準値を超えた場合は、県および周辺市町村と連携して速やかに対策を講じる。

(5) その他

その他の事態では、原則として、住民は指定避難所に避難し、その後は蕪崎市の災害対策本部の指示に従う。市職員は、本人・家族・家庭の被災状況確認を優先させ、その後は災害対策本部の指示に従う。

第3 市職員初動規定

(1) 災害対策本部の設置と解散

市は、発災から速やかに災害対策本部を設置し、市内の被災状況を正確に把握しながら救出等の優先的措置を図るものである。

(2) 全庁初動規定

市は、発災直後の初動について「全庁初動規定」を定め、平時、すべての職員がその規定に従った訓練を行うものとする。

(3) 部署別初動規定

市の各部署は、発災直後の初動について「部署別初動規定」を定め、平時、すべての職員がその規定に従った訓練を行うものとする。

(4) 災害時着用ベスト

市職員は、災害時にベストを着用することにより、市職員であることを認知させる。

第4 地域初動規定

(1) 小地区(組又は班)ごとの初動規定

自主防災組織は、組や班ごとに、発災時に一時避難する空き地や駐車場に避難する。

(2) 自主防災組織の初動規定

自主防災組織は、属する全員が同じ初動をとるよう規定を作成し、平素、その規定に基づいて訓練を行うものとする。また、想定事態が複数（地震と洪水）ある場合は、それぞれの規定を定めることとする。

(3) 自主防災組織の避難ルートの確定

自主防災組織は、予め避難ルートを確定し、それを初動規定に明記するとともに、属する全員に周知徹底させるものとする。

第5 避難情報

市では、原則として避難情報は市長が出すことになるが、突発的災害等の間に合わないケースや、市長が被災して出せないことも考えられることから、被害を最小限にするために、自主防災組織や消防団等で危険を察知した場合、早めの自主避難が求められる。

○避難情報（資料編：「避難情報予告・判断マニュアル」参照）

避難情報は、下表のとおりとする。なお、運用にあたっては土砂災害警戒情報や今後の気象予測、警戒区域の巡視等の報告を含めて総合的に判断し、発令するものとする。

<土砂災害>

区分	現地による基準	気象情報等による基準			土砂災害警戒情報等による基準
		前日までの連続雨量が100mm以上の場合	前日までの連続雨量が40～100mmの場合	前日までの降雨がない場合	
高齢者等避難予告	高齢者等避難を発令する可能性があるとき				
【警戒レベル3】 高齢者等避難	湧き水、地下水に濁りなどが見つかったとき	当日雨量が50mmを超えたとき	当日雨量が80mmを超えたとき	当日雨量が100mmを超えたとき	1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布（キキクル）が「警戒（赤）」となったとき 2：通行規制等により、避難が困難になることが想定されるとき 3：発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき
避難指示予告	避難指示を発令する可能性があるとき				
【警戒レベル4】 避難指示	溪流付近の斜面崩壊などが見つかったとき	当日雨量が50mmを超え、時間雨量が30mmを超えたとき	当日雨量が80mmを超え、時間雨量が30mmを超えたとき	当日雨量が100mmを超え、時間雨量が30mmを超えたとき	1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表されたとき 2：土砂災害の危険度分布（キキクル）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が表示されたとき 3：発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 4：発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	近隣で土砂災害が発生し、山鳴りや流木、斜面の亀裂が見つかったとき	大雨特別警報が発令されたとき	大雨特別警報が発令されたとき	大雨特別警報が発令されたとき	—

<洪水>

河川名	【警戒レベル3】 高齢者等避難	【警戒レベル4】 避難指示	【警戒レベル5】 緊急安全確保
釜無川	1：指定河川洪水予報により、船山橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である2.00mに到達したとき（今後の到達予想を含む） 2：指定河川洪水予報により、船山橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されているとき 3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になったとき 4：穴山橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である1.70mに到達したとき（今後の到達予想を含む） 5：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見されたとき 6：発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される時	1：指定河川洪水予報により、船山橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である2.20mに到達したとき（今後の到達予想を含む） 2：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 3：穴山橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である2.30mに到達したとき（今後の到達予想を含む） 4：堤防に異常な漏水・侵食等が発見されたとき 5：発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される時 6：発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される時	1：堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき 2：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になったとき 3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき
塩川	1：指定河川洪水予報により、岩根橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である2.10mに到達したとき（今後の到達予想を含む） 2：指定河川洪水予報により、岩根橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されているとき 3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見されたとき 4：発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される時	1：指定河川洪水予報により、岩根橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である2.50mに到達したとき（今後の到達予想を含む） 2：堤防に異常な漏水・侵食等が発見されたとき 3：発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される時 4：発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される時	1：堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき 2：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき 3：堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき
御勅使川	1：堀切水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である1.50mに到達したとき（今後の到達予想を含む） 2：御勅使上橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である2.00mに到達したとき（今後の到達予想を含む） 3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見されたとき 4：発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される時	1：堀切水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である1.70mに到達したとき（今後の到達予想を含む） 2：御勅使上橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である2.80mに到達したとき（今後の到達予想を含む） 3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見されたとき 4：発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される時 5：発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される時	1：堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき 2：堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき

○参考○

河川名	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位【レベル2】	避難判断水位【レベル3】(高齢者等避難)	氾濫危険水位【レベル4】(避難指示)
釜無川	船山橋	1.50m	2.00m	2.00m	2.20m
	穴山橋	1.10m	1.70m	1.70m	2.30m
塩川	岩根橋	0.80m	1.70m	2.10m	2.50m
	金剛地	-	(6.60m)	(7.60m)	(7.80m)
御勅使川	御勅使上橋	1.60m	2.00m	2.00m	2.80m
	堀切	-	(1.30m)	(1.80m)	(2.00m)
小武川	小武川橋	1.00m	1.80m	-	-

※塩川上流の大門ダム、塩川ダムの放流状況にも留意すること

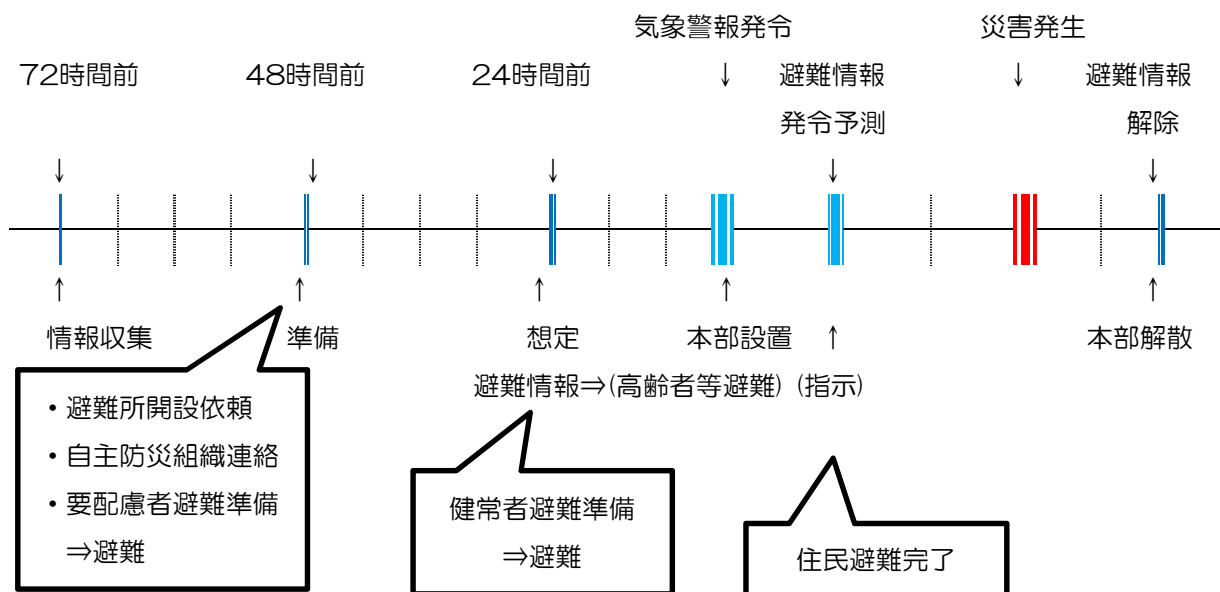
第6 タイムライン

警告性災害から住民を守るため、発災前の対応を重視した「減災対応時系列システム(タイムライン)」の導入が必要である。災害の発生が想定される時間の72時間前に監視体制に入り、48時間前には予想される災害対応への準備に入り、24時間前には高齢者等避難・避難指示を出すタイミングを整える。

想定事態(災害の種類や規模)によって設定時間は異なるが、監視⇒準備⇒避難情報の発令までが時系列で決めてあれば、発令者が不在であっても避難情報を出すことができ、また住民は、このシステムが「安全第一・空振りOK」を前提にしていることを十分に承知したうえで、発令に従うことが求められ、「避難情報が発令されなくとも率先避難」を心がけるものとする。

なお、急速な気象状況の変化により、避難情報が高齢者等避難から順番に発令されるものではないため、指定避難所開設前でも避難できるよう必要に応じて臨時避難所等を早期に開設する。

○タイムライン(例示)



行 政 編

第1部 共通災害対策部

第1章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実

全課・機関共通

第1 韮崎市防災会議

韮崎市防災会議は、災害対策基本法第16条に基づき設置する。

1 所掌事務

- (1) 韮崎市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 韮崎市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

2 防災会議会長及び委員

韮崎市防災会議は、会長を市長とし、委員については、韮崎市防災会議条例第3条のとおりとする。

第2 韮崎市災害対策本部

韮崎市災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2に基づき設置する。

なお、所掌事務及び組織等については、本編第2部地震災害部第3章第2節「職員配備計画」に定めるところによる。

第3 韮崎市災害警戒（水防）本部

本編第2部地震災害部第3章第2節「職員配備計画」及び「韮崎市水防計画」に定めるところによる。

第2節 防災知識の普及・防災訓練

全課・機関共通

防災業務に従事する職員及び一般住民等に対して、次のとおり防災知識の普及を図る。

その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するように努める。

第1 職員に対する防災教育

1 防災気象講習会

防災気象についての講習会等を、甲府地方気象台等と協力して実施する。

2 研修会

災害対策基本法等の法令に関する説明、研究を行い、土木、水防、建築、防災、営農その他防災技術の習得を図る。

3 検討会

防災訓練とあわせて開催し、業務分担等の認識を深める。

4 見学、現地調査

防災関係施設、防災関係研究機関等の見学並びに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

5 印刷物等の配布

災害発生時の参集方法、各職員の配備基準や任務、災害時の留意点等を記した防災の手引書などの印刷物を作成、配布し、防災知識の普及徹底を図る。

第2 市民に対する広報

市は、次により市民に対して防災・減災知識の普及を図る。

1 啓発の方法

- (1) 広報紙（「広報にらさき」）の活用
- (2) 防災行政無線、韮崎市ホームページ、FMコミュニティラジオ局等の広報媒体の活用
- (3) 出前塾等の活用
- (4) 防災関係資料の作成、配布
- (5) 防災行政無線やJ-ALERTと連携した防災・気象情報をにらさき防災・行政ナビ、防災・防犯メールマガジン、X(旧Twitter)、市ホームページへの配信

第3 学校教育・保育における防災教育

市は、次により幼児・児童・生徒等に対し防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して災害時の避難、保護の措置等について、知識の普及を図る。

1 教育・保育課程内の指導

災害の種類、原因、実態、対策等防災関係の事項をとりあげる。

2 防災訓練

学校行事等の一環として実施し、防災の実践活動、避難行動等について習得させる。

3 課外活動における防災教育

防災関係機関、施設並びに各種催し等の見学を行う。

第4 防災上重要な施設の管理者等に対する教育

市は、独自に、又は防災関係機関の協力を得て、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して災害時の防災教育を実施する。

第5 防災訓練の実施

市は、災害発生時等に効果的な防災活動が実施できるよう、災害時初動訓練、避難所運営訓練など、実践的な訓練を行う。

避難所運営訓練時には、避難所運営の責任者に男女双方を配置し、お互いの意見を取り入れられる体制づくりに努める。

また、自主防災組織に向けても、訓練実施の促進や訓練内用のアドバイス等に努める。

なお、訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。

第3節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充

総務課	市民生活課
建設課	上下水道課
消防団	峡北消防

災害時に円滑な災害応急活動ができるよう、防災施設、防災資機材の整備を推進する。

第1 防災施設の整備

1 通信連絡設備

本市では、災害時における電話回線の混雑、又は有線途絶時に備え、県防災行政無線、防災行政無線を整備している。市は、定期的に保守点検を実施するとともに、その運用の習熟に努めるものとする。

2 防災倉庫等

水防資機材を保管する水防倉庫は、災害発生危険予想地との距離等を考えて配置するものとし、支援助物資や避難所運営に必要な資機材を保管する備蓄倉庫は、指定避難所となる施設の敷地内に順次設置するよう努める。また、市は小中学校や各避難所等に配置している既存の備蓄倉庫について、在庫管理等適切な維持管理を行う。

3 指定避難所

市においては、資料編に掲載のとおり避難所をあらかじめ指定しているが、施設の老朽化、人口動態の変動等により適宜見直しを図るものとする。その際には、災害に対し安全な建物、広場などをあて、さらに給食施設を有するものか、又は比較的容易に搬入給食し得る場所を選定するよう考慮するものとする。

資料編 ○ 指定避難所一覧

4 市庁舎

災害時に指揮命令機関である災害対策本部が設置されるため、機能の維持・強化を図る必要があることから、耐震化の実施や非常用電源（発電機）等の点検及び点検結果に基づき必要に応じた更新等を行う。

5 地域防災拠点整備計画

(1) 基本方針

大規模災害発生時においては、その規模及び被害の状況により、市外からの広域応援や救援物資の供給などが想定されるが、被災地域、避難施設への救援活動を迅速かつ円滑に行う必要があることから、市は、地域防災拠点となる施設を計画し、積極的に整備を推進する。

(2) 指定方針

ア 広域応援活動等の拠点となり得る施設について、関係部署と協議の上、地域防災拠点に指定する。

イ 指定にあたっては、市内各地域での被災を想定しながら、アクセスルートとなる幹線道路（緊急輸送路）からの利便性、活用できる施設の能力や規模等を考慮する。

(3) 地域防災拠点の機能

ア 施設が果たす機能

- ① 災害対策本部代替施設として機能を有した施設、場所
- ② 市の災害備蓄品が保管可能な施設、場所
- ③ 指定避難所等として機能を有した施設、場所

イ 物資集積拠点

県内外からの救援物資の「受入れ」、「仕分け」、「保管」及び「配送」を行い、被災地域の避難所等へ輸送するための機能を有した施設。

ウ 地域防災拠点として整備する施設（計画）

開設が必要とされる場合の地域防災拠点施設を次のとおり計画する。

施設名称	所在地	機能	対象施設・スペック等	
葦崎中央体育館	葦崎市 藤井町南下條897番地	災害対策本部代替施設	サブアリーナ	
		災害備蓄品保管施設	防災備蓄倉庫	
		指定避難所	アリーナ・柔道場・サブアリーナ・マルチスタジオ	
		物資集積拠点	アリーナ	
		緊急一時避難場所	アリーナ・柔道場・サブアリーナ・マルチスタジオ 駐車場約250台	
		設置機能・機器等	受付・救護・個別相談	会議室等事務エリア
			女性専用スペース	トレーニングルーム
			乳幼児スペース	キッズスペース
			掲示板等情報共有スペース	エントランスホール
			非常用発電設備	72時間対応
耐震性防火水槽	60 t			
	マンホールトイレ	8基		

【土地利用イメージ】



第2 防災資機材の整備

1 点検整備の実施

点検整備は各自主防災組織にあっては区長、各施設（機関）、各事業所にあっては施設責任者、消防団にあっては各部長があたり、必要に応じて点検責任者を定める。点検責任者は、点検整備計画を作成し、これに基づいた定期的な点検整備を実施する。

2 点検整備を要する防災資機材と保管機関

資 機 材	保 管 機 関
水防用備蓄資機材	市（建設課）
消防用資機材及び施設	葦崎消防署、葦崎市消防団
防疫用資機材	市（市民生活課）
給水用資機材	市（上下水道課）
備蓄食料等	市（総務課）
自主防災組織備蓄資機材	各自主防災組織
ライフライン復旧資材	各事業者

3 資機材及び機械類の点検実施内容

資 機 材	機 械 類
1 規格ごとに数量の確認	1 不良箇所の有無及び故障の整備
2 不良品の取替	2 不良部品の取替
3 薬剤等の効果測定	3 機能試験の実施
4 その他必要な事項	4 その他必要な事項

第3 県における防災施設の整備状況

1 県立防災安全センター

県立防災安全センターは、県民に対する防災意識の普及啓発などを実施する防災教育機関であるとともに、大規模災害に対応できる防災資機材や生活必需品を備蓄し、災害時には、県内市町村等への広域的な救援物資の輸送中継拠点の役割を果たす。

2 山梨県中北地域県民センター

該当地域での大規模災害に迅速に対応するための防災資機材等を備蓄している。

3 土木施設災害対策拠点

災害時の緊急復旧活動及び救援活動等を迅速かつ的確に行うとともに近県との相互支援体制を充実するため、中北建設事務所峡北支所に防災拠点を整備する。

拠点機能は、次のとおりである。

- (1) 災害時の人員及び緊急物資の輸送拠点としての物資等の搬入、搬出を行う。
- (2) 緊急復興活動に必要な鋼材、盛土材、コンクリート等の備蓄を行う。
- (3) 緊急輸送路とのネットワーク化を図る。

第4節 消防予防計画

総務課	農政課	商工観光課
消防団	峡北消防	

火災予防については、防災思想の普及徹底と消防体制の充実強化を図ることにより相当な効果を期待し得るものである。科学的な消防力の充実と自動消火設備の設置指導、消火栓、地下貯水槽の設置を促進するとともに防火対象物の定期査察の徹底あるいは火災予防運動の実施により防災思想の向上啓発指導を行うものとする。

第1 消防力の充実強化

1 自治体消防力の充実強化

(1) 消防組織の充実強化

市は、消防施設・設備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団組織の充実強化を図るものとする。また、自主防災組織との連携を強め初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図るものとする。

(2) 消防施設等の整備強化

市及び峡北広域行政事務組合消防本部は「消防力の整備指針」「消防水利の基準」に基づき、計画的に、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、その他の消防施設等の整備充実を図るとともに、常に整備点検を行い適切に使用できる状態を維持する。さらには、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発災直後の初期消火活動や救助活動を円滑に進めるため、施設の耐震化にも努めるものとする。

(3) 消防団員の育成・強化

市は、消防団が災害時の活動を十分にできるよう、資機材の整備、出動態勢の確保、訓練等を推進し、育成・強化に努める。

2 地域の消防力の整備強化

(1) 市は、自主防災組織の育成、強化を図り、組織の核となる自主防災会長等に対して研修を実施し、これらの組織の日常訓練の実施を促すものとする。

(2) 市は、平時には自主防災組織の研修、訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助救護資機材の充実を図るものとする。

(3) 市及び峡北広域行政事務組合消防本部は、防火対象物の関係者に対し、防災活動の推進を図るよう次の事項について指導を行うものとする。

ア 従業員、顧客の安全を考慮に入れた災害時行動マニュアルの作成

イ 防災対策の整備

ウ 防災訓練等の実施

3 市消防計画の確立

市は、消防機関が大規模地震災害に対処できるよう、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、消防活動の万全を期することを主眼として次の事項を大綱とした市消防計画を確立し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

(1) 消防力等の整備

(2) 防災のための調査

(3) 防災教育訓練

(4) 災害の予防、警戒及び防ぎよ方法

(5) 災害時の避難、救助及び救急方法

(6) その他災害対策に関する事項

第2 火災予防対策の強化

1 建築同意制度の効果的活用

峡北広域行政事務組合消防本部は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安

全性を確保できるよう、建築基準法第6条に基づく建築確認申請と同時に消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い、建築面から火災予防の徹底を図るものとする。

2 一般家庭に対する指導

市は、自主防災組織など各種団体を通じて、一般家庭に対して消火器具、消火用水及び防火思想の普及徹底を図るとともに、これらの器具等の取扱い方法を指導する。

また、初期消火活動の重要性を認識させ、火災発生時における初期消火活動の徹底と、防災訓練への積極的参加促進を図るものとする。

3 防火対象物の防火体制の推進

市は、峡北広域行政事務組合消防本部と連携して次の措置を行い、防火対象物の防火体制を推進する。

(1) 不特定多数の者が利用する防火対象物は、火災が発生した場合の危険が大きい。

このため、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させるものとする。

(2) 防火管理者に対して消防計画を策定させ、防火訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気使用等について指導を行うものとする。

4 予防査察の強化

峡北広域行政事務組合消防本部は、火災発生及び被害の拡大を防止するため、防火対象物の定期的な査察を行うとともに、新築又は改築時等の臨時査察、さらに特殊対象物（工場、学校、旅館、病院、危険物等関係施設、文化財等）の特別査察等を計画的に行う。

5 危険物等の保安確保の指導

峡北広域行政事務組合消防本部は、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について必要の都度、消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

なお、峡北広域行政事務組合消防本部は峡北広域行政事務組合火災予防条例（昭和57年条例第33号）に規定されている指定数量未満の危険物の管理及び取扱いについても所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

6 防火防災思想、知識の普及

防災関係機関、関係団体等の協力を得て、また広報紙、韮崎市ホームページ等により防火防災に関する広報を行い、火災予防週間及び防災週間をはじめ消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに防火知識の普及に努める。

第3 林野火災予防計画

本市の林野面積は、市の総土地面積の約64パーセントを占めておりそのほとんどは極めて急峻な地形となっている。そのため、林野火災が発生すれば、その消防活動は不可能に近い状態に陥り、林野の焼失は勿論、人家への延焼等大きな被害に発展する可能性も大きいので、その予防活動と消防活動が適切に実施できるよう計画するものである。

1 林野火災予防思想の普及、啓発

市は、住民の林野に対する愛護精神の高揚、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることに鑑み、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した日の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、林業

関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施するものとする。なお、啓発にあたっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意するものとする。

また、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進する。

さらに、林野火災注意報及び警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発する時期には防災行政無線等有効な手段を用いて、住民に広く周知する。

2 林野所有（管理）者に対する指導

市は、林野所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等を積極的に行い、林野火災の予防対策の確立に努めるよう指導する。

3 林野火災消防計画の確立

市は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、次の事項について計画の確立を図るものとする。

(1) 防火管理計画

・特別警戒区域 ・特別警戒時期 ・特別警戒実施要領等

(2) 消防計画

・消防分担区域 ・出動計画 ・防ぎょ鎮圧計画 ・他市町村等応援計画
・資機材整備計画 ・防災訓練実施計画 ・啓発運動推進計画等

4 自衛消防体制の確立

市は、県、葦崎消防署、峡北森林組合等と連絡を密にとり、管理する森林の火災予防及び火災発生時における消火体制等についてあらかじめ消防計画を策定し、自衛消防体制の強化を図るものとする。

5 関係職員の研修指導

市は、予防対策、消火対策についてより万全を期するため、森林保全巡視員の研修及び森林組合職員等関係者への指導を行う。

6 林野火災に対する警戒の強化

市は、県、峡北消防本部、葦崎消防署と連携し、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行うものが火災予防上必要な措置の徹底を図れるよう、適切な対応を行うものとする。なお、許可した火入れの情報等は消防機関に共有するものとする。

また、乾燥や強風等の気象状況に依拠して的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化等適切な対応を行うものとする。

第5節 風水害等災害予防対策

総務課	建設課
農政課	商工観光課

第1 山地の災害予防

本市の山地は、地形、地質などの特質から崩壊に起因する災害が発生するおそれが高い。

このため、次に掲げる治山事業の積極的な推進を県に働きかけ、森林のもつ保全機能の維持増大を図るとともに、崩壊等の自然災害の危険頻度の高い山地災害危険地区とその流域の保全対策に努める。

1 山地災害の未然防止

集落周辺の山地災害を未然に防止するため、崩壊の可能性のある山地又は荒廃のきざしのある溪流

等に対し、予防治山事業を重点的に実施する。

特に、福祉施設、病院、幼稚園等「要配慮者関連施設」周辺の山地で、山地災害の危険性のある箇所については、施設管理者へ周知するとともに、山地災害の予防対策として積極的に治山事業を実施する。

2 荒廃山地等の復旧

山崩れを起こした崩壊地、浸食されて異常な堆積をしている溪流等に対し、復旧治山事業・総合治山事業等を推進し土砂崩壊、流出による下流の災害の防止を図る。

3 地すべりの防止

地すべりによる被害を防止、軽減するため、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づいて地すべり防止区域を指定し、積極的な保全工事を施行する。

4 保安林の整備

災害により保安機能の低下した保安林について、改植、補植、下刈等による森林整備を行い、森林機能の維持向上を図る。

資料編 ○山地災害危険地一覧

第2 河川対策

市内には、釜無川、塩川等の河川が流れ、過去において幾度となく水害に見舞われてきたが、近年では、堤防の建設や河川の改修により氾濫の危険性はかなり減少している。

今後も、洪水などの災害から守り、住民が安心して生活できるようにするため、特に中小河川における河川改修など適正な管理を進めていくとともに、出水の早期予知や災害時の状況把握に必要な正確な情報を収集し、住民へ迅速に連絡ができるよう、水位観測所や雨量観測所からの情報収集体制の確立、また関係団体との連絡体制の確立を図るものとする。

第3 砂防対策

本市の河川は、急峻な地形に加え地質的にも脆弱な地層が多く荒廃しやすい要因が重なっているため、豪雨等の際に土石流が発生する危険性が高い。

豪雨の際の溪流における生産土砂の抑止、流送土砂の貯留、調節、流路の安定、地すべり防止等のため、県に次の砂防事業の実施を要請していく。

1 土石流対策

市内には、土砂災害危険溪流が53溪流あり、砂防事業が県により実施されている。今後も、砂防事業の促進を県に要請していく。

2 地すべり対策

本市では、現在、地すべり防止法に基づく地すべり防止区域に指定されている箇所はないが、地すべりの発生のおそれがある箇所については、監視を重点的に行うものとする。

資料編 ○土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土石流）一覧

第4 急傾斜地等災害予防対策

本市は地形的、地質的に崩れやすい地域が多く、そのうち急傾斜地付近に存在する人家も多いので、豪雨の際の急傾斜地の崩壊による人的、物的被害の発生が予想される。

このため、県と連携して次の対策を推進する。

1 危険箇所の巡視等の強化

市は、豪雨の際、事前に適切な措置がとられるよう随時巡視を実施し、必要に応じて危険箇所の土地の所有者、管理者、占有者に対し、防災工事を施すなどの改善措置をとるよう強力に指導するものとする。

2 急傾斜地崩壊危険区域及び災害危険区域の指定の促進

市内では、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域として19箇所が指定され、がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制や標識の設置等が県により行われている。

今後も、危険箇所については関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を図っていく。

3 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域ごとに災害警報の発令、避難救助等の警戒避難体制の確立を図る。

4 簡易雨量観測器の設置及び観測

危険箇所の雨量観測は崩壊予察の有効な手法の一つであるので、簡易雨量観測器の設置推進によって雨量を観測し、災害発生想定危険雨量と比較し、緊急時における警戒避難の目安とするものとする。

5 急傾斜地の崩壊に対する知識の普及

市及び県は、危険地域の住民に対し、急傾斜地の災害の予防対策に対する事項、急傾斜地に係る法令等に関する知識の普及を図る。

6 防災のための集団移転促進事業

市及び県は、災害の発生地又は建築基準法に定める災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を助成し促進する。

7 がけ地近接等危険住宅移転事業

市及び県は、災害による危険から人命を守るため、建築基準法の規定による災害危険区域等にある住宅の除去・移転を助成し促進する。

8 急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地崩壊危険区域内の自然崖に対し、急傾斜地の所有者等が防災工事を行うことが困難又は不適当な場合は、県に対して急傾斜地崩壊防止工事の実施を要請する。

資料編 ○急傾斜地崩壊危険区域一覧

第5 警戒・避難対策計画の策定

市は、土砂災害警戒区域については県の指導を得て、警戒・避難対策計画を策定するものとする。策定にあたっては、次の事項に考慮する。

1 避難対象地区の指定

避難が必要となる危険区域等をあらかじめ避難対象地区として指定する。

2 避難収容施設の指定

(1) 避難対象地区を指定するときは、当該避難対象地区の住民及び滞留者等（以下「避難者」という。）を収容する施設を併せて指定する。

(2) 収容施設の指定にあたっては、次の事項に留意して安全適切な場所とする。

ア 地域の実状を踏まえ、安全適切な建築物とすること。

なお、設備（電気、給排水）についても十分考慮すること。

- イ 避難対象地区との経路が比較的近距離でかつ安全なこと。
- ウ 当該施設の所有者若しくは管理者の承諾が得られること。

第6 地域住民への周知

市は、危険な箇所に居住する地域住民に対し、洪水・土砂災害ハザードマップを作成配布し、洪水や土砂災害による危険性を周知徹底するとともに、集中豪雨時、東海地震警戒宣言等発令時、南海トラフ地震臨時情報等発令時あるいは地震発生時に速やかに警戒体制や避難体制がとれるよう、広報紙等により啓発に努める。

第7 農業対策

1 農業施設災害予防対策

市及び土地改良区は、常に施設の巡視点検に努め、施設の適切な維持管理を図るとともに、現地の状況を的確に把握し、地震及び大雨等の際には関係機関と連絡を密にし、協力体制をとる。

(1) ため池保全対策

ため池は、災害の際に決壊流出すると、人畜、家屋、農地、農作物その他の公共施設に極めて甚大な被害をもたらすため、特に築造年代が古いものから重点的に亀裂又は漏水について点検するとともに、大雨のおそれのある場合には、事前に放水して貯水量を減しておく。

(2) ため池ハザードマップ

豪雨や大地震によるため池の漏水、亀裂又は決壊が想定されることから、予め流出区域を把握し市民へ周知するため、ため池ハザードマップを作成配布するとともに、今後の県などが行う耐震改修工事等の防災・減災対策へ活用する。

(3) 湛水防除対策

ア 湛水による被害を未然に防止するため、湛水防除事業を実施し、排水機構の改善、排水機の増強及び排水路の整備等を行う。

イ 湛水防除用及び灌漑排水用のポンプについては、燃料、オイル等を常に補給し、有事の際に確実に作動するよう点検する。

ウ 地すべり及び土砂崩壊の発生が予想される地域について、被害が人命や家屋に及びおそれがある場合は、現地を定期的に巡視し、事前に関係住民に対し危険箇所を周知徹底させ、警戒避難体制を確立する。

(4) 農道

道路の崩壊等危険箇所を把握するとともに、側溝及び法面の整備を図る。

(5) 農地保全

急傾斜又は特殊土地帯の農地、主として樹園地や畑作地帯の基盤を整備し、降雨による土壌の流亡や崩壊を防止する。

(6) 農用施設

ハウス、農舎、共同利用施設等について、最小限に災害を防止するため補強の措置をとるものとする。

資料編 ○老朽ため池の所在地及び整備状況

2 農作物災害予防対策

農産物の災害予防については、「山梨県農業災害対策要領」に基づき万全を期する。特に、凍霜害については、発生危険が長期にわたるため、あらかじめ、警戒期間（おおむね3月下旬～5月下旬）を設け、災害防止に努める。

また、台風や豪雪等に対しては、气象台からの気象情報に基づき、的確な予防技術対策を樹立し、関係機関への迅速な通報に努める。

3 家畜に対する措置

畜産施設、特に家畜舎の骨組みを強化するとともに、病気の防疫（予防接種など）を徹底しておく。なお、災害発生時には飼料確保が困難なので事前に十分確保しておくことに留意する。

第8 林業対策

1 林業対策

林道並びに治山施設の災害を防止するため、治山施設及び林道施設をあらかじめ調査、補強を行う等適正措置をとるものとする。

2 林地保全

森林は無立木地に比較して、保水力が大きいので、その取扱いいかんによっては、その機能を喪失し、林地荒廃の原因にもなるので、その林地に順応した適正な森林整備を図り、災害の未然防止を期するものとする。

第9 ダム、水こう門等及びその操作

堰等の管理者は、設備の操作点検を行うとともに増水時には巡回し適切な操作を行い、異常を認めたときは、直ちに水防管理者に報告する。

水防管理者は、堰等の管理者に適切な操作を行わせ水害を未然に防止するよう指導する。

河川名	名称	位置	管理者	構造
釜無川	葎崎用水	一ツ谷	葎崎市 市長	手動巻上式
〃	祖母石用水	祖母石	下祖母石区 区長	〃
〃	荊ノ木用水	穴山町三ツ石	上祖母石区 区長	〃
釜無川	徳島堰	円野町上円井	徳島堰土地改良区	電動式
小武川	連合堰	〃 〃	上円井区 区長	手動巻上式
〃	瀬原堰	〃 〃	〃	〃
甘利沢川	山田堰	神山町鍋山	鍋山区 区長	木扉
〃	郷堰	〃 〃	若尾区 区長	ハンドル式
〃	山口用水	旭町上條北割山口	山口区 区長	手動巻上式
釜無川	海老島用水	大草町若尾	若尾新田区 区長	手動巻上式
〃	力石用水	龍岡町下條東割	坂ノ上区 区長	〃
〃	新田堰	穴山町上新田	新田堰組合 組合長	電動式
須玉川	亀石堰	〃 滝林	穴山亀石堰組合 組合長	手動巻上式
〃	亀石堰	中田町小田川西林	中田亀石堰組合 組合長	〃
塩川	藤井堰	〃 〃 屋敷	葎崎市 市長	ハンドル式
〃	楯無堰	穂坂町宮久保上ノ原	楯無堰土地改良区	〃

第6節 雪害予防対策

総務課	建設課	農政課
商工観光課	教育課	福祉課
財務政策課	長寿介護課	こども子育て課

平成 26 年 2 月に経験した豪雪災害を教訓とし、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、交通確保や農業施設等への雪害予防等に万全を期する。

第1 交通確保計画

- 1 冬季道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 2 適切な冬季道路網が確保されるよう、道路除雪計画を作成するとともに、他の道路管理者と十分連携し調整を図るものとする。
- 3 防災行政無線やホームページを通じて、不要・不急な外出等を控えるよう周知に努めるものとする。

本編第1部共通対策災害部第2章第8節「広報計画」 参照

第2 除排雪対策

1 住民による除雪

積雪時における安全の確保および雪害予防活動の推進のためには住民、事業所等の自主的な取り組みが不可欠であることから、路上駐車禁止、マイカー通勤の自粛、市で除雪できない生活道路や自宅周辺、歩道等の除雪協力等について普及啓発および広報に努めるものとする。併せて、屋根雪下ろし中の転落事故、屋根雪の落下等による事故等の防止について周知の徹底に努めるものとする。

2 地域による除雪

円滑な除排雪を実施するためには、住民一人ひとりの協力はもとより、一斉除排雪等地域が一体となった協力が不可欠であることから、広報等による啓発活動、自治会等を通じた協力の要請等に努めるものとする。

3 排雪場

二次災害の発生防止のため、道水路への排雪を禁止するよう、周知の徹底に努め、下表の場所を排雪場とする。また、排雪場が不足する場合は、地域スポーツ広場や大型河川へ排雪できるよう、関係機関へ要請するものとする。

名 称	住 所
釜無川河川緑地	葦崎市水神地内

第3 要配慮者対策

積雪時には要配慮者は特に大きな影響を受けることから、要配慮者が利用する施設の優先的除雪や、自力で除雪が困難な要配慮者に対する除雪ボランティアを、社会福祉協議会を通じて確保するなど、要配慮者に対する施策の推進を図るとともに、要配慮者に対する定期的訪問及び巡回健康相談、防災上必要な知識の普及啓発等の地域ぐるみの支援体制づくりに努めるものとする。

本編第1部共通対策災害部第1章第13節「要配慮者対策の推進」 参照

第4 帰宅困難者対策

積雪、なだれ等により交通が困難または不能になり、帰宅困難者が発生した場合は、近隣に暖房器具等がある施設を避難所として開設する。

第5 農業施設対策

農業用ハウス等の雪の重みによる倒壊・損壊等を防止するため、降雪状況に応じて雪下ろしや融雪等
対応方法の周知に努める。

第6 孤立予防対策

積雪、なだれ等により交通が困難または不能になり、孤立するおそれのある地区について事前に自主
避難を要請し、状況に応じてヘリコプターによる避難が必要と認められる場合は、関係機関に要請す
る。

本編第1部共通対策災害部第2章第3節「県防災ヘリコプターの出動要請計画」 参照

第7節 建築物災害予防対策

総務課 建設課 教育課
福祉課 こども子育て課
移住定住促進課

建築基準法、消防法などに基づく構造・設備、防火対象物の位置・消防用設備等の規制により、防災的
建築物への誘導を図る。また、これらの法律に基づいた立入検査等により、構造・設備などの維持管理に
ついては災害予防の徹底を図る。

さらに、居住者などの建築物利用者に、防災教育や通報・消火及び避難の訓練を実施することにより、
人命の保護と建築物の安全管理に対する啓蒙を図る。

第1 建築基準法に基づく建築物等の規制による推進

建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法に適合するよう県は、建築確認審査業務を通じた指導を
行うので、市もこれに協力し、防災的なまちづくりの実現を図る。

さらに、違反建築物の指導を強化し、非防災的建築物等の建築の防止に努める。

第2 公共施設災害予防計画

1 老朽建物の改築促進

- (1) 老朽度の著しい建物については、改築の促進を図る。改築にあたっては、鉄筋コンクリート造
又は鉄骨造の耐震耐火構造建物の建設の促進を図る。
- (2) 建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 市有建物の災害予防対策

- (1) 不特定多数の者が集まる公共施設や災害時に避難所が開設される学校等についても計画的に耐
震耐火調査を実施し、その調査結果に基づき、必要な補強等を行い、あるいは改築を検討するも
のとする。
- (2) 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に立地する公共施設については、被害の軽減化を図るた
め、更新等による建替の際には、対象区域外への移転や土地の嵩上等の対策を検討するものとす
る。

3 建物以外の施設の補強及び整備

建物以外の施設については次の措置を行い、災害の防止に努める。

- (1) 国旗掲揚塔、野球用バックネット等の著しく高いもの又は容量の大きいものは、その安全度を
常時確認し、危険と認められるものは必ず補強工事を実施する。
- (2) 移動又は飛散しやすい機械・器具等は、常時格納固定できるようにする。
- (3) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。

(4) 定期点検及び臨時点検を実施して、要補修箇所は補修又は補強して災害の防止に努める。

第3 定期報告制度及び防災査察

特定行政庁として、昭和56年より定期報告制度を実施しているので、観覧場、公会堂・集会場、病院、各種学校、百貨店・マーケット等、倉庫等建築基準法第12条に該当の建築主事に対し、自主的にその安全性を定期的に点検して報告させ、建築物の安全性の維持と災害予防を図る。

その他、随時防災査察を実施し、大衆の出入りする建築物の安全性維持に努める。

第4 特殊建築物の防災改修の促進

前項の査察並びに建築確認台帳により、特殊建築物の台帳を整備し、防災診断及び防災改修計画書の作成を行い、建築主等に政府関係金融機関による低利融資制度を紹介し、既存の特殊建築物等の防災性能の向上を促進する。

第8節 文化財災害予防対策

教育課

第1 保護の対象

市内には数多くの史跡や文化財などが残されており、また伝統行事や郷土芸能なども、地域固有の文化として受け継がれている。これらの歴史的文化遺産は、先人が残した市民共通の財産であり、保存、継承して後世に確実に伝えていく必要がある。本市の文化財の現況は、別表のとおりである。

第2 文化財保護対策

1 国指定の文化財

文化財保護法（昭和25年法律第214号）によって指定された国宝等の文化財の保護は、県及び市教育委員会が法定受託事務として行っている。

2 県及び市の文化財

山梨県文化財保護条例（昭和31年条例第29号）及び韮崎市文化財保護条例（昭和42年条例第25号）による文化財は、県及び市がそれぞれ独自に重要な文化財を指定して保護を行っている。この場合、同一物件が国、県、市指定と重なることはない。

3 文化財の管理責任

(1) 文化財の管理については、国、県及び市がそれぞれ管理規定を設け、所有者及び管理者にその責任を義務づけている。

(2) 所有者及び管理人の変更、指定物件の滅失、き損、亡失、盗難あるいは指定物件の現状変更等の場合は、国指定文化財については文化庁に、県指定文化財については県に、また市指定文化財については市教育委員会に届け出るものとする。

第3 文化財の防災施設

指定文化財の防災施設（防火施設、保存庫）等については、所有者及び管理者の申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。

第4 文化財災害予防措置

文化財の防災施設の実施計画や対策は関係法令に基づき、所有者、管理者の事情を考慮して、消防用設備や消火、避難及びその他風水害等の災害に対する訓練を、消防本部や消防団の指導・協力により行うとともに、所有者の教育を実施するものとする。

(1) 建物火災警報装置

火災の早期発見を目的として、自動火災報知設備を促進しているが、その設備状況は次のとおり

である。

指 定 別	名 称	設 置 状 況		備 考
		設 置 済	未 設 置	
国 重 文	武田八幡宮本殿	○		
県 指 定	武田八幡宮末社・若宮八幡宮本殿		○	
市 指 定	朝穂堰水配役人詰所文庫		○	

(2) 建造物の防災施設

建造物の周囲の水利状況、道路状況、消防体制の状況等により、貯水槽、消火栓、避雷針等消火施設についても促進し、その設備状況は次のとおりである。

指 定 別	名 称	消火栓設備器具	150m以内 水 利 状 況	道 路 状 況	そ の 他
国 重 文	武田八幡宮本殿	消火栓 3 放水銃 3	50m ³ 水槽	6m	
県 指 定	武田八幡宮末社 若宮八幡宮本殿	同 上	50m ³ 水槽	6m	
市 指 定	朝穂堰水配役人詰所 文庫	消火栓 1	10m ³ 水槽	7m	

(3) 美術工芸品保存庫設置状況

指 定 別	名 称	保 存 庫 設 置 状 況	そ の 他 保 存 の 状 況
国 重 文	木造阿弥陀如来及び両脇侍像	有	所有者管理
県 指 定	木造十一面観音立像	〃	〃
〃	木造伝馬頭観音立像	〃	〃
〃	木造梵天立像	〃	〃
〃	扇面御正躰付鉄鑄如来形坐像	〃	〃
〃	雲版	未	〃
〃	木造百万小塔付版本自心印陀羅尼	〃	〃
〃	武田勝頼夫人北条氏祈願文	〃	〃
市 指 定	願成寺阿弥陀三尊像	有	〃
〃	絹本着色「柳沢吉保」画像	未	〃
〃	絹本着色「達磨像図」	〃	〃
〃	紙本着色「勸修作福念仏図説」	〃	〃
〃	一条六郎信長寄進の大般若経第262巻・第587巻	〃	〃
〃	一条六郎信長寄進の大般若経第205・72・342・512巻	〃	〃
〃	俳句短冊帖「其唐松」付入天・地の巻2冊	〃	〃

別表 指定・登録文化財一覧

1 国指定（重要文化財）

種別	名称	所在地	所有者	指定年月日
建造物	武田八幡宮本殿	神山町北宮地	武田八幡宮	S4. 4. 6
彫刻	木造弥陀如来及両脇侍像	神山町鍋山	願成寺	S14. 9. 8

2 国指定（史跡）

種別	名称	所在地	所有者	指定年月日
史跡	新府城跡	中田町中條	韮崎市・他	S48. 7. 21
	白山城跡	神山町鍋山	内藤重明・他	H13. 1. 29
	御勅使川旧堤防（将棋頭）	龍岡町下條南割	国土交通省所管 国有財産部局長 （山梨県知事）	H15. 3. 25

3 国登録（記念物）

種別	名称	所在地	所有者	指定年月日
名勝地関係	七里岩	韮崎市	韮崎市・他	H27. 10. 7
遺跡関係	徳島堰	円野町、清哲町、 神山町、旭町、竜岡町	韮崎市（農林水産省）	R4. 11. 10

4 国登録（有形文化財）

種別	名称	所在地	所有者	指定年月日
建造物	大村家住宅 主屋	神山町鍋山	韮崎市	R2. 4. 3
建造物	大村家住宅 土蔵	神山町鍋山	韮崎市	R2. 4. 3

5 県指定

種別	名称	所在地	所有者	指定年月日
建造物	勝手神社の石鳥居	岩下	勝手神社	S34. 2. 9
	武田八幡宮石鳥居付 正面石垣	神山町北宮地	武田八幡宮	S36. 12. 7
	武田八幡宮末社 若宮八幡宮本殿	//	//	S36. 12. 7
	武田八幡宮二の鳥居付 輿石	//	//	H12. 10.12
彫刻	木造十一面観音立像	中田町中條	昌福寺	S34. 2. 9
	木造伝馬頭観音			
	木造梵天立像			
書籍	武田勝頼夫人北条氏祈願文	神山町北宮地	武田八幡宮	H4. 3. 5
工芸	雲版	円野町上円井	宗泉院	S39. 11. 19
	刀 巻口	穴山町	齋藤哲而	S44. 11. 20
	扇面御正躰付鉄鑄如来形坐像	円野町下円井	宇波刀神社	S54. 12. 28
絵画	絹本着色「柳沢吉保」画像	清哲町青木	常光寺	H9. 12. 15
	絹本着色「達磨」像図			
種別	名称	所在地	所有者	指定年月日
図像	紙本着色「勤修作福念仏図説」	清哲町青木	常光寺	H9. 12. 15
天然記念物	永岳寺の大カシ	大草町下條西割	永岳寺	S34. 2. 9
	苗敷山のアスナロ	旭町上條南割	穂見神社	S34. 2. 9

歴史資料	木造百万小塔付版本自心印陀羅尼	旭町上條南割	堀内政廣	S53. 3. 30
------	-----------------	--------	------	------------

6 市指定

種別	名称	所在地	所有者(管理者)	指定年月日
建造物	朝穂堰水配役人詰所文庫	穂坂町宮久保	葦崎市	S46. 7. 10
	葦崎宿豪商の蔵屋敷	藤井町南下條	葦崎市	S61. 5. 20
	葦崎の水車	藤井町南下條	葦崎市	H元. 1. 19
	苗敷山穂見神社 奥宮本殿	旭町上條南割	穂見神社	H5. 6. 23
	当麻戸神社本殿	藤井町駒井	当麻戸神社	H16. 10. 6
	為朝神社本宮	神山町北宮地	為朝神社	H16. 10. 6
	旧畠山一清邸新座敷	神山町鍋山	葦崎市	R5. 5. 24
彫刻	願成寺阿弥陀三尊	神山町鍋山	願成寺	S51. 3. 9
	宝積寺石幢	穂坂町三之蔵	宝積寺	S60. 2. 1
	一石百観音石像	神山町北宮地	武田八幡宮	S60. 2. 1
	十一面観音菩薩座像	穂坂町三ツ澤	慈眼院	H7. 10. 30
	木造金剛力士立像(阿形像・吽形像)	旭町上條南割	大公寺	H12. 3. 24
	為朝像	神山町北宮地	為朝神社	H16. 10. 6
書籍 (典籍・書跡)	俳句短冊帖「其唐松」 付帙入天・地の巻 2冊	旭町上條南割	堀内政廣	S54. 3. 23
	一条六郎信長寄進の大般若経 巻第262 巻第587	神山町北宮地	矢崎俊男	S54. 3. 23
	一条六郎信長寄進の大般若経 巻第205	大草町上條東割	矢崎林	S54. 3. 23
	一条六郎信長寄進の大般若経 巻第72	神山町鍋山	願成寺住職 山本一乗	S61. 5. 20
	一条六郎信長寄進の大般若経 巻第342	神山町北宮地	功刀利夫	S61. 5. 20
	山岡鉄舟筆の扁額「葦崎学校」	本町二丁目	葦崎小学校	H21. 7. 24
美術工芸品	願成寺の山号額	神山町鍋山	願成寺	H12. 3. 24
工芸	沢蔵院の鐘	穂坂町三ツ澤	沢蔵院	S60. 2. 1
	妙浄寺の鐘	円野町上円井	妙浄寺	S60. 2. 1
	大公寺の鐘	旭町上條南割	大公寺	S60. 2. 1
	蔓草図衛府太刀拵	中田町中條	藤武神社	H5. 6. 23

種別	名称	所在地	所有者(管理者)	指定年月日
史跡	常光寺 青木氏歴代の墓	清哲町青木	常光寺	S51. 3. 9
	武田信義館跡	神山町武田	葦崎市	S53. 3. 18
	穴山氏の墓	穴山町	満福寺	S54. 3. 23

	木曾氏の墓	藤井町駒井	光明寺	S57. 10. 5
	日ノ出城跡	穂坂町三之蔵	韮崎市	H3. 4. 1
石造物	鏡石	本町三丁目	姫宮神社	H元. 1. 19
	願成寺の五輪塔（伝武田信義の塔）	神山町鍋山字御堂	願成寺	H元. 1. 19
	慈眼院六地藏幢（二基）	穂坂町三ツ澤	慈眼院	H9. 12. 22
	行餘館之碑	藤井町駒井	宮澤和彦	H12. 3. 24
天然記念物	中の家の桜	清哲町青木	藤巻源文	S44. 7. 10
	武田八幡宮境内の樹叢	神山町北宮地	武田八幡宮	S44. 7. 10
	光明寺のカヤ	藤井町駒井	光明寺	S46. 7. 10
	藤巻家の朝鮮マキ	清哲町青木	藤巻新齋	S46. 7. 10
	宮久保のクヌギ	穂坂町宮久保	横森幸男	S46. 7. 10
	勝手神社のケヤキ	韮崎町岩下	勝手神社	S46. 7. 10
	苗敷山の高野マキ	旭町上條南割	穂見神社	S46. 7. 10
	饅頭峠のマンジュウ石	穂坂町三之蔵	飯島康彦・他	S54. 3. 23
	釜無川右岸の高師小僧	神山町鍋山地内		S54. 3. 23
	日之城の大ナシ	穂坂町三之蔵	大柴秀雄	S57. 10. 5
	北宮地のサカキ	神山町北宮地	矢崎栄子	S57. 10. 5
	武田のクマノミズキ	神山町武田	内藤重明	S57. 10. 5
	わに塚のサクラ	神山町武田	神山町武田区	H元. 1. 19
	駒井上野のコナラ	藤井町駒井	長阪信一	H5. 6. 23
	円井の逆断層	円野町下円井	内藤長臣	H7. 10. 30
	旧穴山小学校のひいらぎ	穴山町	韮崎市	H7. 10. 30
歴史資料	若宮八幡宮棟札	若宮一丁目	若宮八幡宮	S60. 2. 1
民俗	木喰仏	旭町上條中割	久保田春樹	H4. 1. 28
	木喰仏	清哲町折居	藤島常子	H4. 1. 28
無形民俗 文化財	綾棒踊り	大草町上條東割	伝承者 甘利小学校	H元 12. 20
	四ツ打	藤井町	伝承者 藤井公民館	H5. 6. 23

第9節 特殊災害予防対策

総務課 消防団
峡北消防

第1 火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の災害予防対策

市及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の爆発、漏洩等による災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り、次のとおり予防対策を推進する。

1 保安思想の啓発

災害の未然防止のため、関係法令遵守の徹底を図るとともに、次の計画を実施する。

- (1) 各種の講習会及び研修会の開催
- (2) 災害予防週間等の設定
- (3) 防災訓練の徹底

2 検査及び指導の実施

各施設の維持や技術基準に従った作業方法が遵守されるよう、規制及び指導を行うものとする。

- (1) 製造施設、貯蔵所等の保安検査及び立入検査の実施
- (2) 関係行政機関との緊密な連携
- (3) 各事業所の実状把握と各種保安指導の推進

3 自主保安体制の充実

防災関係機関は、自主的に保安体制の充実に取り組み、自律的確保の精神を醸成するものとする。

- (1) 取扱責任者の選任
- (2) 防災資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄
- (3) 自衛消防組織の整備
- (4) 隣接事業所との相互応援に関する協定締結の促進

4 消防体制の整備

市は、消防団員の確保と資質の向上を図るとともに、葦崎消防署との連携強化を図るものとする。また、峡北広域行政事務組合消防本部は、化学消防自動車等の適切な配備を図り、化学消防力の強化に努める。

資料編	○火薬庫所有者一覧	○高圧ガス関係事業所一覧
	○危険物規制対象物数	

第2 ガス事業施設の災害予防対策

1 簡易ガス事業者の措置

簡易ガス事業者は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施するものとする。

- (1) ガス施設については、ガス事業法による保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施
- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化
- (3) ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベの転倒防止措置の強化
- (4) ガス使用者に対して震災時の知識普及
- (5) 地震防災に係る訓練の実施

2 市の措置

市は、ガス事業者と協力して、次の対策を実施するものとする。

- (1) 災害予防の知識の啓発
- (2) 消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及
- (3) ガス漏れ事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退の勧告、指示

資料編	○簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域一覧
-----	------------------------

第10節 情報通信システム整備対策

総務課	デジタル戦略課
-----	---------

災害の予防及び応急対策を実施する上で必要な情報の収集伝達を円滑に行うため、情報通信システムの整備に努める。また、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるとともに、要配慮者、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情

報伝 達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、市は、県及び防災関係機関と連携し、平時から訓練等を通じて通信機器の 操作の習熟に努めておく。

第1 防災行政無線システム

市は、市本部、消防団、防災関係機関及び災害現場等との間の通信を確保するため、防災行政無線を設置・配備している。アナログ同報系無線については、平成30年度から2箇年でデジタル化整備を完了し、移動系は廃局とした。

通信設備の正常な機能維持を確保するため、定期的に保守点検を実施するとともに、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため通信訓練を実施して、非常災害発生に備えるものとする。今後は、多種多様な伝達手段（J-ALERT、テレビ、ラジオ、インターネット、市公式LINEアカウント、エリアメール等緊急速報メールサービス）等との連携方法を検討し、住民へ確実に情報が伝達される体制を構築する。

資料編 ○ 韮崎市防災行政無線（屋外拡声子局）設置場所一覧

第2 県防災行政無線システム

本市では、市役所に県防災行政無線局が設置されている。

災害時に県からの情報収集や県への被害状況等の報告が速やかに行えるよう、通信訓練の実施等を通して運用の習熟に努めるとともに、平時から定期的に保守点検を実施して正常な機能維持を確保するものとする。

なお、市庁舎の損壊等により自己の管理する施設が使用できない状態となったときには、市内の次の施設に設置されている県防災行政無線を利用して県との通信を行うものとする。このため、市は、平時から各機関と十分協議を行い、利用の手続き、通信の内容等について協定しておくものとする。

局名	機関名	所在地	電話番号
防災北巨摩	山梨県中北地域県民センター	韮崎市本町四丁目2番4号	0551-23-3051
防災峡北消防	峡北広域行政事務組合消防本部	韮崎市本町四丁目8番36号	0551-22-0119

第3 山梨県総合防災システムの活用

県本庁・出先機関、市町村等を接続した「山梨県総合防災情報システム」を活用して、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行う。

第4 災害時優先電話の周知及び活用

災害時には、一般加入電話の通話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、市は、災害発生時に市内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、あらかじめ市役所等の電話をNTT東日本（株）に災害時優先電話として登録している。

第5 他の関係機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特

に必要があるときは、警察署、消防署、鉄道事業、電力事業等の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続きにより利用して通信することができるので、平時から最寄りの専用通信設備を有している機関と利用の手続き、通信の内容等について具体的に協議しておくものとする。

市内で利用可能な関係機関の無線施設は、次のとおりである。

無線区分	機 関 名	通 信 範 囲
消防無線	峡北広域行政事務組合消防本部	峡北消防管内
警察庁	甲斐警察署	県内
NTT	山梨支店	県内
東京電力	東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社	甲府、大月

第6 防災拠点や指定避難所における通信環境整備

市庁舎、保健福祉センター、韮崎市立病院、地域防災拠点の韮崎中央体育館及び全ての指定避難所において、Wi-Fi等の通信環境を確保する。

第7 その他通信設備の整備

1 インターネット等の整備

市は、インターネットホームページを開設し、広報活動を行っているが、災害時に市の被災状況や市民への協力依頼等の広報手段として利用できるよう、平素から整備を図っていくものとする。

2 衛星携帯電話等の活用

災害発生時に通信施設等の被災により有線通信連絡が困難になった場合には、市本部の情報連絡体制を補完するため、衛星携帯電話やトランシーバー等が利用できるよう、平素から整備を図っていくものとする。

3 いらさき防災・行政ナビ、防災・防犯メールマガジンの登録推進

市民へPUSH型配信により災害情報を確実に届ける手段としていらさき防災・行政ナビ、防災・防犯メールマガジンの登録を推進するため、広報活動や出前塾等を通じて周知を図っていくものとする。

第 1 1 節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進

総務課	秘書人事課	教育課
財務政策課	デジタル戦略課	

災害から市民の生命、身体及び財産を守るためには、市をはじめとして各防災関係機関の災害に関する防災対策のみでなく、住民一人ひとりが自分の生命、自分の身体、自分の財産は、まず自分で守る、ということを認識し行動することが被害を少なくする第一義的な原点である。災害時において沈着冷静かつ適切な行動の必要性を深く認識し、協働の精神を発揮して住民による自発的な防災組織、また施設あるいは事業所別の防災組織を組織し、防災関係機関と住民とが一体となったより効果的な防災対策を推進する必要がある。

このため、市をはじめとする防災関係機関は、防災に関する各種の広報、啓発活動を積極的に行い、自主防災組織や防災上等の多様な主体の育成強化を図り、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

第1 市職員に対する市の役割

市は、災害対策基本法第5条に掲げる責務を果たすため、職員に災害応急対策及び警戒宣言発令時対策をはじめ、次の事項について教育を行うものとする。

- 1 災害に対する基礎知識
- 2 突発性災害（東海地震、南海トラフ地震臨時情報を含む）の発生又は発生の恐れがある場合、並びに警告性災害の発生の恐れがある場合の措置及び情報伝達
- 3 市が実施している防災対策と課題
- 4 地震予知情報が出されたとき及び地震が発生したときに具体的に取るべき行動に関する知識
- 5 職員の初動体制と任務分担等
- 6 南海トラフ地震臨時情報が発令されたとき及び地震が発生したときに、具体的に取る行動
- 7 自主防災組織等の住民の減災に関する事項
- 8 住民の避難行動に関すること
- 9 避難所の運営に関すること
- 10 その他

第2 住民等に対する市の役割

市は防災活動の主体となる第一次的団体であるが、地震等の災害が大規模であればあるほど、市をはじめとする各防災関係機関の初動体制に遅れが生じる可能性があり、家庭・地域での防災活動が被害を軽減するかぎとなる。

したがって、市は、住民が家庭及び地域から防災に取り組める環境の整備に向けて、資器材の充実、訓練の実施等について定例的に自主防災組織との研修会を設け、災害対策に関する啓発と、災害時に速やかな応急対策の実施が図れるよう指導・助言に努める。

1 住民に対する防災知識の普及

市は、住民が地震発生時及び警戒宣言発令時に的確な判断に基づいた行動がとれるよう、また「自らの命は、自らが守る」が防災の基本であることから、住民がその自覚を持つよう、防災週間に実施する防災訓練等を通じて防災知識の普及啓発に努める。

(1) 啓発の方法

- ア 広報紙（「広報にらさき」）の活用、防災関係資料の作成・配布
- イ 防災行政無線、SNS、防災行政ナビ、韮崎市ホームページ等の広報媒体の活用
- ウ 県立防災安全センターの活用、防災資機材・防災映画等の貸し出し
- エ 講演会等の開催、自主防災組織に対する指導
- オ 住民参加型防災イベントや実働体験訓練の開催

(2) 啓発の内容

- ア 東海地震及び地震に対する基礎知識
- イ 危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識
- ウ 東海地震に関連する情報、警戒宣言の性格及び情報の正確な入手方法
- エ 警戒宣言が出されたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識
- オ 防災関係機関が講じる応急対策の概要
- カ 住宅の耐震診断と補強、応急手当、家具の固定、火災予防、非常持出し品の準備等平時における準備

キ 南海トラフ地震に関する基礎知識及び臨時情報等が発表されたとき及び地震が発生したときに、具体的にとる行動

ク 警告性災害の特性や避難行動、警告情報

2 自主防災組織の育成・強化

災害時において重要な役割を担う自主防災組織や地域減災リーダーの充実を図るため、次により取り組みを行い、住民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成する。

ア 自主防災組織の組織づくりの支援

イ 地域減災リーダーの育成とスキルアップ支援

ウ 避難所運営への参画、防災訓練の企画立案、地区防災計画の策定など育成後の活動支援

エ 防災活動に必要な教育を受ける機会や活動事例を共有する機会の提供

3 幼児、児童、生徒等に対する教育

市は、幼児、児童、生徒に対し防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して災害発生時及び警戒宣言発令時の避難、保護の措置について、防災知識の普及を図る。

4 防災関係機関による防災知識の普及

NTT東日本(株)、中日本高速道路(株)、東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社、ガス会社等の機関は、それぞれの防災対策及び利用者のとるべき措置等について、防災知識の普及を図る。

第3 事業所の役割

1 事業所の防災及び危機管理体制の確立

施設の耐震・耐水化、意思決定機能・重要データの分散化、非常用電源・冷却水等の確保、通信連絡機能の複数ルートの設置、発災時刻の想定に基づく防災計画の作成等、各事業所の防災課と危機管理体制の確立を図る。

2 地域企業としての防災への協力

地域企業として、災害時には可能な範囲で一時避難場所としての施設の提供、物資面やボランティアとしての支援、炊出し施設の提供、自衛消防隊等の消防力の提供等を行う。

3 地域と協力した訓練の実施

事業所の行う訓練又は警戒宣言発令時の地震防災応急対策並びに発災時の被害の軽減等に対し、地域住民との協力のもとに実施できるように努める。

4 市の指導・助言

市は、上記事業所の計画作成又は活動に当たっての指導・助言を行う。

第12節 災害ボランティアの育成と連携体制の強化

総務課・福祉課
長寿介護課・健康づくり課
こども子育て課・財務政策課

災害ボランティアは、自主防災組織など既存の防災体制を補完し、効果的な地震対策を推進するうえで大きな役割を果たすことが期待されている。

市は、県、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、ボランティアグループ等と連携して、住民のボランティア意識の高揚、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備など各般にわたる施策を展開してボランティアの育成に努める。

また、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンター運営者との役割分担や災害ボランティアセンターの設置場所等について検討を行うものとする。

第1 災害ボランティアの登録

市は、平時より福祉等のボランティアを行っている者を中心に、災害時のボランティアの登録制度の検討を行う。

第2 災害ボランティアの種類と対応

	災害ボランティアの種類	今後の対応の方向
1	日常より市内で福祉等のボランティアとして従事している人々	→ 希望者は災害時にも可能な限りボランティアとして活動できる体制の整備を行う。
2	(1) 特殊技能者（医師、保健師、土木・建築技術者 等） (2) 応急危険度判定士	→ 国、県などの動向もふまえながら、今後災害ボランティアの登録制度を整備していく。 → 震災時には、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。
3	市内外から震災後かけつけるボランティア希望者	→ (1) 市は、市社会福祉協議会と協力し受付窓口を設置する。 (2) 市と市社会福祉協議会は各ボランティア団体等のなかから長期活動可能なリーダー(ボランティアコーディネーター)を選び、ボランティア自身により組織編制及び運営が行えるように協力する。 (3) 市は、福祉部福祉班においてボランティアニーズの把握を行い、市社会福祉協議会と協力して、宿舎、食事、活動拠点、事務用品等を用意する。

第3 ボランティア活動の環境整備

- 1 災害救援ボランティアの活動拠点の確保について、配慮するものとする。
- 2 市は、中核となる防災ボランティアリーダーを選任し、活動を支援する。

第4 ボランティアの活動分野

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集、伝達
- 2 要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等）の介助及び看護補助
- 3 清掃
- 4 炊出し
- 5 救援物資の仕分け及び配布
- 6 消火・救助・救護活動
- 7 保健医療活動
- 8 通訳等の外国人支援活動

第5 山梨県民間社会福祉救援合同本部

現在、県や日本赤十字社山梨県支部において災害ボランティアの育成が行われており、また平時にはボランティア登録及び研修、災害時にはボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等が組織する山梨県民間社会福祉救援合同本部が設置される。

市においても、平時から県及び関係機関と連携して災害ボランティアの育成に努めるものとする。

第6 災害救援ボランティアの受入意体制の整備

市及び社会福祉協議会は、平時から災害時におけるボランティアの円滑な受入れ、被災者に対するボランティア活用の呼び掛け、メディアを活用したボランティアについての情報発信などについて、検討するとともに、県内のボランティア関係機関・団体等の連携強化を図るとともに、民間団体等による協定の締結を促進する。

災害発生時に各種避難情報や気象情報の入手が困難で、避難等に介助が必要な高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に対し、平素から必要な安全対策を実施する。

◎要配慮者の定義

要配慮者とは、乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、傷病者、高齢者、妊婦、外国人など、特に配慮を要する者。

◎避難行動要支援者の定義

市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。

第1 要配慮者に対する意識啓発

市は、要配慮者やその家族が、普段から災害に関する基礎的な知識や災害発生時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、国の要配慮者に関するガイドラインを踏まえたマニュアルを作成するなど、防災上必要な知識の普及啓発に努める。

また、要配慮者自身による自助対策（家具の固定、備蓄品や持ち出し品の用意、近所との関係づくりなど）を推奨するものとする。

第2 社会福祉施設対策の推進

市は、社会福祉施設の利用者が寝たきり老人や心身障がい者等いわゆる要配慮者であることから、社会福祉施設の管理者に対して次の対策を指導する。

また、韮崎消防署は、予防査察等の機会を利用し、指導を行うものとする。

1 防災設備等の整備

(1) 施設の耐震性の確保等

施設管理者は、震災時等における施設の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。また、施設の出入口付近等はスロープ化するなど段差解消に努めるものとする。

老朽程度が著しい施設については、耐震、耐火構造による改築等施設の整備を行う。

(2) 防災施設等の整備

消防法等により整備を必要とする防災施設等(消火設備、警報設備、避難設備等)の整備を図る。

また、施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備を行う。

(3) 非常食料の備蓄

電気、水道等の供給停止に備え、非常食料等の備蓄を3日分程度行う。

2 防災体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、地震発生時の迅速かつ的確な対応のため、平素から次の防災体制の整備を図る。

(1) 災害時の体制づくり

施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、保護者への連絡方法及び障がい者の引渡方法等を明確にする。

特に、夜間は悪条件が重なることから、あらかじめ消防機関への通報体制や避難誘導體制等を十分検討する。

(2) **平時**の体制づくり

市と連携のもと、近隣住民や自主防災組織、ボランティア組織との日常の連携を図り、入所者の実態に応じた協力が得るとともに、市内及び近隣市開設する社会福祉施設とネットワークを構築し、**平時**から相互の受け入れ体制や施設の減災に努める。

3 防災教育、防災訓練の充実

(1) 防災教育の実施

施設管理者は、施設の職員や利用者が、地震災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心が得られるよう、定期的に防災教育を実施する。

(2) 防災訓練の実施

施設の構造や利用者の判断能力、行動能力の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するとともに、地域の協力が得られるよう、地域の自主防災会と協力した訓練を実施する。

第3 避難行動要支援者の**支援体制の整備**

1 避難行動要支援者名簿

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を特定するため、年度末に、地区・地域の民生委員および自治会長に、避難行動要支援者に該当する者の調査を依頼し、新規に本制度の利用を希望される人には、その所在等を市**長寿介護課**に届け、避難行動要支援者名簿に追加する。

(1) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

- ア 65歳以上の高齢者のみの世帯に属する者
- イ 介護保険法による要介護度3以上の者
- ウ 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
- エ 療育手帳A1又はA2の交付を受けている者
- オ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- カ 避難行動要支援者名簿への記載について本人又は家族から申し出のある者

(2) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たって、要配慮者に該当する者を把握するために、市保有情報（住民基本台帳、世帯ファイル、身体障害者更生指導台帳、知的障害者更生指導台帳、介護保険被保険者台帳）を集約する。

また、(1)オに該当する者については、本人又は家族からの申請に基づき情報を把握する。

(3) 避難行動要支援者名簿記載事項

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(4) 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項

市は、避難行動要支援者名簿を原則年1回以上更新する。

(5) 避難行動要支援者名簿の管理に関する事項

避難行動要支援者名簿の提供を受けた関係機関は、名簿情報を適正に管理する。

2 同意者名簿

市は、避難行動要支援者名簿に記載された者のうち、避難支援等関係者への情報提供に同意した者を把握し、同意者名簿を作成するものとする。

(1) 同意者名簿の提供

市は、支援組織が所在する地域内に居住する避難行動要支援者名簿に記載された者に対して、**平時**からの支援組織への情報提供について意向を確認し、支援組織への情報提供に同意した者を記載した同意者名簿を支援組織へ提供する。

災害対策基本法第49条の11第2項に定める、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる者とする。

なお、名簿の提供にあたっては、本人の同意を得ることとし、得られない場合には、提供を行わないこととする。ただし、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

- ① 峡北広域行政事務組合消防本部（葦崎消防署）
- ② 山梨県警察本部（甲斐警察署）
- ③ 葦崎市民生委員児童委員協議会
- ④ 葦崎市地区長連合会（自主防災組織）
- ⑤ 葦崎市消防団

(2) 同意者名簿の更新に関する事項

市は、同意者名簿を原則年1回以上更新する。

(3) 情報漏えいを防止するための措置

市は、支援組織において、要配慮者情報の適正な管理が図られるよう、情報漏えいの防止のために次の措置を講ずることとする。

- ① 避難行動要支援者名簿の提供については、避難支援等関係者に対し、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ② 避難行動要支援者名簿は必要以上に複製せず、施錠可能な場所に保管するなど、避難支援等関係者に対し、情報セキュリティに関する指導を十分に行う。
- ③ 避難行動要支援者名簿を提供する際には、原則として、担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとし、別の地域の名簿は提供しない。

(4) 提供された避難行動要支援者名簿の**地区**での活用

避難行動要支援者名簿を受け取った地区は、警告性災害対向け地区タイムラインで作成した避難行動要支援者の支援マップを、避難行動要支援者個別避難計画として市に提出する**ことができる**。また、市は各地区から個別避難計画がスムーズに提出されるよう、地区防災計画および地区タイムラインの普及と啓発に努める。

3 個別避難計画

(1) 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援者等を必要とする理由等のほか、避難支援実施者の氏名又は名称、住所又は居所、電話

番号その他の連絡先、避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。

ただし、個別避難計画を作成することについて、当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成にあたっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

(2) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

個別避難経過計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者は、前2(1)に掲げる避難支援関係者及び支援者とする。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や複製の制限などによる情報管理の徹底を図るとともに、避難支援関係者への研修会の開催などを通じて情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置を講ずる。

(3) 個別避難計画と地区防災計画の整合

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図り、訓練等により、両計画の一体的な運用を推進する。

第4 在宅高齢者・障がい者等の要配慮者対策

1 防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立

(1) 在宅高齢者、障がい者等については、自主防災組織等の訓練への積極的な参加を呼びかけ、障がい者防災マニュアル等を活用し地震災害に関する基礎的知識等の普及啓発に努める。

なお、啓発資料の作成にあたっては、点字資料の作成など障がい者への啓発に十分配慮する。

(2) 市は、訓練等を通じて地域の自主防災組織等が援助すべき世帯等をあらかじめ明確にしておくとともに、移動等が困難な障がい者等については、防災情報の伝達、介助体制の確立に努めるものとする。

2 避難誘導體制

市は、高齢者や障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、手話通訳、ガイドヘルパー等の協力を得ながら、平時より避難誘導體制の整備に努めるものとする。

3 避難所における対応

市は、避難所を中心とした要配慮者の健康保持のため必要な活動を行う。

特に、高齢者、障がい者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、避難所において、次の点に留意して要配慮者専用スペースの確保を図るものとする。

- ① 静かでケアのしやすい場所
- ② トイレ、出口等に近い場所
- ③ 1階等階段を使用する必要のない場所

要配慮者専用スペース選定上の留意点

4 指定福祉避難所の開設

発災時又は発生する恐れがあり、指定避難所において長期滞在が必要な事態となった場合で、一般避難者との共同生活が困難な、特別な配慮が必要な介護を必要とする要配慮者は指定福祉避難所へ避難するため、必要なスタッフを確保したうえで開設するものとする。

開設にあたっては市社会福祉協議会、自主防災組織、消防団、要配慮者の介助者、日赤奉仕団、ボランティアの協力を得て要配慮者を移送し、収容するものとする。

指定福祉避難所開設施設

施設名	所在地	電話番号
老人福祉センター	韮崎市大草町若尾1680	(0551) 22-6944
大草デイサービスセンター こぶし荘	〃	(0551) 23-5080
韮崎中央体育館	韮崎市藤井町南下條897番地	(0551) 45-9255

5 被災者への情報伝達活動

市は、被災者のニーズを十分把握し、被害状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの防災関係機関が講じている施設に関する情報、交通規制など被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

6 応急仮設住宅

市は、応急仮設住宅への収容に当たっては、高齢者や身体障がい者等の要配慮者の優先的入居を行う等、十分配慮するとともに、ファックス、伝言板、障がい者仕様トイレなど必要な設備を整備するものとする。

また、高齢者・障がい者向けの応急仮設住宅の設置等に努める。

7 避難確保計画の策定

土砂災害警戒区域、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の管理者等は法律（土砂災害防止法第8条の2、水防法第15条第3項）に基づき避難確保計画を策定し、計画に基づく訓練を年1回以上実施しなければならない。市内対象施設は水防計画に記載する施設とする。

なお、市及び県は、未策定施設の管理者等に対し、策定支援を行うものとする。

第5 外国人の支援対策

1 平時の啓発

災害に対して知識が乏しく、かつ、日本語の理解も十分でない外国人に対しては、平時から、日本語教室等を通じて、防災パンフレットの配布や防災に関する研修を行うなど、基礎的な防災情報や知識の普及を図る。また、災害時でも適切に対応できるよう、平素から通訳ボランティアの確保を図るとともに、対応マニュアル等の整備を図るものとする。

2 大規模災害発生時の対策

山梨県災害対策本部が設置された場合には、山梨県立国際交流・多文化共生センター等に災害多言語支援センターが設置される。市は、県及び同センターと連携し、外国人の混乱や不安の拡大を抑制するものとする。

(1) 外国人の救護

市は、地域の自治会、自主防災組織及びボランティアや地域のキーパーソンに加え、災害時外国人支援情報コーディネーター等の協力も得ながら、情報の収集及び整理を行う。

(2) 特性に応じた避難誘導體制の構築

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在住外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

(3) 生活支援

ア 外国人への情報提供

市及び県は、報道機関、特定技能所属機関及び地域のキーパーソン等の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ 避難所における相談体制の整備

市は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するため、ボランティア、災害多言語支援センター及び特定技能所属機関等の協力を得ながら、相談体制を整備する。また、携帯型翻訳機・アプリ等の活用を推進する。

第6 観光客対策

市内各所に避難地、避難所、危険箇所等の案内板を設置し、地理に不案内な観光客等でも速やかな避難が行えるよう施設の整備に努めるものとする。

第7 幼児、児童・生徒保護対策

学校等（保育園を含む。）の管理者は地震の発生に備え、対策本部の設置基準、応急対策実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制をあらかじめ明確にしておくとともに、幼児、児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）の防災教育に努めるものとする。

1 応急活動体制

学校等の災害対策を次により推進する。

(1) 災害発生時の行動マニュアル

発生時間別に教職員及び児童生徒のとるべき行動に関するマニュアルを学校ごとに作成し、教職員及び幼児、児童・生徒等の生命と身体の安全を確保する。

(2) 学校の災害対策組織

多様な災害に適切に対処できるよう防災体制及び組織の整備に努める。

勤務時間外の災害発生を想定し、初動体制が円滑に機能できるよう、あらかじめ災害対策応急要員を指名する。

電話回線の途絶等を想定し、保護者、教育委員会、防災関係機関等との多様な連絡方法を整備する。

(3) 児童・生徒等の安全対策

在校時、通学時など発生時間別の避難方法や教職員の指示及びとるべき対策をあらかじめ明らかにし、防災訓練や職員の研修等を通じて安全対策の周知徹底を図る。

(4) 教育活動の再開に向けて

学校施設の被災状況を速やかに把握するとともに、児童・生徒及び教職員の安否確認を行い、早期に教育活動が再開できるよう努める。

(5) 避難所としての学校の対応の在り方

学校に開設される避難所の運営に教職員が協力せざるを得ない状況も予想されるため、避難所運営組織の運営及び管理活動が円滑に機能するよう必要な支援に努める。

2 防災教育指導

児童・生徒等への地震防災教育を次により推進する。

(1) 児童・生徒等に対する防災教育の基本的な考え方

状況に応じた明確な判断と行動ができるよう、発生時間や災害の種類、規模等多様な想定に基づく防災・避難訓練を実施する。

(2) 防災に関する教職員の研修のあり方

災害及び防災に関する専門的知識の養成及び機能の向上を図るため地震防災に関する研修を校内研修として位置づける。

(3) 防災教育の指導内容の概要

ア 各教科、領域等との相互に関連を図った防災教育

イ 防災ボランティア活動の進め方

ウ 応急救護、看護の実践的学習

エ 防災訓練のあり方

第2章 発災後の応急対策計画

第1節 応急活動体制

全部班・機関共通

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に災害の発生を防ぎよし、又は災害の拡大を防止するための組織及び応急対策について定める。

第1 韮崎市災害対策本部

災害の発生を防止し、又は災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、市長は災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、韮崎市災害対策本部を設置する。

1 設置基準

次の各号のいずれかに該当する場合に設置する。

- (1) 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするときで、なおかつ防災の推進を図る必要があると認めるとき。
- (2) 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。
- (3) 市内で震度が6弱以上の地震を記録したとき。
- (4) その他市長が必要と認めた場合。

2 廃止の時期

災害対策本部は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は応急措置がおおむね完了したと認められるときは廃止する。

3 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表するとともに災害対策本部の標識を本部設置場所に掲示する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	連絡方法
市職員	庁内放送、防災行政無線、電話、口頭、にらさき防災・行政ナビ
市議会	(秘書人事班から)口頭、電話
県知事	県防災行政無線、電話、県総合防災情報システム(Lアラート)
中北県民センター	県防災行政無線、電話、県総合防災情報システム(Lアラート)
峡北広域行政事務組合消防本部	県防災行政無線、電話
甲斐警察署	電話
近隣市町村	県防災行政無線、電話、県総合防災情報システム(Lアラート)
市内関係機関	防災行政無線、電話、連絡員
一般住民	防災行政無線、広報車、連絡員、にらさき防災・行政ナビ、Twitter、市ホームページ防災・防犯メールマガジン
報道機関	電話、口頭、文書、県総合防災情報システム(Lアラート)

4 災害対策本部の設置場所

韮崎市役所に設置する。ただし、本庁舎が被災した場合には被災状況に応じ、次のとおり市長が指定する施設に設置するものとする。

第1順位	韮崎中央体育館	第2順位	市民交流センター
------	---------	------	----------

5 本部長の職務代理者の決定

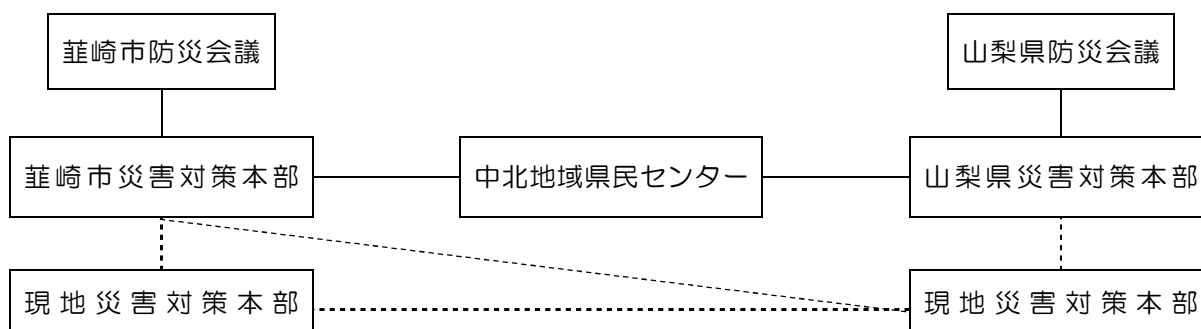
本部長（市長）が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、次のとおりとする。

第 1 順 位	副市長
第 2 順 位	総務課長

資料編	○ 韮崎市災害対策本部条例 ○ 韮崎市災害対策本部活動要領 ○ 韮崎市災害非常参集要領
-----	---

第2 災害対策本部の組織及び所掌事務

1 韮崎市防災組織系統図



（注） 災害の状況に応じて、現地災害対策本部を置くことができる。組織、編成等は、その都度本部長が定める。

2 市災害対策本部の編成

韮崎市災害対策本部の編成は資料編 韮崎市災害対策本部編成表、分掌事務一覧を参照する。

資料編	○ 韮崎市災害対策本部編成表、分掌事務一覧
-----	-----------------------

3 分担任務

- (1) 本部には、部及び班を置き、部には部長、班には班長をおく。
- (2) 部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- (3) 本部員会議は、災害対策本部に係る災害対策の基本的な事項について協議するものとする。
- (4) 班長は、当該班の所属事項について、応急対策の処理に当たる。
- (5) 班に属する担当の職員は、その班員となり、上司の命を受けて応急対策に当たる。
- (6) 市本部の分掌事務は別表第2のとおりであるが、別表第2に定めていない事項については、本部員会議でその都度定めるものとする。

第3 現地災害対策本部の設置

- 1 本部長は、災害対策基本法第23条第5項の規定に基づき、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

- 2 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 現地本部は、防災関係機関と連携して、本部長の特命事項を処理するものとする。
- 4 現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

第4 県の現地対策本部との連携

市本部は、市内に大規模災害が発生し、県の現地対策本部が設置されたときは、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

第2節 職員配備計画

全部班・機関共通

職員の配備体制は、資料編「韮崎市業務継続計画」及び「職員初動規定及び配置基準」に準じ、平時から体制を整備する。

第1 災害対策本部体制の充実

(1) 韮崎市職員初動マニュアルの活用・充実

災害発生時、各部各班の初動期における活動を迅速かつ的確に行うため、修正等を行い、充実を図る。

(2) 初動体制の習熟

初動段階の成否がその後の応急対策活動に大きく影響することから、特に初動段階の意思決定者、配備基準、指揮命令系統について、職員参集訓練及び災害対策本部設置訓練を実施し、習熟を図る。

(3) 本部設備の整備

本部が迅速に機能できるよう、また、職員が庁舎内で被災することのないよう、以下の本部設備等の整備に努める。

ア 備品の固定及び落下物の防止措置

イ 停電時に備えた非常用電源の整備

ウ 無線機器の点検・整備

エ 市内地図、防災関係機関の連絡簿、その他本部設置に必要な物品の整備

オ 災害応急対策に従事する職員の食料等の確保

(4) 各庁舎での情報収集体制の確保

各庁舎は、発災初期の段階から被害情報の収集等重要な役割を担うことから、その体制の確保に努める。

(5) 避難所開設担当職員の指定

あらかじめ、避難所開設担当職員を指定する。代替要員については、秘書人事課が調整し、派遣する。

(6) 情報連絡体制の充実

市は、災害時に迅速かつ確な災害情報等の収集・連絡を行うため、平時から次のように、防災関係機関との連絡体制の整備に努める。また、住民からの災害に関する目視情報を収集する仕組みづくりに努める。

ア 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化及び情報交換のための情報伝達・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

イ 勤務時間外での対応

市は、防災関係機関と連携し、勤務時間外においても、相互間の情報伝達・連絡の対応が可能なように連絡体制の整備に努める。

(7) 業務継続体制の確保

市は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、資料編「業務継続計画（BCP）」に基づき、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、次の事項を実施する。

- ① 必要な資源の継続的な確保
- ② 定期的な教育・訓練・点検等の実施
- ③ 訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し
- ④ 計画の改訂

第3節 県防災ヘリコプターの出動要請計画

庶務班	医療部
教育班	峡北消防

災害時において、人命及び財産の救援のため、必要かつやむを得ない場合は、県防災ヘリコプターの出動を要請し、速やかに被害情報の収集、救出、救助活動を行うものとする。

第1 基本要件

県防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に運航することができる。

- 1 災害等から住民の生命財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
- 2 緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずる恐れがある場合。
- 3 既存の資器材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合。

第2 緊急運航基準

県防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりである。

- 1 災害応急対策活動
 - (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合（地震の場合は、震度5弱以上で情報収集に出動）
 - (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められる場合
 - (3) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
 - (4) その他、県防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合
- 2 火災防ぎょ活動
 - (1) 林野火災等において、県防災ヘリコプターによる消火が有効であると認められる場合
 - (2) 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合、又は県防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合
 - (3) その他、県防災ヘリコプターによる火災防ぎょ活動が有効と認められる場合
- 3 救助活動
 - (1) 水難事故及び山岳遭難等における人命救助
 - (2) 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故における人命救助

(3) その他、県防災ヘリコプターによる人命救助の必要がある場合

4 救急活動

(1) 別に定める「山梨県防災ヘリコプターの救急出場基準」に該当する場合

(2) 交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

(3) 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合又は搬送時間の短縮を図る場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

5 県外応援活動

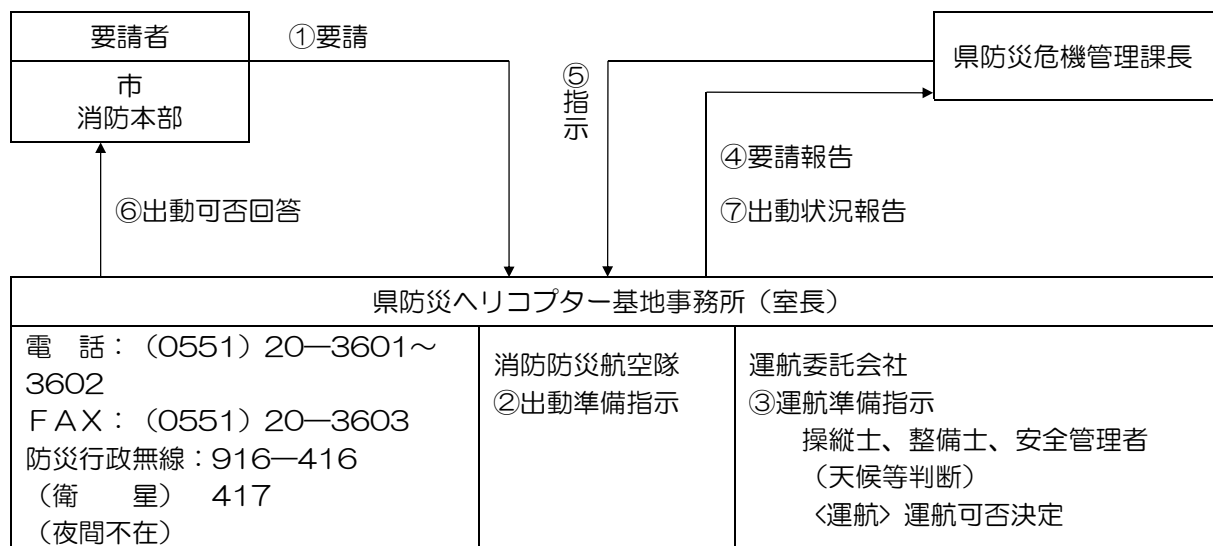
(1) 消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定による応援要請があった場合

(2) 大規模特殊災害時における広域航空応援実施要綱及び緊急消防援助隊要綱による応援要請があった場合

第3 緊急運航の要請

緊急運航の要請は、災害が発生した市町村の長及び消防事務に関する一部事務組合の消防長並びに関係行政機関の長が、消防防災航空隊に対して電話にて速報後、資料編掲載の消防防災航空隊出場要請書により、ファクシミリを用いて行うものとする。

緊急運航連絡系統図



(夜間の場合) 災害等が発生し、翌朝日の出とともに運航を希望するときは、災害等の状況を室長に報告し、室長は関係者に連絡する。

資料編 ○ 消防防災航空隊出場要請書

第4 受入れ体制

緊急運航を要請した場合、市は、消防防災航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入れ体制を整えるものとする。

- 1 離着陸場所の確保及び安全対策
- 2 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- 3 空中消火基地の確保
- 4 その他必要な事項

資料編 ○ ヘリコプター主要発着場一覧

第4節 広域応援体制

総務班 教育班
峡北消防 庶務班

大規模な地震が発生したときには、市だけでは災害応急・復旧活動を実施することが困難となる事態があるので、迅速かつ的確な応急対策を実施するにあたって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。このため、市は、予め協定を締結するなど広域的相互応援体制の整備充実を図る。

また、国や県、他の市町村等から応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、受援計画に従って受援体制の整備に努めるとともに、受援の流れや応援機関との連携方法等について、双方が定期的に確認、防災訓練等を通じて習熟を図る。

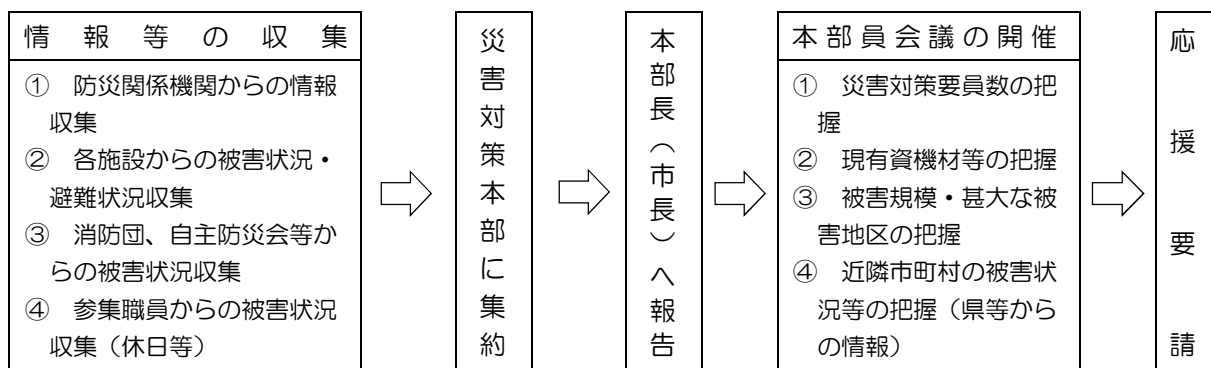
関係機関が一体となった防災対策を推進するためには、公共的団体又は民間の団体が災害時に担うべき役割。当該団体との連携体制の構築や役割分担等について認識を共有し、個々の協定の締結等の促進に努めるとともに災害応急対応又は災害復旧に係る事業者等との連携強化を図る。

第1 応援要請の決定

大規模災害が発生した場合は、次により本市の被害状況等を把握し、また応急資機材の現状等を確認し、本部員会議において応援要請の必要の有無を決定する。

- 1 県、警察、消防等の関係機関から、災害情報、被害状況等の情報を収集
- 2 公共施設から、施設・施設周辺の被害状況、避難状況等を収集
- 3 消防団・自主防災組織等から、地域の被害状況を収集
- 4 休日、勤務時間外においては参集職員から、参集途上の被害状況を収集

応援要請決定フロー



第2 知事及び他の市町村に対する応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において他の市町村等の応援を受けようとするときは、災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

また、災害対策基本法第68条により知事に対して応援を求め、又は応急対策の実施を要請することができる。その際、要請はとりあえず無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

第3 応援協定等に基づく要請

1 応援協定に基づく要請

市は、大規模災害の発生に備え、別表のとおり他市町村と相互応援協定を締結している。

大規模な災害が発生し、応援協定に基づく応援が必要と判断した場合は、あらかじめ定められた手続きに従い、応援を求めるものとする。また、応援要請・受入が円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確するなど、体制の整備に努める。

2 郵便局に対する協力要請

市は、被災住民の避難先及び避難状況の情報、また韮崎郵便局が所有し、管理する施設及び用地が必要となった場合には、「災害時における相互援助に関する覚書」に基づき韮崎郵便局に協力を依頼するものとする。

資料編	<ul style="list-style-type: none">○大規模災害時における相互援助協力に関する協定書○大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書○災害時における相互援助に関する協定書（山梨県市長会構成市）○災害時における相互応援に関する協定書（中部西関東市町村地域連携軸協議会構成会員市町村）○災害時における相互援助に関する覚書
-----	---

第4 指定地方行政機関等に対する応援要請

市長は、応急措置が的かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、知事に対し、指定行政機関の長又は関係指定行政機関の長に対する応急措置の実施を要請することができ、この要求ができない場合は、その旨及び市内における災害の状況を指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた地方行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、その事態に照らし緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

1 市長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第15条）

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

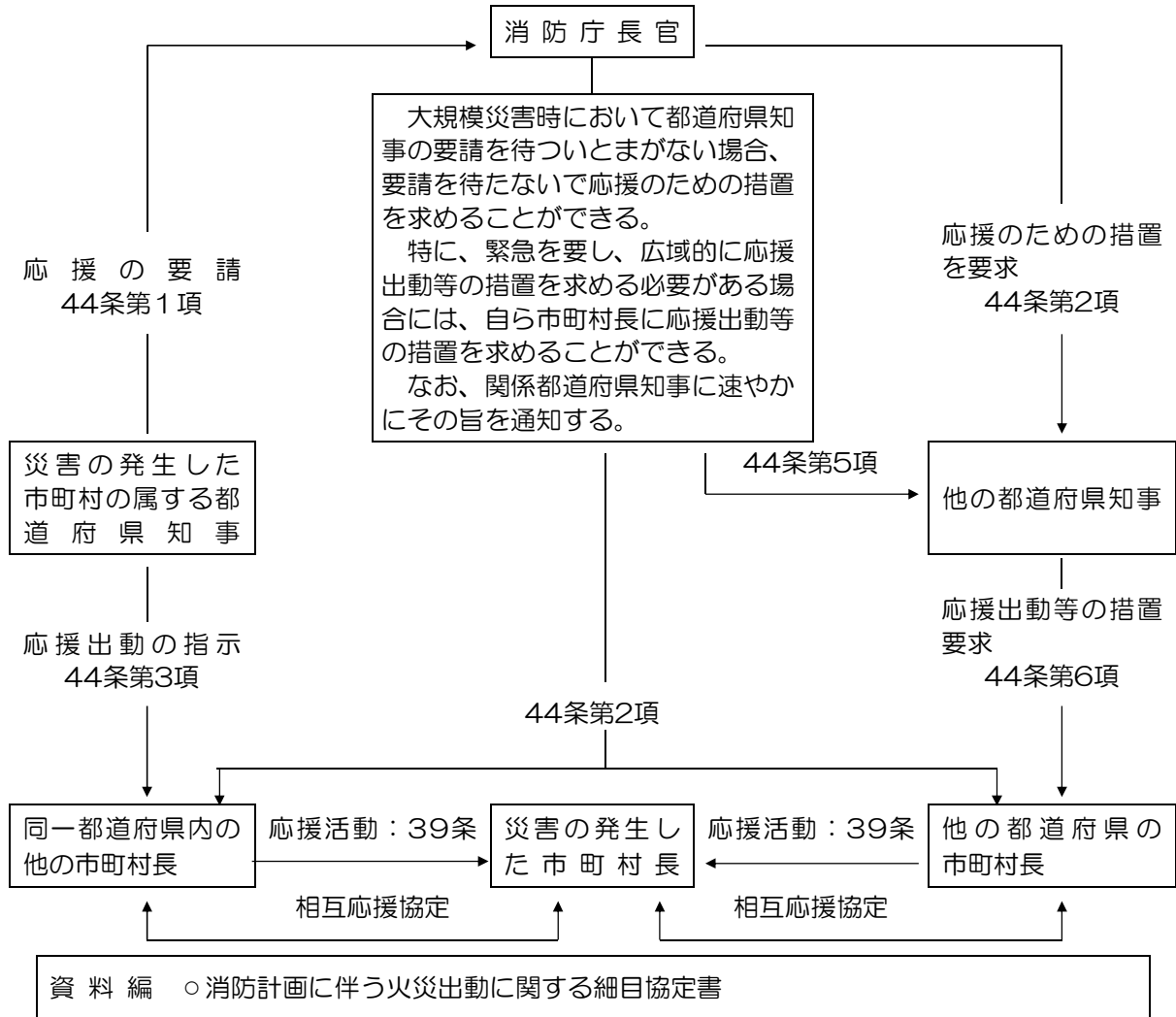
2 市長が、知事に対し職員の派遣についてあっせんを求める場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第16条）

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣のあっせんについて必要な事項

第5 消防の応援要請

- 1 大規模災害時における消防活動については、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき締結された「山梨県常備消防相互応援協定」や峡北広域行政事務組合で締結した「消防計画に伴う火災出動に関する細目協定」等により相互応援を行う。
- 2 上記1をもってしても対処できないと判断したときは、消防組織法第44条第1項の規定に基づき、知事に対し消防庁長官への緊急消防援助隊の出動や広域航空応援等、消防の広域応援の要請依頼を行う。

広域消防応援体制



第6 自衛隊の災害派遣要請

大規模な災害が発生し、自衛隊による救援活動の実施が適切と判断した場合には、本章第5節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、知事に自衛隊の派遣要請を依頼する。

第7 応援受入体制の確保

- 1 連絡窓口の明確化

市は、県及び他市町村等との連絡を速やかに行うため、受援計画の定めるところにより、市役所に連絡窓口を設置する。
- 2 搬送物資受入施設の整備

県及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れるため、次の施設を救援物資の

集積所とし、その整備に努める。

名 称	所 在 地	連 絡 先
韮崎中央体育館	韮崎市藤井町南下條897番地	<u>(0551) 45-9255</u>

3 受入れ体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、災害時受援計画に従い、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入れ態勢を確立しておくとともに、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

第8 事業所・企業等との相互応援体制の整備

事業所・企業等の応援・協力活動が行なわれるように、事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、応援体制を整備する。あわせて、各機関の定期的な意見交換や訓練の機会を設けるなど、平時からの顔の見える関係構築づくりや関係機関の連携強化に努める。なお、締結した協定については、国の「災害時応援協定システム」を活用し、庁内各部局や県、他市町村等と共有することで、災害時の迅速な応援要請を図る。

第5節 自衛隊災害派遣要請計画

庶務班	財務政策班
会計班	建設班
教育班	

災害時において、人命及び財産の救援のため、必要かつやむを得ない場合は、知事に対して自衛隊の派遣の要請を依頼するものとする。

第1 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要であり、かつ、事態やむを得ないと認めるもので他に実施する組織等がないものとし、おおむね次による。

区 分	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した方法により情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要がある場合の避難者の誘導、輸送等
避難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等決壊したときの土のう作成、運搬、積込み等
消防活動	消防機関に協力（航空機等を含む。消火薬剤等は関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去
応急医療、救護、防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫（薬剤等は関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救助物資の緊急輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水
物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類・爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要の措置

第2 災害派遣要請依頼要領等

1 災害派遣要請の依頼

- (1) 市長は、市域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、要請をするよう求めることができる。
- (2) 市長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び市域に係わる災害の状況を長官又はその指定する者（東部方面特科連隊長）に通知することができる。

緊急の場合の連絡先

部隊名	電 話 番 号	F A X 番 号
陸上自衛隊 東部方面特科 連隊 (北富士駐屯地)	(0555) 84-3135 (内線231) ----- 〈夜間〉 (0555) 84-3135 (内線280、302)	(0555) 84-3135 (内線673)

2 自衛隊の自主活動

自衛隊は、特に急を要し、要請権者からの要請を待つかとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第8条に規定する部隊を派遣することができる。

資料編 ○自衛隊災害派遣要請依頼書

第3 災害派遣部隊の受入れ態勢

1 他の機関との競合重複排除

市長は、自衛隊の作業が他の機関と競合重複することなく最も効率的に作業を分担できるよう配慮するものとする。

2 作業計画及び資機材の準備

市長は、自衛隊の作業について先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、十分な資材を準備し、かつ、作業に関係のある管理者の了解を求める。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 自衛隊との連絡窓口の一本化

派遣された自衛隊との連絡窓口を**庶務班**に設置するものとする。

4 派遣部隊の受入れ

派遣された部隊の宿泊予定施設を資料編掲載のとおり指定しているが、この施設が被災等により使用不能の場合は、被災場所、施設の被害状況等に応じて適切な施設を選定して使用するものとする。

なお、代替施設選定の際には、できるだけ住民が避難に使用している施設を避けるよう考慮する。

- (1) 本部事務室
- (2) 宿舍
- (3) 材料置場、炊事場（野外の適当な広さを有するものとする。）
- (4) 駐車場
- (5) 指揮連絡用ヘリコプター発着場

資料編 ○場外離着陸場一覧
○自衛隊宿泊施設一覧

第4 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣部隊の撤収要請を知事に依頼する場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、知事及び派遣部隊長と協議して行う。

第5 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- 1 必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕費
- 2 宿泊に必要な土地、建物の経費
- 3 宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
- 4 救援活動実施の際に生じた損害の補償
- 5 その他疑義のあるときは、自衛隊と市で協議するものとする。

第6節 災害関係情報等の受伝達

庶務班 秘書人事班
デジタル戦略班

気象業務法に基づく注意報・警報等を迅速かつ正確に伝達し、防災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限度に防止する。

第1 災害情報等の収集・伝達

1 気象情報等の受理・伝達

気象業務法に基づく警報・注意報等を迅速かつ正確に伝達し、防災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限度に防止する。

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供される。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、山梨県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに明示して、市に発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は、「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報 (警戒レベル 5相当)	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
警 報 (警戒レベル 3相当)	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
注意報 (警戒レベル 2相当)	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップにより災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップにより災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想されたときに発表される。	

なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着水注意報	著しい着水により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が 発生する おそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が 発生する おそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等 △ の著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の 発生する おそれがあるとときに発表される。

※ 地面現象**注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。**

※ 注意報及び警報の種類と発表基準は、資料編「警報・注意報発表基準一覧」を参照する。

資料編 ○警報・注意報発表基準一覧

(3) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

警報の危険度分布等の概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり、直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4

	<p>に相当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「警戒」(赤)：高齢者が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（山梨県中・西部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（山梨県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(5) 全般気象情報、関東甲信越地方気象情報、山梨県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛ける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。

大雨特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する山梨県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信越地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(6) 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（山梨県においては1時間100ミリ以上）が観測(地上の雨量計による観測)又は)され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、山梨県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、キキクルで確認する必要がある。

(7) 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する山梨県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信越地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

(8) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、山梨県中・西部で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が山梨県中・西部で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

⑨ 火災気象通報

消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに甲府地方気象台が知事に対して通報し、県を通じて市や峡北広域行政事務組合消防本部に伝達される。通報の実施基準は、乾燥注意報および強風注意報の基準を用いる。

(10) 洪水予想

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、気象庁は国土交通省または山梨県と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。甲府河川国道事務所と甲府地方気象台が共同で、下表の表題により発表される。警戒レベル2～5に相当する。

指定河川洪水予想の種類、標題と概要

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及び区域の住民の避難行動や救助活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最新の行動を取る必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等の避難の発表の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し笹に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込めないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	

2 市長が発令する警報（火災警報）

空気が乾燥し、かつ、強風で火災の危険が予想されるとき、市長が発令する。

3 峡北消防本部消防長が発令する警報

(1) 林野火災注意報

気象状況がどちらかに該当した場合に発令する。

・前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が、30mm以下の場合に該当するとき

・前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表されたとき

(2) 林野火災警報

・注意報の基準に加え、強風注意報が発表されたとき

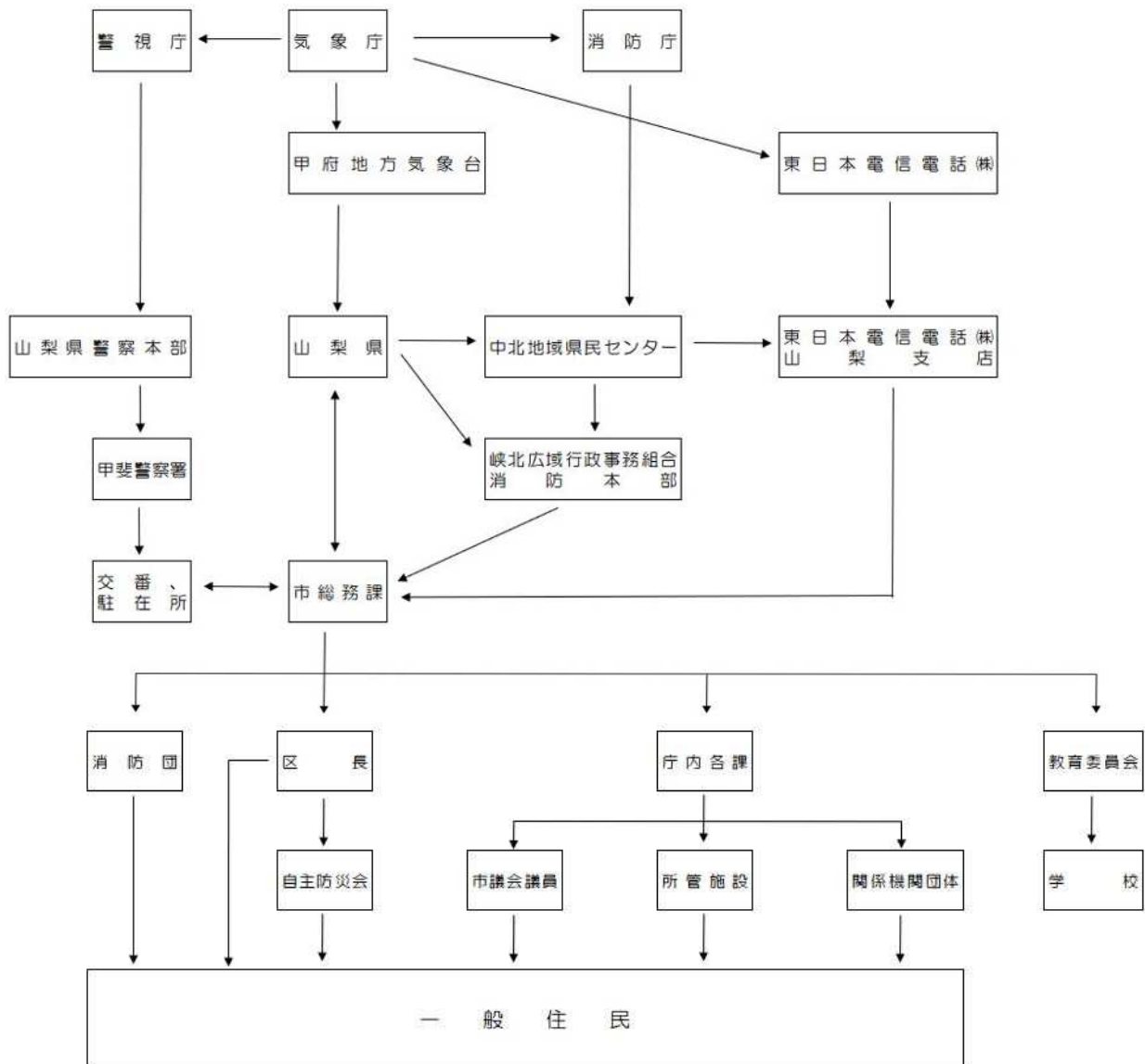
第2 気象警報・緊急地震速報等の伝達

1 市役所庁舎内の伝達

気象に関する特別警報、震度4以上の緊急地震速報等のJ-ALERTの自動起動による情報の伝達に

あたっては、本庁内は庁内放送で、その他の施設及び機関については、防災行政無線及び電話を使用して行うものとする。

予 警 報 伝 達 系 統 図



2 住民その他関係団体

市長は伝達された警報等を必要に応じて速やかに、次により周知徹底するものとする。

- (1) 防災行政無線
- (2) 防災行政無線の連携配信先
(にらさき防災・行政ナビ、防災・防犯メールマガジン、X(旧Twitter)、市ホームページ)
- (3) 広報車 他

第3 異常現象発見時の通報、伝達

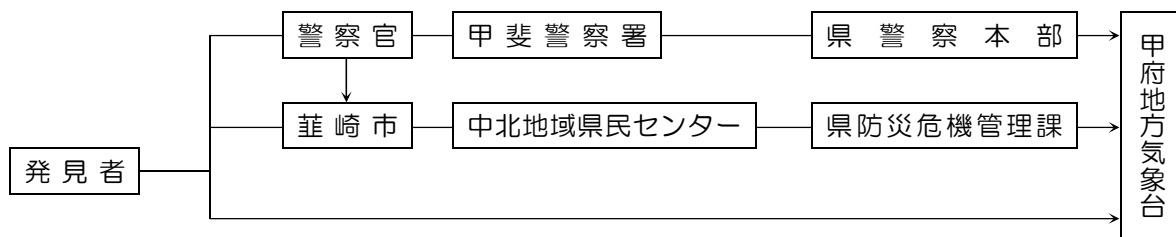
1 異常現象発見時の通報、伝達

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報する。通報を受けた市長又は警察官は、できるだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに関係機関に伝達する。
- (2) 地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、市長は、その状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

2 通報を要する異常現象

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨、土石流、堤防の水漏れ、地割れ等

3 伝達系統



第7節 被害状況等報告計画

全部班・機関共通

迅速かつ適切な災害応急復旧対策が実施できるよう、被害状況の調査を直ちに行うとともに、県等に被害状況の報告を行うものとする。

第1 被害状況の調査

総合的な情報も含め、多くの被害情報を収集し、被害規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施する上で、不可欠であり、次の方法のほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努める。

- ①山梨県総合防災情報システムや峡北消防本部から情報収集する。
- ②参集職員から自宅付近や参集途上で得た被害情報を収集する。
- ③住民からの通報により情報を収集する。
- ④避難所、二次災害への危険箇所へ職員を派遣し、情報を収集する。
- ⑤ライフライン、公共交通関係機関、報道機関等から情報を収集する。
- ⑥新総合防災情報システム（SOBO-WEB）等を活用して、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等から情報を収集する。
- ⑦防災行政ナビ（ライフビジョン）の写真投稿機能、職員参集機能、被害状況報告から情報を収集する。

なお、収集に当たっては、人的被害の状況、建築物の被害状況、火災・土砂被害の発生状況等の情報を優先して収集する。

1 各班における被害状況調査

各班は、関係団体等の協力を得て、所管の被害状況調査を実施する。

なお、被害状況の調査を行うに当たっては、脱漏、重複等のないよう十分留意するとともに、異なった被害状況の場合はその原因、理由を検討し、再度調査を行う。

担 当		調 査 事 項
班	調査責任者	
総務部総務班	総務課長	他部、班に属さない一般被害及び応急対策状況の総括
総務部秘書人事班	秘書人事課長	各地域の被害状況
総務部財務政策班	財務政策課長	市民交流センターの被害状況、市民バスの運行被害状況
住民支援部税務収納班	税務収納課長	住家被害
住民支援部市民生活班	市民生活課長	火葬場、 <u>エコパーク被害</u>
住民支援部福祉班	福祉課長	社会福祉関係施設被害、障がい福祉施設被害
住民支援部こども子育て班	こども子育て課長	保育園、児童センター、子育て支援センター被害
住民支援部長寿介護班	長寿介護課長	社会福祉関係施設（老人福祉センター、デイサービスセンター）、介護保険施設
住民支援部健康づくり班	健康づくり課長	保健福祉センター、市内医療機関の被害
住民支援部移住定住促進班	移住定住促進課長	<u>市営住宅及び定住促進住宅被害、公園施設被害</u>

物資支援部農政班	農政課長	所管施設（穂坂自然公園）被害、農作物、農耕地、農林業施設被害
物資支援部商工観光班	商工観光課長	所管施設（グリーンロッジ、道の駅にらさき）被害、商工関係被害、観光施設被害
インフラ支援部建設班	建設課長	公共土木施設、農道被害
インフラ支援部上下水道班	上下水道課長	上下水道施設被害
医療部医務班	事務局長	病院施設被害
教育部教育班	教育課長	児童生徒等及び学校施設被害、社会教育施設・文化財・体育施設被害
消防部消防班	消防団長	消防施設（詰所、車両、消防水利）及び団員被害

2 郵便局との連携強化

市は、韮崎郵便局とあらかじめ締結している覚書に基づき、市及び郵便局が収集した被災状況等の情報を交換し、市内及び市周辺の被災状況等を把握する。

資料編 ○災害時における相互援助に関する覚書

3 関係機関からの情報収集

市は、消防、警察、中北地域県民センターなど関係機関と連絡を密にし、必要な情報を収集する。

4 県への応援要請

市において調査が不可能のとき、又は専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求める。

第2 災害情報の取りまとめ

各班が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、総務部が、取りまとめ、随時、本部長、副本部長に報告する。また、被害状況は、デジタル技術等も活用し、一元的に管理を行い、庁内のみならず、関係機関においても最新の情報を円滑に共有する。

第3 災害情報の報告等

1 県等への報告

本部長は、総務部からの報告に基づき、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県に報告するとともに、被害状況、市災害対策本部設置・解散状況、応急対策の活動状況について、随時、県災害対策本部に報告する。なお、県が被災し報告できない場合は、国に直接報告する。

ただし、消防組織法第40条に基づく「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合及び通信の途絶等により県に報告が不可能なときには、直接消防庁に対し報告をするものとする。

なお、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行うものとする。

県への被害状況等の報告先

	電話番号	FAX番号
県防災危機管理課	055-223-1432	055-223-1439
中北地域県民センター	0551-23-3057	0551-23-3012
中北保健福祉事務所	0551-23-3074	0551-23-3075

中北林務環境事務所	0551-23-3087	0551-23-3097
中北建設事務所峡北支所	0551-23-3061	0551-23-3014
中北農務事務所	0551-23-3077	0551-23-3080

消防庁への被害状況等の報告先

回線別		区分	通常時（9：30～17：45） ※消防庁震災等応急室	夜間・休日等 ※消防庁宿直室
NTT回線	電 話		03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X		03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信ネット ワーク	電 話		#-048-500-7527	#-048-500-7782
	F A X		#-048-500-7537	#-048-500-7789

2 消防機関への通報殺到時の措置

- (1) 峡北広域行政事務組合消防本部は、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに市本部のほか県及び消防庁に報告するものとする。
- (2) 市は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告するものとする。

3 応急対策活動情報の連絡

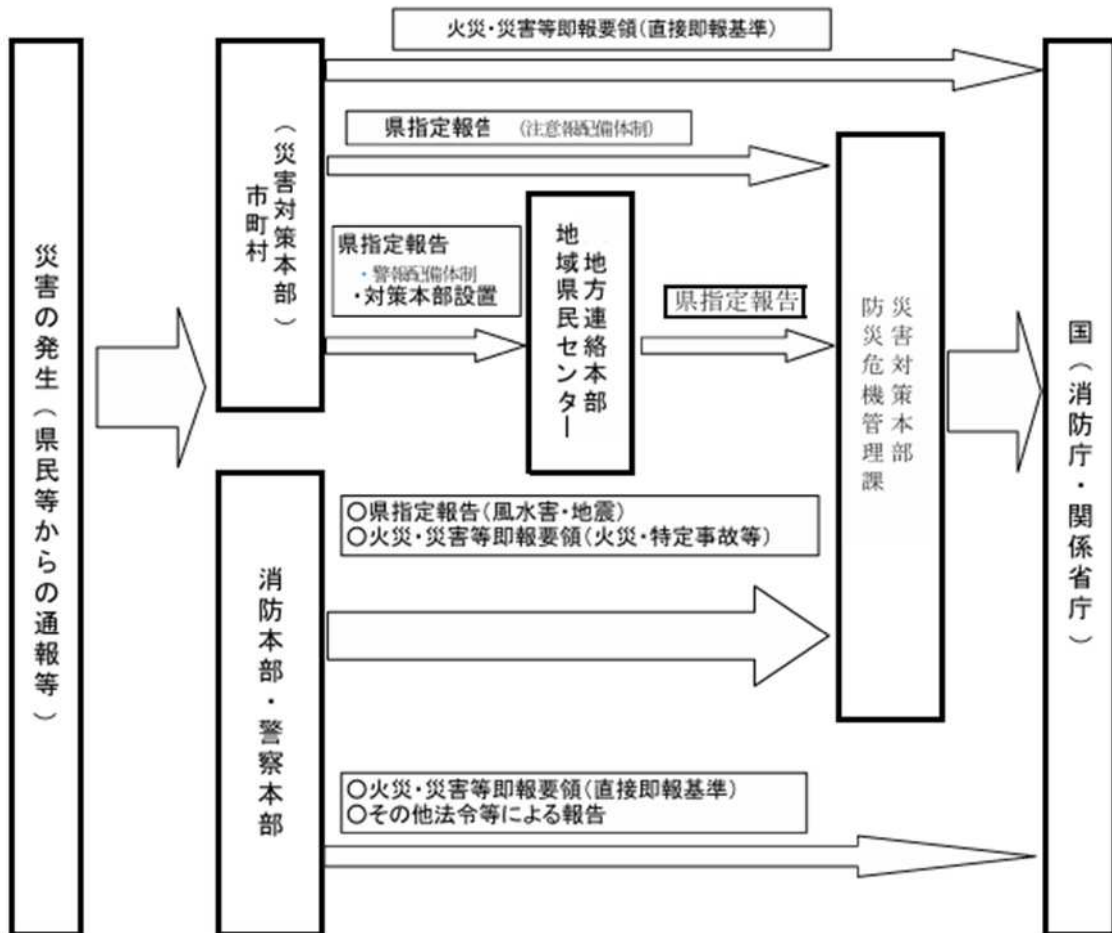
市は、県に応急対策の活動状況、本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

4 報告の種類・様式

市は、山梨県地域防災計画及び県の定める「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づき、次の種別の災害報告を県に行うものとする。

(1) 報告の種別

- ① 県指定に基づく被害報告
- ② 災害報告報告取扱要領に基づく被害報告
- ③ 火災・災害等即報要領に基づく被害報告



出典：山梨県地域防災計画

(2) 県指定に基づく被害報告

① 報告ルート

ア 注意報配備体制（大雨注意報、洪水注意報、大雪注意報、震度4の地震）

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	市・消防本部	市・消防本部 → 県防災危機管理課 → 総務省消防庁
人、建物	市	市 → 県防災危機管理課 → 総務省消防庁
農水産物	市	市 → 中北農務事務所 → 県農業技術課 → 県防災危機管理課
農業用施設	市・農務事務所	市 → 中北農務事務所 → 県耕地課 → 県農業技術課 → 県防災危機管理課
林業関係	市外	市 → 森林環境総務課 → 防災危機管理課
ライフライン	各事業者	各管理者 → 防災危機管理課
道路、橋りょう、河川、ダム、砂防、崖崩れ、下水道、建築	各管理者	管理者 → 中北建設事務所峡北支所 ダム事務所 下水道事務所 ※国（各事務所） → 治水課・道路維持課 各主管課 → 防災危機管理課

イ 警報配備体制（大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風(雪)警報）

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	市 県警察本部 消防本部	市→(地域県民センター)→県防災危機管理課→総務省消防庁 県警察本部・消防本部 →県防災危機管理課
人、建物	市	市→中北保健福祉事務所→県福祉保健総務課→県防災危機管理課
病院	各施設管理者	施設管理者→中北保健福祉事務所→福祉保健総務課→県防災危機管理課
社会福祉施設	各施設管理者	施設管理者→中北保健福祉事務所→福祉保健総務課→県防災危機管理課
水道、清掃施設	市	→県治水課(下水道室) →↓ 市 →中北保健福祉事務所 →県福祉保健総務課 →県防災危機管理課 →林務環境事務所 →森林環境総務課 →↑
農水産物	市	市 →中北農務事務所 →県農業技術課 →県防災危機管理課
農業用施設	市・農務事務所	市→中北農務事務所→県耕地課→県農業技術課→県防災危機管理課
林業関係	市外	市 →森林環境総務課 →防災危機管理課
道路、橋りょう、河川、ダム、砂防、崖崩れ、下水道、建築	各管理者	管理者 →中北建設事務所峡北支所 } 各主管理課→防災危機管理課 ダム事務所 } 下水道事務所 } ※国(各事務所)→治水課・道路維持課
ライフライン	各事業者	各管理者→防災危機管理課

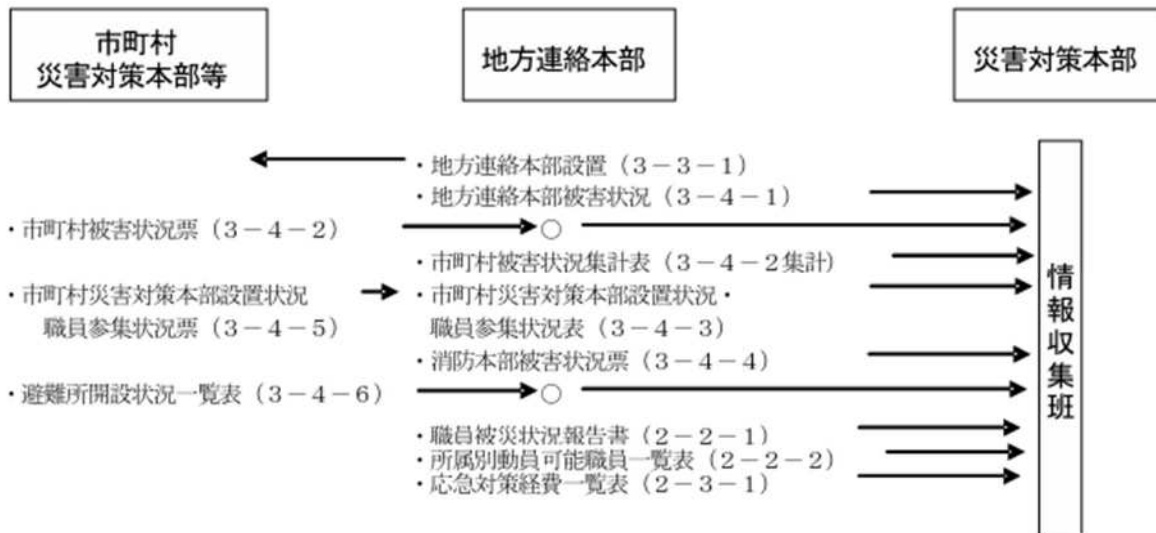
ウ 災害警戒本部、災害対策本部体制

被害区分	調査報告主体	報告ルート
被害状況	市民・自主防災組織・事業者・管理者・市	市民等 →市 →(地方連絡本部)兼災害対策本部 →国(消防庁)

エ その他の被害報告ルート

被害区分	調査報告主体	報告ルート
商工関係	商工会等	商工会→商工会連合会、商工会議所→産業政策課→防災危機管理課
文教施設	各管理者	市 →教育事務所 →教・総務課 →防災危機管理課 私学管理者 →私学・科学振興課 →防災危機管理課 県立学校管理者→教・総務課 →防災危機管理課

② 報告様式等



(3) 災害報告報告取扱要領に基づく被害報告及び火災・災害等即報要領に基づく被害報告

① 報告の種類及び報告時期

種類	報告の時期
災害即報	特に緊急を要する災害発生直後の被害の第1次情報であり、災害が発生したとき、直ちに行う。
中間報告	県本部の定めたスケジュールにより定時に行う。
確定報告	災害状況が確定し、応急措置が完了した後、直ちに行う。

② 報告基準

即報区分	該当事項
火災等即報	<p><u>一般基準</u></p> <p>(1) <u>死者3人以上</u></p> <p>(2) <u>死者・負傷者の合計10人以上</u></p>
	<p><u>個別基準</u></p> <p><u>火災</u></p> <p>(1) <u>建物火災</u></p> <p>ア <u>特定防火対象物で死者が発生</u></p> <p>イ <u>11階以上の階、地下街、準地下街で発生し、利用者等が避難</u></p> <p>ウ <u>国指定重要文化財又は特定違反対象物</u></p> <p>エ <u>建物焼損延べ面積3,000㎡以上と推定</u></p> <p>オ <u>損害額1億円以上と推定</u></p> <p>(2) <u>林野火災</u></p> <p>ア <u>焼失面積10ha以上と推定</u></p> <p>イ <u>空中消火を要請</u></p> <p>ウ <u>社会的に影響度が高い(住家へ延焼の恐れ等)</u></p> <p>(3) <u>交通機関の火災</u></p> <p>船舶、航空機、列車、トンネル内車両等の火災</p> <p>(4) <u>その他</u></p> <p>特殊な原因による火災、特殊な態様の火災</p> <p>石油コンビナート等特別防火区域内の事故</p> <p>危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵・取り扱う施設、運搬に係る事故</p> <p>(1) <u>死者、行方不明者が発生</u></p> <p>(2) <u>負傷者5人以上</u></p> <p>(3) <u>周辺地域住民が避難又は爆発により建物に被害</u></p> <p>(4) <u>500kL以上のタンクの火災、爆発、漏洩</u></p> <p>(5) <u>海上、河川への流出</u></p> <p>(6) <u>高速道路上等でのタンクローリーの事故による火災、危険物等の</u></p>

		<u>漏洩</u> <u>原子力災害等その他特定の事故</u> <u>(1)可燃性ガスの爆発、漏洩等の事故であって、社会的に影響度が高い</u>
<u>災害即報</u>	<u>一般基準</u>	<u>(1)災害救助法の適用基準に合致するもの</u> <u>(2)都道府県、市町村が災害対策本部を設置したもの</u> <u>(3)災害が2都道府県以上にまたがるもので、1都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの</u>
	<u>個別基準</u>	<u>(1)地震が発生し震度4以上を記録</u> <u>(2)風水害により人的、住家被害が発生</u> <u>(3)雪害</u> <u>ア 人的、住家被害が発生</u> <u>イ 孤立集落が発生</u> <u>(4)火山災害</u> <u>ア 臨時火山情報の発表により登山、通行規制を実施</u> <u>イ 人的、住家被害が発生</u> <u>(5)社会的影響度が高い</u>

③ 報告様式

ア 報告様式は以下の様式を用いる。

種 類	報 告 様 式
災 害 即 報	「火災・災害等即報要領」に定める第1号様式から第4号様式
中間報告・ 確定報告	「災害報告取扱要領」に定める第1号様式

イ 災害即報は、災害が発生したとき直ちに行うこととし、緊急を要する総括情報を県災害対策本部へ報告する場合は、第4号様式（その1）を用いる。

ウ 以後、「火災・災害等即報要領」に定める事項について、第1号様式～第3号様式及び第4号様式（その1）及び（その2）を用いて逐次報告するものとする。

なお、報告にあたっては県防災行政無線、ファクシミリ等による。

エ 大規模な災害により火災が同時多発、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合については、上記の様式に係わらず、県防災行政無線ファクシミリ等最も迅速な方法により報告する。

第4 被害程度の判定基準

被害程度の判定は、災害応急対策の実施に重大な営業を及ぼすものであるから、適正に行うよう努めるものとし、その基準は次のとおりである。

被 害 程 度 の 判 定 基 準 等

1	死 者	死体を確認したもの、又は確認できないが死亡が確実なもの
2	行 方 不 明 者	所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
3	重 傷 者 ・ 軽 傷 者	・重傷者～1月以上の治療を要する見込みのもの ・軽傷者～1月未満で治療できる見込みのもの
4	住 家	社会通念上の住家であるか否かを問わず、現実に居住している建物
5	棟	建築物の単位で、独立した1つの建築物。渡り廊下のように2以上の母屋に付着しているものは、各母屋として扱う。
6	世 帯	生計を一にしている実際の生活単位。同一家屋内の親子であっても生計が別々であれば2世帯となる。寄宿舍等共同生活を営んでいるものについては、寄宿舍等を1単位として扱う。
7	被 害 額	物的被害の概算額を千円単位で計上する。

8	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
9	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
10	床上浸水	建物の床上以上に浸水したもの、又は全壊又は半壊には該当しないが、堆積物等のため一時的に居住できないもの
11	床下浸水	建物の床上に達しない程度の浸水したもの
12	一部破損	建物の損壊が半壊に達しない程度のも。ただし、軽微なものは除く。
13	非住家	住家以外の建物で、この報告中の他の被害項目に属さないもの
14	非住家 (公共建物)	非住家は、全壊又は半壊のもの 国、県、市、JR、NTT等の管理する建物
15	非住家(その他)	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物
16	文教施設	学校(含む各種学校)全壊及び半壊程度の被害を受けたもの
17	病院	医療法に定める病院(20人以上)
18	流失埋没	田畑の耕土が流失し、又は堆積のために耕作が不能となったもの
19	冠水	稲付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの
20	農業用施設	水路、ため池、揚水機、農道、ハウス、蚕室等
21	林業用施設	治山施設、林道、林産施設、苗畑施設等
22	農産物	食料作物、園芸作物、工芸作物、肥・飼料作物、茶、桑等
23	畜産被害	家畜、畜舎等の被害
24	水産被害	養魚場、漁船等の被害
25	林産物	立木、素材、製材、薪炭原木、木炭、椎茸、わさび、竹等
26	商工被害	建物以外の商工被害、工業原材料、商品、生産機械器具等
27	道路	高速自動車国道、一般国道、県道、村道
28	橋りょう	市道以上の道路に架設した橋
29	河川	堤防、護岸、水制、床止等付属物を含む。
30	砂防	砂防法適用の砂防施設及び同法準用の砂防施設
31	下水道	下水道法適用の公共下水道、流域下水道、都市下水道
32	林道	新生崩壊地、拡大崩壊地、新生地すべり地、拡大地すべり地
33	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能になった程度の被害
34	清掃施設	ごみ処理場及びし尿処理施設
35	通信被害	電話、電信が故障し、通信不能になった回線数
36	被災世帯	通常的生活を維持することができなくなった世帯をいい、全壊、半壊及び床上浸水に該当する世帯を計上する。
37	被災者	被災世帯の構成員

(注)

- 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

第8節 広報計画

庶務班 秘書人事班
デジタル戦略班

災害発生のおそれがある場合及び災害発生時において、広報活動を通じて住民に正確な情報を周知し、民心の安定を図るとともに、報道機関に対しても、迅速な情報の提供を行うものとする。

第1 実施機関

災害時の広報活動は、広報班において行う。ただし、災害の状況に応じて各部及び消防団その他の機関において実施する。ただし、勤務時間外に突発的大災害が発生し緊急を要する災害情報は、各部班及び消防団において積極的に関係機関から情報の収集に努め、直ちに広報班に報告する。

第2 広報の方法

防災行政無線、にらさき防災・行政ナビ、広報車、ホームページ、コミュニティFMラジオ、市公式SNS、電話、メールマガジン等を通じ迅速に広報を行うものとする。また、被害の概要、応急対策の実施状況等については、ホームページやチラシの配布、掲示板への掲示を通じて周知するものとする。

また、市は、必要に応じ発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話等を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。

第3 広報資料の収集

災害情報の収集は、本章第7節「被害状況等報告計画」によるものとするが、正確な情報収集に努め、必要により広報班は災害の状況に応じて取材班を編成し、取材等を行う。

また、災害現場写真等の資料は、関係部等が撮影したものを収集する。

第4 広報内容

広報は、おおむね次の事項に重点をおいて広報を行うものとする。

なお、広報を行うにあたっては、関係機関等の協力を得て、被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努めるとともに、障がい者や高齢者、外国人等の要配慮者に対しても十分留意し適切な広報に努めるものとする。

- 1 災害時における住民の心構え
- 2 避難の勧告、指示事項
- 3 災害情報及び市の防災体制
- 4 被害状況及び応急対策実施状況
- 5 被災者に必要な生活情報
- 6 一般住民に対する注意事項
- 7 その他必要な事項

第5 災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板の周知

災害発生時には各通信事業者が、電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル」や「災害用伝言板」を開設するので、活用方法をホームページへの掲載、市役所、避難所等への掲示等により、住民に周知を図るものとする。

第9節 災害通信計画

庶務班 秘書人事班
デジタル戦略班

予報、警報の伝達、災害情報の収集、被害状況等の報告その他災害応急対策の実施に必要な通知、要請等の通信の迅速、円滑な運用を確保するため、通信設備の優先利用、非常通信の利用、放送の要請等について定めるものとする。

第1 災害時における通信の方法

市は、災害時における通信連絡を的確に伝達するため、必要な通信手段を確保するとともに、情報の内容に応じてそれらの通信手段の機能を生かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

1 通信施設の現況

本市の通信施設としては、次の施設が設備されている。この中から状況に適した通信施設を用い、必要な情報や被害状況等を伝達又は報告するものとする。

(1) 県防災行政無線

県防災行政無線は、県と県内各市町村、消防本部、県出先機関とを有機的に結んでいる。

市は、県防災行政無線を活用して県と情報連絡を行うとともに、県出先機関や近隣市町村等との連絡に活用する。

(2) 防災行政無線

市は、各地区住民等への広報、市内各出先機関及び市本部と災害現場等との通信連絡を行うため、防災行政無線を活用し通信の確保を図る。

(3) 一般加入電話（災害時優先電話、携帯電話を含む）

配備要員への連絡手段とし、また出先機関や関係機関・団体等との連絡手段として、一般加入電話を活用する。

(4) にらさき防災・行政ナビ

市は、正確な被害状況を速やかに収集するため、市職員・地区役員・消防団員が利用できるにらさき防災・行政ナビの写真投稿機能・被災状況確認機能を活用する。

資料編 ○ 韮崎市防災行政無線（屋外拡声子局）設置場所一覧

2 関係機関等への連絡方法

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、次の連絡方法により関係機関等に報告又は通報する。

市	↔	県	=	県防災行政無線・NTT回線
市	↔	消防署	=	NTT回線・県防災行政無線
市	↔	警察	=	NTT回線
市	↔	消防団	=	NTT回線・防災行政無線、メールマガジン、にらさき防災・行政ナビ
市	↔	自主防災会	=	NTT回線・防災行政無線、にらさき防災・行政ナビ
消防署	↔	消防団	=	NTT回線

第2 災害時優先電話の利用

災害時、電話が輻輳し、かかりにくい場合には、あらかじめNTT東日本（株）に登録してある災害時優先電話を使用して、防災関係機関、指定避難所、公共施設等との通信を確保する。

なお、災害時優先電話は受信用には使用せず、発信専用として活用することを職員に徹底する。

資料編 ○災害時優先電話登録状況一覧

第3 非常電報の利用

災害の予防若しくは災害応急措置等に必要事項を内容とした電報は、「非常電報」として取り扱われ、他の電報に優先して伝送及び配達される。この場合、指定されたNTT東日本（株）に「非常電報」であることを申し出るものとする。

第4 他の機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察事務、消防事務、鉄道事業、電力事業を行う機関等の専用の有線通信設備又は無線設備を利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続き、通信の内容等について具体的に協定しておくものとする。

市域における他機関の通信施設は、次のとおりである。

無線区分	機 関 名	通信範囲
消防無線	峡北広域行政事務組合消防本部	管内（韮崎・北杜・甲斐※旧双葉町）
警察庁	甲斐警察署	県内
東京電力	東京電力パワーグリッド（株）山梨総支社	甲府、大月

なお、市においては、警察通信設備の専用電話の利用等に関して、市長と山梨県警察本部長との間に、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定を結んでいる。

第5 非常通信の使用

加入電話、防災行政無線及び他の機関の通信施設等が使用不能になったときは、山梨地区非常通信協議会の構成員の協力を得て、その通信施設を利用するものとする。

1 非常通信により通信することのできる内容

- (1) 人命の救助に関するもの
- (2) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関するもの
- (3) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- (4) 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して無線局に非常通信を行わせるための指令及びその他の指令
- (5) 非常事態に際して事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (6) 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの
- (7) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- (8) 避難者の救援に関するもの
- (9) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- (10) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの

- (11) 中央防災会議、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救助その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- (12) 災害の救援に必要な関係を有し、人心の安定上必要な緊急を要するニュースを新聞社、通信社又は放送局が発受するもの

2 非常通信の依頼手続き

- (1) 電報頼信紙又は適宜の用紙に片仮名で書く。
- (2) 通報は何通でも依頼できるが、1通の通報文は本文200字以内とする。
- (3) あて先は、受信人の住所、氏名及びわかれば電話番号をはっきり記載する。
- (4) なるべく本文の末尾に発信人名を記載する。
- (5) 用紙の余白に「非常」と記載するとともに、発信人の住所、氏名及び電話番号をも記載する。

3 非常通信の料金

- (1) NTT東日本（株）以外の無線局に依頼する場合、原則として無料
- (2) NTT東日本（株）の無線局に依頼又は利用する場合（非常電報が伝送される途中においてNTT東日本（株）の無線局を利用する場合も含む。）は、特別の場合を除き有料

第6 放送の要請

市長は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合で、利用できるすべての通信の機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では到底間に合わない等のときは、県があらかじめ締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて放送局に放送を要請することができる。災害時に円滑な実施を図るため、平常時から関係機関と十分協議しておくものとする。

放送局名	協定締結年月日	電話番号及び防災行政無線番号		申込窓口
NHK甲府山梨放送	S58.7.1	(055) 255-2113	95-200-537	放送本部
	S58.7.1	昼(055) 231-3232 夜(055) 231-3250 (090-1555-8222)	95-200-538	
テレビ山梨	S58.7.1	昼(055) 232-1114 夜(055) 266-2966	95-200-539	(昼)報道局報道部 (夜)報道部長宅
エフエム富士 日本ネットワークサービス	H2.2.28	(055) 228-6969	内6833	放送部
	H27.4.1	(055) 251-7114		

第7 インターネットシステムの活用

災害時には、インターネットにより、県から次の災害情報を取得することができる。

市もホームページを開設しているため、災害時には市の被害状況、避難所開設状況、ライフライン復旧状況等の災害情報等を速やかに掲載するものとする。

- 1 県ホームページに掲載される最新の気象情報・震度情報
- 2 県ホームページに掲載される災害情報に関する各種情報

やまなし防災ポータル URL⇒<https://yamanashi.secure.force.com>

韮崎市 URL⇒<https://www.city.nirasaki.lg.jp/>

第8 衛星携帯電話等の活用

災害発生時に通信施設等の被災により有線通信連絡が困難になった場合には、市本部の情報連絡体制を補完するため、衛星携帯電話やトランシーバー等が利用できるよう、平素から整備を図っていくもの

とする。

第9 急使による連絡

通信網が全滅したときは、自動車、オートバイ、自転車、徒歩等により急使を派遣して連絡しなければならないが、多くの場合、道路の不通が予想されるので、これらの連絡方法を具体的に定め要員を確保しておくものとする。

第10節 消防対策

庶務班	消防班
峡北消防	農政班

各種災害の予防並びに防除に対処するため、消防活動が迅速、かつ適切に実施できるよう消防組織、施設及び活動等について定める。

第1 組織

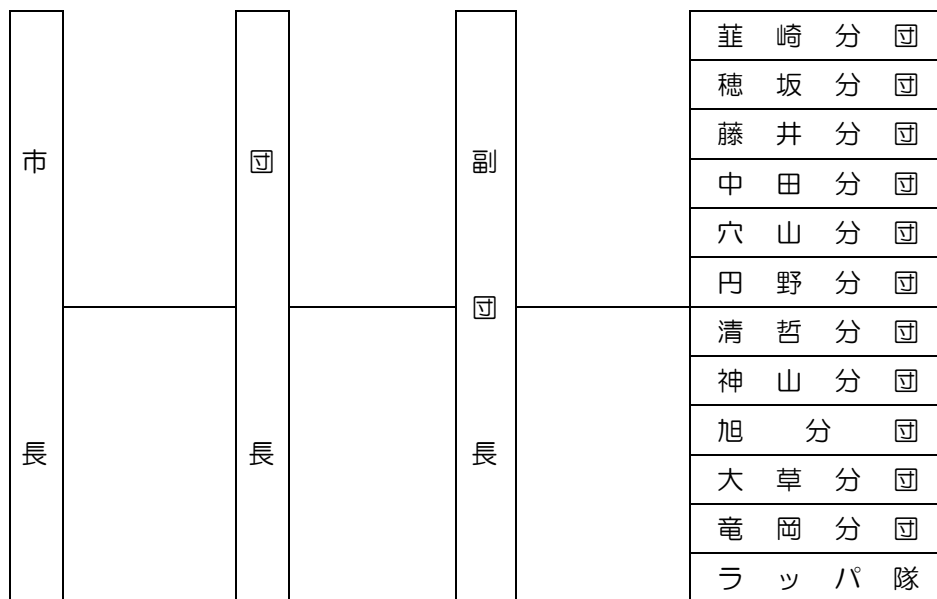
1 峡北広域行政事務組合消防本部葦崎消防署

峡北広域行政事務組合消防本部葦崎消防署が常備消防として設置され、火災の初期鎮圧と未然防止及び救急、救助の業務を行っている。

2 葦崎市消防団

本市の非常備消防として、葦崎市消防団が設置されている。

消防団の組織機構



※消防団出動体系

火災等発生地区	第一出動	第二次出動	第三次出動
葦崎	葦崎・穂坂・藤井・竜岡	葦崎	葦崎
穂坂	穂坂・葦崎・藤井	穂坂	穂坂
藤井	藤井・葦崎・穂坂・中田	藤井	藤井
中田	中田・藤井・穴山	中田	中田
穴山	穴山・中田・円野	穴山	穴山
円野	円野・穴山・清哲	葦崎	円野

清 哲	清哲・円野・神山	円 野 清 哲	清 哲
神 山	神山・清哲・旭	神 山	神 山
旭	旭・神山・大草・竜岡	旭	旭
大 草	大草・旭・竜岡・葦崎	大 草	大 草
竜 岡	竜岡・旭・大草・葦崎	竜 岡	竜 岡

資料編 ○ 消防力の現況

第2 消防本部の活動計画

消防本部の活動計画は、峡北広域行政事務組合消防本部消防計画の定めるところによる。

第3 消防力の整備拡充

現有消防力の保全整備に努めるとともに、施設装備の機械化、科学化を行い、火災を始め各種災害に対処しえる有事即応の体制を整えておく。

第4 消防団員の招集

1 非常招集

大規模な災害の発生が予想される場合、事前に消防団員の非常招集を実施する。

団員については、団長から副団長、各分団長を通じてNTT回線、SNS等で伝達する。又は、本部から班長以上へ消防団用メールマガジンで配信し、部長、班長を通じてNTT回線、SNS等で伝達する。また、これを補うため、必要に応じて本部から防災行政無線で直接伝達する。

団員は、招集がなくとも災害が発生し、又はそのおそれがあると認識したときは直ちに出勤しなければならない。

2 招集集結場所

原則として団員は所属する分団の器具置き場に集結すること。

3 人員報告

消防団長は、非常招集発令から完了までの間、随時集結状況等を本部長に報告すること。

第5 災害地への動員

1 動員方法

(1) 消防機関への伝達

市長は災害対策本部を設置した場合、その配備体制を直ちに消防長に連絡するものとする。消防長は、市長から災害対策本部設置に伴う配備体制の連絡を受けたときには直ちに出勤できる体制を確立するよう、通信連絡計画により、指示するものとする。

(2) 消防団の出勤

災害発生時は、消防機関等は状況に応じて本部長の指示に従い、災害現場に出勤する。

第6 火災防ぎょ計画

1 異常気象時火災防ぎょ計画

強風注意報、異常乾燥注意報等が発表されているとき発生した火災は延焼速度が迅速であり、かつ飛び火が必然的であるため、これに対応し得る警戒体制の強化、出勤体制の増強等の措置を講ずる。

2 危険物火災防ぎょ計画

消防法に定める危険物は引火性、発火性を有し、時には爆発する危険があるため、対象物ごとに消防計画を樹立し、設備等については関係法令に定める保安基準により、位置、構造、設備をはじめ取扱の規制を行い、火災予防の万全を図るとともに非常災害に対応できる態勢を確立する。

3 協定締結市町村への連絡及び応援部隊への対応

火災等の災害発生時には、市は市の消防力だけでは消火が困難であると判断した場合には、「消防計画に伴う火災出動に関する細目協定書」に基づき応援を要請し、被害を最小限度に防止する。

(1) 協定締結市町村が応援出動する場合は、特別応援出動と普通応援出動とに分ける。

ア 普通応援出動とは、「消防計画に伴う火災出動に関する細目協定書」第3条第5項以上の火災をいう。

イ 特別応援出動とは、「消防計画に伴う火災出動に関する細目協定書」第3条第6項以上の火災をいう。

(2) 普通応援出動は、原則として1隊出動とし、特別応援出動は、関係市町村より特別要請があった部隊とする。

(3) 協定締結市町村間の出動区分及び出動台数は、「消防計画に伴う火災出動に関する細目協定書」の「応援出動区域及び出動台数」に定めるとおりとする。

(4) 他の消防機関に応援を要請する場合には、次の事項に留意して行うものとする。

ア 応援に必要な部隊数、資機材、活動内容

イ 集結場所への連絡員の派遣

ウ 延焼阻止線に近い水利への安全な誘導方法

資料編 ○消防計画に伴う火災出動に関する細目協定書

4 火災防ぎょ措置

火災が広域にわたり又は大規模である場合は、市は一体となり又は他の市町村等関係機関の応援を得て災害防ぎょを実施する。

(1) 消防組織法第44条第3項による非常事態発生の場合、知事から市長へ必要な指示があったときは、防ぎょ措置の早期確立を帰するものとする。

(2) 峡北広域行政事務組合消防本部は、次の場合、「山梨県常備消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部の消防長に応援を求めるものとする。

ア 所轄消防本部の消防力によっては、防ぎょ、救助等が著しく困難と認めるとき。

イ 災害を防除するため、他の消防本部の保有する機械器具等が必要と認めるとき。

ウ 災害が他の消防本部の管轄内に拡大し、又は影響を与えるおそれのあるとき。

5 大火の際の応援部隊の誘導計画

(1) 応援部隊の集結場所の指定

ア 応援部隊の集結場所を指定する。

イ 集結場所には地元の誘導班員を派遣しておく。

(2) 応援部隊の水利の誘導

ア 延焼阻止線に最も近い、しかも安全な道路を選んで誘導する。

イ 水利は、自然水利又は水量豊富なプール等に誘導する。

6 危険区域、特殊建物の防ぎょ計画

公衆の出入りする場所、多数の者が勤務する場所、木造大建築物等で火災が発生したならば人命の危険及び延焼の拡大のおそれのある建物又は地域に対して、あらかじめ次の事項に留意して、小地域

毎に区画し、火災警防計画を樹立するものとする。

- (1) 出動部隊数
- (2) 防火対象物までの順路、距離及び出動から放水開始までの所要時分
- (3) 各部隊の到着順ごとの水利統制
- (4) 各部隊の進入担当方面
- (5) 使用放水口数及び所要ホース数
- (6) 爆発物件、引火性物件その他危険物の所在
- (7) 避難予定地及び誘導方面並びに人的危険発生のおそれのある箇所における人命救助方法

7 消防水利の統制計画

各地区に、水道給水系統、鉄管、口径、給水能力、水圧等を考慮して、消火栓使用可能部隊を定め、到着順位に応じて消火栓と自然水利部隊とに区別した水利統制計画を、次により樹立する。

- (1) 平常時の統制計画
- (2) 減水時の統制計画
- (3) 断水時の統制計画

8 飛火警戒計画

飛火によって、第二次及び第三次の火災が続発し、大火を導引するおそれのある場合を考慮して樹立する計画であって、受持区域全般にわたって、あらかじめ警戒配置場所及び警戒方法並びに自衛消防隊等の統制連絡を決定しておき、いずれの方向に火災が発生しても警戒配置につくことができるよう計画を策定するものとする。

(1) 飛火防ぎょ部隊の編成

ア 飛火警戒隊（編成は所定防ぎょ部隊以外の予備部隊、このほか風下方面の自衛消防隊等）

飛火警戒隊は、飛火によって第二次、第三次の火災が発生したとき出動防ぎょする。

イ 飛火巡ら隊（消防団若しくは自主防災会等）

飛火巡ら隊は、飛火によって発生する火災の危険を早期に発見するため、要所を巡回する。

(2) 飛火警戒の配置基準

ア 風下方面400m以内は、飛火警戒隊を根幹とし、地元自衛消防隊等と飛火警戒に当たる。

イ アの飛火警戒隊は、風下方面おおむね200m内外の場所であって、通信連絡が至便で、高所見張りに適する地点を選んで配置する。

ウ 風下方面600m以上及び風下寄、風横方面であって、飛火危険のおそれのある地域に対しては地元住民をもって警戒に当たる。

(3) 飛火警戒の要領

ア 飛火警戒隊のうち1名を高所見張員として、飛火火災の早期発見にあてる。

イ 自衛消防隊等には、小型ポンプ、消火器、バケツ、火たたき等携帯させ、住宅等の屋上その他の高所に配置する。

9 防ぎょ線の計画

火災の延焼範囲が拡大し、通常の防ぎょ手段により難しい場合に応ずるための計画で、次の事項を考慮して樹立するものとする。

(1) 防ぎょ線の種別

ア 大防ぎょ線……大火災を防止する延焼阻止線

イ 中小防ぎょ線……火炎、輻射熱、飛火等を防圧する所定の延焼阻止線

(2) 防ぎょ線の設定要件

次の事項に留意して定める。

- ア 地形、水利状況
- イ 道路、公園、空地の有無
- ウ 建築物の粗密、耐火構造建物の有無
- エ 自衛消防の有無

(3) 部隊の配置

防ぎよ線には種別に応じ、次の事項に留意して必要な消防車、人員及び配置場所等を予定する。

- ア 所要部隊の配置と担当方面の指定
- イ 応援部隊の集結場所の所定
- ウ 各隊のとるべき水利と誘導方法の指定
- エ 各隊のホースの延長数、進入部署

(地域内の防ぎよ線図並びに説明書を作成する。なお、防ぎよ線図には、消防車、人員その他必要事項を記入し、活用の便を図る。)

第7 林野火災の応急対策

1 関係機関への通報等

市長又は峡北広域行政事務組合消防本部消防長は、林野火災が発生したときは、県森林環境部関係機関並びに林業関係団体等に早期に火災状況を通報するとともに、状況に応じ知事に県防災ヘリコプター若しくは自衛隊ヘリコプターの出動を要請するものとする。これらの応援要請方法については、本章第3節「県防災ヘリコプターの出動要請計画」、第5節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるとおりである。

2 林野火災防ぎよ計画の樹立等

消防関係機関は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定に行い、効果的な消火活動体制を整備するとともに、次の事項を検討して万全の対策を講ずるものとする。

- (1) 各部隊の出動地域（以下、消防団を含む。）
- (2) 出動順路及び防ぎよ担当区域
- (3) 携行する消防資器材
- (4) 指揮、命令、報告、連絡通信及び信号の方法
- (5) 隊員の安全確保
 - ア 気象状況の急変による事故防止
 - イ 落石、転落等による事故防止
 - ウ 進入、退路の明確化
 - エ 隊及び隊員相互の連携
 - オ 地理精通者の確保
 - カ 隊員の服装
- (6) 応援部隊の要請、集結場所及び誘導方法
- (7) 防火線の設定
- (8) 県防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの出動要請基準
- (9) ヘリポートの設定及び給水場所の確保
- (10) 消火薬剤及び資器材等の確保

- (11) 救急救護対策
- (12) 食料、飲料水、資器材及び救急資材の運搬補給
- (13) 関係機関（山梨森林管理事務所、近隣市町村及び電力会社等）との連絡方法

3 資機材整備計画

本市が所有する消防水利及び資機材又は今後整備すべき資機材については、本編第2章第4節「消防予防計画」に定めるとおりであるが、市は林野火災を想定した効果的な資機材、水利等の整備に努めるものとする。

(1)熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空等の関連する資機材の検討

(2)水利が限られる山間地での活動の実施の為自然水利の利用や水防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化

(3)建設業者等の所有車両の活用検討と連携強化

4 消防関係機関の連携強化

林野火災においては迅速な初期消火の重要性に鑑み、消防団について、峡北消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化を図るものとする。

5 指揮体制の早期確立

市長又は峡北消防本部消防長は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。

6 避難対策

市は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、特に、要配慮者に対する避難支援が適切に行われるよう十分配慮する。

第11節 緊急輸送対策

庶務班	商工観光班
甲斐警察署	建設班

災害時における被災者の避難、対策要員の輸送、緊急物資の輸送、被災者への支給物資等の輸送に迅速確実を期するための緊急輸送計画は、次により実施するものとする。

第1 実施責任者

市長は、適切な方法により、被災者の避難、応急対策要員並びに応急対策に要する緊急物資の輸送等を実施する。ただし、市が対処できないときは、他市町村若しくは県又は各輸送機関に、車両、要員等の応援を要請する。

第2 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設の被害状況等を総合的に勘案して、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- 1 自動車等による輸送
- 2 機関車及び列車による輸送
- 3 航空機による輸送
- 4 人力による輸送

第3 輸送力の確保

1 自動車による輸送

(1) 車両確保の順序

車両は、おおむね次の順序により確保する。

- ア 市保有の車両等
- イ 公共的団体の車両等
- ウ 民間車両
- エ その他自家用車両等

(2) 車両の確保

ア 市有車両

災害時における市有自動車の集中管理及び配備は、総務部総務班が行い、各部班は緊急輸送用の自動車を必要とするときは総務部総務班に依頼するものとする。

総務部総務班は、稼働可能な車両を掌理し、要請に応じ配車を行う。

なお、配車を行うにあたっては、当該車両が緊急通行車両であることの確認手続を警察署等で速やかに行うものとする。緊急通行車両の確認手続の方法は、本章第12節「交通対策」に定めるとおりである。

イ その他の車両

各部班からの要請により、市有車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、総務部総務班は、直ちに市内の公共的団体に属する自動車の借り上げを行う。これをもってしても不足する場合は、商工観光班が市内業者等の所有する自動車の借り上げを行い、必要台数を確保する。

なお、各自主防災組織及び事業所における輸送手段、車両等の確保あるいは調整は、自主防災会長又は事業主が実施するものとする。

ウ 協力要請

市内で自動車の確保が困難な場合には、市内関係機関等に必要数の車両の提供を要請するほか、必要により応援協定に基づき協定締結市町村に協力を要請し、あるいは県に調達斡旋を要請する。

資料編	○大規模災害時における相互援助協力に関する協定書 ○大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書 ○災害時における相互援助に関する協定書（山梨県市長会構成市） ○災害時における相互応援に関する協定書（中部西関東市町村地域連携軸協議会構成会員市町村）
-----	---

2 列車による輸送

自動車の使用が不可能な場合、又は列車によることが適当な場合は、これによる。

3 航空機による輸送

地上交通が途絶した場合、又は輸送の急を要する場合など、ヘリコプターによる輸送が適切であると判断した場合は、本部長は知事に県防災ヘリコプターの出動を要請し、あるいは自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

県防災ヘリコプターの出動要請方法、自衛隊の災害派遣要請依頼方法は、本章第3節「県防災ヘリコプターの出動要請計画」、第5節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

4 人夫等による輸送

前記1から3までによる輸送が不可能な場合は、人夫等により搬送する。輸送のための労働力の確保は、本章第28節「第7 労働力確保対策」の定めるところによる。

第4 緊急輸送路の確保

1 基本方針

- (1) 道路管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止、又は制限して、緊急交通路を確保する。
- (2) 緊急輸送路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に十分配慮する。
- (3) 被災地への流入車両を抑制するため、必要があると認めるときは、被災地周辺の都道府県警察とともに周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

2 県による緊急輸送道路の指定

県は、大規模災害発生時に効率的な輸送活動を行うため、あらかじめ緊急輸送道路を選定している。なお、市域における指定緊急輸送道路は、次ページの別表のとおりである。

3 市による緊急輸送道路の指定

市は、災害時に効率的な緊急輸送が行えるよう、市域の県指定緊急輸送道路と市役所、指定避難所、ヘリコプター主要発着場、救援物資集積所等市の防災活動拠点とを結ぶ道路を別表のとおり緊急輸送道路として指定している。

4 緊急輸送路確保のための措置

(1) 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用する。

(2) 放置車両の撤去等

緊急輸送路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

(3) 運転者等に対する措置命令

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

(4) 信号機用電源附加装置の設置

緊急通行車両の円滑な進行を確保するため、緊急輸送路の主要交差点の信号機に停電用発電器を設置し、交混防止を図る。

(5) 障害物の撤去

緊急輸送路の障害物の撤去については、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置を取る。

別表

区分	道路種別	路線名	距離 (km)
第一次緊急輸送道路	高速国道	中央自動車道 (西宮線)	
	一般国道	国道20号	11.4
	//	国道141号	11.1
	主要地方道	韮崎南アルプス富士川線	3.8
第二次緊急輸送道路	主要地方道	甲府韮崎線	1.2
	//	韮崎南アルプス中央線	12.7
	//	茅野北杜韮崎線	6.9
	//	韮崎増富線	0.7
	//	韮崎昇仙峡線	8.5
市指定緊急輸送道路	県道	島上条宮久保絵見堂線	11.8
	//	武田八幡神社線	2.5
	//	甘利山公園線	2.5
	//	北原・下条南割線	3.3
	//	穴山停車場線	2.3
	市道	韮崎1号線	1.7
	//	韮崎2号線	2.1
	//	韮崎3号線	0.4
市指定緊急輸送道路	市道	韮崎4号線	0.5
	//	韮崎5号線	0.9
	//	韮崎6号線	1.9
	//	穂坂1号線	2.1
	//	穂坂2号線	1.4
	//	穂坂6号線	1.7
	//	穂坂8号線	1.8
	//	穂坂27号線	0.8
	//	穂坂44号線	1.0
	//	穂坂77号線	1.3
	//	藤井1号線	1.2
	//	藤井2号線	1.5
	//	藤井4号線	1.7
	//	藤井6号線	4.5
	//	藤井9号線	1.2
	//	中田1号線	2.0
	//	穴山1号線	1.4
	//	穴山2号線	1.9
	//	清哲1号線	1.0
	//	清哲2号線	0.6

//	神山1号線	1.2
//	旭25号線	2.6
//	旭65号線	1.4
//	旭66号線	0.3
//	大草1号線	1.2
//	大草2号線	1.7
//	大草3号線	1.0
//	竜岡1号線	1.6
//	竜岡3号線	0.7
//	竜岡38号線	0.9

第12節 交通対策

総務班 建設班
峡北消防 甲斐警察署

災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、住民等の避難の円滑化に努めるとともに、道路の被害状況、交通状況及び気象の状況の把握に努め、迅速、的確な交通規制を行うものとする。また、危険箇所の標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報、危険防止、混雑緩和及び道路施設保全等のための措置を行うものとする。

第1 交通応急対策

1 交通支障箇所の調査及び連絡

(1) 市長は、自ら管理する道路について、災害時における危険予想箇所を平素から調査しておくものとする。

また、災害が発生した場合には、**インフラ支援部**建設班を中心に調査班を編成し道路の被害状況を調査する。

(2) 消防団や自主防災組織から各地区の道路被害の状況を収集し、被害状況の把握に努める。

(3) 調査班が調査の結果、通行支障箇所を発見したときは、速やかに市本部に連絡するとともに、道路占用物件等に被害を発見した場合には、当該道路占用者にも通報するものとする。

(4) 市本部は、調査班等から収集した情報を甲斐警察署や峡北広域行政事務組合消防本部、他の道路管理者に連絡するなど、道路の被害情報を共有するものとする。

2 応急対策方法

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合には、速やかに道路の補強、障害物等の除去、橋りょうの応急補強等必要な措置を講じ、道路交通の確保を図る。

また、必要によっては甲斐警察署や他の道路管理者と連絡・調整し、付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定する等、円滑な交通の確保に努める。

道路施設の被害が広範囲にわたるなど甚大な被害の場合には、県に自衛隊の災害派遣要請を依頼して交通の確保を図るものとする。

第2 交通規制対策

1 異常気象時における道路通行規制

市域において異常気象時に規制を受ける道路の通行規制区間及び危険内容等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○異常気象時における道路通行規制区間及び基準

2 交通規制実施責任者

交通の規制は、次の区分により行う。

	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知事 市長	1 道路の破壊、決壊その他の事由により危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項

警	公安委員会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認める場合	災害対策基本法第76条 道路交通法第4条第1項
	甲斐警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについては交通規制を行う。	道路交通法第5条第1項
察	警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条第4項

3 市長の措置

市長は、自ら管理する道路、橋りょうの応急措置を建設部建設班に指示して行い、甲斐警察署と協力して交通規制を実施する。ただし、市で対処することができないときは、県に要員の確保について応援を要請する。

4 甲斐警察署、公安委員会、自衛官及び消防吏員等の措置

(1) 甲斐警察署及び公安委員会は、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、被害状況に応じ、避難路、緊急輸送路の確保に重点をおいた交通規制を迅速、的確に実施するものとする。

(2) 公安委員会が規制を行う場合は、あらかじめ当該道路の管理者に規制の対象等必要な事項について通知するとともに、地域住民に周知するものとする。

(3) 措置命令等

ア 警察官の措置命令等

(ア) 警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し、車などの移動を命ずるものとする。

(イ) 命ぜられた者が措置を取らないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを破損することができる。

イ 自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

ウ 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急通行車両の運行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

(4) 車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

5 道路管理者の措置

道路管理者は、道路施設の破損等から施設構造の保全又は交通の危険を防止する等のため、必要があると認めるときは、通行を規制するものとする。

また、交通規制を行った場合は、甲斐警察署長に通知するものとする。

6 交通規制事項の周知

道路の破損及び決壊その他の状況により通行の規制を要すると認めるときは、次の事項を明示し、一般通行に支障のないようにするものとする。

- (1) 規制の対象
- (2) 規制する区域又は区間
- (3) 規制する期間

7 交通規制の標示

- (1) 県公安委員会は、災害対策基本法等に定められた標示等を設置する。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官が指示する。
- (2) 道路管理者は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年12月17日総理府、建設省令第3号)に定められた標識等を設置して行う。

8 道路標識の設置基準

- (1) 道路標識を設ける位置

標 識 の 種 別	位 置
通 行 の 禁 止	歩行者又は車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央又は左側の道路
通 行 制 限	通行を制限する前面の道路
迂 回 路 線	迂回路線の入口及び迂回路の途中交差点

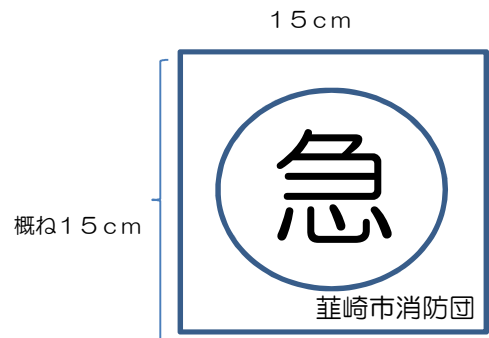
- (2) 道路標識の構造

堅固なもので作り、所定の位置に設置し、修理及び塗装等の維持管理を常に行い、夜間は遠方から確認し得るように照明又は反射装置を施すものとする。

第3 交通情報及び広報活動

市は、災害発生時における道路の被害状況及び交通状況等交通情報の把握に努めるとともに、これらの交通情報、交通規制の実施状況、車両の使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関との協定を締結するとともに、道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

また、警察・消防・自衛隊活動等に支障が出ないように把握した情報をLアラートで速やかに伝達するとともに、市民へホームページやいらさき防災・行政ナビ等の手段により情報提供を行う。



第4 災害出動車両の有料道路の取り扱い

道路交通法施行令第3条の緊急自動車及び災害対策基本法施行令第33条の緊急通行車以外の車両で、救助補助、水防活動等に出動するため、有料道路を通行するときの取扱いは次のとおりとする。

- 1 緊急出動の取扱い

災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、若しくは発生直後に緊急出動するときは、通行車両の責任者(総務部総務班)が作成した上の表示を貼付した車両を無料とする。

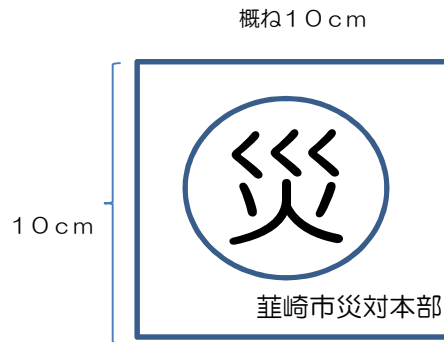
- 2 災害復旧等の出動の取扱い

- (1) 災害応急復旧等に出動する車両が有料道路を通行するときは、地域振興局(企画振興部、建設部)、市、消防本部及び消防団(以下「関係機関」という。)に申し出る。

(2) 申し出を受けた関係機関は、次の内容を下記有料道路管理者に速やかに通報する。

- ア 通行予定時刻
- イ 目的
- ウ 行先
- エ 車両数
- オ 通行区間
- カ 代表者氏名

通 報 先	電 話 番 号
山梨県道路公社	055-226-3835
中日本高速道路株八王子支社	042-691-1171



(3) 通報を受けた有料道路管理者は、適当と認めるとき通行料を無料とする。

(4) 通行する当該車両は、通行車両の責任者（総務部総務班）が作成した上（通行車両の責任者（総務部総務班）が作成して貼付する。）の表示を貼付する。

第5 運転者の執るべき措置

1 走行中の運転者の措置

- (1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
- (2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周辺の状況に応じて行動する。
- (3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、キーはつけたままとし、ロックはしない。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難時の運転者の措置

避難のために車両を使用しない。

3 通行禁止区域内の運転者の措置

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。
 - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- (3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

第6 緊急通行車両の確認申請

- 1 災害対策基本法第76条に基づき、公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、災害対策基本法施行令第33条の規定に基づく知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続きは、県防災危機管理課又は警察本部交通規制課、甲斐警察署及び交通検問所等において実施する。

2 緊急通行車両の事前届出

公安委員会においては、災害発生時の確認手続きの効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、本市においても庁用自動車については事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けておくものとする。

また、災害対策基本法に規定する指定行政機関等が保有する車両で、かつ、災害応急対策や緊急輸送に使用する計画のある車両については、災害の発生前に確認申出をすることにより、事前に緊急通行車両確認証明書と緊急通行車両確認標章の交付を受けることができるため、平時から事前に手続きを行い、交付を受けておくものとする。

3 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、おおむね次に掲げる業務に従事する車両とする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に従事するもの
- (2) 消防、水防その他の応急措置に従事するもの
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に従事するもの
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に従事するもの
- (5) 施設及び設備の整備並びに点検に従事するもの
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に従事するもの
- (7) 犯罪の予防、交通の規制あるいは社会秩序の維持に従事するもの
- (8) 緊急輸送の確保に従事するもの
- (9) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に従事するもの

4 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

(1) 確認の申出

車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出るものとする。

(2) 標章及び証明書の交付

前項において確認したときは、知事又は公安委員会から申出者に対し、災害対策基本法施行規則で定めた標章（別図）及び証明書（別記様式）が交付される。

(3) 標章の掲示

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示するものとする。

別図

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 印 公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

第13節 災害救助法による救助

全部班・機関共通

災害が発生した際に、一定規模以上の災害が発生した場合は、速やかに災害救助法の適用を受け、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を図る。

第1 市における災害救助事務

市における災害救助事務の一般的な手順は次のとおりである。

なお、災害救助事務を行うにあたり使用する各種様式は、資料編掲載の「各種救助に係る様式」及び「『災害報告取扱要領』に基づく被害報告様式」によるものとする。

段階	実施要項	内 容	留意事項
事前対策	避難所の確保	1 学校、公民館、民間の建造物の利用や野外仮設建物の設置準備 2 避難所運営マニュアル作成	福祉避難所の設置に配慮
	救助物資調達先の準備	1 備蓄物資の確保（事業者、団体等） 2 商工会等との事前打合せ	
	応急救助体制の整備	平常時から災害時を想定した訓練を実施	
	被害状況調査体制の確立	1 事前に担当地区を指定した調査班を設け、調査責任者を置く。 2 市内各地区に情報収集責任者及び調査立会人を確保しておく。 3 調査用紙、報告用紙を常備し、記載方法、被害程度の判定基準、報告要領について説明訓練を行う。	調査班の編成
災害発生直後	被害の状況把握	1 現地の情報収集責任者からの報告 2 職員の地区担当責任者の出勤、調査班による調査 「被災世帯調査原票」（様式4）の作成 ① 被害の程度（人的、物的） ② 家族の状況 ③ 課税状況、世帯類型、必要な救助被災世帯の集計 ・「世帯別被害調査表」（様式2）の作成 ・「地区別被害状況調査表」（様式1）の作成	
	被害状況報告（発生報告）	【災害対策本部が設置されていないとき】 ○ 被害状況即報 市 → 防災危機管理課 ○ 「地区別被害状況調査表」（様式1）、「世帯別被害調査表」（様式2） 市→福祉保健部→福祉保健総務課 【災害対策本部が設置されているとき】 ○ 被害状況即報 市→中北地域県民センター→県災害対策本部 ○ 「地区別被害状況調査表」（様式1）「世帯別被害調査表」（様式2） 市→福祉保健部→福祉保健総務班 ※災害救助法適用の可能性がある場合は、速やかに県災害対策本部及び防災危機管理課へ報告	

災害救助法適用後 第一段階	災害救助法の適用要請	市→防災局→防災危機管理課	電話等で要請、 後で文書提出	
	避難所の開設	1 避難所への誘導 2 担当職員の派遣 3 避難状況の把握 4 避難所の維持管理	概要を電話、 FAX等で報告	
	被災者の救出	1 救出のための要員（消防団員）の動員 2 機械、器具の借上げ		
	炊出しその他による食品の給与	1 食料の応急調達 2 炊出し所への責任者の派遣 3 仕出し業者等への弁当の手配 4 給与状況の把握		
	飲料水の供給	1 給水車の確保 2 機械、器具の借上げ		
	医療・助産	救護班の派遣要請等	県医療救護対策本部（医務課、保健所）、韮崎市医師会、北巨摩医師会、韮崎市歯科医師会への医療救護班の派遣要請等	
		救護班によらない医療の実施	1 韮崎市医師会に対する協力依頼 2 医療機関に対する説明、連絡	
		死体の搜索	1 機械・器具の借上げ 2 消防団、自衛隊等への協力要請	
		死体の処理	死体安置所の確保、処理の実施	
		埋火葬	1 火葬（埋葬）の実施 2 棺、骨つぼ代支給	
災害救助法適用後 第二段階	応急救助実施状況報告	救助日報に基づき毎日報告		
	被服寝具その他生活必需品の給与	物資購入（配分）計画作成 → 購入 → 給与		
	学用品の給与	物資購入（配分）計画作成 → 購入 → 給与		
	障害物の除去	1 対象世帯の選定 2 実施計画		
	義援金受付開始	受付窓口の設置等		
災害救助法適用後 第三段階	中間報告	1 救助実施状況に変化があるごとに報告 2 とりあえず電話報告、後で文書（本計画資料編「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式）報告		
	要配慮者等の状況報告	被保護移行見込世帯の状況		
	応急仮設住宅の設置	必要戸数の決定 → 敷地の確保 → 工事施工		
	住宅の応急修理	対象世帯選定 → 実施計画 → 大工左官等雇上	業者委託も可	
	救助の特別基準の申請	特別基準の必要なものは、救助期間内に要請		
	災害弔慰金等の支給	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給開始		
	災害援護資金の貸付	災害援護資金の貸付申請受付開始		
	被災者生活再建支援金の支給	被災者生活再建支援金の支給申請受付開始		
	確定報告	文書（本計画資料編「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式）報告		

資料編 ○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式
○各種救助に係る様式

第2 災害救助法の適用基準等

災害救助法及び災害救助法施行令の定めるところによるが、本市における適用基準はおおむね次のとおりである。

1 災害救助法の適用基準

(1) 本市の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人 口	被 害 世 帯 数
15,000人以上 30,000人未満	50世帯

(2) 同一災害により県下に1,000世帯以上の滅失を生じた場合で、本市の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人 口	被 害 世 帯 数
15,000人以上 30,000人未満	25世帯

(3) 被害世帯数が(1)又は(2)の基準に達しないが、県下で被害世帯数が5,000世帯以上に達した場合であって、市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

(4) 市の被害が(1)、(2)又は(3)に該当しないが、知事において特に救助を実施する必要があると認められた場合

(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

2 滅失世帯の算定基準

住家が滅失した世帯数の算定基準は、次のとおりである。

- ① 全壊（又は全焼・流失）住家1世帯で、住宅滅失1世帯として換算
- ② 半壊（又は半焼）住家2世帯で、住家滅失1世帯として換算
- ③ 床上浸水及び土砂のたい積等により、一時的に居住できない状態になった住家3世帯で、住宅滅失1世帯として換算

第3 災害救助法の適用手続

1 災害に際し、市域における災害が前記「第1 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちに知事に災害救助法の適用を要請するものとする。

2 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

第4 災害救助法の実施機関

災害救助法に基づく救助の実施は知事がこれを行い、市長は知事が行う救助を補助するものとする。

ただし、知事は、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。この場合、知事は市長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を市長に通知するとともに、物資や土地の収用等に係る事務の一部を市長が行うこととした場合は、直ちにその旨公示する。

第5 災害救助法による救助

1 避難

(1) 避難所収容対象者

現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者

(2) 避難所

学校、公会堂、公民館、神社、寺院、旅館等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等

(3) 避難所設置の方法

ア 既存建物を応急的に整備して使用するが、適当な施設を得難いときは、野外に移動可能な施設、車両等を設置することその他適切な方法により開設する。

イ 災害の状況により、市で処理が困難なときは、隣接市町村へ収容を委託する。

ウ 公用令書により土地建物を強制的に使用するときもある。

(4) 開設期間

災害発生の日から7日以内とするが、やむを得ないときに限り、内閣府に協議し、その同意を得た上で最小限の期間を延長できる。

(5) 費用

費用	加算	備考
1人1日当たり <u>360円</u> 以内	福祉避難所は、特別な配慮のために供与した通常実費	避難所設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物・器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、仮設便所など設置費

2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

(1) 応急仮設住宅の建設

ア 応急仮設住宅供与の対象者

(ア) 住宅が全壊、全焼又は流出したことにより居住する住家がない者

(イ) 自らの資力をもってして、住宅を確保できない者

イ 応急仮設住宅の設置方法

(ア) プレハブ業界との協定により必要資材及び数量を確保する。

(イ) 敷地は、原則として公有地を利用する。

(ウ) 設置は、直営、請負又はリース等とする。

ウ 建設型応急仮設住宅の規模及び着工期限

規模	費用	着工期限	備考
地域の実情、世帯構成等に応じて設定	1戸当たり <u>7,089</u> 千円以内	災害発生の日から20日以内	費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備費、輸送費、建築事務費等の一切の経費

エ 供与期間

建設工事が完了してから2カ年以内とする。

(2) 住宅の応急修理

ア 応急修理の対象者

(ア) 住宅が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活が営めない者

(イ) 自らの資力をもってして、応急修理ができない者

イ 応急修理の規模及び期間

費用	応急修理の期間	修理の規模	備考
1世帯当たり717千円以内 ※半壊又は半焼に準ずる程度 1世帯当たり348千円以内	災害発生の日から 1ヶ月以内	居室、炊事場、便所等必要 欠くことのできない場所	費用は、原材料費、労 務費、輸送費、事務費

3 炊き出しその他による食品の給与

(1) 給与を受ける者

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等で炊事のできない者
- ウ その他滞留者等給付を必要と認められる者

(2) 給与できる食品

直ちに食すことのできる現物

(3) 給与の期間

災害発生の日から7日以内。ただし、大規模な災害のときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で必要最小限の期間を延長できる。

(4) 費用

1人1日 1,390円 以内（主食費、副食費、燃料費、雑費）

4 生活必需品の給付又は貸与

(1) 給与（貸与）を受ける者

- ア 全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者
- イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を失った者
- ウ 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与（貸与）の期間

災害発生の日から10日以内

(3) 給与（貸与）費用の限度額

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
全 全 流	壊 焼 失	夏 <u>20,300円</u>	<u>26,100円</u>	<u>38,700円</u>	<u>46,200円</u>	<u>58,500円</u>	<u>8,500円</u>
		冬 <u>33,700円</u>	<u>43,500円</u>	<u>60,600円</u>	<u>70,900円</u>	<u>89,300円</u>	<u>12,300円</u>
半 半 床 上 浸 水	壊 焼	夏 <u>6,700円</u>	<u>8,900円</u>	<u>13,400円</u>	<u>16,300円</u>	<u>20,500円</u>	<u>2,900円</u>
		冬 <u>10,700円</u>	<u>14,000円</u>	<u>19,900円</u>	<u>23,600円</u>	<u>29,800円</u>	<u>3,900円</u>

注：夏期（4月～9月）冬期（10月～3月）

5 医療

(1) 医療を受ける者

災害のため医療の途を失った者で、医療を必要とする状態にある者

(2) 医療の方法

救護班によって行うことを原則とする。

(3) 医療の範囲

- ・診察
- ・薬剤又は治療材料の支給
- ・処置、手術その他治療及び施術
- ・病院又は診療所への収容
- ・看護

(4) 費用の限度額

救護班	使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費
病院又は診療所	国民健康保険の診療報酬の額以内
施術者	その地域における協定料金の額以内

(5) 医療の期間

災害発生日から14日以内

6 助産

(1) 助産を受ける者

災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者（死産及び流産を含む。）

(2) 助産の範囲

・分娩の介助 ・分娩前後の処置 ・必要な衛生材料の支給

(3) 助産の方法

救護班及び助産師によるほか、産院又は一般の医療機関によってもよい。

(4) 費用の限度額

ア 使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費
イ 助産師の場合は、その地域の慣行料金の8割以内

7 救出

(1) 救出を受ける者

ア 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
イ 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 費用の範囲

救出のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費等の経費

(3) 救出期間

災害発生日から3日以内

8 福祉サービスの提供

(1) 福祉サービスの提供を受ける者

災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障害者、子ども、妊産婦その他の者）

(2) 福祉サービスの提供の方法

災害派遣福祉チームによって行うことを原則とする。

(3) 福祉サービスの範囲

ア 災害時要配慮者に関する情報の把握
イ 災害時要配慮者からの相談対応
ウ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援
エ 災害時要配慮者の避難所への誘導
オ 福祉避難所の運営（法第二条第二項に基づき設置する場合を除く）

(4) 費用の限度額

上記ア～エ	消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費の実費
上記オ	消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借り上げ日または購入費、光熱水費並びに仮設便所の設置費の実費

9 障害物の除去

(1) 対象

- ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- イ 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去であること。
- ウ 自らの資力をもってしても障害物の除去ができないこと。
- エ 住家は、半壊又は床上浸水であること。

(2) 実施期間及び費用の限度額

実施期間	費用の限度額	備 考
災害発生の日から10日以内	1世帯当たり <u>143,900円</u> 以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、輸送費及び賃金職員等雇上費等

10 死体の搜索

- (1) 搜索を受ける者 行方不明の状態にある者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者
- (2) 搜索期間 災害発生の日から10日以内
- (3) 費用 搜索のための機械器具の借上費、修繕費及び燃料費等

11 死体の処理

- (1) 処理を行う場合
災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うもの
- (2) 処理の方法
救助の実施機関が、現物給付として死体の洗浄、縫合、消毒、死体の一時保存、検案等を行う。
- (3) 処理期間
災害発生の日から10日以内
- (4) 死体処理に要する費用の限度

区 分	限 度 条 件
洗浄、縫合、消毒	死体1体当たり <u>3,700円</u> 以内
死体の一時保存	既存建物利用の場合は、通常の借上料 既存建物が利用できない場合、 <u>借上料</u> 1体当たり <u>5,900円</u> 以内
検案の費用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。

12 死体の埋葬

- (1) 死体の埋葬を行うとき
 - ア 災害時の混乱の際に死亡した者であること
 - イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合
- (2) 埋葬の方法

救助の実施機関が現物給付として行う応急的な仮葬で、土葬でも火葬でもよい。

(3) 埋葬の期間

災害発生の日から10日以内

(4) 費用の限度額

大人（12歳以上）	小人（12歳未満）	備 考
1体当たり232,200円以内	1体当たり185,700円以内	棺、火葬代、職員雇上費、 <u>輸送費を含む</u>

13 教科書等学用品の給与

(1) 給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により、学用品を喪失又はき損し、就学に支障を生じている小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒

(2) 給与の品目、期間及び費用

品 目	期 間	費 用 の 限 度 額
教科書・教材	災害発生の日から1ヵ月以内	教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費（小学校児童及び中学校生徒） 正規の授業で使用する教材実費（高等学校等生徒）
文房具	災害発生の日から15日以内	小学校児童 1人当たり 5,500円以内
通学用品	災害発生の日から15日以内	中学校生徒 1人当たり 5,800円以内
		高等学校等生徒 1人当たり 6,300円以内

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第14節 避難対策

総務班	市民生活班
福祉班	教育班
消防班	峡北消防
甲斐警察署	

災害のため被害を受け、又は受けるおそれのある人の生命又は身体を保護するため、一時的に安全な場所へ避難させるための計画は、次のとおりである。

第1 避難指示

1 避難の実施責任者

避難のための実施責任者は次のとおりであるが、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が代行して避難の指示を行う。（災害対策基本法第60条第6項）

ア 市長（災害対策基本法第60条）

イ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

ウ 水防管理者（水防法第29条）

エ 消防職員、団員（消防法第36条において準用する同法第28条）

オ 警察官（災害対策基本法第61条、消防法第36条において準用する同法第28条、警察官職務執行法第4条）

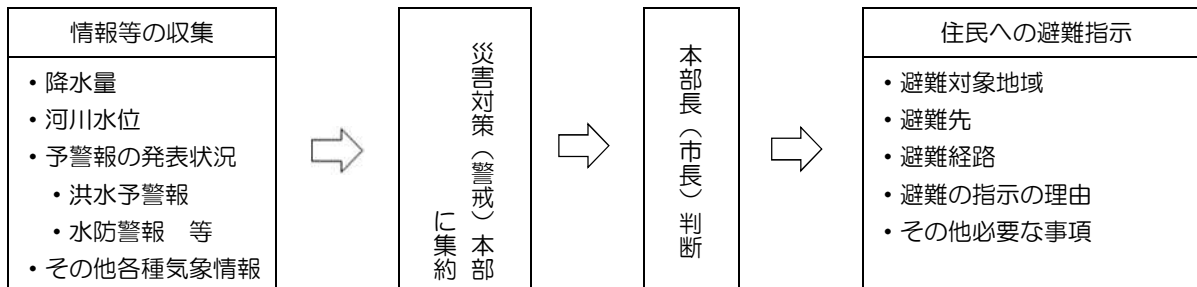
2 避難の報告及び通知

報 告 者	報 告 先	根 拠 法 令
市 長	知 事	災害対策基本法
知 事（ 県 職 員 ）	警 察 署 長	地すべり等防止法に基づく指示の場合

水防管理者	警察署長	水防法に基づく指示の場合
警察官	市長 公安委員会	災害対策基本法に基づく指示の場合 警察官職務執行法に基づく指示の場合

3 避難指示の内容

避難の指示は、次の内容を明示して行う。しかし、緊急時にあってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を除いた避難指示を行う。



4 避難指示の伝達方法

- (1) 本部長が、避難指示を発令した場合は、対象地域に対して、防災行政無線、防災行政ナビ、エリアメールを配信し周知を図る。
- (2) 避難指示は災害対策本部の広報活動によるが、指示を発令した場合は、自主防災組織等を十分活用して、避難区域の住民に周知の徹底に努めるものとする。

第2 警戒区域の設定

1 市長の措置

市長は、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所において、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該地区域からの退去を命ずることができる。

2 警察官、自衛官の措置

市長等が現場にいないとき、又は市長から要求があったとき、警察官及び自衛官は、災害対策基本法第63条第2項、第3項の規定により、市長の職権を代行することができる。

3 知事の措置

知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第73条第1項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立入の制限、退去命令などを実施しなければならない。

第3 避難場所と避難所の定義等

避難場所には、次のとおり「避難場所」と「避難所」があり、それぞれ目的や対象者等により細かく区分される。

市は、施設の管理者の同意を得た上で、あらかじめ必要に応じ、次の基準により避難所を指定しておく。

また、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者の受け入れ先として社会福祉施設や介護保険施設等に対し、福祉避難所の拡充に努めるとともに、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保につとめる。なお、避難場所・避難所の指定については、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見直す。

1 避難場所

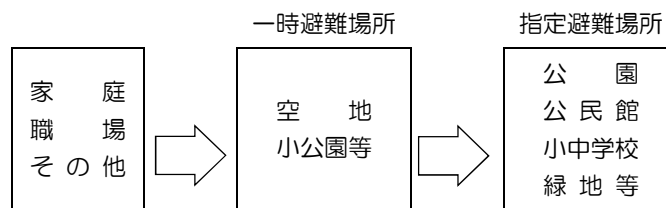
(1) 避難場所の種類

避難場所は、地震等の突発性災害が発生した時に一時的に集合する「空き地」や身の安全確保等ができるオープンスペースを有する「グラウンド」等をいい、次の2種類がある。

区 分	定 義
一時避難場所	自治会や自主防災会の組や班ごとに一時的に集合し、災害状況・安否等の確認や集団を形成できる場所で、次の避難地への中継地点として、集合した人々の安全が確保できる「空き地」・「小公園」等の広場をいう。
指定避難場所	自治会や自主防災会で集合し、避難した人々の安全が確保できるスペースを有し、また避難に伴う不安や混乱を防ぎ、住民の避難誘導、情報伝達、応急救護等を行うことが可能な「公園」・「公民館」・「小中高等学校」等の緑地、グラウンド等をいう。

(2) 避難場所等への避難方法

災害の状況に応じて、おおむね次の系統図に従って避難地等へ避難するものとする。



2 避難所

(1) 避難所の種類

避難者を一時的に滞在又は避難生活を送るための施設で、市が災害対策基本法第49条の4及び同法第49条の7に基づき指定する「学校」、「公民館」、「体育施設」、「文化施設」、「保健福祉施設」等の公共施設と災害協定に基づき、開設する民間事業者等が管理する施設がある。

「指定緊急避難場所」と「指定避難所」が同施設となっていることが多いことから「地震直後や風水害の事前避難のために緊急的に避難する場所」と「避難生活を送るために避難する場所」の違いについて周知徹底する。

区 分	利用対象	内 容
指定避難所 (法第49条の7)	市が指定する対象地区住民及び当該地区滞在者	災害が発生した時に、自宅等から立退き避難する場合に、一定期間滞在する施設である。避難者は自宅の修理等が終わり帰宅又は、応急仮設住宅等へ引っ越すまでの間を過ごす。 開設期間：発災から概ね4日以降から避難所閉鎖まで
指定福祉避難所 (法第49条の7)	市民や市内滞在者のうち要配慮者及びその介助者	災害が発生又は発生する恐れがある時に、自宅等から立退き避難する場合に、一定期間滞在する施設である。避難者は発災の恐れが無くなった時や自宅の修理等が終わり帰宅、又は応急仮設住宅等へ引っ越すまでの間を過ごす。 開設期間：発災する恐れがあり開設してから避難所閉鎖まで
指定緊急避難場所 (法第49条の4)	市民及び市内滞在者など	災害が発生する恐れがある時に、現在の場所から立退き避難する場合に、最寄りて一定期間滞在する施設である。避難者は災害が発生する恐れが無くなり帰宅、又は災害が発生して復旧まで長期化し指定避難所へ移動する必要があるまでの間を過ごす。 なお、指定緊急避難場所は、指定避難所及び指定福祉避難所と同じ施設とし、避難者の対象地区は設けない。 開設期間：発災する恐れがあり開設してから発災後概ね3日又は閉鎖まで

協定に基づく福祉避難所	市民や市内滞在者のうち的主要配慮者及び介助者	指定福祉避難所が避難者を受け入れ出来なくなることが見込まれるときに、協定に基づき民間事業者へ要請して開設する民間事業者等が管理する施設。詳細は指定福祉避難所と同じ。 開設期間：要請による開設から避難所閉鎖まで
自主避難所	開設者が認める者	災害が発生又は発生する恐れがある時に、自主防災会等が地区公民館（分館等）に開設する施設。指定はされていないため、職員の派遣は無し。 開設期間：開設者が決める期間

(2) 指定基準

災害対策基本法施行令第20条の3又は第20条の6に示す基準を満たすことが前提であり、その中での留意事項は次のとおり。

区分	定義
避難所	<p>※ 避難所を選定するに当たっては、次の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 洪水等の危険が見込まれる避難地域は避ける。 ○ 建築物は、耐震・耐火性の高い建物を選定する。 ○ 避難生活が数週間以上にも及ぶことも考えられるため、物資の運搬・集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮する。 ○ 空き地を避難所に充てる場合は、あらかじめテント等の備蓄、調達を併せて検討する。 <p>※ 避難地を避難所に指定することは可能</p>

資料編	○ 指定避難所一覧（地震）、（土砂災害・洪水）
	○ 指定緊急避難場所一覧 ○ 指定避難場所一覧

第4 避難計画の作成

市は地域住民の意見を取入れ、避難計画を作成し、自主防災組織等の単位毎に避難組織の整備に努めるものとする。

なお、この計画の作成に当たって、県の指導を求めるものとする。

1 避難計画の概要

- (1) 防災用具、非常持出品、食料等の準備及び点検
- (2) 災害別地域別の避難場所の所在、名称、収容可能人員
- (3) 危険地域、危険施設物等の所在場所
- (4) 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- (5) 集合地・避難経路、誘導方法
- (6) 避難の際の携帯品の制限
- (7) 収容者の安全管理
- (8) 負傷者の救護方法
- (9) 障がい者や高齢者など避難行動要支援者に対する避難支援計画の具体化
- (10) 市町村・県の区域を越える避難の実施方法等

2 指定避難(場)所等の選定基準

- (1) 指定避難所における避難民の1人当りの必要面積は、おおむね3.5㎡以上とする。
- (2) 指定避難場所は、要避難地区の全ての住民を収容できるよう配置する。
- (3) 指定避難(場)所は、がけ崩れや浸水などの危険のおそれがないところとする。
- (4) 指定避難(場)所は、要避難住民の避難経路等を考慮し、主要道路、河川等を横断する場所では

きる限り避けて選定する。

- (5) 災害が発生した場合において、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された施設を福祉避難所として指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。
- (6) 福祉避難所の施設の情報（施設の名称、場所、特定した受入対象者、収容可能人数、提供可能な支援内容、設備内容等）や避難方法について、ホームページ上に公開したり、福祉団体・福祉事業所・医療機関とも連携を図ったりするなど、要配慮者やその家族を含む地域住民に対し周知に努める。
- (7) 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。
- (8) 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。
- (9) 前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

3 避難道路

- (1) 避難道路沿いには、がけ崩れや出水等のおそれがないものとする。
- (2) 避難道路の選択にあたっては、多数の避難者の集中や混乱にも配慮すること。
- (3) 避難道路は、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。

第5 避難方法

1 避難誘導體制の確立

市は、避難所への住民の誘導方法について、地区、自主防災組織、関係団体等と協議し、適正な避難誘導體制を確立するよう努める。特に、高齢者や障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、平時より、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するなど要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。

2 避難の方法・誘導

住民が安全、迅速に避難するため、消防団等の協力を得て、自主防災組織（自治会）単位であらかじめ設定した集合地に集まり安否確認を行い、指定された避難所へ避難するものとする。市は、必要により要所に誘導員を配置し、また夜間時には投光機を設置するなど、迅速かつ安全に避難できるよう措置する。特に、乳幼児、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者の避難にあたっては、避難の順位を優先させる等の配慮をする。

2 所持品の制限

携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立退きに支障のない最小限度のものとする。

3 住民の措置

災害が発生し、延焼等により避難が必要と判断した場合には、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末や戸締まり等をした後、気象情報や市の行う広報等に注意しながら、避難するものとする。

4 避難終了後の確認措置

- (1) 避難の勧告又は指示を発した地域に対しては、警察官等の協力を得て状況の許す限り巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置をとるものとする。
- (2) 避難の勧告又は指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡するなど必要な措置をとる。

第6 避難所の開設

1 避難所の開設

市は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。

2 開設の時期

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。

3 避難所の量的確保と周知

市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、協定施設に対して避難所開設の要請を行い、ホームページやらさき防災行政ナビ等の多様な手段を活用して周知する。特に、ホテル・旅館などは、要配慮者用の避難施設として活用する。

4 安全性の確保

市は、避難所を開設する場合には、予め施設の安全性を確認する。

5 設置の可否の検討

市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置、維持することの適否を検討する。

6 開設状況の報告

避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう避難所の開設状況などとともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを活用して、迅速に県に報告し、県はその情報を国に共有するよう努める。

7 避難所の混雑状況の周知

市は、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して、避難所の混雑状況を周知するなど、避難の円滑化に努める。

第7 避難所における管理運営

1 マニュアルの整備と普及啓発

避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、平時からマニュアルの作成や改訂、訓練を通じて指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

2 指定避難所における良好な生活環境の確保

市は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。そのため避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスの取れた適温の食事を提供できるよう、炊出しに利用できる学校給食施設の等の場所、

調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、資料処理状況、健康のための入浴施設の設置状況の把握に努め、必要な対策を講じる。

3 避難の長期化への対応

避難の長期化等必要に応じて、プライバシー確保保護、簡易ベッド等の活用の状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や衛生状態の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等、必要な措置を講じるよう努める。

さらに、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

4 男女共同参画の促進

指定避難所等における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努める。特に女性専用の更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備等による指定避難等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置等、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

5 避難所における安全確保

市は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、以下の点に配慮して運営する。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする、

(1) 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する

(2) トイレ・更衣室・入浴施設は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する

(3) 照明を増設する

(4) 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載する

6 在宅避難者に対する支援

市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

7 応急仮設住宅の早期提供による避難所の解消

災害の規模等にかんがみて、被災者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅の斡旋、活用等により指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

8 実施主体間の調整

市及び県は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取り組みを円滑に行うことができるよう事前に主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努める。

9 協定・届出避難所の把握

市及び県は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

10 車中泊避難者の支援

市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援策を検討するよう努める、その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

資料編

○避難所一覧

○避難所運営マニュアル

第7 要配慮者対策

高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等のいわゆる要配慮者は、災害発生時において自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多い。このため、災害発生時に要配慮者が置かれる状況を十分考慮し、災害対応策を講ずる必要がある。特に在宅の要配慮者と施設入所者では、その援護及び救護体制が異なるので、それぞれの状況に応じた対策を講ずる。

1 在宅の要配慮者の安全確保

(1) 要配慮者の安全確保

ア 市は、高齢者、障がい者、要配慮者の避難について、救護及び援護を行う。

イ 自主防災組織等は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団等と協力し、在宅の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。

(2) 避難行動要支援者の安全確保

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるよう努める。

(3) 要配慮者の生活支援

ア 避難所開設時には、乳幼児、高齢者、障がい者等の要配慮者に対する生活環境の確保や健康状態の把握、情報の提供等には十分配慮するものとするが、特に、障がい者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護等が必要な者に対しては、要配慮者専用スペースを確保するほか、必要なスタッフを確保した上で、福祉避難所を開設し、運営を行う。

イ 市は避難所において、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的救助のニーズを把握するため相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な障がい者や車いすの利用者については手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制の整備に努める。

ウ 市は県の協力を得て、居宅や避難所において、被災した要配慮者の実態調査を速やかに行い、保健・医療・福祉等の関係機関や民間の病院、介護事業者等との連携のもとに必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講ずる。なお、対応職員が不足する場合、必要に応じて福祉支援チームや関係職員の派遣を要請する。

指定福祉避難所開設施設

施設名	所在地	電話番号
老人福祉センター	韮崎市大草町若尾1680	(0551) 22-6944
大草デイサービスセンター（こぶし荘）	〃	(0551) 23-5080
韮崎中央体育館	韮崎市藤井町南下條897番地	(0551) 45-9255

2 社会福祉施設等における入所者の安全確保

(1) 入所者の安全確保

被災した社会福祉施設等は、災害発生時に直ちに入所者等の安否確認や避難誘導等を行う。また必要に応じ、救助機関等の協力を要請し、入所者等の救助活動を行う。

(2) 被災状況の報告

被災した社会福祉施設等は、市又は県へ被害状況の報告を速やかに行う。

(3) 入所者の移送

施設の破損等により入所者を他の社会福祉施設等へ移す必要がある場合、あらかじめ定めた手順により他の施設へ移送を行う。

(4) 支援要請

被災した社会福祉施設等は、物資や救助職員の不足数を把握し、近隣施設、市、県等に支援を要請する。

3 外国人の支援対策

(1) 市は、地域の自治会、町内会、自主防災組織及びボランティアの協力を得ながら、外国人住民の安否確認や避難誘導、給与活動に努める。

(2) 市及び県は、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供に努める。

(3) 市は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するためボランティア等の協力を得ながら相談体制を準備する。

第8 防災対象物等の避難対策

学校、病院等多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建物の管理者は、これらの者の避難を必要と認めた場合は、人の生命、身体の安全を第一義とし必要な処置をとらなければならない。特に、学校における避難は、次の事項に留意するものとする。

- 1 台風等の予報により災害が予想される場合は、臨時休校、一斉早退、教職員の引率による集団登下校等状況を的確に判断し、連絡網により保護者へ連絡する等、適切な処置を行うものとする。
- 2 豪雨による浸水等児童生徒の登下校途次に危険のおそれがある場合は、その状況に応じて学校長は必要な処置をとるものとする。
- 3 危急の場合、やむを得ず校舎外に退避する場合は、諸般の状況を判断し、危険のおそれのある場所を避けるようにするものとする。

第9 帰宅困難者、滞留者の保護

自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等並びに滞留者が発生したときには、市、警察、JR東日本蕪崎駅、山梨交通（株）蕪崎営業所は、相互に密接な連携をとりつつ情報提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努める。

滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは、最寄りの指定避難所等安全な場所に誘導し保護する。

帰宅困難者並びに滞留者向けに、一時避難所を開設した場合は、JR東日本蕪崎駅、市内宿泊業者等に避難所開設の連絡をし、帰宅困難者等が速やかに避難できるよう努めるものとする。

第10 孤立集落への対応

市は、県と連携し、孤立のおそれのある集落に対し、事前調査を行い、地域の実情に応じ、衛星携帯

電話やヘリコプターによる救援活動体制の整備などに努めるものとする。また、住民同士の自助、共助の能力を高めるため食糧や医薬品の備蓄、負傷者の応急手当や高齢者の介護などのための対策を推進するものとする。なお、孤立集落については、支援を行う孤立集落について明確にし、速やかに孤立の状況を把握する。

第11 広域避難対策

市は、市町村、県の区域を越えた避難者について、知事からの協議に伴い受け入れの検討を行う。

第15節 医療救護対策

健康づくり班 医療部
保健師班

災害のため医療機関が混乱し、被災した住民が、医療及び助産の途を失った場合に、応急的に医療を施し、及び助産の処置を確保し、被災者への保護に万全を図る。

第1 実施責任者

被災者に対する医療の実施は市長が行うものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は必要な要員、資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から委任されたときには市長が行うものとする。

第2 医療救護所

1 医療救護所の設置

災害発生時に医療施設の収容能力を超える多数の傷病者が一度に発生した場合等において、災害対策本部の指示により、保健班は市管理の学校施設等に医療救護所の設置を行う。なお、設置の際は「医療救護所設置運営マニュアル」に定める手順により設置を行うものとする。

2 医療救護班の要請

保健班は、地区医師会及び地区歯科医師会に対し、医療救護班の派遣を要請する。なお、地区医師会及び地区歯科医師会による派遣ができない場合及び医療救護所に従事する班員が不足となった場合は、県に対し医療救護班の派遣を要請する。

3 医療救護所の運営

保健班は救護所となる施設の防災備蓄倉庫より資機材を搬出し、派遣された医療班と共に救護内容の把握の上、災害対策本部と必要な連絡調整を図りながら医療救護所の運営を行う。

資料編「医療救護所設置運営マニュアル」を参照。

資料編 ○医療救護所設置運営マニュアル
○市内医療機関一覧

第3 医療機関の医療救護体制

医療機関は、被災傷病者等の受入れ、トリアージ、治療及び搬送等に努めるほか、県救護本部長の要請に基づき医療救護班及び医療スタッフの派遣を行う。

災害時の医療活動の拠点施設及びこれを支援する医療機関として、県は、災害拠点病院及び災害支援病院を指定している。災害拠点病院は、災害時の救急患者に対する診察、消防機関等と連携した傷病者等の受入れ及び搬送、医療救護班の派遣及び地域の他の医療機関への応急用医療資器材の提供を行い、災害支援病院は、災害拠点病院の機能の支援を行うものとする。

本市の属する中北地区における災害拠点病院等は、下図のとおりである。

	病 院 名	住 所	電 話 (防災電話) 衛星携帯電話
基幹災害拠点病院	山梨県立中央病院	甲府市富士見一丁目1番1号	055-253-7111 (9-210-9-) 090-3097-5008
基幹災害支援病院	山梨大学医学部付属病院	中央市下河東1110番地	055-273-1111 (9-220-1-081) 080-1234-8935
	山梨赤十字病院	富士河口湖町船津6663番地1	0555-72-2222 (9-220-1-082) 090-3245-7266
地域災害拠点病院	韮崎市立病院	韮崎市本町三丁目5番3号	0551-22-1221 (9-220-1-087) 090-1439-7573
	白根徳洲会病院	南アルプス市西野2294番地2	055-283-3131 (9-220-1-088) 080-2257-9543

	病 院 名	住 所	電 話 衛星携帯電話
地域災害支援病院	恵信韮崎病院	韮崎市一ツ谷1865番地1	0551-22-2521 080-2584-6526
	武川医院	昭和町飯喰1277番地	055-275-7311 080-8764-8644
	三枝病院	甲斐市竜王新町1440番地	055-279-0222 080-2584-6517
	赤坂台病院	甲斐市竜王新町2150番地	055-279-0111 080-8764-8643
	竜王リハビリテーション病院	甲斐市万才287番地	055-276-1155 080-8764-8640
	高原病院	南アルプス市荊沢255番地	055-282-1455 080-8764-5718
	巨摩共立病院	南アルプス市桃園340番地	055-283-3131 090-4841-7520
	宮川病院	南アルプス市上今諏訪1750番地	055-282-1107 080-8764-8645
	北杜市立塩川病院	北杜市須玉町藤田773番地	0551-42-2221 080-2584-6519
	北杜市立甲陽病院	北杜市長坂町大八田3954番地	0551-32-3221 080-2584-6522

第4 精神保健医療対策

精神障害者の被災による治療機会の喪失、被災体験からくる精神疾患の急発や急変、避難所生活等による精神疾患等に対しては、市内関係機関に協力を依頼して精神救護活動を行うものとするが、対応が困難な場合等には、県救護本部（健康増進課）に対してDPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣、精神科病院の空床の確保等を要請するものとする。

第5 被災傷病者等の搬送体制の確保

1 緊急搬送の対象

- (1) 緊急搬送を必要とする被災傷病者
- (2) 被災地へ搬送する医療救護班（医療資器材、医薬品、食料等を含む。）
- (3) 医療救護のために必要な医薬品等

2 搬送体制

上記1の搬送の場合には、最も効率的かつ実現性の高い搬送手段、経路を選択し行うものとする。

(1) 搬送手段

- ア 救急車
- イ 庁用車両
- ウ 自家用車両
- エ 県防災ヘリコプター

(2) 搬送経路

「山梨県大規模災害時医療救護マニュアル」によるものとする。

(3) 搬送体制の整備

災害発生時に傷病者等を迅速に搬送できるよう、あらかじめ次の事項に留意して傷病者搬送体制を整備しておくものとする。

傷病者搬送体制

- 情報連絡体制……………傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。
- 医療内容等の把握……あらかじめ市内の医療機関はもちろんのこと、近隣市町村の医療機関の規模、位置及び診療科目等を把握し、およその搬送順位を決定しておく。
- 搬送経路確保体制……災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、緊急輸送道路の確保に係わる関係道路管理者との連携体制を図るとともに、甲斐警察署からの交通規制状況を把握する等の、搬送経路の確保体制を確立する。

第6 災害医療情報等の収集・提供等

1 災害医療情報等の収集

医療救護活動を迅速かつ効果的に実施するため、初動期において次の情報の収集に努める。

- (1) 震度その他自然災害の規模、地域性及び広域性
- (2) 死傷病者の発生状況
- (3) 住民の避難状況（場所、人数等）
- (4) 医療機関の被害、診療・収容能力
- (5) 医薬品卸売業者、指定薬局等の被災状況、供給能力
- (6) 被災地域の通信、交通、水道、電気、ガス等の被害状況
- (7) 出動可能な医療救護班の数、配置
- (8) 関係機関との連絡先・連絡方法の確認
- (9) 周辺市町村の状況
- (10) 医療機関の医薬品の受給状況
- (11) 医療機関における受診状況
- (12) 活動医療救護班等の派遣機関、派遣先、派遣班数、巡回診療の状況
- (13) 避難所等の生活、保健、医療情報

2 災害医療情報の提供

- (1) 市は、次の医療情報を住民に提供するよう努めるものとする。

ア 診療可能な医療機関の情報

名称、所在地、電話番号、診療科、診療日・診療時間、診療機能に関する制約等

イ 医療救護所等に関する情報等

医療救護所の所在地、連絡方法、診療時間、特定科診療日、巡回医療救護班の活動地域・診療時間、健康診断・保健指導窓口の開設日時、歯科医療救護班や精神科救護所の開設場所・診療時間帯等

(2) 市は医療機関等から次の情報を収集し、家族等からの照会に対し、回答に努める。

ア 被災入院患者の氏名

イ 搬送患者の転送先、入院患者の転院先・退院先

ウ 診療機能に関する情報全般

第16節 防疫対策

市民生活班 健康づくり班

災害時には生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、防疫措置を実施し、感染症発生の未然防止及びまん延の防止に万全を期するものとする。

第1 実施責任者

被災地における防疫は、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、資器材の応援を要請する。

第2 防疫活動

1 市の防疫組織

住民支援部市民生活班は、健康づくり班とともに葦崎市医師会の協力を得て防疫組織を編成し、中北保健所との連携のもと、防疫活動を迅速に実施する。

2 感染症予防業務の実施方法

市は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下、この節において「法」という。）の規定に基づき、知事の指示に従って次の措置を実施する。

(1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

法第27条第2項の規定により、知事の指示に基づき消毒方法を実施するものとする。実施に当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（以下、この節において「法施行規則」という。）第14条に定めるところに従って行うものとする。

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条第2項の規定により、知事の指定区域内で知事の指示に基づき実施するものとし、実施に当たっては、法施行規則第15条に定めるところに従って行うものとする。

(3) 物件に係る措置

法第29条第2項の規定により、知事の指示に基づき必要な措置を講ずるものとし、実施に当たっては法施行規則第16条に定めるところに従って行うものとする。

(4) 生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行うものとする。

3 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

4 避難所の防疫指導等

避難所は、多数の避難者を収容するため、また応急的なため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生のおそれが高い。市は、避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。この際、避難者による自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図るものとする。

5 広報等の実施

市は、地域住民に対して、飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう、防災行政無線による広報や広報車による巡回放送、またパンフレット等の配布を行うものとする。

6 その他

法及び予防接種法並びにこれらの法の施行令、施行規則等の規定に従って措置するとともに、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により防疫措置に万全を期す。

第3 防疫用資器材及び薬剤

1 防疫用資器材

防疫用資器材は、市保有防疫用機器を使用する。不足する場合は、関係業者から調達する。

2 防疫用薬剤

防疫用薬剤は、市が保有しているものを使用する。不足する場合は、取扱業者から調達する。

3 応援協定に基づく緊急調達

市内等で必要な防疫用資器材等が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市町村から緊急調達する。それでもなお不足する場合は、県に調達の斡旋を要請する。

資料編	○大規模災害時における相互援助協力に関する協定書
	○大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書
	○災害時における相互援助に関する協定書（山梨県市長会構成市）
	○災害時における相互応援に関する協定書（中部西関東市町村地域連携軸協議会構成会員市町村）

第17節 食料供給対策

庶務班	税務収納班	市民生活班
福祉班	商工観光班	長寿介護班
農政班		

災害の発生によって食料品の確保ができない被災者に対して、速やかに食料の供給を行い、人心の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者及び災害応急業務の従事者に対する食料の確保と炊出し、その他食品の提供は、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。

第2 災害時における食料の供給基準

1 炊出しの対象者

- (1) 避難所に収容した者
- (2) 住家の災害のため全壊又は滅失し炊事の方途のない者
- (3) 救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者

2 供給品目

供給品目は、原則として米穀とし、実情に応じて弁当、乾パン、麦製品、缶詰、インスタント食品等とするものとする。

3 供給の数量

1人当たりの供給数量は、次のとおりとする。

- (1) 被災者等に対して供給する災害救助用米穀の基準は、1食あたり精米180グラム（玄米200グラム）とする。
- (2) 乳児及び幼児用ミルク（母乳代替食品）
乳児及び幼児用粉ミルクについては、必要量を市内の薬局等から調達するものとし、液体ミルクは備蓄品から供給するものとする。

第3 食糧の供給計画

1 事前措置

市は、食糧の供給計画の策定にあたっては、「山梨県地震被害想定調査報告書」の本市における避難者数等を参照するなど必要数量等を把握し、調達先、調達数量、輸送方法、その他必要事項について、生産者、販売業者及び輸送業者等と十分協議し、その協力を得て実効性の確保に努める。

2 備蓄物資の供給

市は、備蓄倉庫に備蓄する食料を被災者に供給する。

3 応急用米穀の確保

市の備蓄分では不足する場合には、次により調達を行う。

- (1) 市内の米穀販売業者から購入する。
- (2) 協定締結市町村に必要量の米穀の供給を依頼する。

4 災害救助用米穀の緊急引渡（災害救助法発動時）

- (1) 市長と知事の間で連絡がつく場合

ア 希望数量、引渡場所及び引渡方法等を把握のうえ、知事に対し要請を行う。

イ 要請を受けた知事は農林水産省政策統括官へ政府所有米の引渡しに関する情報を事前連絡したうえで、指定様式で要請する。

ウ 引渡要請を受けた政策統括官は、受託事業者及び県又は市と連絡調整を行い供給する米穀及び引渡方法を決定する。

エ 米穀の引渡場所からの、輸送を市が行う。

- (2) 市長と知事の間で連絡がつかない場合

ア 希望数量、引渡場所及び引渡方法、担当者名および連絡先を政策統括官へ電話及びFAX又はメールで連絡する。

イ 連絡がついた段階で知事へ、政策統括官へ連絡した内容を連絡するとともに、指定様式で要請する。

ウ 要請を受けた知事は農林水産省政策統括官へ政府所有米の引渡しに関する情報を事前連絡したうえで、指定様式で要請する。

エ 引渡要請を受けた政策統括官は、受託事業者及び県又は市と連絡調整を行い供給する米穀及び引渡方法を決定する。

オ 米穀の引渡場所からの、輸送を市が行う。

5 弁当、乾パン及びパンの確保

被災者への食料供給は、状況により弁当、乾パン等の供給が適当と判断した場合は、市内の協定締結事業者をはじめ、仕出し業者、食料販売業者、製パン業者、商工会等に協力を要請し、弁当、乾パン及びパンを確保する。

6 副食、調味料等の確保

副食、調味料等については、市内の食料販売業者、また商工会等に協力を要請し、確保するものとする。

調達時の留意事項

- ① 被災者の年齢、季節、食物アレルギー等に配慮して調達する（高齢者に対して軟らかなもの、乳児に対して調整粉乳など、また寒い時期には温かなものなど）。
- ② 梅雨時期など特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品を調達する。

資料編 ○ 備蓄倉庫の状況
○ 大規模災害時における相互援助協力に関する協定書
○ 大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書
○ 災害時における相互援助に関する協定書（山梨県市長会構成市）
○ 災害時における相互応援に関する協定書（中部西関東市町村地域連携軸協議会構成会員市町村）

第4 食料集積所の確保

- 1 他市町村等から搬送される救援食料及び調達食料の集積所を次の施設に開設するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。
- 2 上記1で定める施設の使用が困難な場合には、韮崎郵便局と締結する「災害時における相互援助に関する覚書」に基づき郵便局施設の提供を要請する。
- 3 当該施設に搬送された救援食料等は、[住民支援部市民生活班](#)の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。また、国の物資支援システムを利用して避難所ごとに必要な物資を入力し本部にて集約、手配から配送・在庫管理などを本部にて行う。

なお、当該施設に管理責任者を配置し、食品の衛生管理に万全を期するものとする。

名 称	所 在 地	連 絡 先
韮崎中央体育館	韮崎市藤井町南下條897番地	(0551) 45-9255

資料編 ○ 災害時における相互援助に関する覚書

第5 炊出しの実施

1 炊出し場所

炊出しのための施設は、市内小中学校の給食調理場の施設等を必要により利用するものとし、状況によっては各避難所で炊出しを実施する。

2 炊出し従事者

炊出しの従事者は、福祉部福祉班を中心とする市職員をもってあてるほか、協力者として日赤奉仕団、ボランティア、自主防災組織等の協力を得るものとする。

第6 住民による備蓄の推進

大規模災害が発生した場合は、発生直後の食料確保は困難が予想されることから、住民に対し家族構成及び家族の疾病やアレルギー等の状況に応じた食料の備蓄を行うよう広報を実施する。

第18節 生活必需物資等救援対策

総務班	税務収納班	市民生活班
福祉班	農政班	商工観光班
教育班		

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム（B-PLo）等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における冷暖房器具、感染症拡大防止に必要な物資、燃料、家庭動物の飼養に関する資材等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第1 実施方針

- (1) 被災者に対する~~衣料~~、~~医療~~生活必需品、~~燃料~~その他の物資の供給は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。
- (2) 市は、地域内で調達できる生活必需物資の状況を把握するとともに、小売業者等との供給協定を締結し、必要量の確保に努める。
- (3) 市は、避難所又はその近傍で、自己完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほかマスクや消毒液などの感染症対策に必要な物資などの避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの備蓄状況については、年に1回広く住民に公表するものとする。この際、避難生活における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもに配慮するものとする。
- (4) 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達、輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、輸送手段の検討を行う。
- (5) 市及び県は、新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。
- (6) 市及び県は、備蓄を行うに当たって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。
- (7) 市及び県は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第2 実施方法

1 給（貸）与対象者

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品をそう失し、又はき損したため、直ちに日常生活を営むことが困難である者に対して行う。

2 給（貸）与対象品目

給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- (1) 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- (2) 被服（洋服、作業衣、婦人服、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル、傘等）
- (5) 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- (6) 食器（茶わん、皿、はし等）
- (7) 日用品（石けん、塵紙、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、固型燃料、木炭等）

3 生活必需品等の確保

(1) 市内業者等からの調達

商店あるいは梨北農業協同組合、韮崎市商工会等に協力を依頼して必要な生活必需品を調達する。

(2) 応援協定に基づく調達

上記(1)でも必要な生活必需物資が供給できない場合には、協定締結市町村へ供給を依頼する。

(3) 県への応援要請

大規模な災害により他市町村からの供給が困難、あるいは時間がかかる場合には、県にあっ旋を要請する。

調達時の留意事項

- ① 被災者ニーズをできるだけ正確に把握（必要品目・量）し、重複等しないようにする。
- ② 季節や被災者の年齢に配慮した物資を調達する。
- ③ 仕分け、配給に時間がかからないよう、調達時には箱等に中身の品名やサイズ等を書いておく。

資料編 ○大規模災害時における相互援助協力に関する協定書
○大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書
○災害時における相互援助に関する協定書（山梨県市長会構成市）
○災害時における相互応援に関する協定書（中部西関東市町村地域連携軸協議会構成会員市町村）

4 物資等の供給の要請等

(1) 市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄する物資等が不足し、必要な災害応急対策の実施が困難と認めるときは、知事に対し、必要な物資の供給等を求めるものとする。

(2) 市長は、事態の緊急性等に照らし必要な場合には、国に物資等の供給等を直接依頼するものとする。

(3) 国は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、知事又は市長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。

(4) 知事は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、市長

からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。

(5) 国、県、市及びその他防災関係機関等は所掌事務又は業務について、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄物資等の供給に関し、相互に協力するよう努める。

(6) 市及び県は、物資の供給、輸送については、被災地のニーズを把握し、優先すべき案件を整理し、輸送ルートの確保、配送、分配を適切に行う。

(7) 県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、避難所までの輸送体制を確保するものとする。

5 販売業者への指導

生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、販売業者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起った場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のための指導を行う。

第3 救援物資集積所の確保

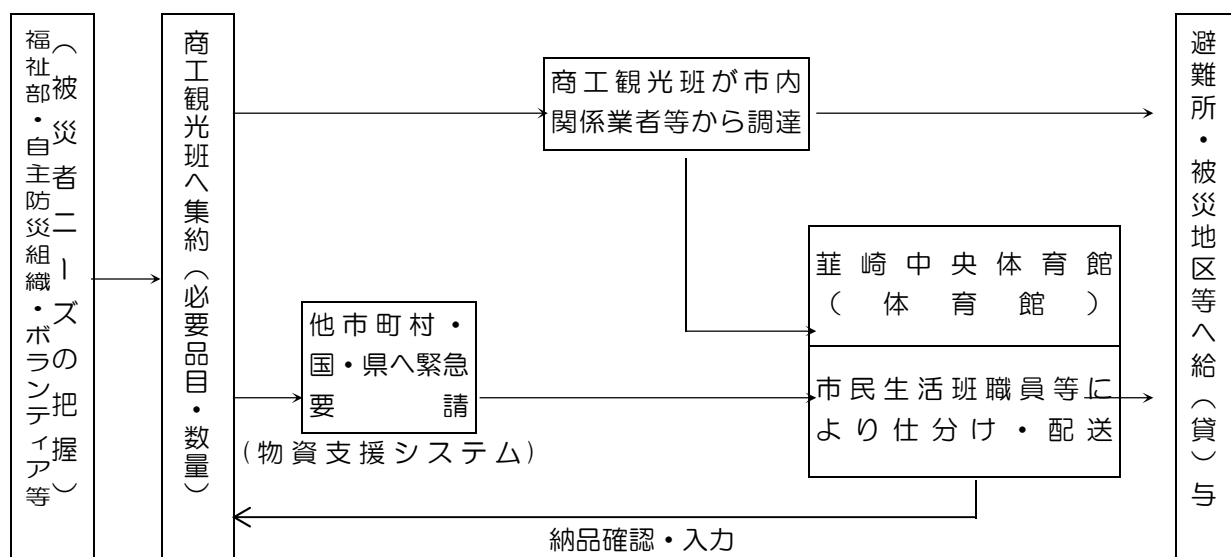
- 1 県及び他市町村等から搬送される救援物資及び調達物資の集積所を次の施設に開設するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。
- 2 上記1で定める施設の使用が困難な場合には、葦崎郵便局と締結する「災害時における相互援助に関する覚書」に基づき郵便局施設の提供を要請する。
- 3 当該施設に搬送された救援物資等は、市民生活部市民生活班の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災組織やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。また、国の物資支援システムを利用して各避難所ごとに必要な物資を入力し本部にて集約、手配から配送・在庫管理などを本部にて行う。

なお、当該施設に管理責任者を配置し、物資の管理に万全を期するものとする。

名 称	所 在 地	連 絡 先
葦崎中央体育館	葦崎市藤井町南下條897番地	(0551) 45-9255

資料編 ○災害時における相互援助に関する覚書

生活必需品の供給フロー



第4 「山梨県小災害内規」による給与

災害救助法の適用を受けるほどでない一定基準以上の災害については、「山梨県小災害内規」により、生活必需品の給与及び見舞金等の支給が県により実施されるため、市は、災害の状況によっては県に対して「山梨県小災害内規」に基づく応急的援助を要請するものとする。

第19節 飲料水等確保対策

総務班 上下水道班

災害のため飲料水が、こぼし、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

第1 実施責任者

被災者に対する飲料水供給の実施は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。

第2 給水活動

1 水の確保方法

市は、次により応急給水用飲料水の確保をする。

(1) 配水池等構造物

拠点構造物に対する緊急遮断弁の設置等

(2) 震災対策用貯水タンク

関係各課が連携して整備

(3) 予備水源

地下水や湧水の確保等（を含む民間水源等）

(4) 住民の備蓄

(5) 応援協定に基づく緊急調達

必要量が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市町村から調達し供給する。

資料編 ○大規模災害時における相互援助協力に関する協定書
○大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書
○災害時における相互応援に関する協定書（中部西関東市町村地域連携軸協議会構成会員市町村）

2 必要給水料

給水は、一人一日3リットルを確保するものとする。

3 応急給水方法

市は、断水が発生した場合、速やかに断水状況を把握したうえで、応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。給水活動は、概ね次の要領で実施する。

(1) 近隣の水道から給水車、給水タンク車を用いて被災者救護所、救急病院、給食提供所等緊急性の高いところから優先して運搬給水を実施する。

(2) 指定避難所等での拠点給水を実施する。

- (3) 仮設給水栓、仮設配水管による給水を実施する。
- (4) 溜水、河川水等をろ水機によりろ過し、消毒のうえ給水を実施する。

4 代替水源の確保

市は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共用井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。

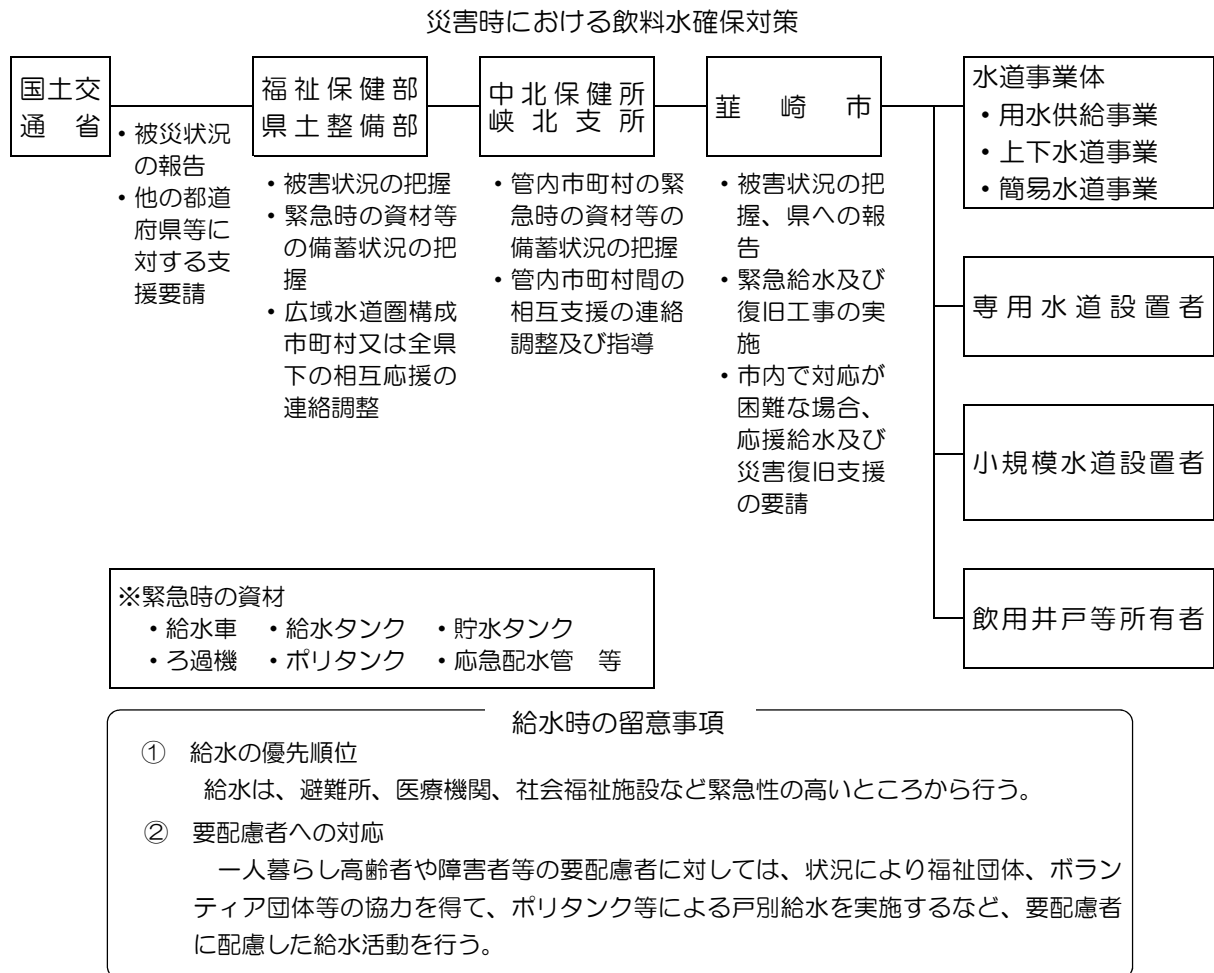
5 応急給水資機材

市は、次の資機材等により応急給水を実施する。

- (1) 給水車、タンクとセットした給水タンク車（タンクによってはポンプも用意）
- (2) 小型発電機
- (3) 応急給水用ポリタンク、ポリ袋
- (4) ろ過機

(5) 組立式給水タンクへの補水

資料編 ○ 応急給水用資器材等保有状況



第3 水質の保全

災害時には、衛生的環境の悪化するおそれがあるので、水道水についても水質検査を強化するとともに、必要に応じて塩素の注入量を増加するなど、水質の保持に万全を期するものとする。

1 運搬給水の水質

運搬給水に当たり、運搬用具の洗浄、消毒を行うものとする。

2 応急復旧後の検査

配水管の破損箇所の復旧、臨時配水管及び応急給水栓の設置が完了した場合は、給水開始前に十分な洗浄と水質検査を行うものとする。

第4 給水施設の応急復旧

1 被害状況等の把握

上下水道部水道班は、災害発生後、直ちに水道施設、設備の被害状況を調査するとともに、電力の供給状況等についても把握する。また、住民からの通報等により断水地域の把握に努める。

被害が発生した場合には、速やかに県に報告する。

2 応急復旧活動の実施

復旧にあたっては、被害の状況により水道事業指定工事業者等の協力を得て実施するものとするが、優先順位を定めるなど効率的な応急復旧活動を行う。

復旧資材又は復旧作業技術者等が不足する場合には、他の水道事業者に応援を要請し、早期復旧に努めるものとする。

資料編 ○ 韮崎市水道事業指定工事業者一覧

第5 広報の実施

市は給水を行う場合、混乱が生じないように、次の事項について広報する。

1 断水時の広報

水道施設の被災により断水した場合は、断水地区の住民に対して、防災行政無線、広報車等により断水状況、復旧見込み、また水質についての注意事項等の広報を行う。

教育班

2 応急給水実施時の広報

応急給水を実施する場合には、防災行政無線、広報車等により給水場所・時間、給水方法、水質についての注意事項等について被災地の住民に周知を図る。

第6 住民による備蓄の推進

大規模な災害が発生した場合には、発生直後の給水が困難であることから、住民に対し家庭内での必要量の飲料水・ポリ容器等の備蓄、また浴槽等に風呂水の汲み置きするなどの措置を行うよう、あらかじめ広報紙等を通じて広報を行う。

第20節 応急教育対策

教育施設又は児童・生徒の被災により、通常の教育の実施が不可能な場合、教育施設の応急復旧及び被災児童・生徒に対する学用品の給与など、応急教育を実施するものとする。

第1 実施責任者

市立の学校における災害応急教育は、市教育委員会が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときは、市長が市教育委員会及び各学校長の協力を得て実施するものとする。

第2 応急教育体制の確保

1 応急教育の実施予定場所の確保

市教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断することを避けるため、災害の程度に応じ、おおむね次表のような方法により、応急教育の実施予定場所を選定する。

災 害 の 程 度	応 急 教 育 の 実 施 予 定 場 所
学校の一部が被災したとき	① 特別教室、屋内運動場等の使用 ② 二部授業の実施
学校の全部が被災したとき	① 公民館、公共施設等の使用 ② 近隣学校の校舎の利用
特定の地区全体が被災したとき	災害を受けなかった地区又は避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設等の使用
市内の大部分が被災したとき	① 避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設、民間施設等の使用 ② 応急仮校舎の建築

2 教職員の確保

市教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教員を確保する。

- (1) 欠員者の少ない場合は、学校内で操作する。
- (2) 近隣校との操作を行う。
- (3) 短期、臨時的には退職教員等の協力を求める。
- (4) 欠員（欠席）が多数のため、(1)から(3)までの方法が講じられない場合は、県教育委員会に要請し、県において配置するよう努める。

第3 災害時の応急措置

1 被害状況の把握等

発災時には、校長は、災害の規模、児童・生徒、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、市教育委員会に報告する。

なお、児童・生徒が負傷した場合は、速やかに応急手当を実施するとともに、必要により医療機関への搬送、救急車の手配など適切に対処する。

2 児童・生徒への対応

校長は、災害の状況に応じ、市教育委員会と連絡のうえ、臨時休業等適切な措置をとる。

(1) 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、電話連絡、防災無線等によって保護者に伝える。

(2) 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて授業打切等の措置をとるものとする。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底したうえ、集団下校させるものとし、教職員が地区別に付き添う等の適切な措置をとるものとする。

(3) 校内保護

校長は、災害の状況により児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者へ連絡を行う。なお、この場合、速やかに市教育委員会に保護した児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

(4) その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校長は、市教育委員会と協議し、児童・生徒の安全を第一に考え決定するものとする。

3 避難措置

校長は、災害の状況により避難が必要と判断した場合には、各学校であらかじめ定めた計画により、児童・生徒を適切に避難させる。

4 健康管理

- (1) 学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等の予防の万全を期する。
- (2) 被災児童・生徒の心の相談等が必要な場合には、保健室等において養護教諭等によるカウンセリングを実施する。
- (3) 浸水被害を受けた学校については、教室、給食施設、トイレなど防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。

5 危険防止措置

- (1) 理科室、保健室等に保管している化学薬品、器具等について、速やかに安全確認を行う。
- (2) 学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校長は、その危険防止について適切な指導を行い、その徹底を図る。

6 その他

学校内に避難所が開設された場合、校長は市及び教育委員会との事前協議に基づき避難所の管理運営を支援するものとする。

第4 学校給食施設の措置及び活用計画

1 一定の地域、あるいは学校給食施設が災害を受けたため、従来、実施していた学校給食の全部又は一部が実施不可能となったときは、この場合、次に掲げる事項については、特に留意するものとする。

- (1) 他の給食施設・設備の活用対策について
- (2) 給食物資及び作業員の確保対策について
- (3) 近隣の給食実施校よりの給食の援助対策について
- (4) 食中毒の予防対策について
- (5) 準要保護児童、生徒給食費補助金追加申請対策について

2 給食施設の復旧

給食施設の復旧計画に基づき、施設を整備し、給食用施設・備品の清掃及び消毒を行い、学校給食の再開に努めるものとする。

なお、被災時における施設の状況により、学校給食施設を一時的に住民への炊出し施設として活用することが考えられるので、施設、備品等は被災後直ちに利用できるよう最善の措置をとるものとする。

第5 学用品等の確保

学校施設の管理運営及び学校教育に必要な授業用資材、学習用品その他応急物品の確保に努めるとともに、速やかに学校等に配布するものとする。

また、被災児童・生徒に対する教科書及び学用品の給与は、災害救助法に基づいて行うものとする。

第6 応急教育計画作成上留意すべき点

- 1 児童・生徒に対する地震予知情報又は災害情報の伝達、避難又は下校の督励、施設設備の整備点検、消防水利の確保、火気の使用及び実験実習の中止、応急医薬品の整備等を学校で策定する応急計画で定めるものとする。
- 2 各学校長は、被害の程度に応じて、教育の場所、教職員を確保し、臨時の学級編制、日課表、指導計画、担任計画等を作成する。
- 3 休業の実施及び授業の不可能になる事態が予想される場合の学習内容・方法について指導する。
- 4 授業不可能な事態が長期にわたるときは、連絡の方法、組織（登校班等）の整備工夫を行うものとする。
- 5 被災地域の児童・生徒が転入学を希望する場合は、関係機関の指示に基づき、可能な限り弾力的に取り扱い、受入れ及び許可等を速やかに行う。

第7 災害に対する児童・生徒の事前指導

- 1 関係機関の実施する災害予防等の行事と呼応して、ポスター、標語等を通じ事故防止について認識させる。
- 2 学校は常に児童・生徒の事故防止のため計画的な教育活動の実施を図るとともに、正しい規律の確立に努め、外部諸機関との連携、家庭、PTAとの密接なる連絡を図るものとする。
- 3 各学校は、防災に対する計画を樹立して、災害による事故防止につとめるとともに、児童・生徒の避難訓練を実施して、人命保護の体制確立に万全を期するものとする。

第21節 廃棄物処理対策

市民生活班 農政班

災害廃棄物処理計画に基づき、災害地から排出されたごみ、し尿、災害廃棄物（がれき）等の廃棄物を適正に処理し、災害地の環境衛生の保全と早期の復興を図る。

災害廃棄物は一般廃棄物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下、「廃棄物処理法」という。）の規定により一般廃棄物は市町村が処理責任を有しているため、市町村が処理の主体となることを基本とする。

災害廃棄物の処理にあたっては、撤去段階から積極的に分別を行い、それぞれの特性に応じて適切に処理するとともに、再資源化が可能なものは極力再資源化し、最終処分量の削減等に努める。

第1 基本的事項

① 時期区分

災害廃棄物処理計画では、市及び一部事務組合並びに県が実施する災害廃棄物対策を平時、初動準備対応、初動対応、応急対応及び復旧・復興の5つの時系列で整理している。

② 役割分担

災害廃棄物処理における市及び一時事務組合並びに県の役割分担は次のとおりである。

●市の役割

- ・災害廃棄物は、自然災害に起因して発生する一般廃棄物であるため、主体となり処理を実施
- ・ごみ及びし尿の処理は市長が行うものとするが、被害甚大で市で処理不可能の場合は、中北林務環境事務所に連絡し、他市町村、応援団体又は県の応援を求めて実施する。

●県の役割

- ・被災市町村等に対する災害廃棄物の処理に係る技術的支援

・県内における処理全体の進捗管理

・市町村単独での処理が困難な場合、地方自治法に基づく事務委託を受けて災害廃棄物を処理

③ 対象とする災害廃棄物

本計画で対象とする災害廃棄物は、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物及び災害廃棄物とする。

<災害時に発生する廃棄物>

種類	内容
<u>生活ごみ</u>	<u>家庭から排出される生活ごみ</u>
<u>避難所ごみ</u>	<u>避難所から排出されるごみ</u>
<u>し尿</u>	<u>仮設トイレ等からの汲み取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水</u>
<u>災害廃棄物</u>	<u>住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去等に伴い排出される廃棄物</u>

第2 発災後の廃棄物対応

1 被害状況等の把握

災害発生後、速やかにごみ処理施設の被害状況を把握するとともに、道路の被害状況、交通規制情報等を収集して、収集運搬ルートを確認する。また、避難所を始め被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。あわせて、随時、県へ報告する。

No.	情報内容	情報収集先
◆被災状況		
①	庁舎、一般廃棄物処理施設（焼却施設、リサイクル関連施設、最終処分場）の被害状況	災害対策本部（総務班）・総務課契約管財担当 峡北広域行政事務組合
②	①の各施設・拠点の電力、ガス、水道の供給状況	災害対策本部（総務班）・総務課契約管財担当 峡北広域行政事務組合
③	避難所数、避難者数及び仮設トイレの必要数	災害対策本部・総務課危機管理担当
◆収集運搬体制に関する情報		
④	道路その他通行に要する橋梁等の被害状況	災害対策本部（建設班）・建設課建設土木担当
⑤	収集運搬車両・機材の被害状況	峡北広域行政事務組合、各委託業者
◆発生量を推計するための情報		
⑥	全半壊の損壊家屋数と撤去（必要に応じて解体）を要する損壊家屋数	災害対策本部・総務課危機管理担当
⑦	水害の浸水範囲（床上、床下戸数）	災害対策本部・総務課危機管理担当

第2 生活ごみ

2 ごみ収集

(1) 災害時のごみの収集は、峡北広域行政事務組合に協力を要請し、緊急を要する地域から速やかに収集、運搬する。なお、収集する際には、峡北広域行政事務組合と収集分担区域、収集運搬ルート等について協議を図るものとする。

(2) 収集場所は指定のごみ集積所とするが、被災地の状況に応じて臨時集積所を設置し、緊急に収集、処理する必要のある地区から実施する。

3 収集順位

保健衛生上の点から次のものを優先して収集する。

(1) 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ

(2) 浸水地域のごみや重要性の高い施設（避難所等）のごみ

4 処理方法

- (1) 可燃ごみ及び不燃ごみは、次表のごみ処理施設で処理する。
- (2) ごみ処理施設が被災した場合、あるいは処理能力を超えるごみが排出された場合は、環境衛生上支障のない場所を選び埋立処理又は焼却処理を行う。なお、ごみ処理施設以外の場所でごみの処理を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の定めにより県が命ずる環境衛生指導員の指示により実施する。
- (3) 被害が甚大で市では処理が困難な場合には、県（中北林務環境事務所）あるいは、近隣市町村に協力を依頼して処理する。

施設名	所在地	電話番号	処理能力
峡北広域行政事務組合 峡北広域環境衛生センター	荊崎市龍岡町下條南割1895番地	0551- 22-3437	<ごみ処理施設> 80 t / 24H × 2 炉 <不燃物処理施設> 15 t / 5H

5 広報の実施

収集方法やごみ集積場所等の変更があった場合には、防災行政無線や広報車等により住民に対して広報を行うとともに、ごみの分別の徹底を周知する。

なお、ごみ集積所の管理・衛生については、自主防災組織等の協力を依頼して実施するものとする。

第3 し尿処理

1 被害状況等の把握

災害発生後、速やかにし尿処理施設の被害状況を把握するとともに、道路の被害状況、交通規制情報等を収集して、収集ルートを確認する。また、水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘察し、避難所を始め被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

2 収集方法

し尿の収集は、峡北広域行政事務組合に協力を要請し、緊急を要する地域から速やかに収集、運搬する。なお、収集する際には、峡北広域行政事務組合と収集分担区域、収集運搬ルート等について協議を図るものとする。

3 処理方法

- (1) し尿は、次表のし尿処理施設で処理する。

施設名	所在地	電話番号	処理能力
<u>中巨摩地区広域事務組合 衛生センター</u>	<u>中央市乙黒1803-3</u>	<u>055-273-4167</u>	<u>85KI/日</u>

※峡北南部衛生センターは令和8年3月31日をもって終了。

- (2) 処理施設が被災し、処理が困難な場合は、環境衛生上支障のない場所を選び埋立処理を行う。なお、し尿処理施設以外の場所で処理を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の定めにより県が命ずる環境衛生指導員の指示により実施する。
- (3) 被害が甚大で市では処理が困難な場合には、県（中北林務環境事務所）あるいは、近隣市町村に協力を依頼して処理する。

4 仮設トイレの設置

断水によりトイレが使用できない等の場合は、水を使用しない簡易トイレや携帯トイレを各避難所に備蓄し、開設時から設営を行うとともに、速やかに仮設トイレを確保し、避難所、被災地域等に設置する。なお、仮設トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

また、国の避難所の基準を踏まえて、必要数量を配備する。

5 広報の実施

仮設トイレを設置した場合には、住民に対して設置場所等を防災行政無線や広報車等により周知を図るものとする。

第4 災害廃棄物処理

1 発生量の把握

大規模災害発生時においては、倒壊家屋など大量の災害廃棄物が発生するため、被害の状況から速やかに災害廃棄物の発生量を把握し、必要な器材や仮置場を確保する。

2 仮置場の確保

災害時において発生する倒壊家屋など災害廃棄物は、処理に長時間を要するため、公有地の中から仮置場を確保する。

3 分別収集体制の確保

災害時において大量に発生する災害廃棄物を効率よく処理・処分するためには、排出時における分別の徹底が必要であるので、分別収集体制の確保を図る。

4 がれきのリサイクル

応急活動後、市は、がれきの処理・処分の進捗状況を踏まえ、破碎・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

第5 応援協力要請

市のみで廃棄物の処理業務が不可能又は困難な場合は、県（中北林務環境事務所）、他市町村に応援を要請し、速やかに収集・処理を行う。

また、市は、あらかじめ民間の清掃業者、し尿処理業者及び仮設トイレ等を扱うリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制の整備に努める。

第6 死亡獣畜の処理

死亡獣畜は、家畜処理取扱所で処理するものとするが、必要により環境上支障のない場所で焼却又は地下への埋せつ等を行う。

第22節 応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画

建設班	教育班
移住定住促進班	総務班

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の修理は、市長が実施するものとする。ただし、市で対

処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、建築資器材について応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から仮設住宅の設置委任を受けた場合は、市長は直ちにその設置に当たるものとする。

第2 供与及び修理の対象者

1 応急仮設住宅を供与する被災者

- (1) 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。
- (2) 居住する住家が無い者であること。
- (3) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。

- ア 特定の資産のない失業者
- イ 特定の資産のないひとり親家族
- ウ 特定の資産のない老人、病弱者、身体障害者
- エ 特定の資産のない勤労者
- オ 特定の資産のない小企業者
- カ アからオまでに準ずる者

2 応急修理を受ける者

- (1) 災害によって住家が半焼、半壊又は一部損壊（損傷率10%以上20%未満）の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者。
- (2) 自らの資力をもってしては、応急修理ができない者又は半壊した者で大規模な補修を行わなければ居住が困難な者であること。

3 応急修理の範囲及び期限

- (1) 居室、台所、トイレ等の日常生活で使用する最低限必要な箇所
- (2) 災害発生から1ヶ月以内に完了すること。

4 応急修理費

- (1) 半壊又は半焼した世帯 717,000円以内
- (2) 一部損壊（損傷率10%以上20%未満）の世帯 348,000円以内

第3 応急仮設住宅の設置場所

1 建設予定地

市は、応急仮設住宅の建設予定地として次の用地を選定している。応急仮設住宅建設の必要が生じた場合には、災害の状況、災害発生場所等を勘案し、当該用地に適切かつ迅速に建設するものとする。

応急仮設住宅建設用地

施設名	所在地	電話番号
葦崎市営総合運動場	葦崎市本町四丁目9番25号	(0551) 22-0498
葦崎中央公園芝生広場	葦崎市藤井町北下條2531番地	(0551) 22-0498
御勅使公園グラウンド	葦崎市旭町上條南割3314番地15	(0551) 45-7634
峡北広域環境衛生センター 多目的広場	葦崎市龍岡町下條南割1755番地	(0551) 45-7634
葦崎工業高校第二グラウンド	葦崎市旭町上條南割3294番地8	(0551) 45-7634

2 建設用地の選定

災害により、当該用地に建設ができない場合、あるいは当該用地だけで不足する場合は、次の事項等に留意して他の建設用地を選定するものとする。

なお、応急仮設住宅は原則として公有地に建設する。

選定時の留意事項

- 1 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所
- 2 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所
- 3 被災者の生業の見通しがたつ場所
- 4 がけ崩れ等の二次災害のおそれがない場所

第4 建設資機材及び業者の確保

市は、市内建設業者に委託して仮設住宅の建設又は、応急修理を行うものとするが、災害時の混乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

なお、応急仮設住宅を建設する際、建設の構造及び仕様については高齢者や障がい者等の災害時要配慮者に配慮するよう努める。

第5 入居者及び修理対象者の選考

1 市営住宅及び定住促進住宅への入居

市は、葦崎市営住宅設置及び管理条例（平成9年条例第29号）及び葦崎市定住促進住宅条例（平成22年条例第27号）の規定に基づき、災害により住宅が滅失した者には、公募を問わず、優先的に入居させるものとする。

2 応急仮設住宅への入居又は住宅の応急処理

応急仮設住宅の入居者及び被災住宅の応急修理対象者の選考に当たっては、選考委員会等を設け、障がい者や高齢者等の要配慮者を優先的に入居させるとともに、被災者の資力その他の実情を十分調査し、必要に応じ民生委員児童委員等の意見を徴する等、公平な選考に努める。

第6 広報の方法

応急仮設住宅への入居、住宅の応急修理等の募集に関する広報は、次により行う。

- (1) 防災行政無線
- (2) 市役所庁舎、各避難所等への掲示
- (3) チラシの配布
- (4) 葦崎市ホームページへの掲載

第7 管理及び処分

1 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

2 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

第23節 救出計画

庶務班	福祉班	建設班
上下水道班	医療部	消防班
峡北消防	甲斐警察署	

災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者等を搜索し、又は救出してその者の保護に万全を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者の救出は、原則として市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。

第2 救出の対象者

災害のため、家屋流失の際ともに流され場合や、地震の際に倒壊家屋の下敷になったような場合など生命、身体が危険な状態にある者とする。

第3 救出の方法

救出は災害の条件によって異なるが、関係機関と緊密な連絡をとり、迅速な救出作業を行う。

1 救出活動

(1) 救出活動は、消防部消防班並びにインフラ支援部建設班、上下水道班等市職員が、救出資機材等を活用して実施する。必要により自主防災組織、韮崎消防署等の協力を依頼する。

なお、市は、民生委員、地区自治会、自主防災組織等の協力を得て、平常時より妊産婦、乳幼児、ねたきり老人、身体障がい者等要配慮者の所在等の状況把握に努め、災害時に備えておくものとする。

(2) 被災者の救出に当たっては、特に甲斐警察署に協力を要請するとともに、常に緊密な連携のもとに救出に当たるものとする。

(3) 負傷者の応急手当を必要とする場合は、韮崎市医師会など医療関係機関の協力を得るほか、本章第16節「医療助産対策」の定めるところにより実施する。

2 救出資器材の確保

要救助者の状況に応じて、救出作業に必要な人員、設備、機械器具等を活用して救出を行うものとするが、必要な救出資器材、要員が確保できない場合は、市内建設業者、関係機関及び地域住民等の協力を得て行う。

3 関係機関等への要請

災害が甚大で、市内のみの動員又は市にある資器材では救出が困難な場合は、応援協定に基づき協定締結市町村に要請を行い必要な救助要員や救出資器材等を確保し、救出活動を行うものとする。

また、災害の状況により県に協力を要請するとともに、必要によっては自衛隊の派遣要請を知事に要求する。

資料編	<ul style="list-style-type: none">○大規模災害時における相互援助協力に関する協定書○大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書○災害時における相互援助に関する協定書（山梨県市長会構成市）○災害時における相互応援に関する協定書（中部西関東市町村地域連携軸協議会構成会員市町村）
-----	--

第4 被災動物（ペット）等救護対策

市及び動物愛護団体等は、協力・連携し、災害発生時における被災動物（ペット）等に対して救護体制を整備し、次の対策を実施する。

- 1 動物（ペット）収容施設の設置
- 2 放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管
- 3 飼料の調達及び配布
- 4 動物（ペット）に関する相談の実施
- 5 動物（ペット）伝染病等のまん延防止措置
- 6 指定避難所における飼育動物（ペット）の適正管理 等

第24節 死体の搜索、処理及び埋葬計画

市民生活班	健康づくり班
医療部	消防班
甲斐警察署	

大規模な災害により死亡した者や行方不明者に対して、防災関係機関との相互連携により、搜索、処理、埋葬等を速やかに行い、被災地の民心の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

死体の搜索、処理及び埋葬は、市長が行うものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が実施するものとする。ただし、死体の見分、検視は、警察が行うものとする。

第2 行方不明者及び死体の搜索

1 行方不明に関する相談窓口の設置

家族等からの行方不明者の搜索依頼、受付は、市役所に相談窓口を設置し、甲斐警察署と連携を図りながら対処するものとする。また、行方不明の届出の際には、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身体、着衣、その他の特徴など必要事項を記録する。

2 搜索活動

搜索活動は、市職員、消防団員のほか甲斐警察署等に協力を要請し、必要な機械器具を借り上げ、搜索班を編成し実施する。また、必要により自主防災組織等地域住民の協力を得て行う。

人命救助、救急活動及び死体、行方不明の搜索中に死体を発見したときは、市本部及び甲斐警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

3 搜索の依頼

死体が他市町村に漂着していると考えられる場合は、近隣市町村及び死体漂着が予想される市町村に対して、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等を明示して、搜索を要請する。

第3 死体の処理

1 処理方法

(1) 死体の検案は、原則として医療救護班の医師が実施するものとする。

(2) 医療救護班が検案を行ういとまがない場合は、一般開業医が行うことができる。検案が開業医

によって行われた場合は、その実費弁償を行うものとする。

(3) 死体の検案は、死亡診断のほか、洗浄・縫合・消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。

(4) 死体の検案書を引継ぎ、死体処理票を作成する。

2 死体の輸送

警察官による検視（見分）及び医療救護班による検案を終えた死体は、本部長が指定する死体収容（安置）所に輸送するものとする。

3 死体収容（安置）所の開設

(1) 本部長は、公共建物、寺院又は公園など死体収容に適当な場所を選定し、死体収容（安置）所を開設するものとする。

死体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれの代用とする。

(2) 死体収容（安置）所の開設に当たっては、葬儀業者に協力を要請し、納棺用品・仮葬祭用品等必要な資機器材を確保する。

4 身元確認

甲斐警察署、自主防災組織等の協力を得て、死体の身元引受人の発見に努め死体を引き渡す。身元不明者については、死体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

第4 死体の埋火葬

1 埋葬の実施基準

遺族等が災害のため埋葬することが困難な場合に、災害によって死亡した者を応急的に仮葬するものとする。

2 埋葬の実施方法

(1) 火葬は、市営火葬場において行うものとするが、災害の状況により当該施設では対応が困難な場合は、他市町村の施設へ搬送して火葬を行う。

(2) 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第引き渡す。

第25節 障害物除去計画

建設班

災害により、住居、炊事場、玄関等に土石及び竹木等の障害物が運ばれ、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては障害物を除去することができないときに、これを応急的に除去して、被災者の保護を図り、あるいは道路、河川等の障害物を除去する必要がある場合は、おおむね次により措置するものとする。

第1 実施責任者

1 障害物の除去は、市が実施するものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に障害物の除去の実施又は必要な要員、資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事が市長の補助を得て行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。

2 障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

第2 障害物除去の要領

障害物の除去は、建設部建設班が担当し、市内建設事業者等に請負わせて速やかに実施する。
市のみでは障害物除去の実施が困難な場合には、県及び他市町村に協力を要請する。

1 住宅障害物の除去

(1) 除去対象者

災害等により住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住家を早急に調査のうえ実施する。

- ア 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
- イ 自らの資力をもってしても、障害物の除去ができないもの
- ウ 住家が半壊又は床上浸水したもの
- エ 原則として、当該災害により住家が直接被害を受けたもの

(2) 優先除去の決定

市は、障害物の除去を必要とする住家を把握するとともに、障害物による支障状況、また半壊・床上浸水状況の程度等を確認のうえで、除去の順位を決定する。

2 道路等の障害物の除去

(1) 除去の優先順位

早急に被害状況を把握し、市所管の道路に障害物が堆積した場合は、速やかに県に報告するとともに、市指定緊急輸送道路（本章第11節「緊急輸送対策」参照）など重要な道路から除去し、道路機能の早期確保に努める。

(2) 道路管理者等に対する連絡

国道、県道に障害物が堆積し、通行不能となった場合、また河川に障害物が滞留し、水害のおそれがある場合は、この旨を管理者に通報し、これらの障害物の速やかな除去を要請する。

第3 障害物の集積場所の確保

除去した障害物は、交通に支障のない、また住民の日常生活に支障のない公有地を選定し集積するものとするが、適当な場所がないときは、所有者の承認を得て私有地を使用する。その際には、後日問題が起こらないよう所有者との間で十分協議する。

第26節 生活関連事業等の応急対策

総務班	峡北消防
甲斐警察署	

第1 簡易ガス施設応急保安対策

1 ボンベハウス

(1) ボンベハウスに異常を認めたととき

- ア ボンベハウスの発生設備及び調整装置の外観及び漏洩検査を行う。
- イ 異常を認めたとときは速やかに応急修理を行う。
- ウ 調査の結果応急修理不可能なときは仮設による供給を行う。

(2) 周囲の被災が大きいと判断されるときは、供給を停止し状況把握に努める。

2 導管

(1) 本支管及び供給管

ア 不等沈下、地割れ、陥没等地盤に異常を認めるときは、供給継続のままボーリングによるガス漏れ検査を行う。

イ 特に周囲の被災状況が大きく、濁流その他により土砂の流出等地層に変異が認められたときは、供給を中断しガス圧による機密検査を行う。

(2) 屋外管・屋内管

ア 災害による異常の有無が判別しがたいときは、ガス検知器及びボーリングによるガス漏れ検査を行う。

イ 特に周囲の被災状況が大きく、窓、壁その他建造物に損壊等の異常が認められるときは、供給を中断しガス圧による気密検査を行う。

(3) 導管の調査の結果異常を認めるときは、速やかに復旧の作業を行う。

3 復旧体制

上記の応急対策を円滑に遂行するため、事業所内に特別組織を編成し、それぞれの状況に応じて出動し対処する。

資料編 ○簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域一覧

第2 液化石油ガス応急保安対策

1 災害対策組織

(1) 警戒宣言が発せられた場合(社)山梨県エルピーガス協会に「地震災害対策本部」を設置する。

(2) 発災後、山梨県に「災害対策本部」が設置された場合、(社)山梨県エルピーガス協会に「災害対策本部」を設置する。

2 応急対策

(1) 関係機関との連絡

(2) 一般消費者向け広報

(3) 応急復旧資機材の調達

(4) 復旧要員の派遣

第3 危険物等応急保安対策

火薬類販売業者、ガス業者及び石油等販売業者等は、災害により危険な状態となった場合は、県の指導及び業者組合等の保安計画に基づき直ちに応急措置を講ずるものとする。

1 火薬類の応急対策

(1) 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置

ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地帯に移す余裕のあるときは、これを速やかに移し、その周囲に適当な境界柵及び「立入禁止」等の警戒札を設け見張人をつける。

イ 運搬道路が危険なとき又は搬送の余裕がないときには、火薬類を付近の水中に沈める等安全上の措置を講ずる。

ウ 前記の措置によらないときは、火薬庫又は貯蔵所の入口、窓等を目塗土等で安全に密閉し、防火の措置を講じ、必要に応じ付近の住民に避難するよう警告する。

エ 運搬中火薬類が爆発又はそのおそれのあるときには、災害防止の応急措置を講じるとともに警

察官に通報する。

(2) 市長の措置

ア 爆発又はそのおそれがあると判断したときは、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して火薬庫又は物件の保安その他必要な措置を指示する。

イ 爆発又はそのおそれがあると判断したときは、峡北広域行政事務組合消防本部及び甲斐警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の出入りの制限並びに禁止若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立退き先を指示する。

ウ 爆発又はそのおそれがあると認めるときは、峡北広域行政事務組合消防本部に出動を要請し、災害の防ぎよ又は災害の拡大防止を図る。

エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

2 高圧ガスの応急対策

(1) 製造者等の措置

ア 製造施設等においては、災害の状況に応じ、作業を直ちに中止するなど、ガスの特性に応じた措置を講ずるとともに、作業に必要な者以外は退避させる。

イ 充てん容器が危険な状態となったときは、不燃性ガス以外のガスは、極力ガスの放出を避け、ガスの特性に応じた救急措置、安全な場所への移動、警察官等の協力を得て行う付近住民の避難等を実施する。

ウ 輸送中において災害が発生したときは、車両等の運転手等は消防機関、警察及び荷受人等へ通報する。なお、緊急やむを得ないときは付近の高圧ガス地域防災協議会防災事業所へも通報し、防災要員の応援を得て災害の拡大防止活動を行う。

エ 事業所、消費先等において応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行う。

(2) 市長の措置

ア 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは製造、販売施設、高圧ガス貯蔵所又は液化酸素の消費のための施設に保安その他必要な措置を指示する。

イ 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、峡北広域行政事務組合消防本部及び甲斐警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の立入りの制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立退き先を指示する。

ウ 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、峡北広域行政事務組合消防本部に出動を要請し、災害防ぎよ又は災害の拡大を防止する。

エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

3 危険物の応急対策

(1) 危険物施設の管理者の措置

ア 危険物施設の管理者等は、施設内の火気の使用を停止するとともに、状況に応じ保安回路を除く施設内の電源を切断する。

イ 危険物施設の管理者等は、危険物の取扱いを中止し、移動搬出の準備、石油類の流出防止、防油堤の補強等の措置を講じる。

ウ 危険物施設の管理者等は、必要に応じて相互応援協定に基づく応援を要請する。

エ 危険物運搬車両等の運転手等は、輸送中に危険物が漏れる等の災害が発生したときは、消防機関、警察等に速やかに通報する。

(2) 市長の措置

ア 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは製造所、貯蔵所、取扱所等の施設管理者に

対して保安その他必要な措置を指示する。

イ 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、峡北広域行政事務組合消防本部及び甲斐警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の立入りの制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立退き先を指示する。

ウ 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、峡北広域行政事務組合消防本部に出動を要請し、災害防ぎょ又は災害の拡大を防止する。

エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

4 毒物劇物の応急対策

(1) 毒物劇物の管理者の措置

ア 毒物劇物による汚染区域の拡大防止のため、危険区域を設定して関係者以外の立入りを禁止する。

イ 状況に応じて交通遮断、緊急避難等、一般住民に対する広報活動を行う。

ウ 中和剤、吸収剤等を使用して毒物劇物の危険除去を行う。

エ 飲料水が汚染したとき又はそのおそれがあるときは、下流の水道管理者、井戸水使用者等に通報する。

(2) 市長の措置

ア 漏洩、流出又はそのおそれがあると判断したときは製造所、貯蔵所、取扱所等の施設管理者に対して保安その他必要な措置を指示する。

イ 漏洩、流出又はそのおそれがあると判断したときは、峡北広域行政事務組合消防本部及び甲斐警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の立入りの制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立退き先を指示する。

ウ 漏洩、流出又はそのおそれがあるときは、峡北広域行政事務組合消防本部に出動を要請し、災害防ぎょ又は災害の拡大を防止する。

エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

資料編	○火薬庫所有者一覧	○高圧ガス関係事業所一覧
	○危険物規制対象物数	

第27節 民生安定事業計画

総務班	税務収納班
会計班	福祉班
商工観光班	

第1 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、被災者の自立した生活の開始を支援するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、県から被災者生活再建支援金が支給される。

1 被災者生活再建支援法の適用要件

(1) 対象になる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア～ウに隣接する市町村（人口10万人未満に限

る。)における自然災害

(2) 支給対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に住居不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

2 被災者生活再建支援金の支給条件

(1) 支援金の基準

対象世帯と支給額

支給額は、以下の2つの支援額の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単数世帯
<u>全壊世帯（法第2条第2号イ）</u>	<u>100万円</u>	<u>75万円</u>
<u>解体世帯（法第2条第2号ロ）</u>	<u>100万円</u>	<u>75万円</u>
<u>長期避難世帯（法第2条第2号ハ）</u>	<u>100万円</u>	<u>75万円</u>
<u>大規模半壊世帯（法第2条第2号ニ）</u>	<u>50万円</u>	<u>37.5万円</u>

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単数世帯
<u>居住する住宅を建設し、又は購入する世帯（法第3条第2項第1号）</u>	<u>200万円</u>	<u>150万円</u>
<u>居住する住宅を補修する世帯（法第3条第2項第2号）</u>	<u>100万円</u>	<u>75万円</u>
<u>居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く）（法第3条第2項第3号）</u>	<u>50万円</u>	<u>37.5万円</u>

※住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

(2) 支援金の対象経費

ア 全壊世帯

- ① 被災世帯の生活に通常必要な物品の購入費又は修理費
（自動炊飯器、電子レンジ、ガステーブル類、電気冷蔵庫、電気掃除機、電気洗濯機、ミシン、電気アイロン、扇風機、たんす、座卓、食堂セット、食器戸棚、照明器具、鏡台、寝具（ベッドを除く。）、自転車、電話機、テレビ及びラジオ）
- ② 被災世帯の居住する地域又は被災世帯に属する者の特別な事情により当該被災世帯の生活に必要な物品の購入費又は修理費
（ストーブ（温風機を含む。）、電気ごたつ、防寒服、ベビーベッド（乳児用）、うば車、学生服、学習机、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器及びその他内閣総理大臣が必要と認めた医療器具又は福祉用具）
- ③ 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の当該負傷又は疾病の治療のための医療に要する費用
- ④ 住居の移転に通常必要な移転費（⑤に掲げるものを除く。）
- ⑤ 被災世帯に属する者の住居の移転のための交通費
- ⑥ 住宅を賃借する場合における当該住宅の借家権の認定の対価
- ⑦ 住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する場合における当該住宅の家賃
- ⑧ 住宅の再建設（全壊世帯が従前居住していた住宅（以下この号において「従前住宅」という。）の存していた土地（土砂災害の発生のおそれその他のやむを得ない事由により当該土地に住宅を建設することができ

ない場合にあつては、当該土地以外の土地)の全部又は一部に新たに住宅を建設することをいう。)のため必要な従前住宅の解体、従前住宅から発生した廃棄物の撤去及び整地に要する費用

- ⑨ 住宅の建設又は購入のための借入金その他の債務に係る利息及び債務保証料
- ⑩ 住宅の建設が完了し、又は住宅の購入をするまでの間一時的な居住の用に供する仮設住宅その他の物件又は施設の利用料
- ⑪ その他、住宅の賃借、補修、建設又は購入に必要な経費であつて、次にあげるもの
 - ・ 住宅の建築確認、完了検査又は中間検査の申請に係る手数料又は報酬
 - ・ 住宅の購入又は賃借の代理又は媒介に係る報酬
 - ・ 住宅に係る表示の登記、所有権保存の登記、所有権移転の登記又は抵当権設定の登記に係る報酬
 - ・ 水道の給水申込みに際し水道事業者を支払う料金

イ 大規模半壊世帯

- ① 住宅(公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅を除く。)を賃借する場合における当該住宅の家賃
- ② 住宅の補修のため必要な当該住宅の一部の除却、当該住宅から発生した廃棄物の撤去及び整地に要する費用
- ③ 住宅の補修、建設又は購入のための借入金その他の債務に係る利息及び債務保証料
- ④ 住宅の補修若しくは建設が完了し、又は住宅の購入をするまでの間一時的な居住の用に供する仮設住宅その他の物件又は施設の利用料
- ⑤ ①～④に掲げるもののほか、住宅の賃借、補修、建設又は購入に必要な経費であつて内閣府令で定めるもの
 - ・ 住宅の建築確認、完了検査又は中間検査の申請に係る手数料又は報酬
 - ・ 住宅の購入又は賃借の代理又は媒介に係る報酬
 - ・ 住宅に係る表示の登記、所有権保存の登記、所有権移転の登記又は抵当権設定の登記に係る報酬
 - ・ 水道の給水申込みに際し水道事業者を支払う料金

3 山梨県・市町村被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法が適用されない自然災害の被災世帯に対し、県と市町村で連携して支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。

(1) 適用要件

① 対象とする自然災害

県内で1世帯でも住宅全壊が生じた自然災害

② 対象となる被災世帯

被災者生活再建支援法と同一

(2) 支給条件

被災者生活再建支援法と同一

4 市の事務

市は、被災世帯が円滑に支援金の申請が行えるよう、また支援金が迅速かつ円滑に支給できるよう、当該自然災害にかかる次の被害状況について県に速やかに報告するものとする。なお、被害状況を把握するに当たって、被災世帯の個人情報の保護に十分配慮するものとする。

- (1) 市名、法の対象となる、又はその見込みのある自然災害が発生した日時及び場所
- (2) 災害の原因及び概況
- (3) 住宅に被害を受けた世帯の状況(全壊・全焼・全流出、半壊・半焼及び床上浸水の被害を受けた住宅の世帯数等)

(4) その他必要な事項

第2 中小企業金融対策

1 融資一覧表

実施機関及び金融機関名	資金名	融資対象	限度額	利率	期間	担保等	備考
日本政策金融公庫 甲府支店 中小企業事業 (代理店) 山梨中央銀行本店 商工中金 各都市銀行 各信用金庫 各信用組合	災害復旧貸付	地域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者 災害救助法発動地域のうち、公庫、金庫が特に指定した	既往貸付の残高にかかわらず (直貸) 一般 15,000万円以内 組合 45,000万円以内 (代理貸) 一般 7,500万円以内 組合 22,500万円以内	基準利率。 ただし、特定の激甚災害の場合は、その都度定める。	設備資金 15年以内 (2年以内の据置期間を含む。) 運転資金 10年以内 (2年以内の据置期間を含む)	必要に応じて担保・保証人を求める。	特別利率を適用する場合は市長の発行するり災証明書が必要
日本政策金融公庫 甲府支店 国民生活事業 (代理店) スルガ銀行富士吉田支店 各信用金庫 各信用組合	災害貸付		(1) 各貸付の融資限度額に1災害3,000万円を加えた額 (2) 特に異例の災害の場合は、その都度定める。	それぞれの融資制度の利率。 ただし、特災利率についてはその都度定める。	10年以内 (2年以内の据置期間を含む。)		1 直接被害者は原則として市長の発行するり災証明書が必要 2 災害の発生した日から6カ月目の月末まで
商工組合中央金庫 甲府支店 (代理店) 各信用金庫	災害復旧資金		定めなし	商工中金所定の利率。 ただし、特定の激甚災害等についてはその都度定める。	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内 (各3年以内の据置期間を含む。)		
<u>山梨県</u> (取扱店) <u>各都市銀行</u> <u>山梨中央銀行</u> <u>各信用金庫</u> <u>各信用組合</u> <u>商工中金</u> <u>JA山梨信連</u> <u>各農協</u>	<u>経済変動対策</u> (<u>経済危機・災害復旧関係</u>)	<u>事業資金</u>	<u>設備資金 5,000万円</u> <u>運転資金 5,000万円</u> (<u>一企業限度額 5,000万円</u>)	<u>1.40%</u>	<u>設備資金 10年以内</u> (<u>うち1年以内又は2年の据置期間を含む。</u>) <u>運転資金 10年以内</u> (<u>うち1年又は2年以内の据置期間を含む。</u>)	<u>金融機関又は信用保証協会の定めるJCR/JCR+の</u>	<u>直接被害者は原則として市長の発行するり災証明書が必要</u>

2 信用保証について

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）による災害関係保障の特例

(1) 機関名 山梨県信用保証協会

(2) 概要

ア 災害関係保障に係る中小企業者1人当たりの保証限度額は、一般保証限度額と同額の別枠とする。

イ 低減措置をとる。

第3 農業災害関係金融対策

(1) 山梨県農業災害対策資金

資金の目的	自然災害により被害を受けた農業者の経営の安定を図る。
貸付対象者	自然災害により被害を受けた農業者（法人を含む）で、市町村長が被害を認定し、市町村からの利子補給が確実な者
資金の用途	経営安定のための経費及び農業施設等の復旧にかかる経費
貸付限度額	500万円以内（個人・法人とも）
貸付利率	無利子（県・市町村・融資機関が負担）※保証料も融資機関が負担
据置期間	1年以内（復旧資金は3年以内）
償還期限	5年以内（復旧資金は10年以内）
資金源	農協

(2) 天災資金

貸付対象	天災融資法が発動された場合で、農作物減収量30%以上で、その損失額が平年農業総収入の10%以上の被害農業者及び林産物損失額10%以上又は林産施設損失額50%以上の被害農業者で市町村長の認定を受けた者及び、在庫に著しい被害を受けた農協、同連合会等
資金の用途	種苗、肥料、飼料、農薬、小農機具、家畜、家禽、薪炭原木及び椎茸ほだ木の購入資金、炭釜構築資金その他政令で定めるもの 被害組合の事業運営に必要な資金
貸付限度額	(被害農林業者の経営に必要な資金) 農林業者 個人200万円、法人2,000万円(政令で定める資金として貸し付けられる場合は500万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円)の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 激甚災害の場合、個人250万円、法人2,000万円(政令で定める資金として貸し付けられる場合は600万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円)の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 (被害組合の運営に必要な資金) 農協、同連合会等 農協2,500万円(連合会5,000万円) 激甚災害の場合、農協5,000万円(連合会7,500万円)
貸付利率	知事が告示する特別被害地域内の特別被害農林業者(損失額が平年総収入の50%以上の者)に対しては年3%以内、他の者に対しては年6.5%以内又は年5.5%以内
据置期間	なし
償還期限	特別被害農林業者は6年以内、他は5年以内で政令で定める。 激甚災害の場合については7年以内
資金源	農協又は融資機関

第4 災害救護資金等貸与計画

区分	生活福祉資金	災害援護資金	母子及び父子並びに寡婦福祉資金
対象者	罹災低所得世帯（原則官公署の発行する被災証明書が必要）	災害救助法その他政令で定める災害により災害を受けた世帯（所得制限あり）	災害により住宅及び家財等に被害を受けた母子及び父子並びに寡婦世帯
貸付世帯数	予算の範囲内	制限なし	予算の範囲内
資金の種別	福祉資金・福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要な経費）		住宅資金、事業開始・継続資金
貸付限度額	150万円以内	350万円以内	住宅200万円以内 事業開始285万円 事業継続143万円
貸付期間	7年以内 (6月以内の据え置き)	10年以内 (うち3年据え置き)	住宅7年以内2年据置 開始7年以内2年据置 継続7年以内2年据置
償還方法	月賦等	月賦または半年賦	月賦等
貸付利率	年1.5%（保証人がいる場合は無利子）	年3%	年1.0%（保証人が要る場合は無利子）
その他	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子
実施機関	山梨県社会福祉協議会	市（県は全額市に貸与）	県

第5 義援金品募集配分計画

1 実施団体

次の関係機関、団体等をもって協議会を構成して実施する。

県・市・日本赤十字社県支部・共同募金会・婦人会・報道機関その他

2 募集及び配分

協議会において、被害の程度、範囲及び県内外別に応じてその方法等を協議し、それぞれ関係機関、団体の特色を生かしながら実施する。

3 募集及び配分結果の公表

協議会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表する。

第6 労働力確保対策

災害応急対策等に必要な労働力確保対策を、次のとおり行うものとする。

1 労働力の確保

災害応急対策等に必要な労働力確保対策を、次のとおり行うものとする。

(1) 韮崎公共職業安定所長は、労働力の確保を円滑に行うため次の措置をとる。

ア 斡旋業務の円滑を期し、緊急計画を樹立する。

イ 関係機関との緊密な連携をもって所要労働力の募集についての求人広告に関する所要の措置をとる。

ウ 必要により他の公共職業安定所へ求人連絡を行う。

また、あらかじめ、常時土木関係等災害関連職種に従事する求職者については居住地、連絡先、連絡方法等を整理しておく。

(2) 市長は、韮崎公共職業安定所長の措置する労働力の確保について、資料の提供及び連絡等について協力するものとする。

2 災害応急対策求人について

市長又は防災関係機関の長は、韮崎公共職業安定所長に対し、次の事項を明らかにし、文書又は口頭で申し込みを行うものとする。

- (1) 職業別所要求人の数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 作業時間、賃金等の労働条件
- (4) 宿泊施設の状況
- (5) 必要とする期間
- (6) その他必要な事項

3 その他

- (1) これら災害応急対策に韮崎公共職業安定所の斡旋により就労する者の賃金は、同一地域における同種の業務及び技能について支払われる一般の賃金水準を基とすること。
- (2) 韮崎公共職業安定所長は、2の求人により応募した就労希望者の配置については、緊急度、重要度等について中北地域県民センター所長と協議し、必要に応じ適宜調整を行いながら実施するものとする。

第7 罹災証明書の交付等

市は、被災者生活再建支援金の支給、各種減免措置その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制等を確立し、被災者に罹災証明書の交付等を行う。このため、平常時より、住家被害の調査の担当者の育成などを計画的に進めるなど、必要な業務の実施体制の整備に努める。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

第8 被災者台帳の作成

市は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

第9 各種行政サービスの実施体制の整備

市は、国、県と連携し、避難の長期化などに対応するため、避難者の様々な行政手続きが一箇所で行える体制整備に向けて検討する。

第10 特別行政相談活動の実施

関東管区行政評価局（山梨行政監視行政相談センター）は、被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設、特別行政相談所の開設といった「特別行政相談活動」を行うものとし、市及び県は、当該活動に協力するものとする。

第3章 復旧・復興対策計画

第1節 計画の方針

災害復旧対策計画については、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を充分検討して作成するもので、本計画には事項別計画項目を掲げて、今後における災害の実態の把握と併せて恒久的計画をたてるものとする。

第1 災害復旧計画の作成の基本計画

災害発生後、被災した各施設の原形復旧に併せて再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える対策についての事業計画とし、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を十分検討して計画する。

第2 災害復旧対策計画の事項別項目

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川災害復旧事業計画
- (2) 砂防設備災害復旧事業計画
- (3) 道路、橋りょう災害復旧事業計画
- (4) 下水道災害復旧事業計画
- (5) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

- (1) 農地、農業用施設災害復旧事業計画
- (2) 林業用施設災害復旧事業計画
- (3) 漁業用施設災害復旧事業計画
- (4) 共同利用施設災害復旧事業計画

3 中小企業施設災害復旧事業計画

4 都市災害復旧事業計画

5 上水道等災害復旧事業計画

6 住宅災害復旧事業計画

7 社会福祉施設災害復旧事業計画

8 公立医療施設・病院等災害復旧事業計画

9 学校教育施設災害復旧事業計画

10 社会教育施設災害復旧事業計画

11 その他災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定に関する計画

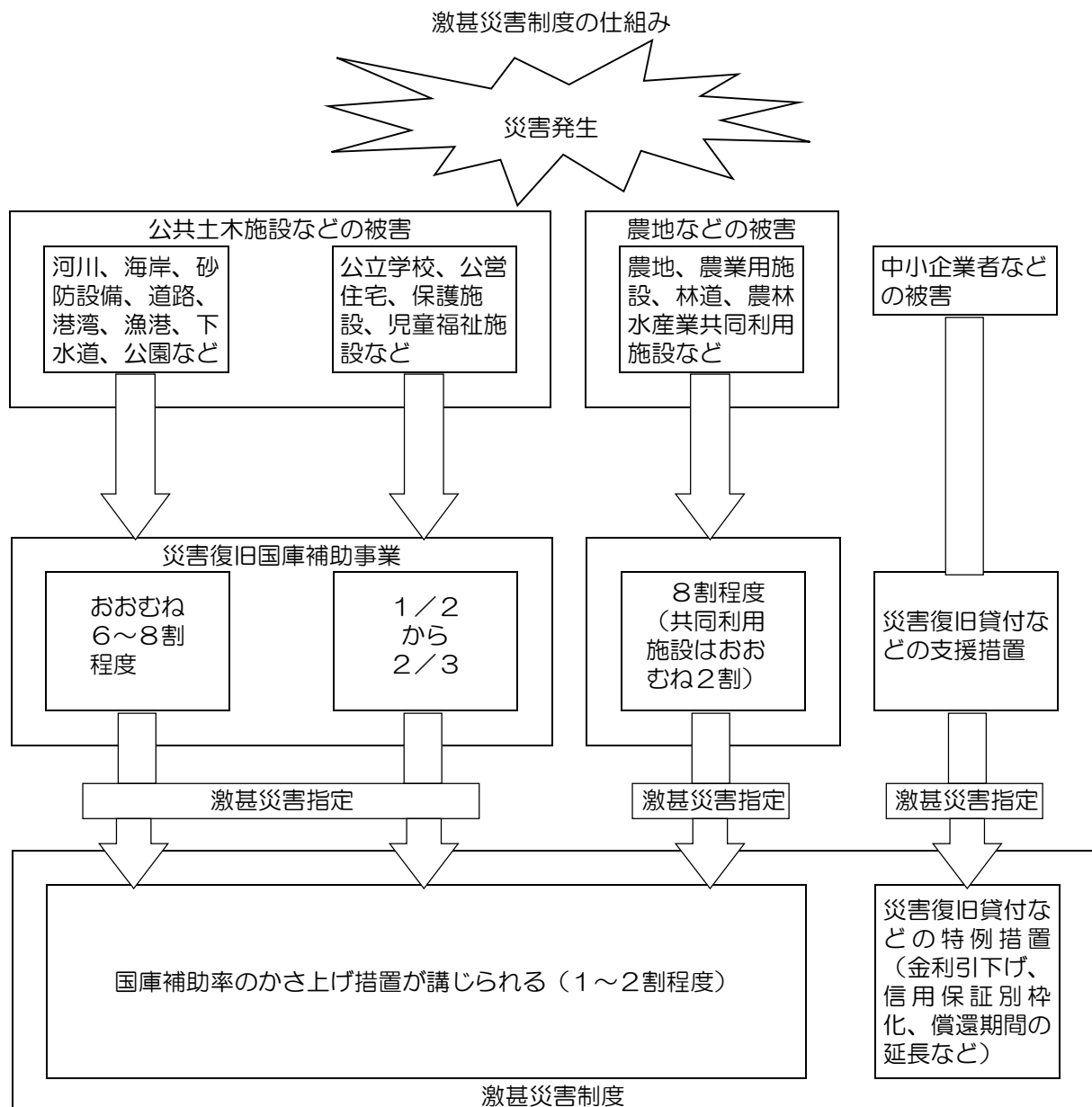
総務課	財務政策課
デジタル戦略課	農政課
商工観光課	建設課
消防団	峡北消防

第1 計画の方針

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように努めるものとする。

第2 激甚災害に関する調査

- 1 知事は、市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせるものとする。
- 2 市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。
- 3 関係各部は、激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。



行 政 編

第2部 地震災害対策部

第1章 地震（突発性）災害の概要

大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づく地震防災強化計画については、資料編「東海地震に関する事前対策計画」をもって充てる。

第1節 想定地震

第1 想定地震

山梨県で想定調査を行った地震のうち、韮崎市に大きな被害を及ぼす地震としては、次の地震が想定される。

- ①南海トラフを震源とする地震
- ②首都直下型地震 M7クラス（立川市直下地震）
- ③活断層による地震
 - ・糸魚川－静岡構造線断層帯（中南部区間・南部区間）
 - ・曾根丘陵断層帯

1 海溝型

南海トラフを震源とする地震

南海トラフ地震は、南海トラフ（駿河湾から日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する区域）沿いのプレート境界を震源とする地震で概ね100～150年間隔で発生し、発生間隔や震源域の広がり方に多様性があるので正確に予測するのは困難である。最後の地震から70年以上が経過しており、次の大規模地震の切迫性が高まっている。

内閣府は平成26年3月「南海トラフ地震防災対策推進地域」として全国707市町村を指定した。県内では、丹波山村及び小菅村を除くすべての市町村が指定された。これにより、本部第5章のとおり南海トラフ地震防災対策推進計画を策定した。（今回想定調査は南海トラフ地震のうち東側ケース）

首都直下地震（M7クラス・立川市直下）相模トラフ沿いの首都直下プレート境界で発生する海溝型地震のうち山梨県域にかかる震源断層域を含む地震

2 活断層による地震

・糸魚川－静岡構造線断層帯（南部区間・中南部区間）※南部区間は前回想定での「釜無川断層」にあたる。中南部区間は30年間の発生確率が南部区間よりも高い。

山梨県と長野県を結ぶ交通の要衝に位置し、地震発生により山梨県に及ぼす被害が大きいと予想される地震

- ・曾根丘陵断層帯 前回調査「曾根丘陵断層」主要活断層態の一つ。

第2節 被害想定

内閣府は平成24年に今後30年以内の発生確率が70%～80%とされる南海トラフの巨大地震の被害想定を示し、加えて、未曾有な被害をもたらした東日本大震災（平成23年（2011年））のほか熊本地震（平成28年（2016年））など全国で発生した大規模な地震により、地震被害に関する様々な知見が得られている。

こうした中、県では、平成8年（1996年）の被害想定調査から約25年が経過したことを鑑み、新たな被害想定調査を実施し、令和5年（2023年）に「山梨県地震被害想定調査結果」を発表した。

第1 想定地震の概要等

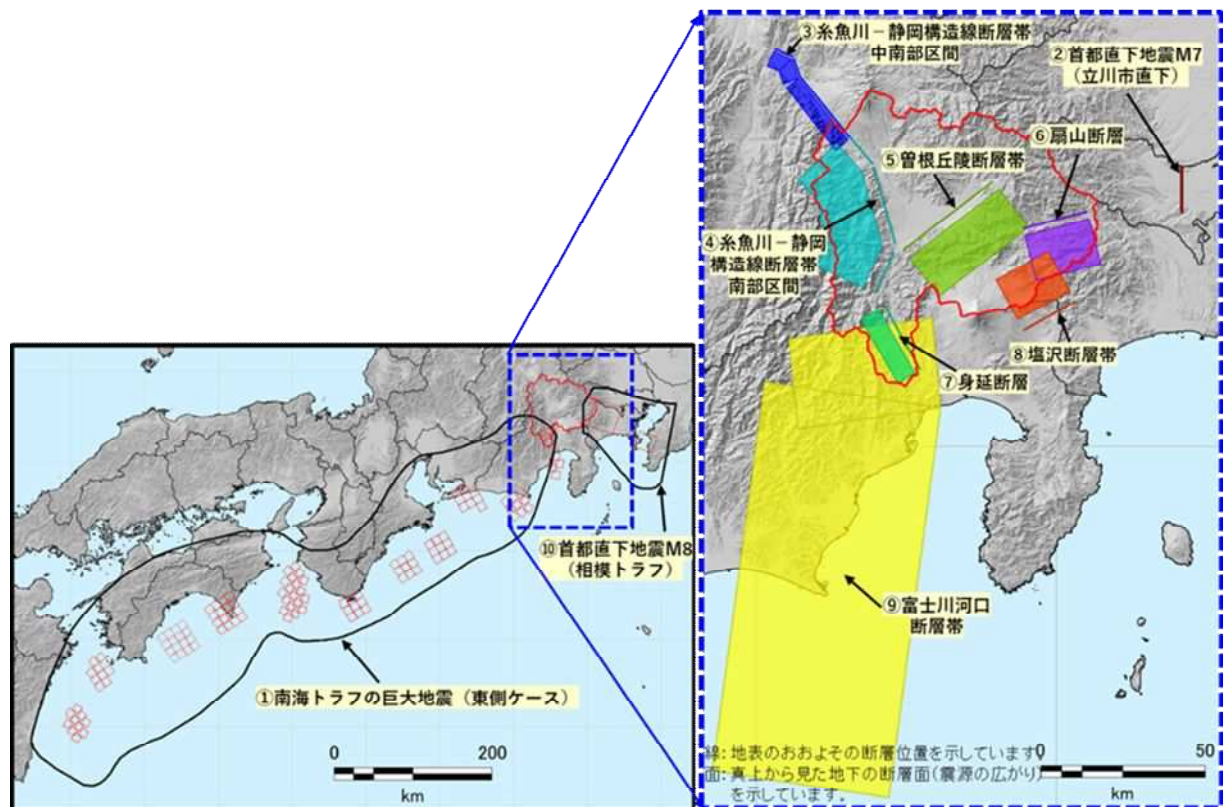
想定地震の概要は次のとおりである。

1 想定地震

想定地震	タイプ	地震規模	30年間発生確率
①南海トラフの巨大地震（東側ケース）	海溝型	M9クラス（Mw9.0）	70～80%
②首都直下地震（M7クラス立川市直下）	海溝型	M7クラス（Mw7.3）	70%程度
③糸魚川—静岡構造線断層帯中南部区間	活断層型	M7.4（Mw6.8）	0.9～8%
④糸魚川—静岡構造線断層帯南部区間	活断層型	M7.6（Mw7.0）	ほぼ0～0.1%
⑤曽根丘陵断層帯	活断層型	M7.3（Mw6.8）	1%

M：地震の規模はマグニチュード（Magnitude）と表現されます。

Mw：ずれの規模（面積や量）で計算される値はマグニチュードモーメントと表現されます。



出典：山梨県地震被害想定調査結果

県調査対象の地震↑図の内、韮崎市に影響の大きい①、②、③、④、⑤を対象とした。

第2 地震動の予測結果

各想定地震に対する地震動結果として、別紙（図1～図3）に山梨県全域及び韮崎市周辺の地表震度分布図及び液状化危険度を示した。以下想定地震の予測結果の概要。

- ・南海トラフの巨大地震（東側ケース） 震源域から離れた山地部を除き、県全体で概ね震度5強以上の揺れが想定される。震源に近い県中西部や甲府盆地等の特に揺れやすい地盤の一部地域においては最大震度7の揺れが想定される。韮崎市では最大震度6強と予測される。
- ・首都直下地震M7（立川市直下）震源断層に近い県東部及び富士五湖地域の揺れが比較的大きく、富士五湖地域の一部地域で最大震度6強の揺れが想定される。韮崎市では最大震度5弱と予測される。
- ・糸魚川―静岡構造線断層帯中南部区間 震源断層に近い北杜市の北西部で震度6強～震度7の揺れが想定される。韮崎市では最大震度5強と予測される。
- ・糸魚川―静岡構造線断層帯南部区間震源断層周辺の広範囲で震度6弱以上の揺れが想定され、一部で震度6強と震度7となる。韮崎市では最大震度7と予測される。
- ・曾根丘陵断層帯 甲府市を中心に甲府盆地に震度7領域が広く分布される想定される。韮崎市への影響は最大震度5強と想定される。韮崎市では最大震度6強と予測される。

液状化危険度の予測結果 別紙（図3及び図8）

- ・南海トラフの巨大地震（東側ケース） 甲府盆地に液状化危険度の高い地域が広く分布しており、韮崎市では図3のとおり釜無川西側に、やや危険度が高いもしくは高いと予測された部分が分布している。
- ・首都直下型地震M7（立川市直下） なし、又は全体的に極めて低い～低い。
- ・糸魚川―静岡構造線断層帯中南部区間 なし、又は全体的に極めて低い～低い。
- ・糸魚川―静岡構造線断層帯南部区間 一部危険度が高い地域が分布している。

第3 想定結果に基づく本市の取り組み

県地震被害想定調査結果により、本市に最も被害をもたらすとされる地震は「**糸魚川―静岡構造線断層帯南部区間**」による地震で、市の大部分で震度6弱以上の大きな地震による揺れが想定されており、この地震が発生した場合には軽症者314名、重傷者123名、死者は69名の被害が発生するものとされている。被害を少しでも軽減するために、市は、住居耐震化の必要性の周知徹底、火災の延焼を食い止めるための消防力の強化等に努めるものとする。

また、地震発生後の停電、断水に備え、備蓄物資需要量予測等を参考に日頃から物資の見直しや資機材等の備蓄を行うとともに、家庭、職場での備蓄を行うよう広報に努める。

●調査結果の留意点

- ・調査結果はあくまで予測（目安）であり、実際の発災時には地震動をはじめ被害の状況は想定と異なることも予想される。
- ・想定地震の震源や規模についてはあくまでも想定であり、想定通りの地震が必ずしも発生するとは限らない。
- ・想定地震以外にも、甚大な被害を及ぼす地震が発生する可能性があるという認識をもつ必要がある。
- ・被害想定は、地震動、建物データ、予測手法など、さまざまな要素を掛け合わせた結果である。条件が少しでも変わると被害は変化するものである。

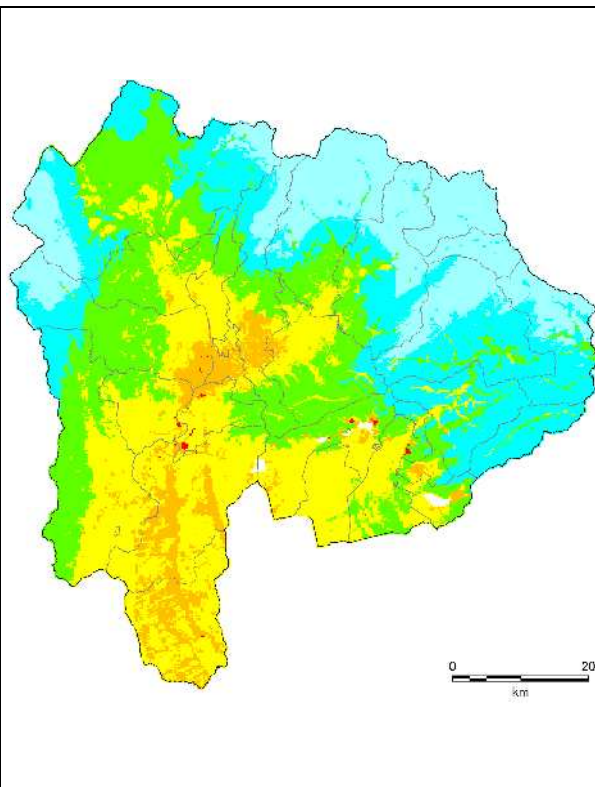


図1 地表震度分布 山梨県全域
南海トラフ地震 東側ケース

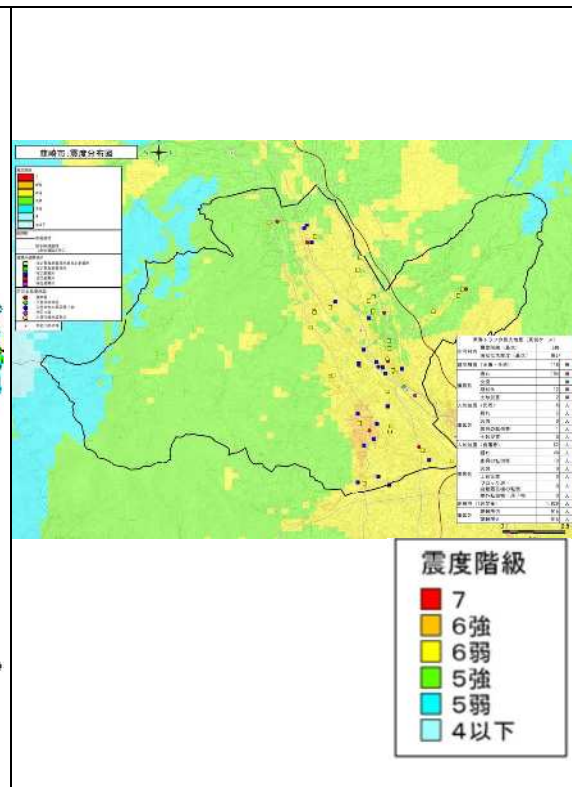


図2 地表震度分布 富士市周辺
南海トラフ地震 東側ケース

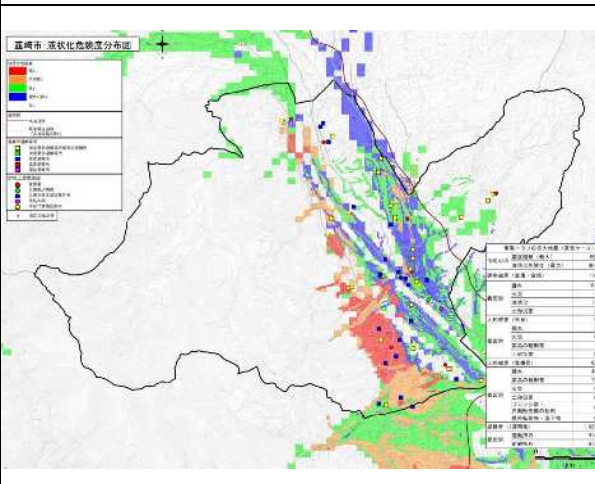


図3 液状化危険度
南海トラフ地震 東側ケース



液状化危険度
凡例

図 出典：山梨県地震被害想定調査結果
山梨県における地震被害の想定について
山梨県地震被害想定調査結果【令和5年】（令和5年5月26日発表）

URL : https://www.pref.yamanashi.jp/bousai/jishinnhigaisoutei/jishinnhigai_sotei_r5.html



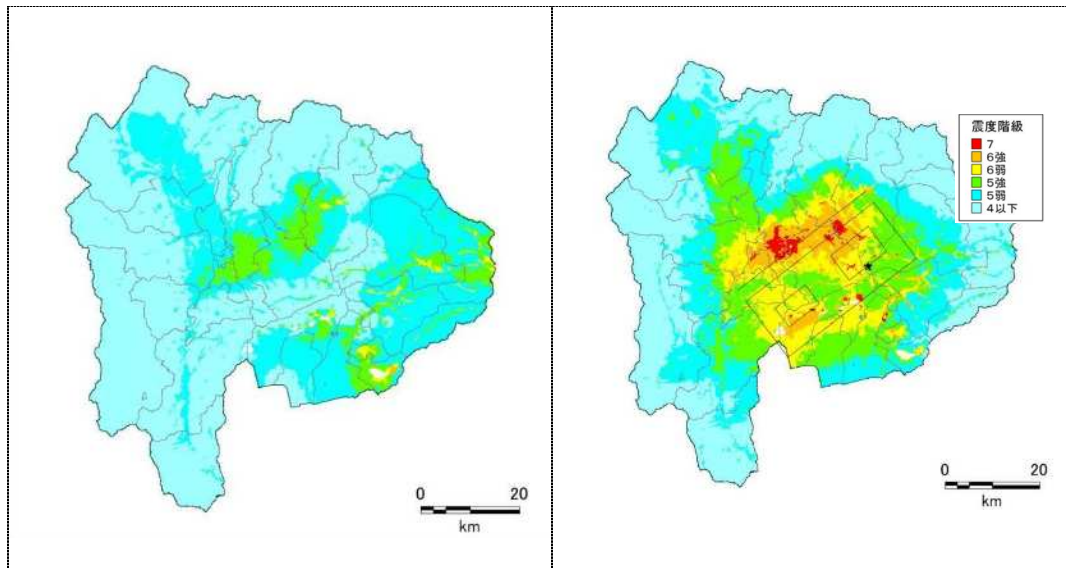


図4 地表震度分布
首都直下地震（立川市直下）

図5 地表震度分布
曽根丘陵断層帯

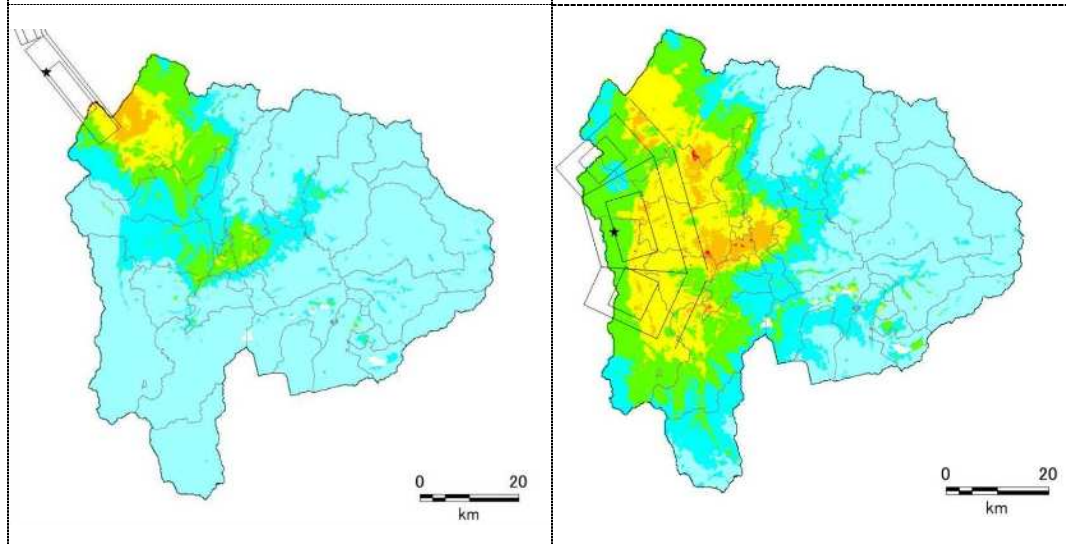
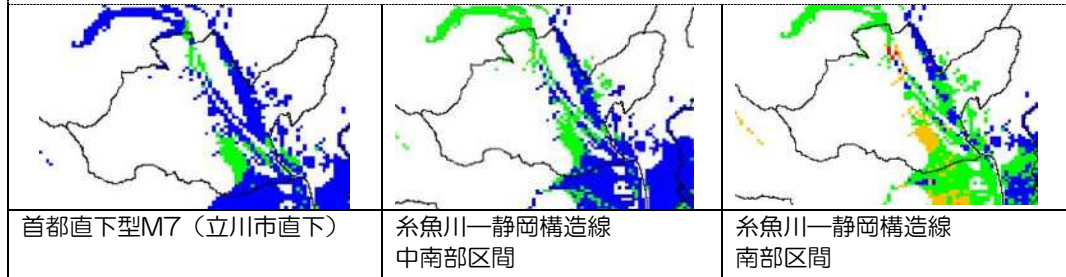
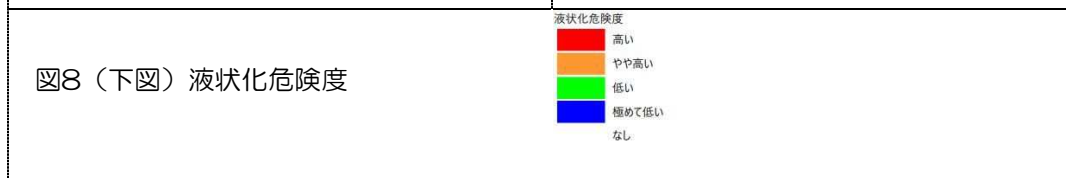


図6 地表震度分布
糸魚川—静岡構造線 中南部区間ケース2

図7 地表震度分布
糸魚川—静岡構造線 南部区間ケース2



首都直下型M7（立川市直下）

糸魚川—静岡構造線
中南部区間

糸魚川—静岡構造線
南部区間

図 出典：山梨県地震被害想定調査結果

前提条件

- (1) 本県を250mメッシュを基本とし、甲府盆地周辺は50mメッシュに区切り想定
- (2) 項目毎に別条件で想定

①人的被害：宅内にいるため被害が最大となる 冬 5時

②建物被害：火災が多く発生し被害が最大となる 冬18時

そのほかの項目でも被害が最大となる場合を条件としている。

※合計欄が各項目合計に一致しないケースは、予測結果の計算過程での四捨五入によるものであり、県による公表数値を使用している。

本市における想定結果は、次のとおりである。

1 人的被害 (冬：朝5時発生)

対象地震	死者	負傷者	うち重傷者	要救助者数
①南海トラフ(東側ケース)	6	62	9	36
②首都直下地震M7(立川直下)	0	0	0	0
③糸魚川-静岡構造線断層帯中南部区間	9	73	12	49
④糸魚川-静岡構造線断層帯南部区間	69	437	123	454

(数値の表示方法)：「-」は該当なし、「0」は1未満のわずかな数値

④糸魚川静岡構造線断層帯南部区間は被害想定が3ケースあり、被害が最大になるケースを採用している。曾根丘陵断層帯は、発生確率、想定被害ともに④を下回るため予測結果は省略。

2 避難者数 (冬：朝5時発生)

対象地震	1日後			1週間後			1カ月後		
	避難者数	避難所内	避難所外	避難者数	避難所内	避難所外	避難者数	避難所内	避難所外
南海トラフ(東側ケース)	476	286	190	1,780	890	890	638	191	447
首都直下地震M7(立川直下)	16	9	6	23	12	12	16	5	11
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部	537	322	215	574	287	287	537	161	376
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部	4,408	2,645	1,763	6,450	3,225	3,225	4,408	1,322	3,085

3 備蓄物資需要量予測 8品目

食料(食)

育児用粉ミルク(グラム)

対象地震	食料(食)			対象地震	育児用粉ミルク(グラム)		
	1日後	1週間後	1カ月後		1日後	1週間後	1カ月後
南海トラフ(東側ケース)	1,500	5,500	2,000	南海トラフ(東側ケース)	350	1,300	470
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部	1,700	1,800	1,700	糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部	410	440	410
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部	14,000	21,000	14,000	糸魚川-静岡構造線断層帯 南部	3,400	4,900	3,400

(数値の表示方法)：「-」は該当無し、「1000 未満」は一の位を四捨五入、「1000 以上 1 万未満」は十の位を四捨五入、「1 万以上」は百の位を四捨五入

飲料水（リットル）

対象地震	1日後	1週間後	1カ月後
南海トラフ（東側ケース）	29,000	18,000	2,000
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部	4,900	2,200	50
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部	54,000	39,000	7,100

毛布需要量（枚）

対象地震	1日後	1週間後	1カ月後
南海トラフ（東側ケース）	590	1,800	390
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部	680	610	340
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部	5,600	6,900	2,800

携帯トイレ・簡易トイレ（回）

対象地震	1日後	1週間後	1カ月後
南海トラフ（東側ケース）	800	1,800	80
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部	150	70	0
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部	14,000	15,000	1,900

オムツ（乳児・小児）（枚）

対象地震	1日後	1週間後	1カ月後
南海トラフ（東側ケース）	70	250	90
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部	80	80	80
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部	640	940	640

オムツ（大人用）（枚）

対象地震	1日後	1週間後	1カ月後
南海トラフ（東側ケース）	20	70	30
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部	20	20	20
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部	190	270	190

生理用品（枚）

対象地震	1日後	1週間後	1カ月後
南海トラフ（東側ケース）	110	400	140
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部	120	130	120
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部	1,000	1,500	1,000

4 建築物

(1) 構造別年代別建物棟数（R3調査）

木造

～1950年	1951～ 1970	1971～ 1980	1981～ 1990	1991～ 2000	2001～
668棟	718棟	846棟	1,127棟	2,383棟	1,990棟

非木造

～1981年	1982～	木造・非木造合計
552棟	2,107棟	10,391棟

(2) 建築物被害想定結果

想定地震	液状化		揺れによる被害		急傾斜地崩壊		火災	合計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊		全壊	半壊
南海トラフ（東側ケース）	12	122	104	285	2	4	-	118	411
首都直下地震M7（立川直下）	2	23	0	1	0	1	-	2	24
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	4	42	140	328	1	2	-	145	372
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	11	107	1,384	1,362	2	3	-	1,396	1,472

5 供給処理施設

・通信被害

携帯電話不通ランク予測結果 延焼による影響最大を考え、冬18時強風時を想定している。

1週間後の不通ランクはEとなり携帯電話の不通は解消されていると予想される。

想定地震	携帯電話の不通ランク			
	直後	1日後	1週間後	1カ月後
南海トラフ地震（東側ケース）	A	E	E	E
首都直下地震M7（立川市直下）	E	E	E	E
糸魚川ー静岡構造線断層帯（南部区間）	A	C	E	E

<携帯電話の不通ランク説明>

ランクA	停電率、不通回線率の少なくとも一方が50%以上
ランクC	停電率、不通回線率の少なくとも一方が30%以上
ランクE	停電率、不通回線率がいずれも20%未満

一般電話（固定電話）通信被害予測

想定地震	通信支障回線数（回線）			
	直後	1日後	1週間後	1カ月後
南海トラフ地震（東側ケース）	19,785	4,954	48	0
首都直下地震M7（立川市直下）	2,118	73	0	0
糸魚川ー静岡構造線断層帯（南部区間）	23,543	10,490	177	0

・電力 影響の大きい夏12時を想定

想定地震	停電人口（人）			
	直後	1日後	1週間後	1カ月後
南海トラフ地震（東側ケース）	22,333	5,592	54	-
首都直下地震M7（立川市直下）	2,391	82	-	-
糸魚川ー静岡構造線断層帯（南部区間）	26,574	11,841	200	-

・上水道 影響の大きい夏12時を想定

想定地震	断水人口（人）			
	直後	1日後	1週間後	1カ月後
南海トラフ地震（東側ケース）	10,725	9,965	6,045	697
首都直下地震M7（立川市直下）	220	165	49	-
糸魚川ー静岡構造線断層帯（南部区間）	19,459	18,674	13,356	2,448

・下水道 影響の大きい夏12時を想定

想定地震	機能支障人口（人）			
	直後	1日後	1週間後	1カ月後
南海トラフ地震（東側ケース）	1,236	932	277	47
首都直下地震M7（立川市直下）	430	255	22	22
糸魚川ー静岡構造線断層帯（南部区間）	2,493	2,070	882	110

・LPガス被害予測結果

想定地震	漏洩被害件数（件）
南海トラフ地震（東側ケース）	27
糸魚川ー静岡構造線断層帯（南部区間）	39

*復旧については、個別に契約業者と対応していくことになるため、復旧日数の予測は行っていない。

6 社会機能被害

応急住宅需要量予測結果

対象地震	応急住宅必要戸（戸）
糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間	570

注）県による算出方法 全壊・半壊棟数から応急仮設住宅の必要量を算定したもの。

医療機能支障 医療機能支障予測については、死者数が最大となる冬朝5時のケースを対象としている。（対象：山梨県内全域）

なお、医療機能支障は過去に発生した地震の地震被害に関する統計データ等から被害量を算出した想定であり、必ずしも想定通りの被害が発生するとは限らない。

対象地震	転院患者数	医療対応力不足数（入院）	医療対応力不足数（外来）
南海トラフ地震（東側ケース）	490	3,700	20,000
首都直下地震M7（立川市直下）	40	3,000	160
糸魚川ー静岡構造線断層帯（南部区間）	670	4,000	26,000

参考 備蓄物資需要量算出式

項目	前提とする被害量	算出式
①飲料水	断水人口	断水人口×1日×3リットル
②食料	避難所避難者 避難所外避難者数	(避難所避難者数+避難所外避難者数)×1日1人3食
③乳児用粉ミルク	避難所避難者 避難所外避難者数	(避難所避難者数+避難所外避難者数)×0歳人口比率×1人1日当たり必要量140g
④毛布	避難所避難者数	避難所避難者数×1人当たり必要枚数2枚
⑤携帯トイレ・簡易トイレ	避難所避難者 避難所外避難者数	(避難所避難者数+避難所外避難者数)×断水率×1人当たり使用回数5回/1日 (※1)
⑥おむつ（乳児・小児用）	避難所避難者 避難所外避難者数	(避難所避難者数+避難所外避難者数)×0～2歳人口比率×1人1日当たり必要量8枚
⑦おむつ（大人用）	避難所避難者 避難所外避難者数	(避難所避難者数+避難所外避難者数)×必要者割合0.005(※2)×1人1日当たり必要量8枚
⑧生理用品	避難所避難者 避難所外避難者数	(避難所避難者数+避難所外避難者数)×12～51歳女性人口比率×1人1期間(7日間)当たり必要量30枚×1/7×1/4

※1：仮設トイレの処理能力は、1台1日あたり携帯トイレ・簡易トイレ250個分(50人×5回=250)とみなした(避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン、内閣府、平成28年4月より)。 ※2：大人用おむつの算出式における「0.005」という係数は、避難所避難者及び避難所外避難者における要介護の高齢者を想定したものの(中央防災会議幹事会(2016))

第2章 災害予防計画

第1節 地震に強いまちづくりの推進

総務課	商工観光課
建設課	

市は、関係機関と協力して、道路、公園などの骨格的な都市基盤としての公共施設を整備するとともに、良好な市街地の形成を図るなど総合的な施策を展開し、地震に強いまちづくりを推進する。

第1 道路施設等の対策

県が実施した「山梨県地震被害想定調査報告書」によると、本市においては地震による急傾斜地や崖の崩壊に関する危険が指摘されており、それに伴って道路破損の被害の発生が予想される。

危険箇所指定区域には、標示板等を設置して地域住民に周知徹底を図るとともに、定期的に防災パトロールを実施して、危険区域の保全を図る。

1 道路の整備

市長は、地震発生時における道路機能を確保するため、市道について定期的に危険箇所調査を実施し、対策を講ずべき箇所を明確にするとともに、速やかに工事等を実施する。

また、国道及び県道については、各道路管理者に実施の推進を要請する。

2 橋りょうの整備

市長は、地震発生時における橋りょうの確保のために、管理橋りょうについて、国土交通省通達「所有施設の地震に対する安全性等に関する点検について」により実施した道路橋耐震点検結果に基づいて、補修対策等が必要なものを指定するとともに、工法と実施時期を定め、道路橋りょうの整備を図る。

また、今後、新設する橋りょうについては、阪神・淡路大震災を踏まえた国の設計基準に基づいて整備を行う。

3 ずい道の整備

道路管理者は、地震発生時におけるずい道の安全確保のために、管理ずい道について点検を実施し、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

4 横断歩道橋の整備

横断歩道橋は、国土交通省通達「立体横断施設技術基準」に基づいて建設されているので、地震発生時の落橋等の可能性は小さいと考えられるが、建設後の経過により構造細部に変化を生じることあるので、本体と階段の取付部等の安全点検調査を実施し、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

第2 河川の対策

河川等施設は、「国土交通省河川砂防技術基準」に基づき施工しており、地震発生時の決壊等の可能性は極めて小さいものとなっているが、市は、地震発生後、国土交通省及び県が管理する河川施設に異常を発見したときは、速やかに補強等の工事の実施を要請する。

第3 ため池等の対策

本市は、調査によると、2箇所のため池で漏水の危険性が指摘されており、災害の際に決壊流失した

場合には、人畜、家屋等に極めて甚大な被害をもたらすため、亀裂又は漏水について常に点検するとともに、速やかに補強並びに漏水防止等の改修を行い、適切な維持管理を行うなど予防の万全を期すものとする。

資料編 ○老朽ため池の所在地及び整備状況

第4 液状化災害対策

1 公共・公益施設の液状化対策の推進

地盤の液状化による公共・公益施設の機能障害を最小限にするため、市をはじめとする各施設の管理者等は、施設の設置に当たって、当該地盤の特性を考慮して地盤改良、基礎杭の打設等により被害を防止する対策を適切に実施する。

2 小規模建築物の液状化対策

国において作成した指針等を活用して、市は、広報紙、ホームページ等の各種広報媒体を活用して、液状化対策の普及、啓発に努める。

第5 住宅地対策

1 住宅地の整備

狭路で緊急車両が通行できない道路については拡幅等の道路整備を計画的に実施して、健全な住宅地の造成と防災機能の一層の充実を図る。

2 公園の整備

公園や緑地は、住宅地において緑のオープンスペースとして、住民のレクリエーションやスポーツ等の場として重要な役割を果たすと同時に、災害時における延焼防止、避難や救助活動の拠点として防災上重要な役割をもっている。

公園の適切な配置及び量的拡大そのものが、防火帯や避難地等の防災機能の増大を果たすことから、今後も小規模の公園も含めて公園の新設、既設公園の拡充、再整備を積極的に推進するとともに、緑地空間の確保及び保全を図る。

第6 延焼予防対策の推進

1 初期消火体制の確立

(1) 地震直後の悪条件のもとで初期消火の目的を十分発揮するため、防火用水、バケツ、消火器等を整備し、各地区の自主防災会と連携した初期消火体制の確立を図る。

(2) 交通障害等により消防ポンプ自動車の活動が制限されることを想定して、可搬式小型動力ポンプの整備を図る。

(3) 危険地域、住宅密集地等における耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽について耐震性貯水槽に改良し、地震発生時の水利の確保を図る。

(4) 貯水槽の適正配置を図るとともに、河川、池等の自然水はもちろん、井戸等も消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画をたてる。

(5) 自主防災会ごとに地域特性に応じた資機材の整備を図る。

2 緑化の推進

(1) 避難場所等の緑化

災害時に避難場所として利用される公共施設・学校等、また避難路となる街路等は、樹木の延焼

阻止機能等を活かし、常用広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努める。

(2) 災害に強い緑づくり

樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで緑化を推進し、災害に強いまちづくりを推進する。

第2節 大震火災対策の推進

総務課 消防団 峡北消防

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触などにより、同時に多くの火災が発生し、時間、季節、風向によっては、延焼が拡大する危険性もある。

市は、出火、延焼拡大予防のため、初期消火等の指導の徹底、消防力の充実強化及び消防水利の整備を図るとともに、県、峡北広域行政事務組合消防本部及び他の市町村との連携強化に努めるものとする。

なお、本計画に定めのない事項は共通対策編第1章第4節「消防予防計画」の定めるところによる。

第1 消防力の充実整備

市は、警戒宣言発令時、又は地震発生時速やかに部隊を編成し、消火活動が行えるよう、消防組織と消防力の充実整備を図るものとする。

また、同時多発火災、交通障害、水利の破損等の特徴をもつ地震災害に対応して、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく地震対策緊急整備事業及び地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業により、計画的に消防施設等の整備を推進するものとする。

第2 自衛消防力の整備強化

消防法第8条、大規模地震対策特別措置法第8条に基づく防火対象物の管理者は、自主安全体制を確立するため消防計画、地震防災応急計画又は地震対策を作成するとともに、自衛消防組織を整備充実し、消防機関の活動開始前における防災対策上緊急に必要な設備等を整備するとともに、教育及び訓練を行い、消防機関の活動を円滑にするための措置を講ずるものとする。

第3 救出計画の作成

大規模地震により倒壊した建築物より住民を救出するため、次の計画を作成する。

1 救出資機材の整備

- (1) 家屋、建造物等の下敷になった人々の救出を敏速に行うため、パール、ジャッキなどの救出機材とともに、タンカ等の救護に必要な資機材の整備を進める。
- (2) 近隣住民による初期救出活動を促すため、発災時には市有資機材を放出し、より迅速な救出活動が行えるようにする。
- (3) 自主防災会の整備する資機材の中に、救出に有効な資機材を取り入れるように指導する。

2 消防団の活動体制の整備

消防団への連絡手段に不備が生じることも予想されるので、次の事項について計画を作成する。

- (1) 大規模地震が発生した際の連絡手段指揮系統の確立
- (2) 峡北広域行政事務組合消防本部葦崎消防署との連携方法

- (3) 警戒宣言が発せられた場合又は地震発生後に平常な交通機関が利用できないときの迅速なる参集体制の確立

第4 大震火災対策の推進

大地震の発生によって家屋、橋りょう、道路等が破壊され多くの被害を生ずるほか、火災による被害も予想される。したがって、これを予防及び軽減するため次の事項を基本にして地域の実情に即した効果的な予防対策を樹立するものとする。

1 初期消火体制の確立

大地震直後の道路の通行不能等の悪条件下で初期消火の目的を十分発揮するため、防火用水、水バケツ、消火器等を整備するとともにその体制を確立する。特に、住民の初期消火活動が行われるよう指導する。

また、消防本部、消防団及び自主防災組織の有機的な連携による初期消火体制の確立を図るものとする。

2 可搬式小型動力ポンプの整備

交通障害によって消防ポンプ自動車の活動が制限される場合が多いので、可搬式小型動力ポンプを各地域に配置し、有効活用を図る。

3 消防水利の強化

危険地域を中心に消火栓、防火水槽等の消防水利を増設し、その適正配置を推進するとともに、河川、堀、池等の自然水利は勿論のこと、井戸、工業用水等も消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画をたてるものとする。

また、耐震性防火水槽の設置を促進するとともに、既設の防火水槽について耐震性防火水槽に改良し水利の確保を図るものとする。

4 破壊消防等による防ぎょ線の設定等

被害想定をもとにし、破壊消防による防ぎょ線の設定場所、方法、補償、破壊用具の整備又は調達等について事前に検討し計画をたてる。

5 避難所の設定、適正な避難の勧告・指示及び誘導方法の確立

被害想定をもとにし、安全な避難所を設定して住民にその場所を周知徹底させる。また、被災者への避難の勧告・指示及び誘導についてその時期、方法、範囲、実施責任者等を具体的に検討し避難計画と避難心得の周知、避難訓練を実施するとともに、警察、峡北広域行政事務組合消防本部及び自主防災組織を中心とした適切な避難誘導體制を確立する。

6 応援協力体制の整備

本市は、近隣市町村と消防相互応援協定を締結しているが、大規模地震発生時にも迅速に応援要請ができるよう、連絡体制の整備を図る。

7 通信連絡体制の整備

震災時の通信連絡体制の確立、非常通信利用の検討、ヘリコプター基地、照明機材の整備を図る。

8 大震火災訓練の実施

大震火災における消火、破壊、救助、通信等の効果的方策を検討し、具体的な計画をもとにした実践的な防災訓練を実施する。特に、自主防災組織を中心とした一般住民の参加を求めて、震災時における初期消火や避難等、身をもって体験するように計画する。

- | | |
|-----|------------------------|
| 資料編 | ○ 消防力の現況 |
| | ○ 消火栓・防火水槽設置状況 |
| | ○ 消防計画に伴う火災出動に関する細目協定書 |

第5 家庭に対する指導

市は、自主防災組織等を通して、また葦崎消防署の協力を得て、家庭に対して消火器具・消火用水及び防火思想の普及徹底を図るものとする。

また、次の事項について指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震発生時における災害予防の徹底を図るものとする。

- 1 地震防災に関する知識の修得
- 2 家庭における防火防災計画の策定
- 3 耐震自動消火装置付き石油燃焼器具並びに安全装置付きガス燃焼器具及び電気用品等の火災予防措置
- 4 防災訓練等への積極的参加の促進

第3節 生活関連施設の安全対策の推進

上下水道課	総務課
甲斐警察署	峡北消防

上水道、下水道、電気、交通、電話、通信等の生活を支えるシステムの損壊は、被災者の日常生活に大きな支障が生じるだけでなく、ガス漏れのところに電気が復旧したための火災の発生等、ライフライン関係機関相互の連携も重要であり、各施設の耐震性の向上や復旧の迅速化を推進するとともに、各家庭での簡易ガスボンベの固定など、火災発生要因の除去を図る。

第1 上水道施設安全対策の推進

水道事業者は、水道施設の一層の耐震化を図り、水道水の安全供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。

- 1 水道水の確保
 - (1) 取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化を図り、消毒施設を併設した予備水源の確保と貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁装置を設置するよう努める。
 - (2) 緊急時用貯水槽や大口径配水管の整備により、貯水機能の強化に努める。
- 2 送・配水管の耐震化

平成24年度より基幹管路の耐震化工事を進めており、送・配水管の敷設に当たっては、耐震適合管を採用するとともに石綿セメント管等構造上脆弱な管路は耐震適合管に更新することにより送・配水管の耐震性の強化に努める。
- 3 配水系統の相互連絡

2以上の配水系統を有する水道施設にあっては、幹線で各系統相互の連絡を図るよう努める。

また、隣接の水道事業者間で協定を締結し、緊急連絡管を整備して相互援助給水を行い得るよう努める。
- 4 電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電設備（自家用発電機を含む。）の整備に努める。
- 5 復旧工事用資機材の整備

復旧工事を速やかに施工するために、あらかじめ必要な復旧工事用資機材を備蓄するとともに、工

事用資機材について製造業者と優先的に調達できるよう調整に努める。

6 応急給水用機材の備蓄

市は、応急給水活動を速やかに実施するため、応急給水用機材の整備に努めるものとする。

資料編 ○ 応急給水用資器材等保有状況

第2 下水道施設安全対策の推進

下水道事業者は、下水道施設のより一層の耐震化を図り、排水及び処理機能を確保するとともに、下水道の有する施設、資源を活用し地域の防災機能の向上を図るため次の対策を実施するものとする。

- 1 重要幹線管渠については、周辺地盤の液状化判定を行うとともに、可とう性継手の使用により耐震性の向上を図る。

また、その他の管渠については、被災時にも下水の流下機能を確保できるよう工夫を施す。

- 2 下水処理場、ポンプ場は下水道の最も根幹的施設であり、液状化対策等の基礎地盤対策、躯体、配管の継手等の耐震対策を行い、十分な耐震性を確保する。

- 3 下水処理場、ポンプ場においては、施設が被災したときにも必要最小限の処理が行えるよう応急対策を加味した整備を図る。

また、水道、電気等が被災したときでも下水道としての機能を確保するための対策に努める。

- 4 下水道施設が損傷したとき、その機能を代替できるよう重要幹線や下水処理場内の水路等の複数系列化を図るとともに、管渠、下水処理場、ポンプ場のネットワーク化を図る。

- 5 施設の維持管理においては、点検等による危険箇所の早期発見とこれの改善を行い、施設の機能保持を図る。

- 6 下水処理場、ポンプ場等のまとまった空間を利用し、防災避難所、避難路、防火帯として活用を図る。

第3 電気施設安全対策の推進

東京電力パワーグリッド（株）山梨総支社は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の予防対策を実施する。

- 1 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既往災害例等を参考に、各施設の耐震性の確保を図る。

- 2 防災資機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、復旧用資材、各種工具、車両等の防災用資機材の整備を図るとともに、無線設備の整備を図る。

- 3 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第4 簡易ガス安全対策の推進

簡易ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。

- 1 施設・設備の安全確保

- (1) 簡易ガス保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施する。
- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化を図る。
- (3) ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベ転倒防止措置の強化を促進する。

2 災害発生時の留意事項の広報の徹底

簡易ガスの場合、個別の利用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことから、ガス利用者に対して、地震発生時の知識普及に努める。

3 要員の確保

緊急連絡体制の整備を図るとともに、地震防災に係る訓練を実施する。

資料編 ○簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域一覧

第5 液化石油ガス安全対策の推進

液化石油ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとする。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 地震防災規定等に基づく自主点検及び訓練の実施
- (2) 緊急遮断弁等耐震機器及び消火設備の整備
- (3) 容器・収納庫の耐震化の促進及び容器転倒防止措置の強化促進
- (4) 保安要員の確保

2 連絡体制の確立及び応急用資機材の整備

- (1) 緊急用の社内及び関係団体との連絡体制の整備
- (2) 応急用資機材、工具類の整備

3 消費先の安全確保

- (1) 容器転倒防止措置の強化
- (2) 地震防災機器の設置促進と消費者啓蒙の強化
- (3) 消費者に対する地震発生時におけるガス栓及び容器バルブの閉止等の緊急措置及び二次災害防止のための知識啓蒙
- (4) 消費者との通報連絡体制を整える。

第6 通信施設安全対策の推進

東日本電信電話株式会社山梨支店は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施する。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 電気通信施設の耐震化
- (2) 主要伝送路の多ルート・分散化

2 通信途絶防止対策

県内各地の公共的施設及び防災関係機関等との通信の途絶を防止する。

- (1) 災害時優先電話の確保
- (2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

3 通信の輻輳対策

地震発生によって安否確認や見舞い電話等の殺到による通信機能の麻痺状態を防止するため、地震

等災害発生時の通信規制措置実施における利用案内等の周知に努める。

4 応急復旧用資機材の配備

電気通信施設が被災した場合、早期に復旧活動ができるよう、各事業所へ応急復旧資機材等を配備する。

- (1) 車載型衛星通信地球局
- (2) 非常用移動電話局装置
- (3) 移動電源車及び可搬型電源装置
- (4) 応急復旧ケーブル
- (5) 特殊車両

5 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立
- (3) 県外等からの全社的復旧支援体制の確立

第7 鉄道施設安全対策の推進

JR東日本萑崎駅は、地震発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を推進するものとする。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 耐震性を考慮した線区防災強化を促進し、耐震構造への改良を促進するとともに、地震発生時における要注意構造物の点検を実施する。

- ア 橋りょうの維持、補修
- イ のり面、土留の維持及び改良強化
- ウ トンネルの維持、補修及び改良強化
- エ 建設設備の維持、補修
- オ 通信設備の維持

- (2) 地震計の設置

地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。

- (3) 耐震列車防護装置等の整備

一定以上の震度を検知したとき、列車を自動的に、又は信号を発することにより停止させる耐震列車防護装置を整備する。

2 防災資機材の整備

- (1) クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備を図る。
- (2) 重機械類、その他必要な資機材の確保を図る。

3 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第4節 建築物災害予防計画

総務課	建設課
教育委員会	峡北消防

地震に対する建築物の安全性を高めることにより、地震発生時の被害の拡大を防止し、また、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性・不燃性を強化することにより、震災時の災害対策の円滑な実施を図

る。

第1 建築物の耐震計画

建築物全般及び特定の工作物（一定の高さ以上の擁壁、煙突及び遊戯施設等）の安全性の確保については、建築基準法及びその他関係法令の関係防災規程等により、その設計段階等において審査、確認、指導が行われ、その実効が図られているところである。

しかし、県が実施した「山梨県地震被害想定調査報告書」によると、想定地震における本市の死傷原因は、ほとんどが建物の倒壊によるものとされている。

このため、市は、地域住民に対して建築物の耐震性についての啓発を次により推進していく。

1 一般建築物の耐震性向上

市では、「韮崎市木造住宅耐震診断事業実施要綱」に基づき、昭和56年5月31日以前に着工した木造戸建て住宅の無料耐震診断を実施している。耐震診断の結果、住宅に危険性が認められた場合は、耐震改修の実施を勧め、地震時における木造住宅の倒壊による被害の防止に努めるものとする。

2 公共建築物の耐震性の向上

(1) 市有施設の耐震診断を実施し、補強の必要な建物は速やかに、かつ、計画的に耐震改修を行う。

(2) 避難、救護及び災害対策活動等の拠点となる学校施設、公的医療機関、社会福祉施設等防災上重要な建築物の計画的な耐震診断を実施する。

3 建築物の耐震性の強化を周知、普及するため、関係者の講習会を開催する。

第2 落下・倒壊危険物対策

道路上及び周辺の構築物が落下、倒壊することによる被害を防止し、避難路、緊急輸送路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社、電信電話会社は、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行うものとする。

また、市は、県と連携して下記物件等の設置者等に対し、同様の措置を実施するよう指導・啓発する。

物件等	対策実施者	措置等
横断歩道橋	道路管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
交通信号等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。
枯街路樹等		樹木除去等適切な管理措置をとる。
電柱街灯等	道路管理者	点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
アーケード等		新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各管理者による点検、補強を実施する。
看板広告物		安全管理の実施を許可条件とする。
ブロック塀	所有者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設に当たっては安全なものを設置する。
ガラス窓	所有者・管理者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自動販売機		転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹木・煙突	所有者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。

第3 ブロック塀・石塀等対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、建物の損壊と電気、ガス、水道等ライフラインの障害等大きな被害を生じたが、特に、ブロック塀等の倒壊による死者が卓越していた。しかしながら、建築基準法に基づき施工されたものは被害を受けていないことから、建築基準法の規定を遵守した構造とするよう指導していく。また、特に通学路沿い及び避難場所周辺のブロック塀等については、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊のおそれのあるものに対しては、改善や生け垣化等の措置を啓発、推奨していく。

第4 がけ地近接危険住宅移転

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、事前に災害から住民の生命を保護するため、国から必要な補助金交付を受け、また県からの必要な技術指導及び助成により、がけ地近接危険住宅移転事業を実施する。

第5 公共施設災害予防対策

1 老朽建築物の改築促進

(1) 老朽度の著しい建物については、市の整備計画に併せて改築の促進を図る。改築に当たっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物の促進を図る。

(2) 建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 市有施設の耐震診断

現行の建築基準法（昭和56年施行）以前に建築された市有建物のうち、災害応急活動の拠点となる市役所、避難所となる学校施設、公民館等を優先して耐震調査を実施し、必要に応じて耐震補強を実施する。

また、これ以外の耐震改修の必要が認められる建物については、耐震調査を行ったものを中心に、緊急度や建替計画などを考慮するなかで、順次、耐震補強を実施する。

3 建替時等の措置

改修や建替え、あるいは新築の際には、耐震化を図るのはもちろんのこと、スロープ化等による段差解消や、手すり・障害者用トイレ・点字ブロック等の設置など、高齢者や障害者に配慮したものと

4 建物以外の施設の補強及び整備

(1) 建物以外の施設の定期点検及び臨時点検を実施し、危険なものには必ず補強工事を実施するとともに、移動しやすいものは格納するなどして災害の防止に努める。

(2) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。

第6 危険物施設等災害予防対策

震災時における危険物施設等からの火災、爆発、漏洩等による被害の発生及び拡大を防止するため、次の対策を推進する。

1 市の措置

市は峡北広域行政事務組合消防本部と連携して、各種法令及び技術基準等に基づく安全確保対策を、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵・取扱いの実態に即して徹底させるため、事

業者に対して、防災指導、査察、検査等により、次の地震対策を指導する。

- (1) 施設の耐震化の促進
- (2) 緊急措置作成に対する指導
- (3) 関係行政機関、関係団体との密接な連携
- (4) 地震防災教育、訓練の充実

2 事業所の措置

事業所は、自主保安体制の充実のため、次の地震対策を実施するものとする。

- (1) 自衛消防組織の充実強化
- (2) 防災資機材の整備充実

第5節 組織体制の整備

全課

大規模な地震が発生し、又は発生するおそれがあるときには、災害の規模に応じて必要な職員を配備、動員し、その活動体制に万全を期する。このため、市は災害対策基本法第5条第2項に基づき、消防機関、水防団などの組織を整備するとともに、防災関係機関や自主防災組織と連携し、平常時から配備・動員計画等の体制を整備しておく。

1 災害対策本部体制の充実

(1) 韮崎市職員初動マニュアルの活用・充実

災害発生時、各部各班の初動期における活動を迅速かつ的確に行うため、修正を行い、充実を図る。

(2) 初動体制の習熟

初動段階の成否がその後の応急対策活動に大きく影響することから、特に初動段階の意思決定者、配備基準、指揮命令系統について、職員参集訓練及び災害対策本部設置訓練を実施、習熟を図る。

(3) 避難所開設担当職員の指定

あらかじめ、避難所開設担当職員を指定する。代替要員については、秘書人事課が調整し派遣する。

2 情報連絡体制の充実

市は、災害時に迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うため、平時から次のように防災関係機関との連絡体系の整備に努める。また、住民から地震災害に関する黙示情報を収集する仕組みづくりに努める。

(1) 連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化及び情報交換のため情報伝達・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

市は、防災関係機関と連携し、勤務時間外においても相互間の情報伝達・連絡の対応が可能なように、連絡体制の整備に努める。

3 広域応援体制の整備

市は災害時において、他の市町村などに対する応援を求める場合を想定し、他の地方公共団体から人員・物資の支援や廃棄物処理などの協力が速やかにえられるように、あらかじめ災害時における相互応援協定を締結するなど、体制の充実強化を図る。

4 業務継続体制の確保

市は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材などを必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第6節 医療救護体制の整備

市立病院 健康づくり課
総務課

地震災害の規模、被害の態様によっては、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。これら医療機関の需要に対し、迅速かつ的確に対応するため、平常時から市及び医療機関は、県の協力を得ながら医療救護体制を充実強化する。

1 医療体制の整備

市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の協力を得て、災害医療体制の確立に努める。

2 医薬品、医療資機材の備蓄、調達体制の確保

市は、医薬品、医療資機材の備蓄に努めるとともに、災害時における医薬品、医療資機材の調達、配備体制を整える。

3 医療救護施設の安全強化

市は、医療救護の活動上、重要な拠点となる市立病院について、充実強化を図る。

4 連絡体制の整備

市は、救護所等から搬送される負傷者が多数発生し、市内の医療機関で対処できなくなる事態に備え、近隣市町村との連携を図るとともに、医療機関に関する情報の収集体制を整備する。また、対応する患者の分担等医療機関に関する連絡・連携体制についての計画を作成するように努める。

第7節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

総務課

市は、被災者に最低限の食料、飲料水及び生活必需品などの供給が円滑に行えるよう、市内で最大震度が想定される糸魚川-静岡構造線断層帯（南部区間）の被害想定を踏まえ、市備蓄目標計画を策定し、現物備蓄や流通備蓄の体制を定めておくとともに、防災資機材等の整備を推進する。さらに要配慮者に配慮した品目を積極的に補充する。

また、震災時に必要不可欠な最低限の食料、飲料水、生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である」という認識により、市は、日ごろから個人備蓄の啓発・奨励を行う。

第1 食料及び生活必需品の確保

平時から、訓練などを通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者の発災時の連絡先、要請手続きなどの確認を行うよう努める。なお、大規模な災害発生の恐れがある場合、事前に物資調達・輸送調整支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、備蓄物資の要請を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。災害が発生したときに備えて、食料及び生活必需品等の確保について平常時から次の措置を行う。

1 食料の備蓄

被災者に対する食料の供給は、原則として、炊出し体制などが整うまでの間は、備蓄してアルファ

米及びクラッカー等非常食（以下、「非常食」という。）を供給する。

(1) 非常食の備蓄、調達体制

市は非常食の備蓄を推進するとともに、発災時における迅速な対応を図るため避難所又はその近傍における分散備蓄を進める。なお、非常食の備蓄にあつては、消費期限管理に留意する。

(2) 市は、非常食3日分の備蓄を積極的に啓発し、奨励する。

2 生活必需品の備蓄

市は、住民の生活物資の喪失、流通機能のまひ等による生活必需品の著しい不足に備えて、次に掲げるような品目について、備蓄・調達体制の整備を図る。なお、備蓄物資の調達にあつては、乳幼児・高齢者・女性に配慮する。

(1) 寝具（毛布等）

(2) 日用品（タオル、トイレトペーパー等）

(3) 衛生用品（マスク、消毒液、生理用品、紙おむつ等）

(4) 暑さ・寒さ対策用品（扇風機、カイロ、冷却剤）

(5) 簡易ベッド（テント、パーティション、ダンボールベッド）

第2 飲料水及び生活用水の確保

1 あらかじめ当面必要な量の飲料水の備蓄に努める。

2 非常災害時における応急給水計画を作成する。

3 給水タンク等応急給水資機材を整備し、緊急時仮設給水設備を設置する。

4 住民及び自主防災組織に対し、貯水について以下のことを啓発、指導する。

(1) 貯水量は、1人1日3リットルを目安とし、世帯人員の3日分を目標とする。

(2) 貯水する水は、水道水などの衛生的な水とする。

(3) 貯水に用いる容器は、衛生的で安全性が高いものとする。

5 取水、送水、配給水施設を速やかに復旧して飲用水の確保を図るため、復旧作業に従事する業者との間において災害における協力協定を締結し、応急復旧体制の万全を期す。

6 日頃から、取水、送水、配給水設備の復旧及び給水車、給水タンクなどによる応急給水等について、県及び日本水道協会との相互応援体制の強化に努める。

7 生活用水を確保するため、市内に設置されている井戸を、所有者の協力のもと災害時応急井戸として指定するよう努める。

第3 資機材の整備

市は、日ごろから、簡易トイレ、発電機、投光器、ブルーシート、土嚢袋等の防災資機材の整備及び調達先の確保に努める。

第4 医薬品の確保

市及び市立病院は、災害時に備え、医薬品などを備蓄するほか、医療救護活動のために必要な医薬物資の確保・調達に努める。

第5 防疫対策

(1) 防疫に必要な、防護服などの資機材及び薬剤の備蓄に努める。

(2) 被災地において、感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるようにする。

第6 し尿処理対策

(1) 必要とされるトイレの数量について把握し、複数の種類の備蓄に努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

全部班・機関共通

第1 震災時の応急活動体制

市は、地震による災害が発生したときは、法令又は本計画の定めるところにより防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る地震災害応急対策を速やかに実施し、総合的調整を行う。

地震発生時の応急活動体制は、次のとおりとする。

	震度5弱の地震発生時	震度5強の地震発生時	震度6弱以上の地震発生時
勤務時間内	1 防災行政無線により市内一斉放送を行う。 (1) 地震情報 (2) 地震防災対策 ア 火の始末 イ パニック防止 ウ テレビ等による情報収集 2 市の被害状況等の情報収集	1 左欄の1～2を実施する。 2 必要な場合は、遅滞なく本部を設置する。 3 本部は韮崎市役所に設置する。	1 左欄の1を実施する。 2 可及的速やかに韮崎市役所に本部を設置する。ただし、役所が地震災害により使用不能の場合は、被災状況に応じ適当な施設に設置する。
勤務時間外	第2配備体制により配備につく。	第3配備体制により配備につく。	第4配備体制により配備につく。

第2節 職員配備計画

全部班・機関共通

災害応急対策活動の実施に必要な人員の動員を図り、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

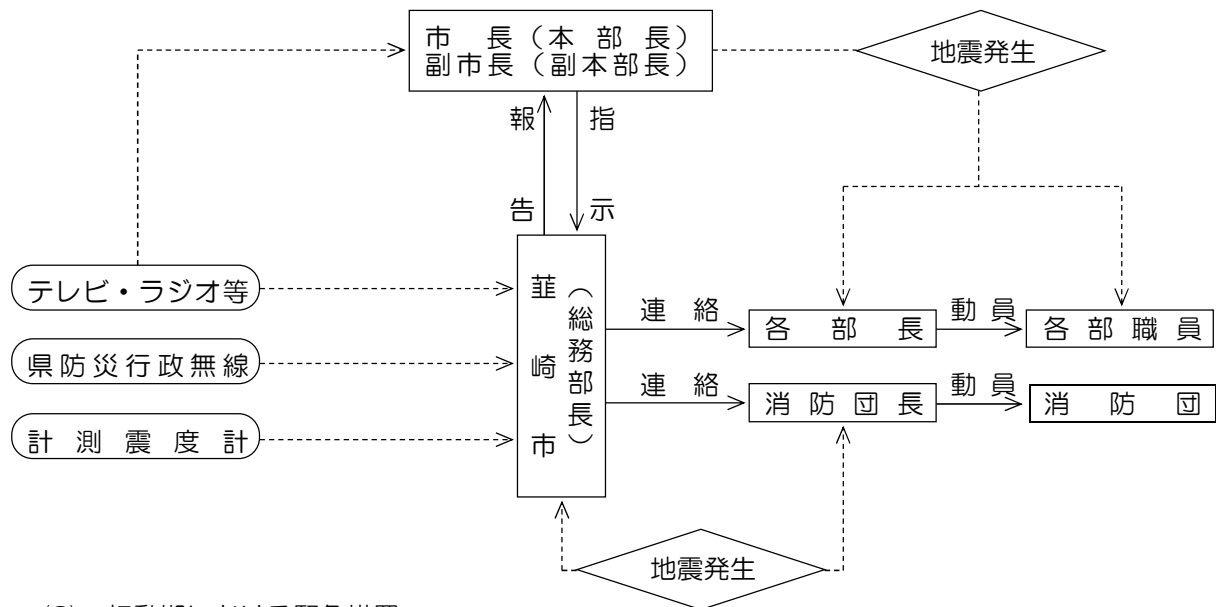
第1 配備及び参集体制

大規模な地震等が発生し、職員の迅速な参集が困難な場合には、先着した職員により、緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務にあたる。特に市内で釜無川より西側と塩川より東側の地域に居住する職員については、両河川の橋りょうが損壊し、交通不能となる事態が想定されるので、率先して参集する。

1 勤務時間内における伝達及び配備

(1) 伝達方法

- ア 大規模な地震が発生した場合、総務部長は、各部長に非常配備を伝達するとともに庁内放送、電話等によりこれを徹底する。また、消防団長にも非常配備を伝達する。
- イ 各部長等は、直ちに関係職員に連絡し、所定の応急業務に従事させる。



(2) 初動期における緊急措置

各部長等は、大規模地震発生と同時にあらかじめ定められた担当に従って、それぞれ在庁者の安全と避難誘導、火災等の発生防止措置、非常持出品の搬出等の初動期における緊急措置を行う。

2 勤務時間外、休日における配備

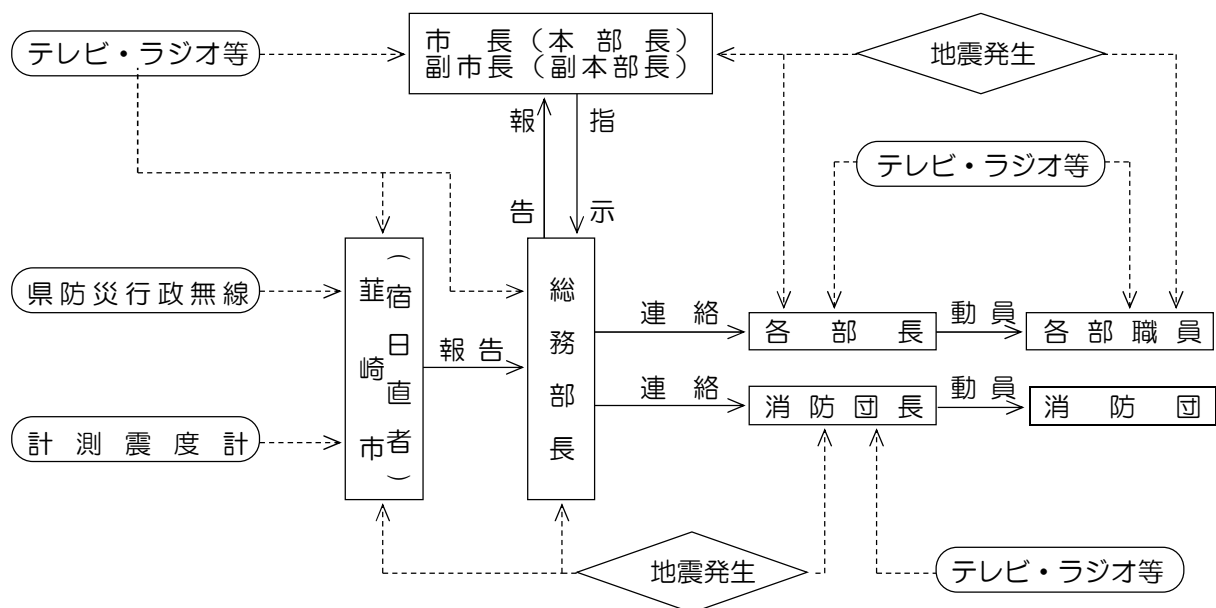
(1) 市職員の対応

職員は、勤務時間外又は休日においても地震が発生し、被害が予測される場合は、あらかじめ定める配備基準に基づき配備該当職員は速やかに市役所に参集するものとする。

なお、参集の際には、「4 参集時の留意事項」に留意するものとする。

(2) 宿日直者の対応

宿日直者は、市役所の被災状況等を確認し、総務部長に速やかに報告する。配備該当職員等が参集するまでの間は、地震情報の収集及び連絡に努める。



(3) 自主参集

震度6弱以上の地震が発生した場合は、災害対策本部が自動設置されるため、全職員は速やかに市役所等に参集するものとする。

なお、震度5強又は5弱の地震が発生した場合は、配備該当職員以外の職員についても、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、あるいは夜間等の場合は被害状況の把握等にも時間がかかり、また要員の確保も容易ではないため、必要により自主的に参集するものとする。

(4) 配備状況の報告

各部長は、所属職員の参集状況を記録し、総務部秘書人事班を通じて本部長に適宜報告する。

(5) 配備体制の移行

各部長は、(4)に定める緊急対策班による配備体制をもって活動中であっても、職員の参集が大半終了したときは、順次本編成による配備体制に移行する。

(6) 災害活動の相互援助

各部長は、本部長の指示があったときは、自らの部以外の災害活動についても協力する。

(7) 災害活動の報告

各職員は部内の災害活動状況につき把握し、適宜各自の部長に報告する。

3 参集時の留意事項

(1) 参集時の服装等

参集途上での活動と危険防止を考慮して救援活動に適した服装とする。また、参集時の携行品は、身分証、手袋、懐中電灯、筆記用具等を努めて持参するものとする。

なお、職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておくものとする。

(2) 参集途上の措置

ア 被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長に報告する。

イ 緊急措置

職員は、参集を最優先するものとするが、参集途上において、火災あるいは人身事故など緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

(3) 参集困難な際の措置

職員は、勤務時間外等において大規模な地震が発生した場合に、交通途絶等のため所定の場所につくことができないときは、指定避難場所などの最寄りの公共施設等に参集し、当該施設管理者の指示に従い当該業務の応援をするものとする。

第2 初動期の活動内容

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

- 1 地震情報・被害状況等の収集、把握（県、消防署、警察等と連絡）
- 2 災害対策本部の設置準備（ホワイトボード、テレビ、パソコン、ヘルメット、安全ベスト等）
- 3 住民への広報活動（余震等の二次災害の注意、デマへの注意等）
- 4 応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）

- 5 避難場所の開設（住民の避難状況、指定避難地及び避難所の被災状況の把握）
- 6 ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、上・下水道等）

大規模地震発生時の初動フロー

1 ↓	参集準備	全職員は動員命令を待つことなく、直ちに参集及び救助の準備にとりかかるものとする。
2 ↓	人命救助	職員は近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後災害対策本部等へ参集する。
3 ↓	参集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって災害対策本部に参集する。 (2) 各施設等外部の職場の職員は、各自の施設へ直行する。 (3) 災害その他により、所属勤務場所へ参集できない職員は、最寄りの本市出先機関等に参集のうえ自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
4 ↓	被害状況の参集	職員は参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
5 ↓	被害状況の報告	(1) 職員は収集した情報を各部長（又は次席者）に報告する。 (2) 各部長（又は次席者）は被害状況を災害対策本部長（又は代理者）に集約する。
6 ↓	緊急対策班の編成	先着した職員により、緊急対策班を編成し、順次初動期に必要な業務に当たる。
7 ↓	緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された時点で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。

第3節 地震災害情報等の収集伝達計画

総務班	秘書人事班
広報班	庶務班

地震が発生したとき、効果的に応急対策を実施する上で地震情報（震度、震源、規模、余震の状況等）、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は不可欠である。

このため、市は、被害規模の早期把握を行うとともに、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握に努めるものとする。

第1 異常現象発見時の通報、伝達

1 異常現象発見時の通報、伝達

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報する。通報を受けた市長又は警察官は、できるだけその現象を確認し実状把握に努めるとともに、関係機関に伝達する。

2 消防機関等への通報殺到時の措置

地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、市長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

第2 地震に関する情報等の伝達

1 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表

甲府地方気象台は、気象庁本庁からの「地震・津波に関する情報」等に基づき、山梨県に關係する地震に関する情報等を伝達又は発表するものとする。ただし、通信手段の障害等により、本庁から情報等を適時に入手できず、緊急やむを得ないときは独自に発表するものとする。

(1) 山梨県に関する地震に関する情報等の種類及び内容

① 震度速報

発表基準：震度3以上

内 容：地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。

② 震源に関する情報

発表基準：震度3以上（津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）

内 容：地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。

③ 震源・震度情報

発表基準：・震度1以上

- ・津波警報または注意報発表時
- ・若干の海面変動が予想される場合
- ・緊急地震速報（警報）を発表時

内 容：地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

④ 推計震度分布図

発表基準：震度5弱以上

内 容：観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

⑤ 長周期地震動に関する観測情報

発表基準：震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合

内 容：地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分程度で1回発表）

⑥ 遠地地震に関する情報

発表基準：国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ※

- ・マグニチュード7.0以上
- ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測したとき

内 容：地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波に関しても記述して発表。

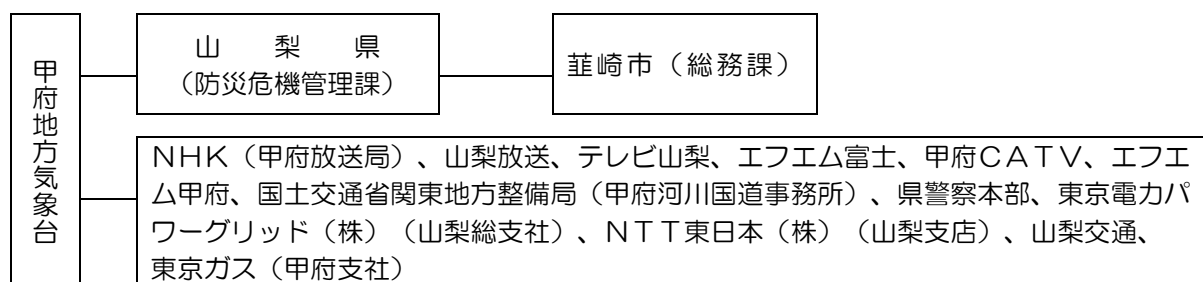
※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表

⑦ その他の情報

発表基準：顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など

内 容：顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(2) 伝達先



2 地震情報の収集

市は、気象庁の発表する正確な地震情報を県防災行政無線、テレビ・ラジオ、インターネットの各種ホームページ等により一刻も早く入手し、庁内放送、防災行政無線等により職員等に伝達し、速やかに地震発生後の初動体制をとることとする。

3 地域住民への地震情報の伝達

地域住民の不安を解消するとともに、適切な行動がとられるよう、防災行政無線等を活用して地震情報を伝達する。また、可能な場合は広報車により伝達する。

伝達内容は次のとおりとする。

(1) 震度、震源、マグニチュード、余震の状況等の地震情報

(2) 地震防災応急対策の指示

【指示内容の例示】

ア 火災の発生、ガス爆発等に注意すること。

イ 電話使用を自粛すること。

ウ テレビ、ラジオの地震情報に注意すること。

エ 被害が発生した場合は、地区自治会長等を通じて市に報告すること。

オ 被害状況に応じて自主防災組織の活動を開始すること。

第4節 被害状況等報告計画

全部班・機関共通

地震災害時に、災害応急対策を適切に実施するため、市は防災関係機関と相互に密接な連携を図り、迅速かつ的確に災害情報を収集し、県等に報告するものとする。

第1 災害情報の収集

地震発生直後の初動期の災害情報は、市の災害応急対策の基礎的要件として特に重要であることから、迅速性を最優先にして次により災害情報及び被害状況等を収集、把握するものとする。

1 地震情報の収集

市は、地震が発生した際には、テレビ・ラジオ、インターネットの各種ホームページ等から気象庁発表の地震情報や県防災行政無線等により地震規模、近隣市町村の震度・被害状況等を把握するものとする。

2 被害状況の把握

市の情報収集手段を活用して、早期に市内の被災状況を把握する。

(1) 初期段階に収集する情報

大規模な地震が発生した場合には、次の方法により必要な情報を速やかに収集するものとする。

ア 防災関係機関からの情報収集

各防災関係機関から次のような災害情報を収集する。

情報の種類	災害情報収集先
①地震に関する情報	甲府地方気象台、県、放送局、報道機関
②火災の発生状況	韮崎消防署、消防団、自主防災組織
③死者、負傷者の状況及び被災者の状況	韮崎消防署、甲斐警察署、韮崎市立病院等市内医療機関、韮崎市医師会、県（県内市町村等の被災状況）
④ライフライン施設の被災状況及び応急復旧状況	東京電力パワーグリッド（株）山梨総支社、NTT東日本（株）山梨支店、（社）山梨県エルピーガス協会、市上下水道課、峡北地域広域水道企業団
⑤道路等の交通施設の被災状況及び交通支障状況	関東地方整備局、中北建設事務所
⑥堤防、護岸等の被災状況	中北建設事務所、消防団
⑦住民の避難状況	施設管理者、自主防災組織、甲斐警察署
⑧学校、医療機関等の重要な施設の被災状況	市教育委員会、施設管理者、韮崎市医師会

イ 災害時優先電話による収集

市役所等に設置されている災害時優先電話を活用し、施設職員、児童・生徒、施設自体の被災状況や施設周辺の被災状況を把握する。

ウ 自主防災組織からの情報収集

各地域の自主防災組織は、初期消火や救出活動とともに、地域の被災状況を把握し、電話等により市本部に報告する。電話が輻輳し連絡がつかない場合には、最寄りの公共施設に報告する。

エ 郵便局からの情報収集

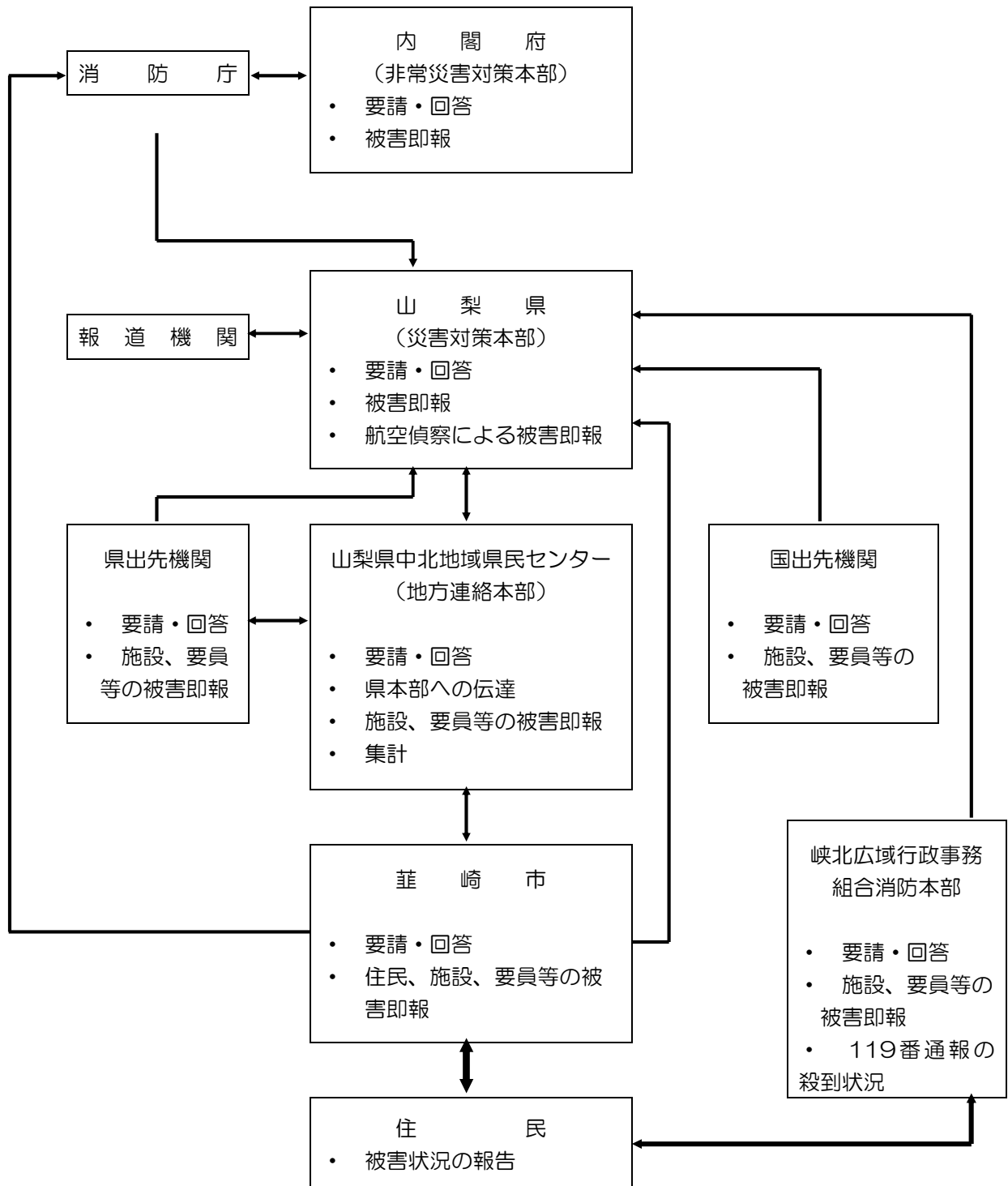
市は、韮崎郵便局とあらかじめ締結している覚書に基づき、住民の避難先及び被災状況等の情報を相互に交換し、市内及び市周辺の被災状況等を把握する。

オ 職員の登庁途中での情報収集

休日、夜間等の場合には、職員は、登庁途中における被害状況等の把握に努めるとともに、登

庁後直ちに所属長に報告する。

発災直後の情報の収集・伝達フローシート



資料編 ○災害時における相互援助に関する覚書

(2) 第2段階に収集する情報

ア 各部班における調査

初期段階における被災状況の調査等により被害の規模を推定した後、各部班は関係団体等の協力を得て、所管の被害状況調査を実施する。

なお、今後の応急復旧活動等を行う上での重要な資料となり、また災害救助法の適用基準等の資料ともなるので、被害調査を行うに当たっては、できるだけ正確に被害状況を把握する。

担 当		調 査 事 項
班	調査責任者	
総務部総務班	総務課長	他部、班に属さない一般被害及び応急対策状況の総括
総務部秘書人事班	秘書人事課長	職員に関する被害
総務部財務政策班	財務政策課長	市民交流センターの被害状況、市民バスの運行状況被害、外国人被害
財務政策部税務収納班	税務収納課長	住家被害
住民支援部市民生活班	市民生活課長	火葬場被害
住民支援部福祉班	福祉課長	障がい者施設、救護施設被害
住民支援部こども子育て班	こども子育て課長	保育園、児童センター、子育て支援センター被害
住民支援部長寿介護班	長寿介護課長	老人福祉センター、デイサービスセンター、介護保険施設被害
住民支援部健康づくり班	健康づくり課長	保健福祉センター被害、医療機関被害
住民支援部定住促進班	定住促進課長	市営・定住促進住宅被害
物資支援部農政班	農政課長	農作物、農耕地、農林業施設被害
物資支援部商工観光班	商工観光課長	グリーンロッジ、道の駅にらさき被害、商工関係被害、観光施設被害
インフラ支援部建設班	建設課長	公共土木施設、公園施設被害、農道被害
インフラ支援部水道班	上下水道課長	上下水道施設被害
医療部医務班	事務局長	病院施設被害
教育部教育班	教育課長	児童生徒等及び学校施設被害 社会教育施設、文化財、体育施設被害
消防班	消防団長	消防施設（詰所、ポンプ車、可搬ポンプ、消火栓、防火水槽）被害

イ 各地区の被害調査

(ア) 担当課による調査

各地区の被害状況は、地区の消防団及び自主防災組織から速やかに収集する。（イ）調査班による情報収集

大規模な地震が発生した場合には、各課の調査要員の確保が難しいため、必要により調査班を編成して、被害状況の不明な地区に出動し、当該地区の被害状況を把握する。

第2 情報の取りまとめ

各部班が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、総務部財務政策班が取りまとめ、本部長に報告する。

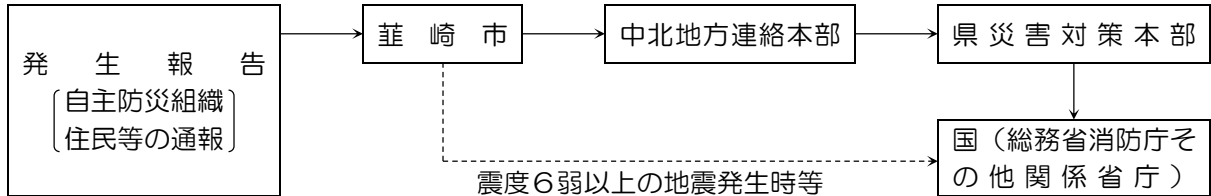
第3 災害情報の報告等

1 報告ルート

(1) 県災害対策本部が設置されているとき及び震度5強以上の大規模地震が発生したとき

本部長は、総務部長からの報告に基づき、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報を直ちに県に報告するものとする。

ただし、通信の途絶等により県に報告が不可能なとき、又は直接即報基準に該当する場合は消防庁に直接報告するものとする。



県への被害状況等の報告先

	電話番号	FAX番号
県防災危機管理課	055-223-1432	055-223-1439
中北地域県民センター	0551-23-3057	0551-23-3012
中北保健福祉事務所	0551-23-3074	0551-23-3075
中北林務環境事務所	0551-23-3087	0551-23-3097
中北建設事務所峡北支所	0551-23-3061	0551-23-3014
中北農務事務所	0551-23-3077	0551-23-3080

消防庁への被害状況等の報告先

回線別	区分	通常時 (9:30~17:45) ※消防庁震災等応急室	夜間・休日等 ※消防庁宿直室
		NTT回線	電話 03-5253-7527
	FAX 03-5253-7537	03-5253-7553	
地域衛星通信ネットワーク	電話 #-048-500-7527	#-048-500-7782	
	FAX #-048-500-7537	#-048-500-7789	

(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

(2) 県災害対策本部が設置されていないとき

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	市	市→県防災危機管理課→総務省消防庁 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">直接即報基準</div>
人、建物 (含む避難)	市	市→県防災危機管理課→総務省消防庁
病院	各施設管理者	施設管理者→中北保健福祉事務所→医務課→福祉保健総務課
社会福祉施設	各施設管理者	施設管理者→中北保健福祉事務所→福祉保健総務課
水道、清掃施設	市	市→中北保健福祉事務所→衛生業務課 →福祉保健総務課→環境整備課

被害区分	調査報告主体	報告ルート
商工関係	商工会	商工会→商工会連合会→商工総務課
農水産物	市	市→中北農務事務所→農業技術課
農業用施設	市、土地改良事務所	市→中北農務事務所→耕地課→農業技術課
林業関係	市、林務事務所	市→中北林務環境事務所→森林環境総務課
道路、橋りょう、河川、ダム、砂防、崖崩れ、下水道、建築	各管理者	管理者→中北建設事務所 ダム事務所 下水道事務所 ※国（各事務所）→治水課・道路維持課 →各主管理課→道路維持課 →治水課
文教施設	各管理者	市→教育事務所→教・総務課 県立学校管理者→教・総務課
県有施設	各施設管理者	教育委員会関係 各管理者→教・総務課 企業局関係 各管理者→企・総務課 上記以外 各管理者→管財課
ライフライン	各事業者	各管理者→防災危機管理課

(3) 消防機関への通報殺到時の措置

ア 峡北広域行政事務組合消防本部は、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに市本部のほか県及び消防庁に報告するものとする。

イ 市は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告するものとする。

2 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

3 報告の種類・様式

被害報告の詳細については、共通災害対策編第2章第7節「被害状況等報告計画」の定めるところによる。

資料編 ○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式
○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式

第5節 消防対策

総務班 消防班
峡北消防 庶務班

大地震発生時には、火災の多発により、住民の生命・身体及び財産に危険が及ぶおそれがあるため、各地区住民による出火防止と初期消火、防災関係機関との連携等により、地震火災発生時における住民の人命保護と火災による被害の軽減を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、共通災害対策編第2章第10節「消防対策」の定めるところによる。

第1 地震火災の特徴及びその対処

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地

震火災による次のような特徴が認められるためである。

- 1 火災が、不意に、同時に多数発生すること。
- 2 地震動や建物の倒壊から身を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが難しいこと。
- 3 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大するおそれがあること。
- 4 消防施設等の損傷、水道管の亀裂等による消火栓の使用が困難となるおそれがあること。
- 5 倒壊建物による道路の遮断や通信の途絶が、迅速な消防活動を阻害すること。

このような悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

第2 警防活動の基本方針

地震災害発生時における警防活動の基本方針は、次のとおりである。

1 倒壊建築物からの救出

地震が大規模なほど建築物の倒壊による負傷者の救出は一刻を争う事態となる。救出が遅れたことにより火災に巻き込まれる例も当然予想され、救出には消防機関だけでなく、住民の迅速な対応が不可欠である。

消防団員は近隣住民の初期救出に指導役として全力を注ぎ、消防団長、本部、消防署等との連絡に努めるものとする。

2 消火活動の優先

地震災害は、人命に対する危険現象が複合的に発生するが、さらに被害を増大させるものとして、二次的に発生する火災がある。震災時における警防活動は、倒壊建築物からの救出とともに人命の安全を確保するための消火活動の優先を原則とし、消防の全機能を挙げて出火防止、火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止を図るものとする。

また、火災が各地域に多発した場合は、避難の安全確保活動を展開するものとする。

3 安全避難の確保

最悪の状態にあっても避難者の安全を確保することが消防の責務である。

したがって、災害の初期には避難者が避難地である広場や空地等に殺到する事態が予測されるので、混乱防止と避難救護のための防ぎょ活動に全力を傾注するものとする。

4 人命救助活動

震災時には建築物の倒壊の他に障害物の落下、交通機関の衝突等不測の事態が複合して発生するため、大規模な人身災害に発展することが予測される。

したがって、消防活動においては、これらを十分に配慮するとともに、消火活動と人命救助活動の緩急を考慮し、必要に応じて人員、資器材の配置換え等を実施し、人身災害の拡大防止を図るものとする。

第3 消防活動

1 火災発生状況等の早期把握

市は、電話通報、かけこみ通報、登庁職員、消防団員、自主防災組織等、また消防、警察等から次の情報等を収集し、被害の状況を的確に把握して活動体制を整えるとともに、市で把握した災害情報については消防署等防災関係機関に速やかに報告する。

- (1) 火災発生状況、延焼火災の状況

- (2) 消防施設及び消防水利等の使用可能状況
- (3) 道路の通行状況
- (4) 地域住民等の活動状況

2 非常招集

消防団員の非常招集は、共通災害対策編第2章第10節「消防対策」に定めるとおりであるが、地震により火災の発生を覚知した場合は、消防団員は自主的に消防詰所に参集し、指揮を受けるものとする。

なお、大規模地震が発生した場合には、消防団長及び消防副団長は市役所に登庁し、災害情報を共有するなど市本部と協働して災害対策に当たるものとする。

3 消防団の活動

地震発生時における消防団の活動は、次のとおりである。

(1) 情報収集活動

直ちに火の見や付近の耐火高層建築物を利用して高所見張りを実施し、火災発生状況を把握するとともに、携帯電話、自動車等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、市本部、消防署、警察署等に正確に伝達する。

(2) 出火防止措置

地震の発生により、火災などの災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火防止措置（火気の停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火に努める。

(3) 消火活動

分団担当区域内の消火活動あるいは避難路、避難場所確保のための消火活動を消防署に協力して行う。

(4) 救急救助

要救助者の救出救助や負傷者に対する止血その他の応急手当てを行い、安全な場所に搬送する。

(5) 避難誘導

避難勧告・指示が発せられた場合は、これを地域住民に伝達するとともに、市本部と連絡をとりながら避難場所まで安全に住民を避難誘導する。

4 住民の活動

まずは、身の安全を確保し、出火の防止に努める。

(1) 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。

(2) プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

(3) 電気器具は電源コードをコンセントから外す。停電時における火気の使用及び通電時における電気器具の使用に万全の注意を払う。

(4) 火災が発生した場合は消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に応援を求めて火災の延焼・拡大を阻止する。

(5) 通電火災を防止するため、電気ブレーカーを落として避難し、自宅に戻った後は、電気機器の安全を確認した上で復電させる。なお、平時から感震ブレーカーの設置を推奨する。

(6) 地震発生直後は消防署等に電話が殺到することが予想されるので、119番通報以外は電話の使用を自粛するものとする。

第4 応援要請

1 消防相互応援協定による応援要請

災害発生時において、同時多発火災や延焼火災等が発生し、市の消防力だけでは対応できないときは、あらかじめ締結している消防相互応援協定に基づき、締結市町村に応援を要請する。

資料編 ○消防計画に伴う火災出動に関する細目協定書

2 県防災ヘリコプターの出動要請

火災の様相により、ヘリコプターによる消火活動が最も効果があると判断した場合は、県に県防災ヘリコプターの出動要請又は自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

なお、県防災ヘリコプターの出動要請方法については共通対策編第2章第3節「県防災ヘリコプターの出動要請計画」に定めるところによる。

第6節 避難対策

総務班	市民生活班	福祉班
長寿介護班	教育班	消防班
峡北消防	甲斐警察署	

共通災害対策編第2章第14節「避難対策」の定めるところによるものとする。

第7節 食料及び生活必需物資供給計画

総務班	税務収納班
市民生活班	福祉班
長寿介護班	商工観光班

共通災害対策編第2章第17節「食料供給対策」及び第18節「生活必需物資等救援対策」に定めるとおりとするが、特に大規模地震発生時に被災者への供給体制等について、次のとおり定めるものとする。

第1 必要物資の把握

施設管理者、ボランティア等の協力を得て、被災者の食料及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資を的確に把握し、迅速に被災者へ供給する。

第2 食料、生活必需品等の供給

あらかじめ定めた供給計画に基づき、市で備蓄する食料等若しくは、市内業者等から調達した食料、生活必需品を被災者等に供給するものとする。

また、市内で必要物資が確保できない場合は、協定締結市町村、又は県に供給等を要請する。

なお、調達の際には、高齢者など要配慮者の避難状況等を把握して、要配慮者に配慮した調達に心掛けることとする。

資料編 ○大規模災害時における相互援助協力に関する協定書
○大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書
○災害時における相互援助に関する協定書（山梨県市町会構成市）
○災害時における相互応援に関する協定書（中部西関東市町村地域連携軸協議会構成会員市町村）

第3 救援物資の集積及び供給

被害が甚大なため、救援物資による供給を行う場合は、次により実施するものとする。

1 救援物資の調達及び供給

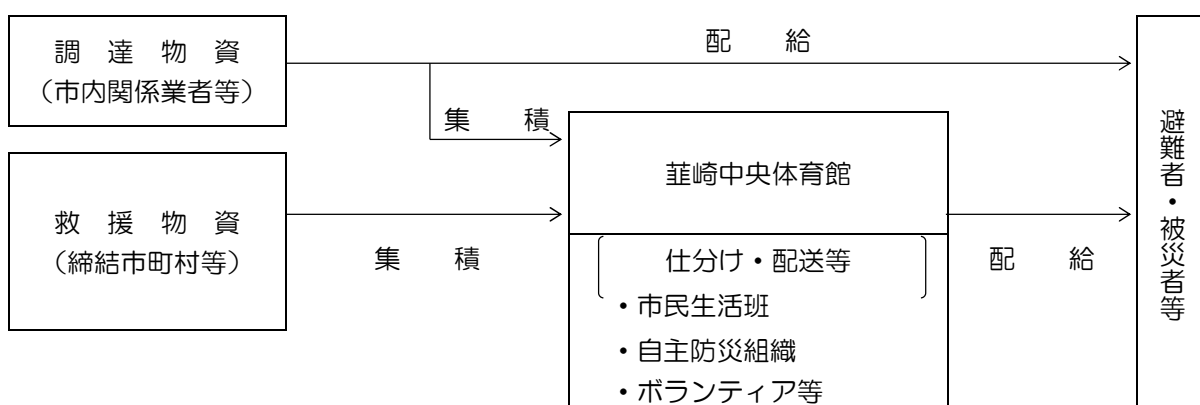
(1) 物資等の調達、仕分け、配送等は、次の区分により行う。

ただし、災害救助法が適用になった場合は、知事の指示により調達するものとする。

対 策 部 班	災 害 内 容
物資支援部農政班	車両（輸送用車両）の確保及び輸送
住民支援部市民生活班	救援物資等の仕分け、配分
住民支援部福祉班	救援物資の支給、食料等の配給、炊出しの手配
物資支援部商工観光班	食料、生活必需品、燃料等の確保、調達
教育部教育班	救援物資集積場所の設置、運営等の協力

(2) 物資が大量であり、かつ、迅速な処理を必要とする場合は、他部の職員、各地区の自主防災会及びボランティアの協力を得て仕分け、配分等を行うものとする。

食料・生活必需品の供給フロー



(3) 避難所における供給計画

甚大な震災により、避難所を開設した場合の食料及び生活必需品の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うよう心掛けるものとする。

区 分	食 料	生 活 必 需 品
第 一 段 階 (生 命 の 維 持)	おにぎり、パン、バナナ等すぐに食べられるもの	シート、マット、毛布（季節を考慮したもの）
第 二 段 階 (心 理 面 ・ 身 体 面 へ の 配 慮)	温かい食べもの（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等	下着、タオル、洗面用具、生理用品等
第 三 段 階 (自 立 心 の 誘 発)	食材の給付による避難者自身の炊き出し	なべ、食器類 テレビ、ラジオ、洗濯機等の設置

第8節 応急教育対策

教育班

共通災害対策編第2章第20節「応急教育対策」の定めによるものとするが、地震災害時の応急措置について次のとおり定めるものとする。

第1 応急措置

1 教育委員会

(1) 被害状況の把握と救急体制

文教施設における被害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に即応した救急計画を立てるものとする。

(2) 情報収集と指示連絡

学校及び社会教育施設等の被害情報の収集に努め、応急措置について指示連絡するとともに復旧計画を策定するものとする。

2 学校

(1) 地震発生後の措置

児童・生徒 在 校 中	<p>1 避難 地震発生時の行動は、児童・生徒の安全避難を最重点とし、児童・生徒を完全に把握して安全確保のための指示と誘導を行うとともに、火災発生に備えて重要書類等の持出しを行うものとする。</p> <p>2 防災措置 火気及び薬品類を使用中の場所（湯わかし所、理科・家庭科教室等）について、直ちにこれを始末するとともに、火災等の発生を防ぐ措置を講ずるものとする。</p> <p>3 人員確認と応急手当 災害発生避難後、速やかに児童・生徒及び教職員の人員確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当を行うものとする。</p> <p>4 避難と引渡し 災害の状況により、児童・生徒をグラウンドへ誘導する。この場合、避難順序は、秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。また速やかに保護者への引渡しを行うものとする。ただし、保護者との連絡が不能の場合や遠距離通学者の保護について計画を策定しておく。</p> <p>5 被災報告 被害の状況を調査し、教育委員会へ報告する。</p> <p>6 その他の措置 上記のほか、「学校防災計画」及び「防災手びき」に基づき、必要な措置をとるものとする。</p>
児童・生徒 不在 中	<p>1 防災業務の分担 災害の状況に応じ「学校防災計画」及び「防災手びき」に基づく事務の分担等により、防災に努めるものとする。</p> <p>2 報告 被災状況を調査し、教育委員会に報告するものとする。</p> <p>3 情報収集 児童・生徒の被災状況について、情報の収集に努めるものとする。</p>

(2) その他事前計画の必要な事項

避難所の運営等に教職員が携わる場合を想定し、次の事項について計画を策定しておく。

ア 避難所の運営における教職員の役割及び市本部との連携

イ 児童・生徒の安否確認の方法

ウ 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童・生徒とで共用する部分と児童・生徒又は避難者のみが使用する部分の区分けの検討

エ 授業中に大規模地震が発生した場合の児童・生徒の帰宅及び保護者との連絡方法

3 社会教育施設

(1) 安全避難

開館時には地震発生と同時に火気を始末し、状況に応じて利用者を屋外へ避難誘導し、安全確保に努めるものとする。

(2) 被災状況の報告

被災状況を調査し、速やかに教育委員会に報告するものとする。

第2 応急復旧対策

1 教育委員会

(1) 施設確保と復旧

施設確保計画に基づき本部と密接な連絡をとり、学校、社会教育施設の確保及び復旧に努めるものとする。

施設確保計画
1 学校の一部が被災した場合 (1) 特別教室、体育館等を使用する。 (2) 二部授業を行う。
2 学校の全部が被災した場合 (1) 公民館、公共施設等を使用する。 (2) 近隣学校の校舎を使用する。
3 特定の地区全体が被災した場合 災害を受けなかった地区又は避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設等を使用する。
4 市内全域に大被害を受けた場合 (1) 避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設、民間施設等を使用する。 (2) 応急仮校舎を建設する。
5 教職員の確保 (1) 欠員者の少ない場合は、学校内で操作する。 (2) 近隣校との操作を行う。 (3) 短期、臨時的には退職教員等の協力を求める。 (4) 欠員が多数のため、前項の方法が講じられない場合は、県教委に要請し教員配置を行う。

(2) 学用品等の確保

学校施設の管理運営及び学校教育に必要な授業用資材、学習用品その他応急物品の確保を図るとともに速やかに学校等に配布するものとする。

また、被災児童・生徒に対する教科書及び学用品の給与は、災害救助法に基づいて行うものとする。

(3) 応急の教育計画

応急の教育計画については、学校長と十分連絡をとり、万全を期するよう配慮するものとする。

(4) 応急措置

その他応急措置については、速やかに、かつ、弾力的に行うものとし、復旧工事等の早急な実施を図るものとする。

2 学校

(1) 応急の学校運営

各校の管理運営については、施設の被害状況や児童・生徒の被災状況等を考慮して適宜実施するものとする。

応急の教育計画作成上の留意事項
1 各学校長は、被害の程度と教育の場所、教員の状況等に応じて臨時的学級編制、日課時間の編成、指導計画、教職員の担任計画等を作成する。
2 臨時休業の実施及び授業の不可能な事態に対する児童・生徒の学習方法についての指導を行う。
3 授業の不可能な事態が長期にわたるときは、連絡方法、組織（登校班、その他）の整備等に工夫を行う。
4 一時的に退避等を余儀なくされた児童・生徒との連絡を確保し、再度登校する際に支障が生じないように

配慮する。

(2) 学用品等の配布

教育委員会の指示に基づき、学用品の配付や施設の状態に応じて授業再開に努めるものとする。

(3) 給食施設の復旧

給食施設の復旧計画に基づき、施設を整備し、給食用施設・備品の清掃及び消毒を行い、学校給食の再開に努めるものとする。

なお、被災時における施設の状態により、学校給食施設を一時的に市民への炊出し施設として活用することが考えられるので、施設、備品等は被災後直ちに利用できるよう最善の措置をとるものとする。

3 社会教育施設

復旧計画措置に基づき、施設を整備し、利用の再開に努めるものとする。

第9節 応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画

建設班 移住定住促進班 教育班

共通災害対策部第2章第22節「応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画」の定めるところによるものとするが、特に大規模地震が発生した場合に、余震等による被災建築物の倒壊等の二次災害の防止を図るため、応急危険度判定について定めるものとする。

第1 応急危険度判定

1 応急危険度判定体制の整備

市は、地震発生後に迅速に応急危険度判定を行うため、あらかじめ市職員による応急危険度判定士の資格取得など、応急危険度判定体制の整備を推進する。

2 被災建築物の確認

市は、公共建築物について危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の震後対策での使用の可能性について判断を行う。

応急危険度判定は、市役所、避難所など、防災上重要な施設から行う。

3 応急措置の実施

市は、応急危険度判定の結果に基づき、被災建築物に対して、使用禁止、立ち入り禁止あるいは応急補強等の適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

4 応援要請

市内で必要人数の応急危険度判定士を確保できない場合には、速やかに県に登録されている応急危険度判定士の出動を要請する。

なお、県への派遣要請に基づく応急危険度判定フローは、別表のとおりである。

5 待機場所

県から派遣される「被災建築物応急危険度判定士」の受入（待機場所）については、以下の施設の空いている個室を候補とする。

- ・市民交流センター
- ・韮崎市役所及び別館

6 広報及び指導・相談の実施

余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、住民に対して防災行政無線、広報車等により被災建築物に対する倒壊の危険性や事故防止などの広報活動等を行う。また、被

災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の広聴体制の確立に努める。

第2 宅地危険度判定

大規模地震により被災建築物の応急危険度判定を行う前に、立地する宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合は、2次災害を軽減・防止し住民の安全を図るため、被災宅地危険度判定士を活用して、発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を行う。

1 派遣要請

市は、宅地の危険度判定が必要となったときは、速やかに県へ「被災宅地危険度判定士」の派遣要請を行う。

2 危険度判定

- (1) 危険度の判定は、危険度判定調査票に基づき行う。
- (2) 調査結果は「調査済」・「要注意」・「危険」の3種類のステッカーを宅地の見やすい場所に表示する。

第3 応急仮設住宅

大規模な地震が発生したとき、震災後、市は、建設業者等の協力を得て早急に応急仮設住宅を建設する。

1 応急仮設住宅建設用地の確保

県が令和5年に公表した「山梨県地震被害想定調査報告書」によると、本市では、一番被害が大きいもので「系魚川-静岡構造線断層帯 南部区間」が発生した場合には2,868棟、次いで「南海トラフ」で529棟の建物が全壊若しくは半壊の被害にあうと想定されている。

市は、この想定結果等を踏まえて、災害発生時において迅速に応急仮設住宅を建設できるよう、あらかじめ応急仮設住宅の建設に適した用地を次のとおり選定している。

応急仮設住宅建設用地

施設名	所在地	電話番号
韮崎市営総合運動場	韮崎市本町四丁目9番25号	0551-45-9255
韮崎中央公園芝生広場	韮崎市藤井町北下條2531番地	0551-45-9255
御勅使公園グラウンド	韮崎市旭町上條南割3314番地15	0551-45-7634
峡北広域環境衛生センター 多目的広場	韮崎市龍岡町下條南割1755番地	0551-45-7634
韮崎工業高校第二グラウンド	韮崎市旭町上條南割3294番地8	0551-45-7634

また、当該用地に建設ができない場合、あるいは当該用地だけでは不足する場合には、次の事項等に留意して他の建設用地を選定するものとする。

なお、応急仮設住宅は原則として公有地に建設する。

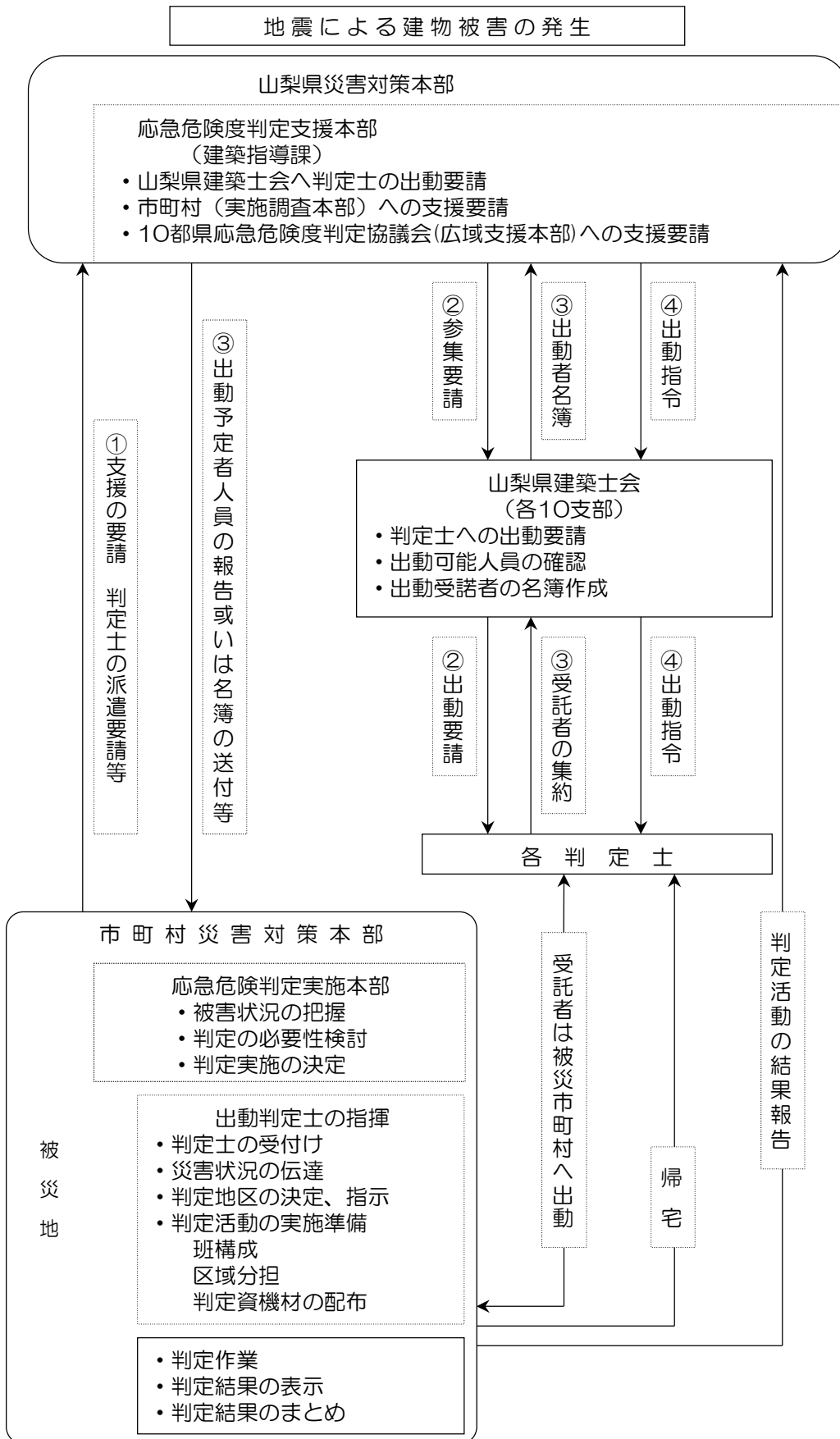
建設用地の選定条件

- 1 飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所
- 2 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所
- 3 被災者の生業の見通しがたつ場所
- 4 かけ崩れ等の二次災害のおそれがない場所

2 応急仮設住宅の建設

- (1) 県、市災害対策本部は、必要な応急仮設住宅の戸数及び建設用地を選定し、県建築住宅課へ建設を依頼する。
- (2) 県建築住宅課は建設用地の敷地調査を実施する。(面積、生活用水、電気等)
- (3) 建設業者への工事を発注依頼する。
- (4) 完成後、災害対策本部が入居者を選定。
- (5) 入居

被災建築物 応急危険度判定フロー



第10節 救出計画

総務班	福祉班	長寿介護班
建設班	<u>上下水道班</u>	医務班
消防班	峡北消防	甲斐警察署

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であるため、市は、住民、県及び消防機関等防災関係機関と相互に連携し、生命、身体が危険となった者を早急に救出・救助し、また負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、共通災害対策部第2章第23節「救出計画」の定めるところによる。

第1 住民の初期活動

1 救出活動

災害発生時には消防機関等が主体となって救出・救助活動を行うこととなるが、大規模地震が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生ずることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

このため、住民は、消防機関等が現場に到着するまで、自分の身に危険が及ばない範囲で、隣人等と協力して救出活動に当たるものとする。

2 救急活動

救出した負傷者等に対して、救急関係機関が到着するまでの間、応急手当や人工呼吸等、必要により医療機関への搬送を行うなど負傷者等の救急活動に努める。

第2 消防団の活動

震災時には、消防団は本部の指示により活動を行うが、電話の不通等により地震発生直後の連絡が不能の場合においても、直ちに救出活動を行い、地域住民による救出の推進役を果たすものとする。

また、被害甚大につき、有線通信が途絶した場合には、急使を派遣する等市災害対策本部又は消防署への連絡に努めるものとする。

第3 市の救出活動等

1 救出活動

災害が広範囲に渡る等のため、消防機関等のみでは、迅速な救出活動は困難と判断した場合は、市内の被害状況を速やかに把握して次の措置を行う。

(1) 救出資機材の確保

救助が必要な生存者の情報の収集に努め、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救出活動を行う。自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、市内関係業者等の協力を得て重機等の資機材の確保に努めるものとする。

(2) 自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、緊急等を要する場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求し、要救出者の救助を行う。

なお、自衛隊災害派遣要請方法については、共通災害対策部第2章第5節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

2 救急活動

- (1) 迅速な医療救護活動を行うため、韮崎市医師会と連携のうえ、災害現場等に医療救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。
- (2) 医療機関の被災状況、受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。
- (3) 道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などには、県に対して県防災ヘリコプターの派遣要請又は自衛隊派遣要請を求め、ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

3 要配慮者への救護

地区に住む高齢者や障がい者等の要配慮者に対して、地震発生時には、安全の確認や必要な介助等を行うなど、積極的に要配慮者の安全確保を図る。

4 各関係機関の相互協力

救出活動等を行うに当たって、各防災関係機関と相互に情報を提供し、効率的に作業分担するための連絡調整窓口を設け、救出活動を相互協力して実施できるようにする。

第 1 1 節 生活関係施設の応急対策

総務班	水道班	下水道班
峡北消防	甲斐警察署	

第 1 水道施設応急対策

水道事業者（市及び峡北地域広域水道企業団）は、地震が発生したとき、応急給水用飲料水の確保とともに、水道施設の早期応急復旧に努めるものとする。

1 要員の確保

水道事業者が定める地震災害対策計画に基づき応急復旧要員の確保を図る。

2 広報

給水を停止するとき、又は断水のおそれが生じたときは、住民及び消防機関等に対して影響区域を速やかに周知する。

また、復旧の時期についても、随時県及び関係機関に情報提供する。

3 工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、水道事業指定工事業者等へ協力を要請する。

4 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定める。

5 送配水管等の復旧

送配水管等の復旧は、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次いで主要な配水管など順次復旧する。

6 仮設配水管の設置

仮設配水管は、応急復旧を迅速に行うため状況により設置し、また必要に応じて消火栓を設ける。

資料編 ○ 韮崎市水道事業指定工事業者一覧

第 2 下水道施設応急対策

災害が発生したとき、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害

のおそれのあるものについて応急処置を行う。

1 要員の確保

下水道管理者（市）が定める地震災害対策計画に基づき応急処置要員の確保を図る。

2 工事業者等への協力要請

応急処置に必要な資機材の調達、工事の実施について、市内工事業者等へ協力を要請する。

3 応急処置計画の策定

下水道管理者（市）は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として応急処置計画を策定する。

(1) 応急処置の緊急度及び工法

(2) 処置資材及び作業員の確保

(3) 設計及び監督技術者の確保

(4) 復旧財源の措置

4 広報

下水道管理者（市）は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報し、利用者の生活排水の不安解消に努める。

資料編 ○ 韮崎市下水道排水設備指定工事店一覧

第3 電気施設応急対策

1 県内の電力は、新潟県、静岡県及び長野県を電源とする送電線で受電するほか、県内各地の発電所から供給しており、これら電力施設に被害が発生しない限り送電は継続される。また、必要に応じて神奈川県から受電するほか、他の電気事業者等から緊急融通電力を受電する。

2 被害情報の早期把握に努め、復旧計画をたて実施する。

3 感電事故、漏電による出火等の防止、復旧計画等について適切な情報提供を行うため、報道機関、広報車等を利用した広報に努める。

第4 簡易ガス施設応急対策

1 一定基準以上の地震が発生したときは、ガスの供給を停止し、安全が確認された区域から順次供給を再開する。

2 安全が確認されるまで使用しないよう広報する。

3 安全点検を実施し、必要なときは、応急復旧工事を実施する。

4 避難所等に必要な燃料を供給する。

資料編 ○ 簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域一覧

第5 液化石油ガス施設応急対策

1 製造施設は、ガスの製造停止等地震防災規程に基づく応急措置を講ずるとともに、必要に応じて応急復旧工事を行う。

2 販売事業者は、（社）山梨県エルピーガス協定が定める災害対策マニュアルに基づいた連絡体制を確立するとともに、被災状況の調査、点検を実施する。

消費先の被災状況に応じて復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。

また、関係機関の要請に応じて避難所等に必要なガスの供給を確保する。

- 3 消費設備は、安全点検を実施し、必要なときは応急復旧工事を実施することとし、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。

第6 電気通信施設応急対策

災害が発生したとき、速やかに被災状況、疎通状況等の情報を収集し、通信の途絶の解消及び重要通信を確保するとともに、被災施設の早期応急復旧を図る。

1 復旧体制の確立

東日本電信電話株式会社山梨支店長が定める東日本電信電話株式会社山梨支店災害等対策規程に基づき、災害対策本部を設置し、被災規模に応じた復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。

2 応急復旧措置

東日本電信電話株式会社山梨支店長は、速やかに被災状況等を把握し、あらかじめ定める応急復旧計画に基づき応急復旧措置を講じるものとする。

(1) 通話規制措置

安否情報や見舞い電話の殺到等により通信が輻輳又はそのおそれが予測されるときは、あらかじめ定める重要回線及び公衆電話を除き、輻輳規模に応じて市内発着信の通話規制措置を行い、重要通信等を確保する。

(2) 応急復旧

ア 衛星通信地球局、加入者系無線装置による途絶の解消（臨時回線の作成）

イ 応急復旧ケーブルによる被災ケーブルの応急復旧

ウ 非常用移動電話局装置及び移動電源車による交換機の応急復旧

エ 移動電源車、可搬型電源装置による給電故障の応急措置

(3) 広報

災害による通信の途絶、通信規制等により電気通信サービスの利用に影響が生じたときは、広報を実施し、利用者の不安を解消するとともに、社会的混乱の防止に努める。

第7 鉄道施設応急対策

災害が発生したときは、列車抑止、運転規制とともに、旅客避難誘導及び被害状況の調査、鉄道施設の点検を実施し、被害状況の把握と復旧手配、二次災害のおそれのあるものの早期復旧措置をとる。

1 要員の確保

JR東日本（株）が定める地震防災計画に基づき、復旧及び応急処置要員の確保に努める。

2 広報

列車抑止や運転規制をするとき、又はそのおそれが生じたときは、県及び関係市町村と関係機関に対して影響箇所を速やかに伝達する。

また、復旧時期についても、県及び関係機関に情報を提供する。

3 工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、管内工事業者に要請する。

4 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、列車運転支障の全容を把握するとともに、速やかに復旧工事を行い、鉄道輸送機能の確保に努める。

第4章 東海地震に関する事前対策計画

第1節 東海地震に関する事前対策計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）について、警戒宣言が発せられた場合にとるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項、大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、市の地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

なお、本計画は韮崎市地域防災計画の資料編として扱い、地震災害対策部の補足とするものである。

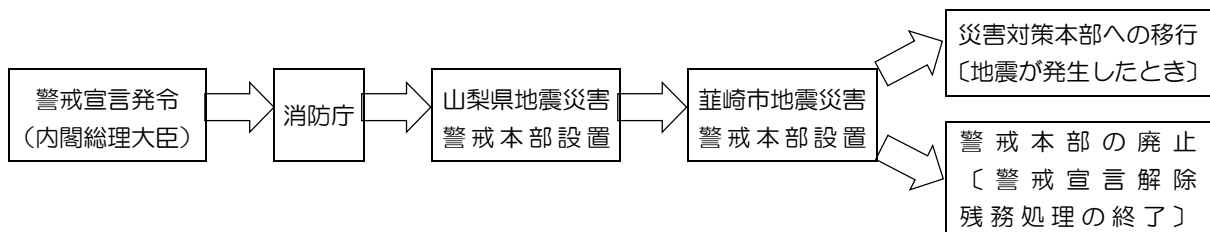
第2節 東海地震観測情報、東海地震注意情報時及び東海地震予知情報（警戒宣言発令）時の対策体制及び活動

全課・機関共通

第1 東海地震予知情報（警戒宣言発令）時の体制

韮崎市は、東海地震を想定した地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合又は東海地震注意情報が発表された場合は、法令又は本地域防災計画の定めるところにより、防災関係機関及び住民等の協力を得て、地震防災応急対策の実施に努めるものとする。

地震防災応急対策を遂行するため、地震災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておくものとする。



1 韮崎市地震災害警戒本部の設置

市長は、内閣総理大臣から地震に関する「警戒宣言」が発せられたときは、大規模地震対策特別措置法に基づき県に準じて韮崎市地震災害警戒本部を設置し、大規模な地震災害の発生に備え、地震防災応急対策を実施する。

(1) 警戒宣言が発せられたときは、大規模地震対策特別措置法第16条の規定により直ちに平常業務を停止し、韮崎市地震災害警戒本部を韮崎市役所内に設置する。

(2) 警戒本部の組織及び編成は資料編「韮崎市災害対策本部組織図」を準用する。

2 韮崎市地震災害警戒本部の廃止

警戒宣言が解除され、かつ、警戒本部で行う残務処理が終了したときは、警戒本部を廃止する。

3 災害対策本部への移行

市長は、地震が発生したときは、災害応急対策を実施するため、市災害対策本部を設置する。なお、警戒本部から災害対策本部に移行する場合の災害対策本部の運営に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。

4 地震防災応急対策要員の参集等

(1) 配備体制の概要は、次のとおりとする。

配備体制の名称	配備基準	配備の内容	配備要員
東海地震観測情報配備体制	東海地震に関連する情報のうち東海地震観測情報が発表されたとき※ (※東海地震の前兆現象について直ちに評価できない場合)	地震災害警戒本部員及び総務課職員等が配備につき、必要な情報を収集し関係機関に伝達しつつ、続報に備えるものとする。 1 防災行政無線等による住民への広報 2 県、防災関係機関との連絡体制の確保	・総務課職員 ・建設課リーダー以上
東海地震注意情報配備体制	東海地震に関連する情報のうち東海地震注意情報が発表されたとき	職員が配備につき、次の事務を行うものとする。 また、東海地震予知情報発表に備え、地震災害警戒本部設置の準備を行う。 1 防災無線等による住民への広報 2 地震災害警戒本部設置準備 3 地震防災応急対策の実施準備 4 避難所開設準備 5 自主防災組織との連絡調整 6 備蓄、必要資機材等の確認 7 幼小中学校の避難行動実施 8 要配慮者への避難行動準備	上記のほか ・財務政策課職員 ・デジタル戦略課職員 ・建設課職員 ・農政課職員 ・商工観光課職員 ・教育課職員 ・福祉課職員 ・こども子育て課職員 ・長寿介護課職員 ・上下水道課職員
警戒宣言配備体制	警戒宣言発令が発令されたとき、又は本部長が指示したとき	地震災害警戒本部を設置し、各部は、地震災害警戒本部の分掌事務に掲げる事務を行うものとする。 主な事務内容は次のとおりである。 1 防災無線等による住民への広報 2 全所属職員の参集状況の把握 3 地震災害警戒本部設置 4 本部員会議開催 5 地震防災応急対策の実施 6 消防団、自主防災組織との連携 7 避難所開設、運営 8 要配慮者への避難行動実施 9 病院、社会福祉施設等の避難行動の実施 10 帰宅困難者、滞留旅客への対応 11 重要公共施設、危険物保有施設の点検	全職員
地震が発生したとき		市は、地震災害警戒本部から速やかに災害対策本部への移行措置をとり、地震災害応急対策を実施する。	(第4配備体制) 全職員

(2) 消防団長は東海地震注意情報が発表された場合、消防団員に参集を命ずるものとする。

(3) 市職員及び消防団員は、地震予知情報の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに報道に接したときは、動員命令を待つことなく自己の判断により指定された場所に参集するよう努める。

(4) 職員の参集場所は市役所又は所属勤務場所とし、消防団員の参集場所は、各分団詰所とする。

(5) 公立学校、病院、保育園及びその他市が管理する公共施設の職員参集等については、各施設において定めるところによる。

(6) 本部長は、参集の状況について、防災機関、公共施設責任者から報告を受けるものとする。

第2 警戒本部の事務

- 1 地震予知に関する情報等の収集及び住民、防災機関等への伝達
- 2 自主防災組織や、防災関係機関等からの応急対策情報の収集及び県への報告
- 3 避難の準備情報、勧告又は指示
- 4 事前避難対象地区からの避難のための避難所の開設
- 5 帰宅困難者、滞留旅客の保護、避難場所の設置及び帰宅支援対策の実施
- 6 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者への指導
- 7 救急救助のための体制確保
- 8 その他市内での地震防災対策の実施

第3 災害対策本部の業務

地震が発生し、災害対策本部が設置された場合の業務は、行政編地震災害対策部第3章「災害応急対策計画」及び第5章「災害復旧対策計画」に定めるとおりとする。

資料編 ○ 韮崎市地震災害対策本部条例
○ 韮崎市地震災害警戒本部活動要領

第3節 情報活動

全課・機関共通

警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、地震予知情報の内容その他これらに関連する情報等の伝達、指示は、防災関連機関並びに住民に対し、使用可能な手段を講じて迅速かつ円滑に行うものとする。

第1 地震予知に関する情報等の伝達

1 情報の種類及び内容

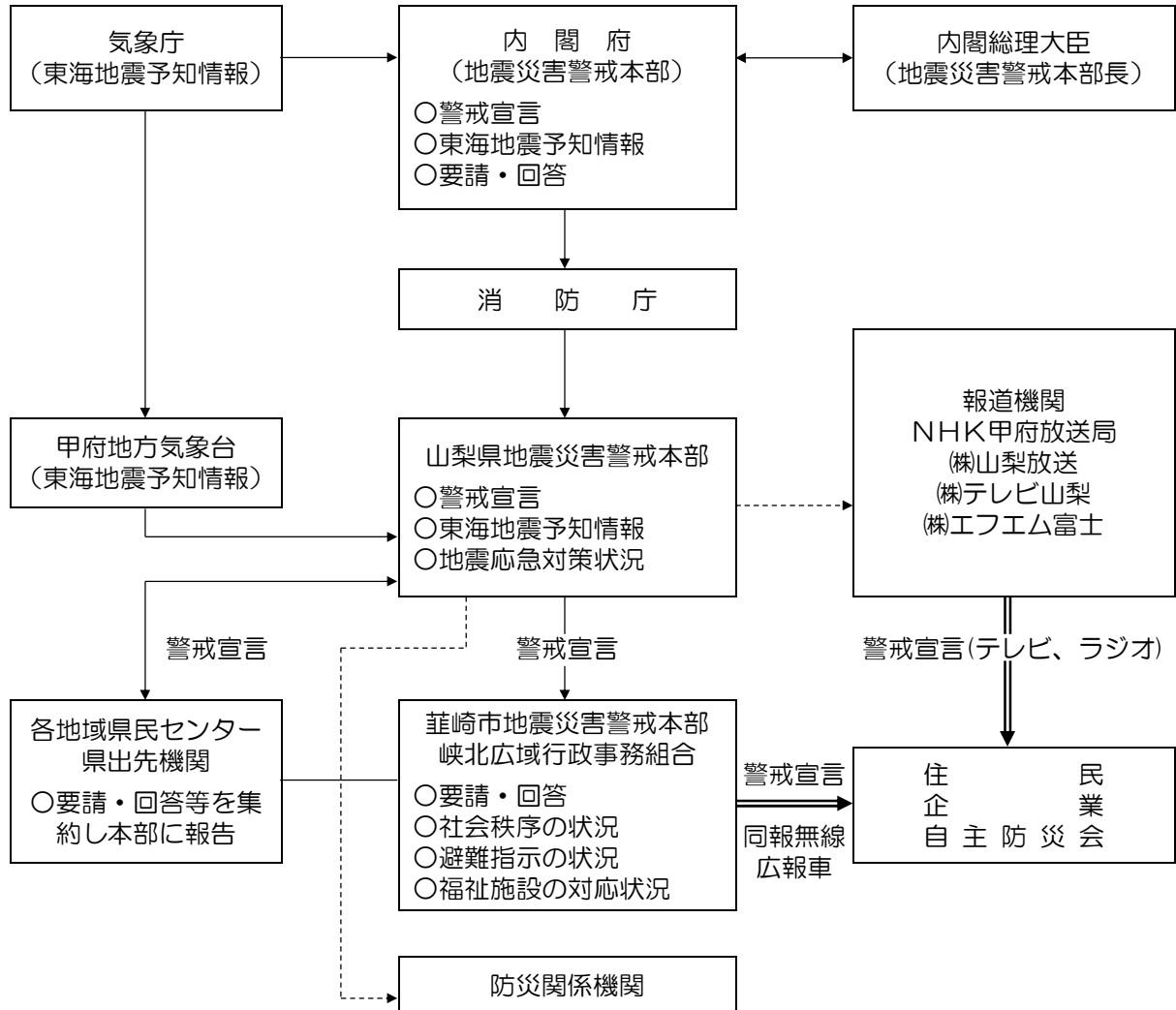
(1) 東海地震観測情報

少なくとも1か所の歪計で観測された「有意な変化」が、東海地震の前兆現象であると直ちに判断できない場合等に、気象庁から関係機関に伝達される情報。なお、歪計で観測された「有意な変化」が、東海地震の前兆現象とは関係がないことがわかった場合には、「東海地震観測情報の解除（安心情報）」が発せられる。

(2) 東海地震注意情報

2か所の歪計で観測された「有意な変化」が、東海地震の前兆すべりによるものである可能性が高まった場合に、気象庁から関係機関に伝達される情報。なお、東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合（すべての歪計の変化が収まる等、前兆すべりの可能性がなくなったと認められた場合）には、「東海地震注意情報の解除」が発せられる。

警戒宣言発令時の情報伝達系統



第2 応急対策実施情報の収集、伝達

1 情報の収集、伝達

県、市、防災関係機関は、相互に連絡をとり東海地震注意情報の発表による準備行動及び警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等の収集、伝達を行う。

2 収集、伝達の方法、内容の県への報告

市は、次の事項について県警戒本部に報告する。

関係機関名	報告事項
市→中北地域県民センター→県警戒本部	避難状況、救護状況、旅行者数（鉄道、定期バス（施設構内の者を除く））、通行規制等で停滞している車両数
市→中北地域県民センター→県福祉保健部→県警戒本部	保育を停止した保育所数、保育所に残留している児童数
市教育委員会→中北教育事務所→県教育委員会→県警戒本部	授業を停止した小学校・中学校の数、学校に残留している生徒数（高校は、県教育委員会→県警戒本部）
市→中北地域県民センター→県産業労働部→県警戒本部	主要スーパーの営業停止店舗数

第4節 避難活動

総務課	秘書人事課
市民生活課	福祉課
長寿介護課	こども子育て課

第1 避難情報の基準等

警戒宣言発令時における避難情報の発令基準は、次のとおりである。

注意情報の発表時において、避難場所までの距離が遠い等により、警戒宣言発令時では迅速な避難ができない場合は、この段階で病人等の要配慮者の避難を実施することができるものとする。

第2 避難(場)所の定義等

定義等については、行政編共通災害対策部第2章第14節「第3 避難場所と避難所の定義等」を準用する。

第3 市が行う避難活動

1 事前避難対象地区の指定

警戒宣言発令時に避難の勧告又は指示の対象となる事前避難対象地域は、地震が発生した場合に市長が危険と認める地区とする。

なお、事前避難地区の住民等が避難するための方法については、徒歩によるものとする。

2 事前避難対象地区住民等への周知

市は、事前避難対象地区の住民等に、パンフレット、案内板などにより、次の事項について周知徹底を図る。

事前避難対象地区住民への周知事項

- ① 事前避難対象地区の範囲
- ② 地区の避難地
- ③ 要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物
- ④ 避難路
- ⑤ 避難の勧告等と伝達方法
- ⑥ その他必要な事項

3 警戒区域の設定

市長は、警戒宣言発令時には、事前避難対象地区に避難の勧告又は指示を行うとともに、必要と認める地域を危険防止のための警戒区域として設定をする。

4 自主防災組織への指示

市長は、警戒宣言発令時には自主防災会に対し次の指示を行う。

自主防災組織への指示事項

- ① 防災用具、非常持出品及び食料の準備
- ② 避難地の確認、避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- ③ 収容者の安全管理
- ④ 負傷者の救護準備
- ⑤ 重度障害者、高齢者等介護を要する者の避難救護
- ⑥ 耐震強度が不十分な建物からの避難を勧める。

5 災害救助法の適用となる避難対策への対応

市長は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

6 外国人等に対する避難誘導等の対応

外国人、外来者等に対する避難誘導等については、状況によっては外国語教師、ボランティア等の協力を得て適切に対応する。

7 帰宅困難者及び滞留旅客対策

帰宅困難者、滞留旅客の保護、避難所の設置及び帰宅支援対策の対策を実施する。

8 避難所における避難生活の確保

資料編「避難所運営マニュアル」を参照。

資料編	○ 指定避難場所一覧
	○ 避難所運営マニュアル

第5節 防災関係機関の講ずる措置

総務課	財務政策課
福祉課	長寿介護課
商工観光課	市立病院

第1 鉄道（JR東日本萑崎駅）

1 東海地震注意情報が発表されたとき

(1) 市は、防災行政無線、広報車等を活用し、次の事項について広報を実施し、滞留旅客発生の防止に努める。

ア 不要不急の旅行や出張等の自粛

イ 警戒宣言発令後は運転規制が行われるので、早期帰宅の呼びかけ

(2) 本市の萑崎駅は、警戒宣言発令後の運転規制時における停車駅のひとつであるため、多くの滞留旅客の発生が予想されるので、警戒宣言発令時に滞留旅客の状況を的確に把握できるよう、JR萑崎駅との情報連絡体制を確保する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が寄せられたとき

(1) 本市で発生した滞留旅客については、JR萑崎駅と連絡をとり、人数及び状況等の把握に努め、市による支援が必要と判断した場合は、食料、物資、避難場所等の提供を行う。

(2) 市は、市の施設、避難場所及び協力機関において可能な範囲で徒歩による帰宅支援を実施する。帰宅支援の内容は、飲料水、トイレ、休息場所、帰宅経路の案内等の提供等とする。

第2 バス（山梨交通（株）萑崎営業所）

1 東海地震注意情報が発表されたとき

市は、防災行政無線、広報車等を活用し、次の事項について広報を実施し、滞留旅客発生の防止に努める。

(1) 不要不急の旅行や出張等の自粛

(2) 警戒宣言発令後は運転が中止となるので、早期帰宅の呼びかけ

(3) 臨時バスの増発等、バスの運行状況

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が寄せられたとき

(1) 本市で発生した滞留旅客については、山梨交通（株）萑崎営業所と連絡をとり、人数及び状況等の把握に努め、市による支援が必要と判断した場合は、食料、物資、避難場所等の提供を行う。

(2) 市は、市の施設、避難場所及び協力機関において可能な範囲で徒歩による帰宅支援を実施する。帰宅支援の内容は、飲料水、トイレ、休息場所、帰宅経路の案内等の提供等とする。

第3 病院

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合には、耐震性を有するなど安全性が確保されている医療機関以外は原則として外来診療を中止することについて住民への周知を図るものとする。また、これに伴う市立病院及び市内医療機関の診療状況等の情報収集を行う。

資料編 ○市内医療機関一覧

第4 スーパー等

市は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合には、市内のスーパー・小売店舗の営業状況を把握し、広報車、防災行政無線、ホームページ等を通じて住民に対する買占めの自粛など冷静な行動の呼びかけを行うものとする。

第5 市社会福祉協議会

- 1 速やかに地震災害援助のための対策本部を設置し、支援体制を確立する。
- 2 ボランティアの総合受付、調整等を行う。
- 3 防災ボランティアに対するニーズ等の情報を提供する。
- 4 災害時のボランティア活動に関する連絡調整を行う。

第6節 交通対策

甲斐警察署

注意情報発表時及び警戒宣言発令時における交通の混乱と交通事故等の発生の防止、住民等の円滑な避難と緊急輸送路の確保のため、次の交通対策を実施する。

なお、市は、交通情報の収集に努め、交通規制の実施状況、運転者のとるべき措置等について防災行政無線、広報車、市ホームページ等により広報を実施するとともに、これらの情報を迅速かつ的確に把握するため、関係機関、報道機関等との連携強化を図る。

第1 交通規制等

1 基本方針

(1) 注意情報発表時

不要不急の旅行や出張等の自粛を要請するとともに、警戒宣言が発せられた時の交通規制等の状況を広報する。

(2) 警戒宣言発令時

警戒宣言発令時における交通規制等の基本方針は、次のとおりである。

ア 県内での一般車両の走行は、極力抑制する。

イ 県内への一般車両の流入は、極力制限する。ただし、静岡方面からの流入車両については、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

ウ 県外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。ただし、静岡方面へ流出する車両は極力制限する。

エ 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能を確保する。

オ 高速自動車道については、一般車両の県内への流入を制限するとともに、県内におけるインターチェンジ等からの流入を制限する。

2 交通規制計画の策定

次に掲げる道路について、県警察は、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する都県警察等の交通規制計画と整合性のとれた交通規制計画をあらかじめ定める。

- (1) 警察庁が指定する広域交通規制対象道路
- (2) 緊急輸送路、避難路その他防災上重要な幹線道路
- (3) 高速自動車道（インターチェンジについては、個々のインターチェンジごと）
- (4) 広域的な避難場所等防災上重要な施設の周辺道路
- (5) 崖崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路
- (6) 発災時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路
- (7) その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

3 交通規制の実施

- (1) 交通規制の実施に当たっては、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき速やかに実施する。
- (2) 交通規制の実施に当たっては、大規模地震対策特別措置法等で定められた標示等を設置して行う。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示により行う。

第2 運転者のとるべき措置

注意情報発表時及び警戒宣言発令時の運転者のとるべき措置を次のとおり定める。

1 走行車両の行動

走行中の車両は、次の要領により行動すること。

(1) 注意情報発表時

ア 注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 不要不急の旅行や出張等を自粛する。

(2) 警戒宣言発令時

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーはつけたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

2 避難時の車両使用禁止

避難のために車両を使用しないこと

第3 道路啓開

警戒宣言が発せられたときは、一般車両の交通規制及び避難のために道路上に放置される車両その他の障害物が多くなることが予想されるので、緊急輸送路確保のため、これらの交通障害物を排除する道路啓開を有効適切に実施する。

第4 交通検問

警戒宣言が発せられたときは、交通規制の実効を担保し交通の混乱と交通事故の発生を防止するため、交通要所に警察官等を配置して交通検問を行い、緊急輸送車両の確認、交通整理、迂回、誘導交通規制及び運転者のとるべき措置等について指示、広報を実施する。

交通検問場所及び配置人員等については、別に定める。

第5 交通情報及び広報活動

警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行うものとする。

警戒宣言が発せられたときは、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

1 東海地震注意情報が発表された場合

(1) 注意情報が発表されたときは、運転車等に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

(2) 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

警戒宣言が発せられたときは、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

第7節 事業所等対策計画

総務課 商工観光課

各事業者は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、強化地域内にある一定規模の事業所等では、あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届け出るものとする。

また、一定規模以下の事業所等にあっても、警戒宣言発令時の対応措置をあらかじめ定めるものとし、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとる。

なお、市はこれらの情報が発表された場合、各事業所に対して、従業員及び顧客の安全確保、事業所施設の地震防災応急対策の実施等について呼び掛けを行うとともに、各事業所の営業状況の把握に努める。

第1 東海地震注意情報が発表された場合

1 施設内の防災体制の確立

- (1) 施設の利用・営業等の中止・継続等の方針
- (2) 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
- (3) 施設内の整備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
- (4) 避難誘導の方法、避難路等の確認

2 顧客、従業員等への対応

- (1) 東海地震注意情報の発表の周知、内容の説明
- (2) 警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
- (3) 顧客等の避難、従業員への帰宅措置の確認

第2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

1 施設内の防災体制の確立

- (1) 原則、施設の利用・営業等は中止する。ただし、建物等の耐震性等の安全性が確保されている施設については、施設管理者の判断により施設の利用・営業等を継続することができる。
- (2) 予知情報、警戒宣言の周知、内容の説明
- (3) 地震防災応急計画に基づき、次の応急保全措置等を実施する。
 - ア 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
 - イ 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
 - ウ 顧客、利用者等への避難誘導の実施

2 従業員等への対応

保安要員を残し、道路交通状況等を鑑み、徒歩・自転車等による従業員の避難を実施する。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

全部班・機関共通

第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する災害からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 南海トラフ地震臨時情報等について

(1) 情報の種類と発表条件

気象庁が、監視領域内でマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合や異常な現象を観測した場合に、有識者による「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催して発表する時と、想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード 7.0 以上の地震が発生した時などに発表する。

ただし、異常な現象が観測されず突発的に南海トラフ地震が発生することもある。

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 ※防災対応がとりやすいようキーワードを付して情報を発表	(調査中)	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内（注1）でマグニチュード 6.8 以上（注2）の地震（注3）が発生 ○1ヵ所以上ひずみ計での有意な変化（注4）と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化（注4）が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり（注5）が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測。
	(巨大地震警戒)	想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	(巨大地震注意)	○監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震（注3）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）

		○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p>	

(注1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

(注2) モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

(注3) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

(注4) 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで以上レベルを1～3として、以上監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3：レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

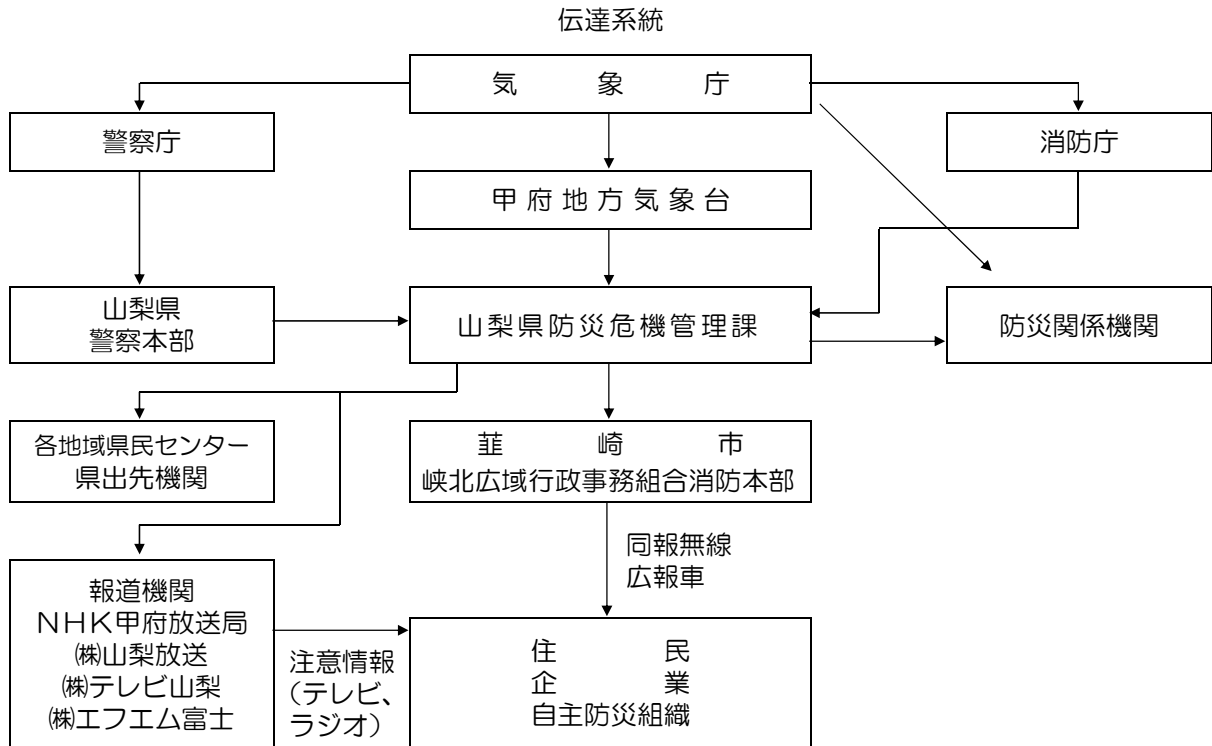
(注5) ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なるプレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。

南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくり滑りが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

(2) 南海トラフ地震に関する情報の伝達系統

気象庁から発表される、南海トラフ地震に関する伝達系統は次のとおりである。



第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、総則編第4章第6節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」のとおり。

第2節 関係者との連携協力の確保

第1 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な食糧、飲料生活必需品等の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。
- (2) 市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、韮崎市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等について、第1章第3節第2「防災資機材の整備」のとおりとする。

第2 他機関に対する応援要請

- 1 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は資料編に掲載のとおりとする。

資料編 ○ 韮崎市協定一覧

- 2 市は必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

第3 帰宅困難者への対応

- 1 市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- 2 帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第3節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震(南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。)に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第2 南海トラフ地震臨時情報を受けての配備体制

南海トラフ地震に関連する情報が出された場合は以下の体制をとるが、発表される情報により第1配備から第3配備又は巨大地震が発生した場合は第4配備となるため、全職員が警戒するものとする。

配備体制の名称	配備基準	配備の内容	配備要員
第1配備	南海トラフ地震臨時情報(調査中)	地震災害警戒本部員及び総務課職員等が配備につき、必要な情報を収集し関係機関に伝達しつつ、続報に備えるものとする。 1 防災行政無線等による住民への広報 2 県、防災関係機関との連絡体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課職員 ・建設課リーダー以上
第2配備	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)	職員が配備につき、次の事務を行うものとする。 また、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表に備え、地震災害警戒本部設置の準備を行う。 1 防災無線等による住民への広報 2 地震災害警戒本部設置の準備 3 地震防災応急対策の実施準備 4 避難所開設準備 5 自主防災組織との連絡調整 6 備蓄、必要資機材等の確認 7 幼小中学校の避難行動実施	上記のほか <ul style="list-style-type: none"> ・財務政策課職員 ・デジタル戦略課職員 ・建設課職員 ・農政課職員 ・商工観光課職員 ・教育課職員 ・福祉課職員

		8 要配慮者への避難行動準備	<ul style="list-style-type: none"> ・こども子育て課職員 ・長寿介護課職員 ・上下水道課職員
配備体制の名称	配備基準	配備の内容	配備要員
第3配備	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、又は本部長が指示したとき	<p>地震災害警戒本部を設置し、各部は、地震災害警戒本部の分掌事務に掲げる事務を行うものとする。 主な事務内容は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災無線等による住民への広報 2 全所属職員の参集状況の把握 3 地震災害警戒本部設置 4 本部員会議開催 5 地震防災応急対策の実施 6 消防団、自主防災組織との連携 7 避難所開設、運営 8 要配慮者への避難行動実施 9 病院、社会福祉施設等の避難行動の実施 10 帰宅困難者、滞留旅客への対応 11 重要公共施設、危険物保有施設の点検 	全職員
第4配備	地震が発生したとき	市は、地震災害警戒本部から速やかに災害対策本部への移行措置をとり、地震災害応急対策を実施する。	全職員

資料編 ○ 韮崎市地震災害対策本部条例
○ 韮崎市地震災害警戒本部活動要領

第3 避難対策等

1 事前避難の実施

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要に応じて避難指示を行う。避難においては、「共通災害対策部第2章第14節避難対策」に従い実施し、住民が混乱しないよう、十分情報伝達活動を行い、円滑な避難誘導を行うとともに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病人等の要配慮者に十分配慮する。

2 避難所の運営

避難してきた住民自らが避難所運営マニュアルに基づき開設を行う。災害対策本部等が設置された後に、職員を避難所へ派遣する。

避難所施設を使用している場合は、利用者及び施設関係者は開設・運営に協力するものとする。

第4 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保を重点としてその対策は、第3章第5節「消防対策」第6節「避難対策」によるものとする。

第5 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

第6 水道、電気、ガス、通信、放送関係

水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設の事業者・管理者が地震等による被害を軽減又は復旧するための必要な措置については、第3章第11節「生活関係施設の応急対策」によるものとする。

第7 交通

1 道路

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通の混乱と交通事故等の発生の防止、住民等の円滑な避難と緊急輸送路の確保のため交通対策は、第4章第6節「交通対策」のとおりとする。

なお、市は、交通情報の収集に努め、交通規制の実施状況、運転者のとるべき措置等について防災行政無線、にらさき防災・行政ナビ、メールマガジン、SNS、市ホームページ等により広報を実施するとともに、これらの情報を迅速かつ的確に把握するため、関係機関、報道機関等との連携強化を図る。

2 鉄道

東日本旅客鉄道株式会社は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ運行するために必要な対応については、事業者が策定した防災業務計画、特に「Ⅱ東海地震編」を準用する。

また、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

第8 市自らが管理等を行う道水路、その他の施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、堰、水路、庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、美術館、図書館、公民館、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。

(1) 各施設に共通する事項

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

- ① 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- ② 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

イ 利用者等の安全確保のための退避等の措置

- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオなど情報を入手するための機器の整備
- ク 各施設における緊急点検、巡視

(2) 個別事項

- ア 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- イ 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置
- ウ 小・中学校等にあつては、次に掲げる事項
 - ① 児童生徒等に対する保護の方法
 - ② 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- エ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項
 - ① 利用者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
 - ② 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- (2) 避難所や救護所として使用する学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)の掲げる措置を執るとともに、開設する時は必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第9 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を行うものとする。

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は第3章第3節「地震災害情報等の収集伝達計画」のとおりとする。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第2章第8節「広報計画」のとおりとする。

第3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとし、市有施設の設備点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化
- 2 指定避難場所及び指定緊急避難場所の整備
- 3 避難経路の整備
- 4 土砂災害防止施設
- 5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設

- 6 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- 7 通信施設の整備
 - (1) 市防災行政無線
 - (2) その他の防災機関等の無線

（整備計画の作成に当たって配慮すべき事項）

計画作成に当たっては、具体的な目標及びその達成期間を定めるものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第5節 防災訓練計画

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の訓練は、市総合防災訓練に実施する等、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 3 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県や有識者等に対し、必要に応じて助言と

指導を求めるものとする。

4 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。

- (1) 職員参集訓練及び本部運営訓練
- (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
- (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等又は、防災協定締結団体と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各課、機関ごとに行うものす防災教育の内容は次のとおり。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、地震によって発災する恐れがある土砂災害からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育の内容は、地域の実態に合わせて地区や自主防災組織単位等で行うものとする。その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、次のような内容の実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 相談窓口の設置

県及び市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

市 民 編

(注) 本資料は地域防災計画内の「市民編」で、市民向けダイジェスト版ではない。

第1章 市民編の概要

平成23年3月11日に発災した『東日本大震災』の教訓から、防災政策上、地区内・地域内に「いざという時に機能する自主防災組織の構築」が大変重要と再認識された。そこで韮崎市の地域防災計画内に「市民のための、市民による減災」を主旨とした本編が追加された。

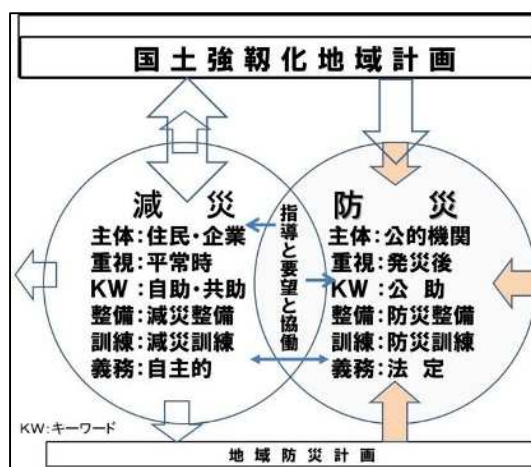
総則編「第4章 計画の前提」を基本に、住民一人ひとりの災害予防（＝減災）に対する意識と行動を向上させ、それぞれの地区・地域で平常時から自主的な整備と訓練に取り組み、自分の命と財産は自分で守ることを大原則に、いざという時は市民同士が助け合う、減災力の強いまちづくりを目指すものである。

第2章 市民の減災計画

第1節 概念と前提

第1 減災の概念

減災とは、「自然災害や突発的事故は防げないことを前提に、発災しても被害を最小限にとどめるための、平常時から自主的な取り組み」をいい、その力を減災力と呼ぶ。そこには、自分自身が助かる自助の力と、自分が助かったならば市民同士が助け合う共助の力があり、平常時にそのための整備と訓練を行うことで、尊い人命や、貴重な財産を守ることになる。



第2 想定事態の認識

韮崎市地域防災計画では、起こりうる想定事態（災害の種類別と規模）を定めている。概して災害を大別すると、地震や竜巻のように予告なしに起きる突発性災害と、洪水や土石流のような避難すべき兆候・警報のある警告性災害がある。しかしながら災害の種類は多様で、地区住民においてすべての災害への対策を講じることは困難である。よって、住民における想定事態も、本計画の総則編にある本市で起こりうる確率の高い災害と整合した減災対策に取り組むものである。

ただし、自然や社会の変化によって、その他の災害の事態（例えば、戦争やテロ）が想定される場合、市民は国や韮崎市の警告・指示に従い行動するものとする。

第3 地区防災計画の三本柱

市内の各地区が地区防災計画を策定し、段階的、計画的かつ体系的な減災力強化を図るため、その指針を以下の三本柱とし、互いの相乗効果を図るものとする。

1 家庭の減災力強化（第2節）

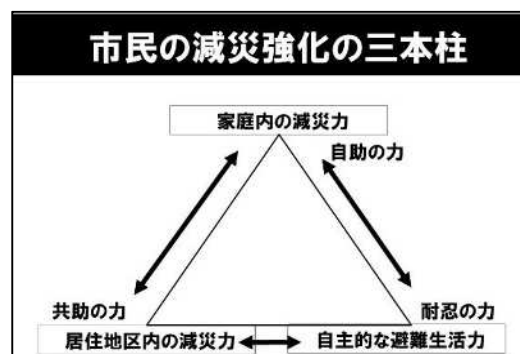
市民一人ひとりの減災意識の醸成と、家庭内における命と財産を守る対策。

2 居住地区の減災力強化（第3節）

共助への人材育成や、整備と訓練の実施。

3 自主的な避難生活力強化（第4節）

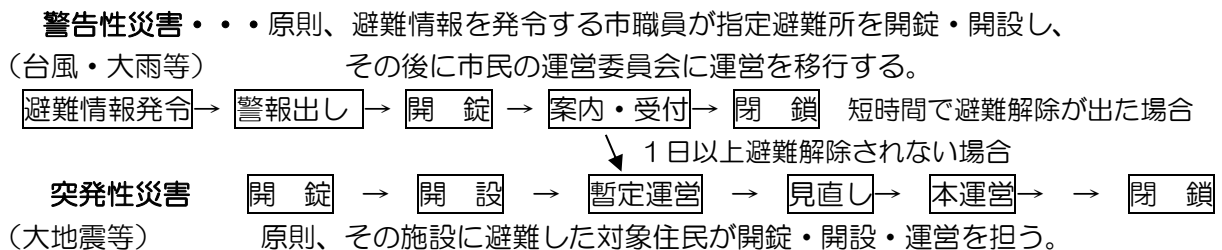
災害発生後、しばらくの間は公的機関に依存せず、市民同士で数日間を耐え凌ぐ意識と力を持つよう、普段から効果的な整備と訓練に取り組む。



第4 市民編の前提

- 被災は自己責任である。
- 大雪や台風等の警告性災害では、早めに指定避難所に向かう。
 - ◇ 警報出ずとも率先避難する。
 - ◇ 要配慮者を、その時にいる地区住民で協力して優先避難させる。
 - ◇ 自分で判断せず、迷わず、様子をみずに避難する。
 - ◇ 指定避難所以外のより安全な最寄りの施設・親戚・知人宅等でもかまわない。
- 地震等の突発性災害では、まず身の安全を確保し、その後は周囲の安全を確認しながら一時避難場所または指定避難場所または指定避難所に向かう。
 - ◇ 戻らず、立ち止まらず避難する。
 - ◇ できれば周囲に大声をかけて避難する。
- 大規模災害では公的機関（市役所、警察、消防、病院、学校等）も被災することから、避難先では市民の自主的な対応が求められる。

災害種で、指定避難所の開錠・開設の担い手に違いがある。（原則）



第5 市民編の関連用語

- 地区と地域：地区は自治組織。地域は地区と等しいか、または複数の地区の連合組織。
- 小地区：地区の最小単位の組または班等の呼称。
- 想定事態：地理的・地形的特徴や昨今の異常気象等から起こり得る災害の事態。
- 突発性災害：突然に起きる大地震や竜巻や火山噴火。
- 警告性災害：避難に時間的余裕があり、行政から警報の出る大雨や大雪等の災害。
- 初動規定：突発性災害の直後にとるべき行動を記した定め。家庭、小地区、地区向けがある。
- 要配慮者：避難行動が速やかにできない高齢者、乳幼児、病人、要介護者等の総称。
- 避難行動要支援者：要配慮者のうち、緊急時は支援してほしいと自ら意思表示した人。
- 避難行動要支援者名簿：行政がまとめた要支援者の名簿。毎年、地区責任者等に配布される。
- 避難行動要支援者個別避難計画：警告性災害での、地区内の要支援者の個別優先避難計画。
- 地区タイムライン：警告性災害で、地区住民の避難するタイミングを時系列で捉えたもの。
- マイタイムライン：警告性災害で、一人ひとりが避難のタイミングを時系列で自覚するもの。
- 地域減災リーダー：韮崎市で育成した防災・減災に関する知識と技能を有する公式認定者。
- 緊急時持出品：避難行動で持ち出す物品。普段、車のトランク内や倉庫内に分散管理する。
- 備蓄品：緊急事態を想定した家庭内や地区・地域内で備えておきたい物品。
- 減災マップ：大地震を想定し、みんなで歩いて地区の安全性をビジュアル化した地図。
- ハザードマップ：地区・地域の災害予想図。地震、洪水、土石流、噴火等災害種別にある。
- 避難情報：行政の災害対策本部（原則首長）が、住民に対して避難を促す予告や警報のこと。
- 地域防災計画：都道府県や市町村が、災害から市民を守る目的で策定された法定計画。
- 地区責任者：自主防災会長のことで、自治会長が兼ねる場合もある。

第2節 家庭の減災力強化

第1 家庭の役割

- 1 「自分の命は、自分で守る」を大原則とした家庭内安全対策への意識の醸成
- 2 警告性災害を想定した家庭内対策の整備
- 3 突発性災害を想定した家庭内対策の整備
- 4 家庭内自主訓練の実施
- 5 市や区が実施する防災訓練や防災・減災研修会等への参加
- 6 自主防災組織への参画と協力



第2 家庭の減災力づくり項目

(1) 突発性災害と警告性災害の双方に共通な対策

#	減災対策項目	突発性災害と警告性災害に共通の内容
1	居住地区の特性を知る	地形・地質・災害の歴史、ハザード情報等の理解
2	緊急時持出品の整備	屋内避難経路、屋外倉庫、車のトランク等での分散管理
3	備蓄品の充実	飲料水や食料等、生命維持を主とした家庭内備蓄
4	携帯電話や笛の必携	連絡や情報収集に必要なモバイル通信機や笛の必携
5	衛生対策	ウイルス感染症予防対策や凝固剤使用の排泄物対策等
6	戸別分散避難先の選定	避難先でのウイルス感染を避けたい場合、平時に戸別に避難先を選定し、居住地区に提出しておく
7	救命知識の習得	AED 使用法や骨折や捻挫の応急処置等の知識の習得
8	その他の知識の習得	災害ボランティアの利用、罹災証明、避難生活の PITS 等
9	学習会や訓練への参加	防災・減災に関する学習会や訓練に積極的に参加

※PITS：軽減すべきパニック、インфекション（感染）、トラブル、ストレスの略。

(2) 突発性災害向けに取り組んでおきたい対策

#	減災対策項目	突発性災害対策の内容
1	建物の耐震化	震度7規模（激震）に耐えられる建物倒壊防止の対策
2	避難経路の確保	屋内外の避難経路とその安全性の確保
3	頭部・足元保護	急な揺れで、頭と足にケガをしない対策
4	暗闇対策	夜間停電時のケガを防ぎ、安全に避難できる対策
5	家具類転倒移動落下防止	家具類・電気器具等の転倒や落下や移動を防ぐ対策
6	ガラスの飛散防止	窓ガラスや食器棚等にフィルムを貼る飛散防止対策
7	初動規定の作成	在宅中の突発性災害への初動対応の整備
8	避難先の確認 ※	一時避難場所、戸別分散避難先 指定避難場所、指定避難所、指定福祉避難所

※：災害種別で、指定避難所が異なる場合があります。

(3) 警告性災害向けに取り組んでおきたい対策

#	減災対策項目	警告性災害対策の内容
1	避難情報を知る	どのタイミングで、どのような避難情報が出るか知る
2	避難行動要支援者を知る	地区内の、緊急時に支援を求めている人を知る
3	要支援者対応を学ぶ	家族を含めた要支援者への対応を学習する
4	財産車両の保護先の決定	避難に使わない車や農耕車両の避難場所の決定する
5	緊急一時避難先を知る ※	地区で決めた一時の緊急一時避難先（高台等）を知る
6	避難先の確認 ※※	指定避難所、指定福祉避難所、戸別分散避難先

※：低地の居住場所から、低地の指定避難所に避難する場合は一旦、高台等に避難します。

※※：突発性災害時と警告性災害時で、指定避難所が異なる場合があります。また、地区内で複数の指定避難所に向かう場合もあります。

第3 家庭内初動規定の例示

発災直後の初動は大変重要で、日頃から家族同士で話し合い、結果を家庭内初動のルールとして整備や訓練をすすめる。

- 1 避難通路を決める。
- 2 玄関や階段に物を置かない。
- 3 大地震では、まず机やテーブル等の下に入って身を守る。
- 4 緊急時持出品を準備し、定期的に入れ替える。
- 5 緊急時の連絡方法を決定する。(複数ケース)
- 6 家族避難訓練を実施する。
- 7 救命知識を習得する。
- 8 避難所では率先して共助に参加する。
- 9 避難生活で活用できる共助物資を準備する。 等



第3節 居住地区の減災力強化

第1 地区・地域の減災力づくり項目

(1) 突発性災害と警告性災害に共通な具体的対策

#	減災対策項目	突発性災害と警告性災害に共通の内容
1	減災力強化の人材育成	減災に関する知識と技能を有する人材の育成
2	自主防災の組織化	いざという時に機能する自主防災組織の編成
3	ハード整備	防災倉庫や発電機、救出具等の整備
4	ソフト整備と啓発	行動規定や集団避難生活上の留意点等の整備と啓発
5	備蓄品の整備	3日間を目安とした水や食料、生活用品の備蓄
6	共助物資の確保	いざという時に地区内から調達できる仕組みの確立
7	応急危険度判定士の育成	発災後の建物の安全性を判定できる人の育成
8	地区財産の保護	神社や寺等、地区の大切な共有財産を守る対策
9	PITS 軽減化知識の啓発	集団避難生活で軽減すべきパニック、インфекション（感染）、トラブル、ストレスの学習の機会づくり
10	戸別分散避難制度の導入	戸別に分散避難できる仕組みづくり
11	安否確認の方法の決定	地区住民の安否確認の方法の決定と啓発
12	居住者名簿の整備	世帯主名簿に、世帯人数や要配慮者数を付加した名簿
13	特殊技能者名簿の整備	看護師や建築士、ヘルパー等の技能を有する人の名簿
14	災害対策本部への連絡法	複数の人が災害対策本部に連絡できる技能の習得
15	地区防災計画の整備	計画的・段階的に整備と訓練を実施する計画の策定
16	訓練の計画と実施 ・地区自主訓練の実施 ・協働自主訓練の実施 ・一斉訓練の実施	普段に ・地区単独で訓練テーマを決めて実施 ・周辺地区と協働で訓練テーマを決めて実施 ・行政のテーマに沿った訓練の実施

(2) 突発性災害向けに取り組んでおきたい対策

#	減災対策項目	突発性災害対策の内容
1	地区減災マップの作成	初動規定と一体化したマップの作成
2	一時避難場所の決定	小地区（班または組）別に空地や駐車場等を自主指定
3	指定避難場所の整備	要配慮者優先利用のルール徹底と環境整備

(3) 警告性災害向けに取り組んでおきたい対策

#	減災対策項目	警告性災害対策の内容
1	地区タイムラインの導入 ・要支援者名簿対応 ・支援協力体制の確立 ・指示系統の明確化	時系列対応の機能の構築と住民への啓発 ・支援マップづくり（＝要支援者個別避難計画） ・消防団員等と協力体制を整え、支援マップを共有化 ・指示・確認・記録の責任者を定める
2	緊急一時避難先の確保 ※	地区の立地から緊急一時避難先（高台等）を確保

※：居住場所の低地から低地へ避難する場合、一旦、高台等に避難します。

第2 自主防災組織の設置と目的

災害対策基本法第7条に基づき、「自分たちの地域は自分たちで守り、自分が助かったならば人を助ける」を原則とした、地区住民の自発的防災組織「自主防災組織」（以下、単に組織とも言う）を編成して地区内の減災力を高めるもので、組織化後は自主防災会と呼ぶ。

第3 地区防災計画の三種の神器

自主防災組織は、地区の諸事情に応じた設置規約（別紙資料1）で編成し、地区防災計画を作成して、災害発生前後に適切な行動がとれるよう平常時から準備と訓練に努める必要がある。

地区防災計画の三種の神器として

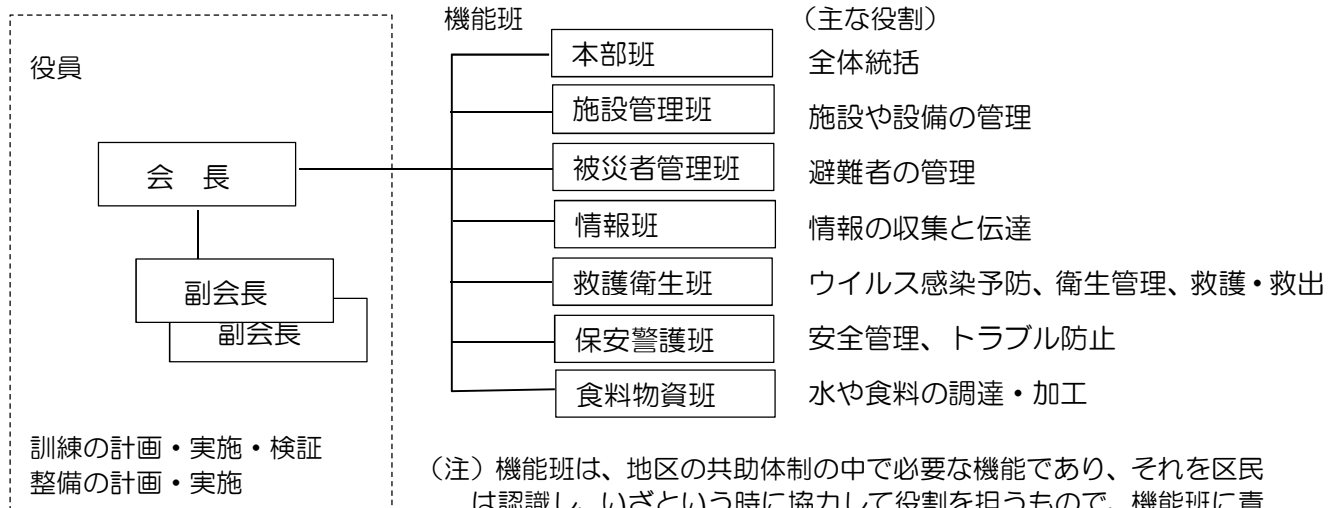
- 1 組織を持続可能とする人材育成
 - 2 突発性災害への減災マップの整備
 - 3 警告性災害への地区タイムラインの整備
- をあげ、一体化した組織づくりを図る。



第4 組織化・人づくり

1 組織体制

地域防災計画や避難所運営マニュアルと整合した役員体制と主要7機能班（注）が基本となる。



2 地区連合の自主防災会

地域防災計画内では、指定避難所を運営する組織を「避難所運営委員会」と位置づけ、複数の対象地区の自治会役員や自主防災会の役員、地域減災リーダーで編成される。また、各地区の自主防災会と同じ主要7機能の班編成となる。しかしながら、今、地区内には過疎化や超高齢化等の事情があり、自主防災を組織化したくても人的充足が難しい場合がある。そのため今後は、周辺地区と連合した自主防災会に再編することも考えていく必要がある。

また、組織化しにくい集合住宅等では、「地区初動規定」（第3節第5の2）だけを整備し、その徹底を図ることで効果が期待できる。



3 地区内に必要な人材の育成

韮崎市では、平成25年度から地区内の減災力向上と機能する自主防災組織の構築を目的とした、市公式認定の「地域減災リーダー育成事業」を行っている。

受講していただく 5教科

- 1 平成の災害の教訓・減災基礎
- 2 家庭の減災
- 3 地域の減災
- 4 避難所の開設と運営
- 5 普通救命基礎（後まわしでも受験はOK）



韮崎市では、「地区住民40人に1人」を最低値と定めて育成を推進している。

受講は、①一般市民向け研修、②消防団員向け研修、③ハイスクール向け研修、④地域出前型研修の4種があり、高校生上の市民または韮崎市内に就業・就学している者であれば誰でも無料で受けられる。そこで各地区では、

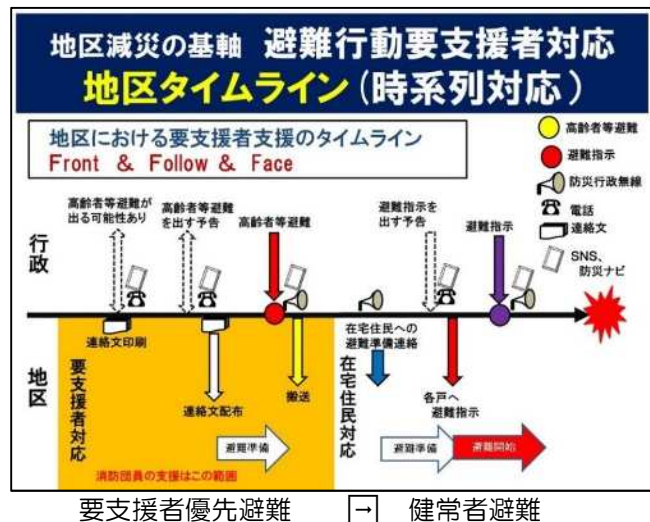
- ① 地区から推薦して、一般市民向け研修を受講させる
- ② 地区公民館等を使い、地区住民が出前型研修を受講する等で、自地区内の減災力強化の人材育成を図ってほしい。

👉 地区住民40人に1人以上の減災リーダーを育成しよう

第5 地区タイムライン

地区タイムラインは、警告性災害において、地区住民が避難するタイミングを時系列で捉えたものである。その概念を図化すると、以下となる。

1 地区タイムラインの概念



地区住民の避難は2段階となる。

まず、市からの「警戒レベル3高齢者等避難」の予告・警報の発令を受け、地区住民は協力して避難行動要支援者を優先させ、指定福祉避難所（老人福祉センター等）や個別避難計画が示す要配慮者等の希望搬送先に搬送する。この段階で健常者は避難の準備に入り、その後の「避難指示」の予告・警報の発令を受けて早めに指定避難所等に向かう。

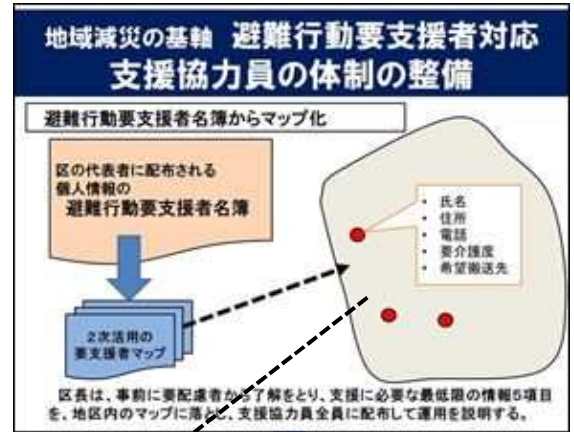
地区タイムラインを実現するため、平常時から以下の支援マップと支援体制を整備する。

2 地区タイムライン実現への支援マップ

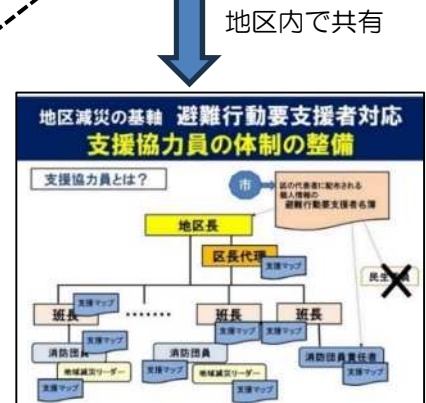
市から地区責任者等に、定期的に改定された「避難行動要支援者名簿」が届けられる。この名簿は個人情報であるため、複写して利用することはできない。また、多くの地区住民の協力を得ないと要支援者を優先避難させることはできない。そこで、地区内の簡易的な支援マップ上に避難行動要支援者の

- 氏名
- 住所
- 電話番号
- 要介護度
- 希望搬送先

の5項目を表示すること、支援するためには、そのマップを地区内の協力者に配布して共有化することを、要支援者またはその家族から了解を得ておく必要がある。特段、「希望搬送先」は重要で、概して「市が指定した福祉避難所」「普段利用している民間福祉施設」「持病のため通院している病院」の3つに分かれるが、福祉避難所以外は、その施設が緊急時に受け入れてくれるかどうか確認をとる必要がある。



3 避難行動要支援者個別避難計画の共有と提出



【国の指針】

地区内で共有されたこのマップは、「避難行動要支援者個別避難計画」として市に提出する。災害対策基本法令和3年改正部より、本計画の留意点は以下となる。

- ① 避難を支援する者の負担感の軽減（複数人で役割分担をする、地域の避難訓練等を通じた支援者の輪を広げる取組）
- ② 計画作成後も、計画内容の改善や避難の実効性の向上につながるため、避難訓練を行うことが適切
- ③ 個別避難計画の情報の支援者への提供（本人の同意又は条例に特別の定めがある場合は、平時から地域の自主防災組織や消防団、民生委員等の避難支援等関係者と情報を共有）
- ④ 社会福祉施設等から在宅に移る避難行動要支援者については、速やかに避難行動要支援者名簿に記載し、避難支援に切れ目が生じないように留意

【区の対応】

- ① 要支援者の新規登録段階で、本人および家族に、「その時は、可能な範囲で支援するが、対応できない場合もある」ことを必ず伝えておく。また、支援する人を固定化しない。
- ② 春の市内一斉訓練後、記載項目に変更があれば訂正し、訂正後を市に提出する。
- ③ できるだけ多くの区民で支援協力員の体制を整え、支援マップを共有する。
- ④ 平時、社会福祉施設等に入所中で、台風等で施設が閉鎖され、自宅に戻るといふ人は、介護認定度により地区で対応できない場合もあり、確認段階で家族と協議して決める。

4 地区タイムライン実現の支援体制づくり

どこまで協力者の体制を広げるかは任意である。ただ、留意したい点は、

- ① 地区責任者は司令塔に徹する。
- ② 地区責任者の代わりに区役員等が動く。
- ③ 民生委員は重責となるので支援体制から外す。
- ④ 現役消防団員への協力は、タイムライン前半の避難行動要支援者の搬送段階までとする。
- ⑤ 減災リーダーと消防団OBにも参画を求める。
- ⑥ 要支援者を誰が担当するかは決めない。

を参考に協力体制をつくり、地区住民に広報して、平常時に訓練しておく必要がある。

☞ 地区内での要支援者対応には限界があることを平常時から周知させる。
避難行動要支援者に担当を決めてしまうと、その人に責任が生じ、不在の場
合は対応できないので、「その時いる人みんなに対応する」と考える。

5 地区責任者のタイムライン

地区責任者は司令塔として指示と確認、記録に徹する。詳細は地区防災計画に記載がある。

【平常時の取り組み】

- ① 新しい名簿を受領後、受領者で協力して新規登録者には「避難行動要支援者への確認書」（別紙資料2）を要支援者またはその家族に渡し、区民に配布する支援マップへの5項目の掲載と、希望搬送先を確認する。また、非常時の対応についての説明を行う。
- ② 新しい支援マップを作成し、複写して協力員に配布・説明する。

【非常時の取り組み】

- ① 高齢者等避難の予告前に「連絡文」（別紙資料3）を作成する。
- ② 市からの高齢者等避難の予告で、「連絡文」を要支援者全員に配布（手渡し）する。
この時、優先搬送に関して地区対応に依存しない場合があり、その確認と記録をとる。
 - ・ 家族が対応する。
 - ・ 親戚や知人が対応する。
 - ・ 福祉施設の関係者が対応する。 など。
- ③ 防災行政無線等で、協力員に要支援者への連絡終了を伝え、搬送の個別指示も行う。
- ④ 市からの高齢者等避難の発出で、協力員は対象者を搬送する。
- ⑤ 防災行政無線等で、健常者に避難の準備を連絡する。
—— 概ね、この時点まで防災行政無線は自主利用できる ——
- ⑥ 搬送を完了した要支援者の緊急時連絡先（避難行動要支援者名簿に記載ある）に、「〇〇さんを
□□に搬送しました」と連絡し、「引き取りはお願いします」と連絡する。
- ⑦ 市からの避難指示の予告・発令で、残りの地区住民に指定避難所等へ向かうよう指示する。
- ⑧ 市からの避難指示の発令で、地区責任者も指定避難所に向かい、地区住民の受入れ側に回る。

☞ 普段に地区住民は、非常時はすべて地区責任者が指示・伝達・記録等を行
うのではなく、その時いる人みんな協力することを認識しておく。

第6 減災マップ+地区初動規定

減災マップとは、**突発性災害（大地震等）を想定し、みんなで歩いて地区の安全性等を可視化した地図**のことで、地区初動規定とは、発災直後に地区住民がとるべき行動に関する規定である。

1 減災マップづくり

韮崎市では、地区住民みんなで歩き、自地区内の安全性を確認する減災マップづくりを推進している。この**大地震を想定した避難マップ**には、地区初動規定等数種の情報が掲載される。

誰が？

⇒ 自治会や自主防災組織の主体で

何の目的？

⇒ 各家庭の災害リスクを軽減するために

どう使いたい？

⇒ 各家庭に配布して、普段に減災への整備や訓練の意識を高め、併せて、地域の防災訓練等で活用



小地区の一時避難場所の写真
小地区の拡大マップ
小地区の初動規定

避難経路・危険構造物

地区全体のマップ

地区の初動規定

公的機関情報

マップ凡例

避難に関する留意点

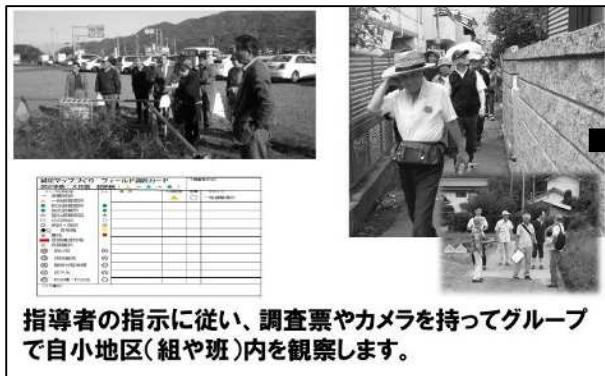


2 減災マップの作り方

韮崎市は、減災マップづくりを「地区防災計画」の中で必須としている。

マップ作りは専門家が指導し、地区住民が自分たちで歩いて調査し、自分たちでつくることになるが、小地区別のデジタル加工と印刷は市が行う。

マップはA3サイズ、カラーで、公民館用は一式がラミネート加工される。



3 地区初動規定（例）

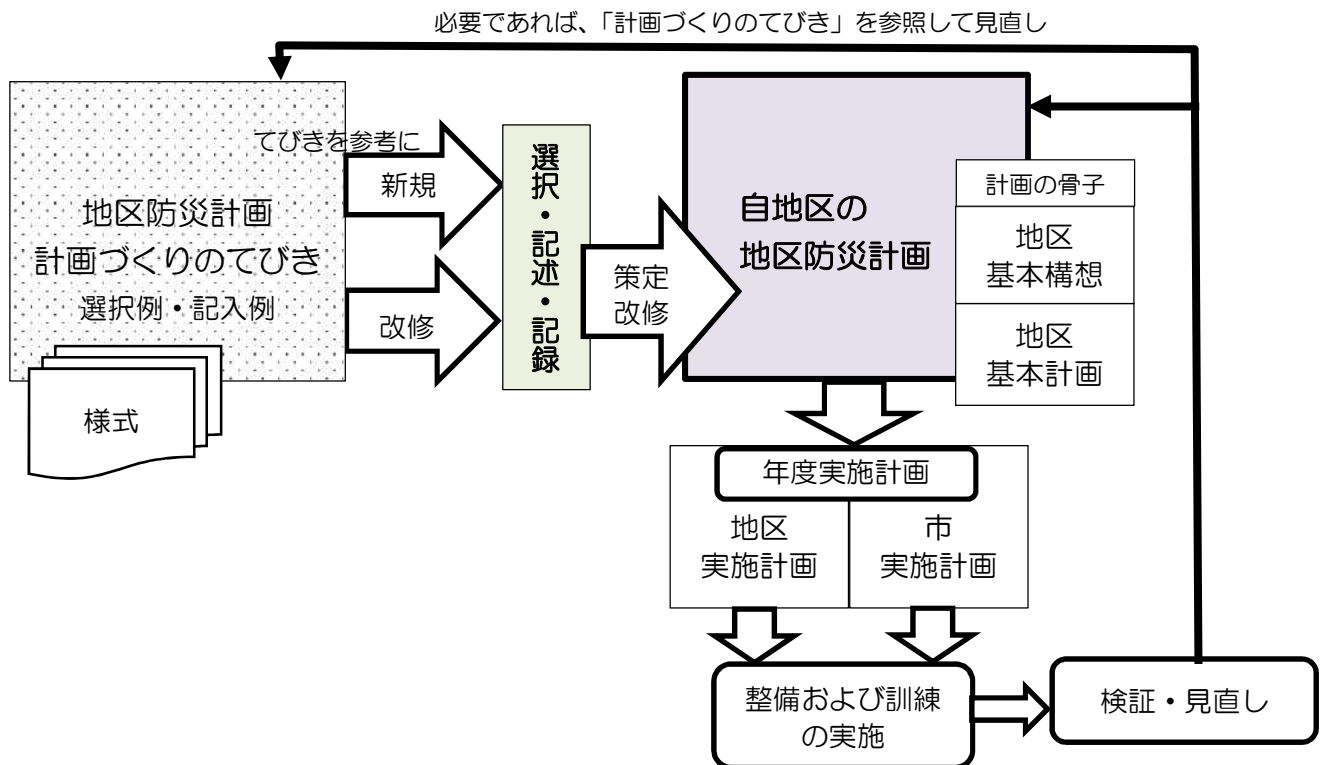
韮崎市が推奨する地区全体の初動規定である。これを基本に地区でアレンジして活用する。

小地区が「組」の例

1. 発災したらまず自身の身の安全を確保し、落ち着いて行動しましょう。
2. 用意してある緊急時持出品（リュックサック等）を持ち、速やかに組ごと指定した空き地などの一時避難場所に向いましょう。
3. 家族内に要配慮者（介護認定者、高齢者、病人、障がい者、乳幼児等）がいた場合、
 - ①一時避難場所に連れて行ける状況であれば、同行します。
 - ②一時避難場所に連れて行けない状況ならば、要配慮者に「あとで助けに来るから」と伝え、できるだけ安全な状況下に保護します。
4. 一人ひとり、自分の飲み水（500mlのペットボトル）は持って避難しましょう。
5. 組の人々でまとめ、周囲の安全を確認しながら指定避難場所に向います。
6. 事前に感染予防のための分散避難先を決めている家庭は、安全を確認しながらそこに向かいます。
7. 原則として徒歩で避難します。
8. 避難の途中で家の中から救助を求めている人を発見した場合、二次災害防止のため、「すぐに助けに来るから」と声をかけます。
9. 避難場所の受付に、組ごとにまとめた避難者名簿を提出します。
10. ペットは避難先の施設内には入れません。ゲージに入れて持参し、とりあえず屋外での飼育となります。
11. 要配慮者、ケガ人、妊婦以外は一時、公民館の外で待機となります。
12. 健常者は本部班の指示に従い、積極的に共助活動に参加しましょう。
13. すべて本部班の指示に従い、勝手な行動は厳禁です。

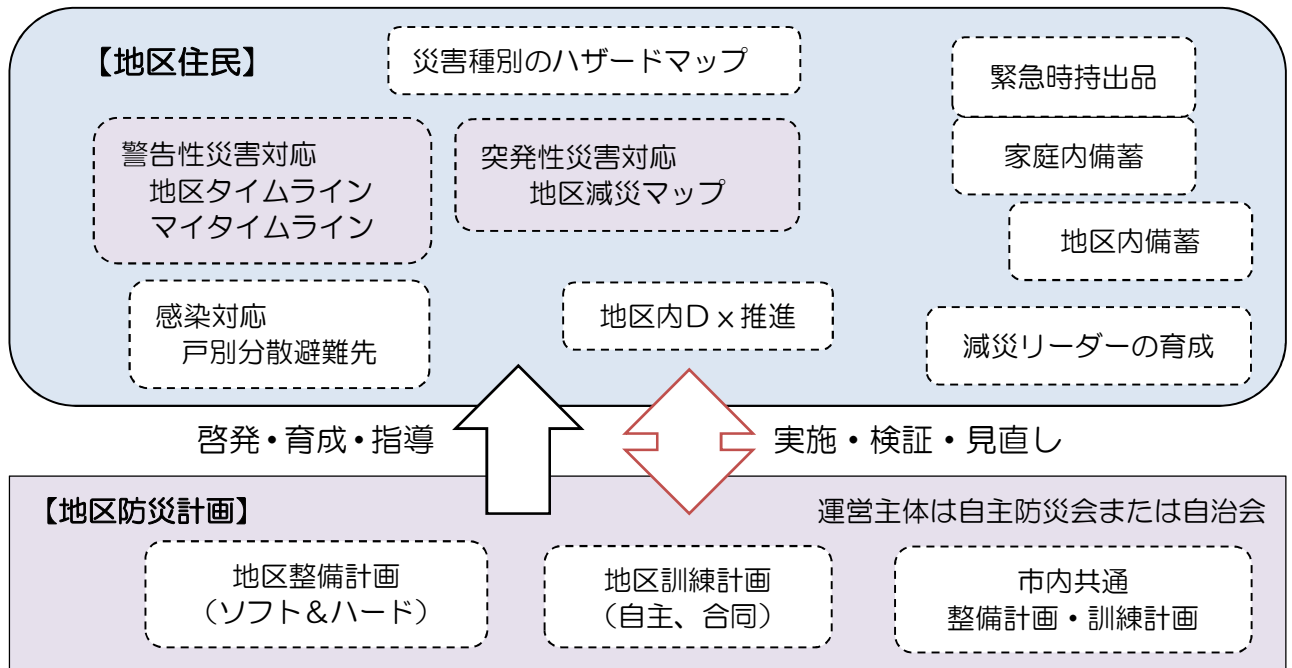
4 地区防災計画の作成

前記の整備に関し、それぞれの地区の事情や災害への考え方等を踏まえ、「計画づくりのてびき」を参考に地区防災計画の骨子を作り上げる。それを基に訓練と整備を実施し、不備な点は再びてびきを参考に計画を追加・修正する。また、法改正や気象庁などの変更事項から市が「計画づくりのてびき」を変更する場合もあり、その都度、それらに関する追加・修正もある。



◇ 地区防災計画と住民の関係

平成時代の災害の教訓から、「自分の命と財産は自分で守る」を大原則に、平常時から地区住民は一体となり、地区防災計画に従った整備と訓練に取り組む。



第7 その他の整備

1 地区の備蓄例

地区内に「適正備蓄量」という指針はない。備蓄が過剰なら無駄が出てしまい、過少ならいざという時に役立たないが、ある程度の、

- ① 生命維持に必要なもの
- ② とりあえずの生活に必要なもの
- ③ 応急的な措置に必要なものを備蓄しておく必要がある。

自主防災組織で備蓄したいもの 生命維持に必要なもの

種類	用途	備蓄品(一例) 一部は用途で併用される
生命の維持に必要なもの	飲料水	ペットボトル飲料水、非常用保存水
	食料	アルファ米、非常食、缶詰、乾パン、水砂糖、食塩、飴
	寒さ対策物	暖房器具、発電機、燃料、段ボール、衣類、布団、毛布、カイロ
	暑さ対策物	扇風機、送風機、団扇、扇子
	乳幼児用品	粉ミルク、哺乳瓶、煮沸器、おむつ

自主防災組織で備蓄したいもの とりあえずの生活に必要なもの

種類	用途	備蓄品(一例) 一部は用途で併用される
とりあえずの生活に必要なもの	飲食用備品	箸、碗、皿、紙コップ、ラップ、スプーン、可燃・不燃ゴミ袋、鍋、やかん、カセットコンロ・ガス
	トイレ用品	排便用ポリ袋、小便用ポリ袋、凝固剤、消臭剤、輪ゴム、段ボール箱、アルコール消毒液、男性用小便器、トイレ用ペーパー、タンク式簡易トイレ
	衛生用品	生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、石鹸、除菌スプレー、マスク、ビニール手袋

自主防災組織で備蓄したいもの 応急的な措置に必要なもの

種類	用途	備蓄品(一例) 一部は用途で併用される
応急的な措置に必要なもの	救出用具	手袋、ジャッキ、バール、のこぎり、スコップ、担架、チェンソー、丸太、懐中電灯、ヘルメット、梯子、リヤカー、防煙・防塵マスク、ロープ
	医薬品	包帯、副子、消毒液、胃腸薬、頭痛薬、ビタミン剤、風邪薬、ハンドクリーム、ばんそうこう、体温計
	その他	電池、充電器、ラジオ、拡声器、投光器、テント、ブルーシート、ガムテープ、紐、カッター、鋏、マッチ、蠟燭

👉 地区内で物資を調達できる仕組みをつくろう

2 自主防災組織の、平常時の役割例

対 策	内 容	機能班
避難所運営	「市民向け避難所運営マニュアル」に沿った統括責任	本部班
救出対策	1 救出用資器材の整備計画の立案 2 建設業者等への重機の事前協力要請	救護衛生班
救護対策	1 各世帯への救急医薬品の保有指導 2 応急手当講習会の実施 3 負傷者収容についての医療機関との協議	救護衛生班
衛生管理	1 トイレの衛生利用の普及啓発 2 ゴミを出さない食事法の啓発	
情報対策	1 情報の収集、伝達方法の立案 2 市防災関係機関や隣接自主防災組織との連絡方法の確立	情報班
避難対策	1 避難対策地区の把握 2 避難路の決定と周知（減災マップづくりと、それを応用した訓練） 3 避難行動要支援者対策（地区タイムラインづくり）	被災者管理班
給食給水対策	1 各世帯への備蓄の徹底 2 飲料水が確保できる場所の把握 3 炊出し、配分計画の立案	食料物資班
建物安全確認	1 建造物の安全確認	施設管理班
防災訓練	1 個別訓練の随時実施 2 市が行う防災訓練への参加	各班
備蓄	1 各班の活動に必要な資機材、物資を順次備蓄 2 備蓄資機材、物資の管理、点検	各班

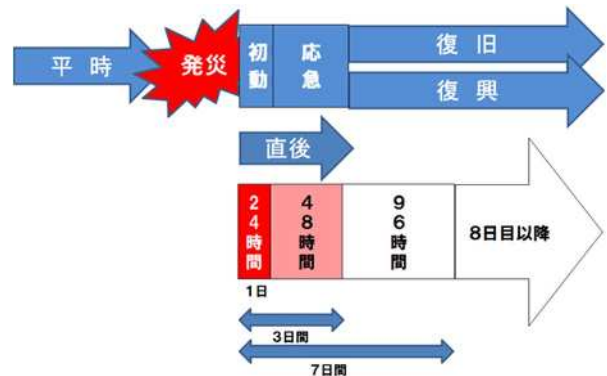
3 自主防災組織の、非常時の役割例

対 策	内 容	機能班
避難所運営	1 避難所の運営機能の開設責任 2 避難状況、被災状況、要請情報の集約 3 市災害対策本部への連絡 4 各班への指示だし 5 ボランティアの要請	本部班
救出対策	1 初期救出の実施 2 消防団員や建設業者等への応援要請	救護衛生班
救護対策	1 軽傷者は各世帯で処置 2 各世帯で不可能な場合は救護班が処置 3 重傷者等の医療機関への搬送	救護衛生班
情報対策	1 各世帯による情報班への被害状況報告 2 情報の集約と市災害対策本部等への報告および記録 3 隣接自主防災組織との情報交換 4 重要情報の各世帯への広報 5 市への地区・地域住民の安否、入院先、避難先等の情報提供 6 ボランティアに対する被災者のニーズの把握	情報班
避難対策	1 避難路の安全確認 2 避難者の誘導（組織的避難の実施）および保護 3 地区タイムラインに沿った要配慮者・避難行動要支援者の優先避難	被災者管理班
給食給水対策	1 飲料水の確保 2 炊出しの実施 3 飲料水、食料等の公平配分	食料物資班
治安対策	1 避難所風紀、地区内警邏活動	保安警護班
建物安全確認	1 建造物の安全確認	施設管理班

第4節 自主的な避難生活力強化

第1 市と協働した減災力の強いまちづくり

地区・地域の減災対策は、市の防災政策と整合させる必要がある。例えば、指定避難所から地区の避難状況や被災状況を市の災害対策本部に連絡する場合、情報を送る市民側と、受ける市側が同じ記録様式でないと、正しく伝え、記録することができない。



1 時間経過の概念

本計画の総則編第4章にあるように、韮崎市は、発災直後から経過時間を4分割して対策を講じる計画としている。

よって、自主防災組織が訓練および整備をする場合、この概念と整合させて行う必要がある。

ア 24時間（初動期）

発災直後の対応は最も重要である。この時点の対応如何で被災量の減少や二次災害防止を図ることができる。

イ 2～3日目（応急期）

3日目になると、災害対策本部ではかなり正確な被災状況が把握でき、被災者に少し落ち着きが出はじめる。避難所等では避難生活の見直しや、一部のライフラインが復旧する。また、自衛隊や機動隊の公的支援が開始される。救出活動の目安は、発災から72時間以内である。

ウ 4～7日目

地区・地域内ボランティアが活動を初め、災害ボランティアセンターも設置される。また、水や食料等の支援物資もかなり充実し、電気、電話はほぼ復旧する。さらに罹災証明の発行が開始され、2次避難生活への移行も始まる。

エ 8日目以降（復旧・復興期）

外部ボランティアが活動を始め、復旧・復興の対策が始まる。

2 市民と市が協働した減災力の強いまちづくりのキーワード

(1) 市のキーワードと解説

ア 見える・・・訓練の計画や規則は、誰にも分かりやすく

イ 加わる・・・防災・減災の訓練や研修は、可能な限り全員参加で行い

ウ 考える・・・訓練を実施した結果は必ず検証し、次の整備や計画に生かす

(2) 互いの情報交換

市は自主防災組織連絡協議会を設置し、各地区の要望、専門知識、悩み、課題、成功事例等の情報交換を行い、互いに減災力の強い韮崎市づくりに寄与するものである。

(3) 自主防災組織化のできない地区への対応

市は、諸事情から自主防災組織ができない地区を全面的に支援する。

第2 公助に依存しない減災力づくり

平成時代の災害の教訓から、大規模災害等では公的機関も被災する。そこで市民は、発災直後から3日間程度はそれぞれの避難先や地区内で何とか凌ぐことで、市はその間に被災情報を把握し、速やかな対応を図ることになる。

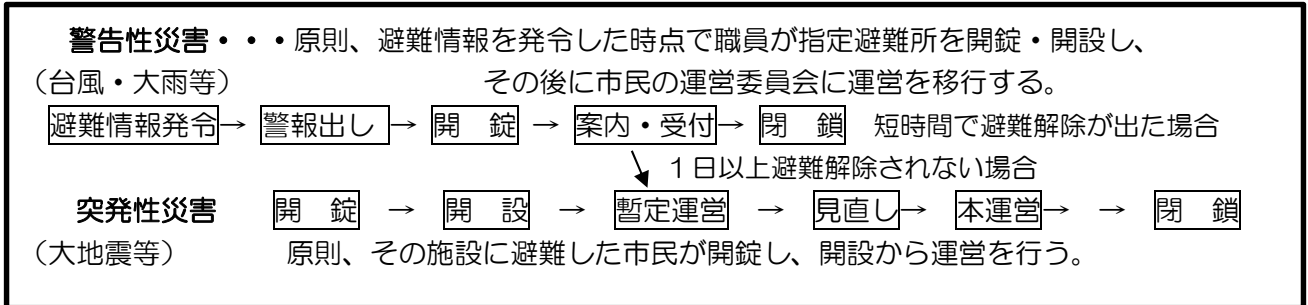
👉 発災直後の3日間程度（初動期と応急期）は、
地区内で助け合って凌ぐ減災力づくり

第3 対象住民による避難所運営

1 避難所運営マニュアル 市民編

韮崎市の地域防災計画には、避難生活のできる指定避難所を定め、緊急時にその施設を利用する市民（「対象住民」という）も明記している。

本編第2章第1節第4に示すとおり、災害種で指定避難所の開錠・開設に違いがあるが、「運用」については、原則、対象住民が担うことになる。（下記枠内は再掲）



そのため、韮崎市は「避難所運営マニュアル 市民編」（別紙）を作成し、そのダイジェスト版を全戸配布して市民の避難所運営に関する理解を高めている。

2 特定地区総合防災訓練の、初回訓練とフォローアップ訓練

韮崎市は、東日本大震災を契機に地域防災計画を抜本的に見直し、地区・地域の減災力を高めることを重点課題とし、「いざという時に機能する自主防災組織の確立」を最終目標とした。

そこで平成25年度より、毎年実施する市内一斉防災訓練の機会に、特定地区総合防災訓練と称し主たる指定避難所に対し、

① 避難施設を利用する住民（対象住民）が自主的に開錠・開設する訓練

② 対象住民と施設管理側（学校・教委等）による緊急時の施設の利用法の協議

を実施し、初回訓練で作成された『緊急時施設利用合意書』をもとに、繰り返し、自主的なフォローアップ訓練を通して合意内容の見直しも行っている。

対象住民が避難する様子



特定地区総合防災訓練の成果

特定地区総合防災訓練では、施設側と対象住民側で協議した「緊急時施設利用合意書」がつけられます。

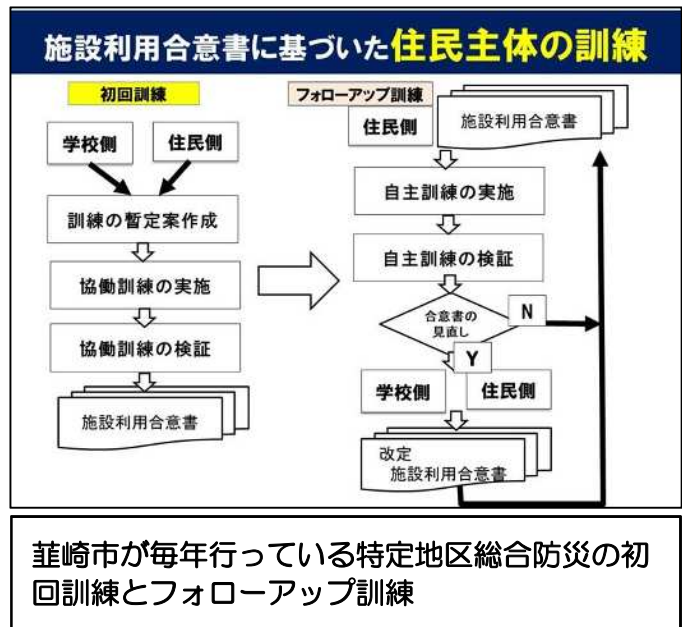
その後、この合意書に基づいた対象住民主体のフォローアップ訓練を行います。

緊急時施設利用合意書

【別紙】本表

- 1 自治体連絡
- 2 対象施設と対象住民
- 3 合意内容
 - (1) 対象施設名称
 - (2) 対象施設階上・階下
 - (3) 対象施設階上の防火区画
 - (4) 対象施設階下の防火区画
 - (5) 緊急時優先避難経路
 - (6) 緊急時避難経路
 - (7) 緊急時避難経路
 - (8) 避難経路
- 4 自主訓練で施設を利用する場合の申請書
- 5 合意書（署名・捺印）

平成30年度-06 韮崎市立甘利小学校
山梨県韮崎市



👉 毎年春期：警告性災害（洪水等）を想定した訓練
毎年秋期：突発性災害（大地震）を想定した訓練

3 平常時にやっておきたい地区の自主訓練

韮崎市では、市民の減災力強化に向けた多様な訓練プログラムを用意している。
 総務課危機管理担当で相談・申し込みができ、指導や資機材が必要な場合に対応する。
 【2025年度の訓練プログラム例】

種別	項目	選択	目的	内容	参考
ソフト整備	小地域初動規定		組・班単位の避難行動規定	突発性災害(大地震等)を想定した組または班単位の初動規定	あり
	地域初動規定		自治会単位の避難行動規定	突発性災害を想定した区(自治会)単位の初動規定	あり
	小地域減災マップ		組・班単位の減災マップ	突発性災害を想定した小地区(組または班)の諸規定を含むマップ	あり
	要支援者対応規定		避難行動要支援者対応規定	警告性災害(台風等)を想定した避難行動要支援者対応の規定	あり
	要支援者マップ		避難行動要支援者対応マップ	区内で区内の避難行動要支援者の情報を共有するマップ	あり
ハード整備	施設利用合意書		避難所の利用規定	区と民間事業者などで独自に締結する緊急時の施設利用合意書	あり
	家具類固定		倒壊・転倒・落下対策	家具・家電類の固定(マニュアルを参考に対応)	あり
	備蓄品(生命維持)		生命維持に必要な物資	地区内や家庭内での生命維持に関する備蓄品(一覧表)	あり
	(生活維持)		生活維持に必要な物資	地区内や家庭内での生活維持に関する備蓄品(一覧表)	あり
地区自主訓練	救出用具		人命救助に必要な道具類	救助・救出活動で用いる整備品(一覧表)	あり
	避難行動訓練		集団避難の訓練	突発性災害で、周囲の安全を確認しながらの避難行動訓練	一部あり
	要支援者対応訓練		要支援者の地区対応訓練	警告性災害で、避難行動要支援者(見立て)の搬送訓練	
	安否確認訓練		安否情報の収集訓練	避難訓練で、区民名簿を使った安否確認訓練	
	救助・救出訓練		救出・搬送・応急処置訓練	AED利用、けがら対応、搬送、止血、捻挫などの訓練	
	避難所開設訓練		避難所開設訓練	PIT(注2)を軽減化する避難所開設訓練	
	炊き出し訓練		炊き出し訓練	水・食料、燃料の調達や炊き出しの訓練。ゴミを出さない食事法	
断水時トイレ利用訓練		凝固剤でのトイレ利用訓練	断水を想定した集団避難生活での、清潔なトイレ利用の訓練		
学びの機会	公助連携訓練		災害対策本部との連携訓練	公的機関と連携した訓練(例:情報伝達、要請、	あり(注3)
	家庭の減災		いまずぐできる家庭の減災	別途の「出前塾一覧表(プログラム)」を参考にご覧ください。 「出前塾一覧表」は、毎年変更となります。 出前塾の利用は無料です。	
	地区・地域の減災		家庭をとりまく地域の減災		
	機能する自主防災会		機能する自主防災組織とは		
	地区防災計画づくり		地区防災計画とは		
防災グッズづくり		簡単にできる防災グッズ			

1 「選択」欄は、地区内で実施する場合の選択欄。「参考」に「あり」は、市に参考資料やマニュアルなどがあるということ。
 2 PITとは、パニック・感染・トラブルの略。
 3 提供資料には、一部に知的財産権つきのものがありますので、取り扱いにご注意いただけます。

4 減災への知識と技能を高める出前塾の活用

韮崎市では、市民の減災力強化に向けた多様な出前塾を用意している。
 下記表は2-25(令和7)年度の出前塾プログラムで、総務課で相談・受付・申し込みができ、すべて無料である。
 【2025年度の出前塾プログラム例】

目的	本プログラムは、行政の自然災害への危機管理政策の一環として、市内の自治会、公民館、生涯学習、企業、各種団体等における減災力向上を目的としています。利用は原則無料で、段階的かつ継続的に利用できますので、お気軽にご利用ください。 申込先は 韮崎市総務課危機管理担当 0551-22-1111(代)						
番号	枝番	出前塾プログラム	実施内容の例	時間(注1)	実習(注2)	前提条件・備考	
01		平成時代の災害の教訓	平成30年間の国内の様々な災害(阪神・淡路大震災、東日本大震災、関東大雪、熊本地震、御嶽山噴火等)の教訓、令和の災害、山梨県で想定される災害等を学びます。	1.0		ビデオ学習あり	
02		関連用語から学ぶ減災の基礎知識	防災と減災、率先避難、BCP、新たな災害種・警報、安全な避難先、避難生活のPITS、避難所のルールとマナー、減災マップ、タイムライン等を学びます。	1.5	△	クイズ形式あり	
03		いまずぐできる家庭の減災	家庭内の減災力強化、命と財産を守る準備と訓練、季節・節間対策、適正備蓄品、緊急時持出品、マイタイムライン、家屋の災害確認法、感染予防の戸別分散避難等を学びます。	1.5	△	基礎知識を学習後171利用の事前申し込み	
04		家庭を取り巻く地区・地域の減災	いざという時に機能する自主防災組織、地区防災計画の三種の神器(人材育成、減災マップ、地区タイムライン)、諸規定等、効果的な訓練例等を学びます。	1.5	△	基礎知識を学習後	
05		避難所の開設と運営	避難所の開設と運営、開設時優先機能、避難生活でのPITSの軽減化等を学びます。 [ワークショップ]1次開設機能、2次開設機能のシールと避難所見取図で机上体験	1.5	○	備品・見取図、機能シールはさき、赤青のボールペン	
06		地区責任者の責務と、その時	みんなが助かる地区・地域の仕組みづくり、その時の、地区責任者の判断と指示と行動、地区責任者が身につけたい基礎知識と普段の設備と訓練等を学びます。	1.0	△	発災後、知らなかったでは済まないための習得	
07	1	想定事象別の地区・地域の訓練	想定事象 大地震 大雨・洪水 総合	初動(安全確保→ブレーカー断→移動)、集団避難行動、安否確認	1.0	○	集合場所でのミニ研修
	指定避難場所の開設(PIT対応)、情報の収集と伝達			1.5	○	ウイルス感染予防対策あり	
	第1段階:要配支援者・要配者優先避難訓練			1.0	○	事前協議とスタッフ編成、訓練プログラムに沿った実施	
	第2段階:車両等の移動→避難準備一全避難の時の系列訓練			2.0	○		
	凝固剤を利用した清潔なトイレ利用法の学習と実習			1.5	○	凝固剤、黒毛布、輪ゴム等	
炊き出し	水とアルファの調達、炊き出し、試食(ゴミを出さない食事法)	1.5	◎	市の災害対策本部との連携			
08	1	親子、地区住民、各種団体等向け みんなで楽しく体験(組み合わせ可)	グズづくり1	新聞紙でスリッパ・ゴミ箱づくり、ラップや指定ゴミ袋使用で寒さ対策	1.0	◎	訓練の規模、内容、地区事情等により時間が異なります。また、申込者や参加者に備品を用意していただく実習や体験もあります。
	2		グズづくり2	牛乳パックで男子用小便器・女子用小便器づくり	0.5	◎	
	3		グズづくり3	段ボールでヘルメットづくり(2パターンあり)	1.0	◎	
	4		暗闇体験	夜間に大地震が起きて停電した事態を体験	1.0	◎	
	5		安否確認	参加者をグループ分けし、災害用伝言ダイヤル171を使った情報伝達訓練	1.0	◎	
	6		情報伝達	参加者をグループ分けして、情報伝達の速度と正確性を競うゲーム式(2回実施)	1.0	◎	
	7		宿泊体験	避難所の開設、テント設置、炊き出し、ゲーム、学習、体操、季節対応等	14.0	◎	
09	1	地区地域向け	機能する自主防災組織づくり	機能する自主防災組織とは(机上学習)、自主防災組織規定づくり、地区事情に適した自主防災組織の編成(選択プログラムから組織化と将来構想)	1.5	○	地区の現状から将来も踏まえ、実際に組織を編成・再編
	2		地区タイムラインづくり	地区タイムライン作成、避難行動要支援者個別避難計画、緊急一時避難先の机上学習	1.5	△	資料2種(確認書、連絡文)の様式を使用
	3		地区減災マップづくり	警告性災害時の地区責任者行動計画の作成 ハザードマップの学習、減災マップの目的と作り方の学習	3.0	◎	対象地区の白地図の他、作業用備品が必要
	4		地区防災計画づくり	マップづくり、フールタイムマップ上に情報の集約→避難情報・付帯情報の検討	1.0	◎	
	5		地区防災計画の策定	地区防災計画とは、地区防災計画策定のガイドラインの学習	1.5	◎	ガイドラインからの策定
	6		地区事情に適した地区防災計画の策定	地区事情に適した地区防災計画の策定	7.0	○	市の公式認定制度に準ずる
10	1	組織団体向け	減災に関する知識と技能を有する人材の育成(出前型、時間短縮バージョンあり)	CSR、職員行動規定、利用者規定、感染予防対策、安否確認	1.5	○	福祉施設の実業内容で陸域や訓練が異なる。 学校にタイムラインはない(学習は不要)
	2		福祉施設の減災対策	タイムライン訓練	?	◇	
	3		学校・保育園等の減災対策	教育現場の対策	1.5	◎	
	4		保護者協働訓練	訓練計画表での災害種別(突発性災害時、警告性災害時)対応訓練	1.5	◎	
	5		BCP事業継続計画の策定	BCPとは?	1.0	○	
	6		BCPの策定	BCPの目的、内容、期待する効果等を学習 ガイドラインに従ったBCPの策定	?	○	
11		その他、希望する研修項目	上記にない内容や、上記の一部だけまたは組み合わせで研修したい場合は、韮崎市総務課危機管理担当にご相談ください。 また、相談や利用の申込は電話で可能です。 問合せ先・利用申込先 電話 0551-22-1111			策定支援には、実費が必要	

(注1)「時間」はかかる正味時間で、利用者の希望により短縮または一部強調など可能です。また、正味時間は、5時間(90分)を1単位とします。積字は実施する内容によって時間が異なります。
 (注2)「実習」の欄が空白は実習なし、△は時間の10~20%が実習、○は50%が実習、◎は大半が実習となりますが、こちらも利用者の意向により変更可能です。
 (注3)原則、指導者は1人で対応しますが、2単位以上、大規模研修、訓練や参加人数により複数人で対応することもあります。 指導:特定非営利活動法人減災ネットやまなし
 (注4)プログラムによっては、申込者や参加者に備品等をご用意いただく場合もあります。 電話:FAx:0551-23-5656

第5節 災害ボランティアの活用

第1 災害ボランティアセンターの設置

阪神・淡路大震災以降、被災地となった市町村は災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアの要請や受け入れを担うことになる。一般的に、災害ボランティアセンター（以下、「災害VC」という）は市町村の社会福祉協議会が運営するが、韮崎市では平成24年度の地域防災計画の見直しを契機に、運営主体を社会福祉協議会から福祉課に変更し、災害VCは市役所本庁舎内に開設する。

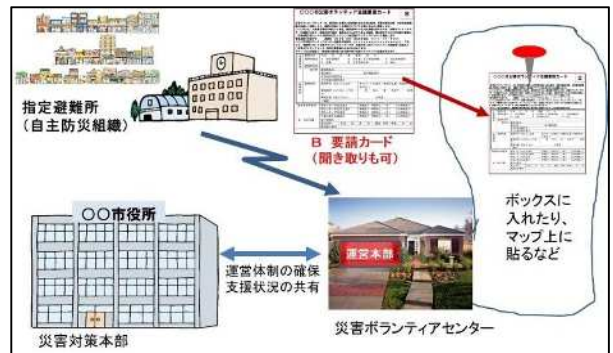
災害VCでは、今、何人が被災地に入っているか、これまで何人が入ったかの把握が必要のため、「災害ボランティア要請カード」（指定様式で3枚複写）を使用する。

ボランティアの要請は、避難所の本部または、地区では地区責任者が行う。

市の災害VCの立ち上げと、利用の手順は以下である。

1 災害VCの立ち上げと、災害ボランティアの流れ

- ① 被災地が復旧・復興の段階に入ると、市内外からの人的支援を必要とする。
- ② 市役所庁舎内に災害VCを開設する。
- ③ 全国社会福祉協議会のホームページに、韮崎市で災害VCを開設したことをアップする。
- ④ 市内外の個人や団体の災害ボランティアから支援の連絡が入る。
- ⑤ 災害VCの手配で、災害ボランティアが災害VC経由で被災地に入り、諸作業を行う。
- ⑥ 作業完了後は、災害VC経由で撤退する。



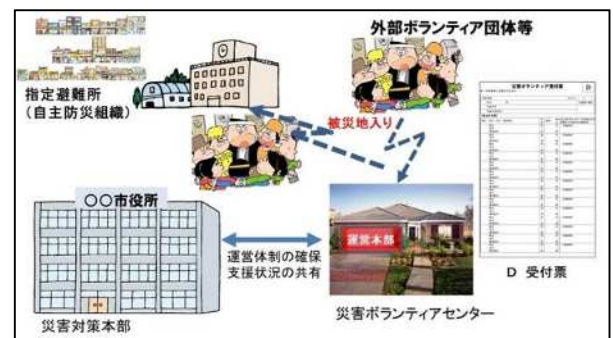
2 地区や避難所からの災害ボランティアの利用

- ① 災害ボランティアの要請者は、目的、必要人数、期間等を明確にして、2枚複写のB要請カード（別紙資料4）を起票し、可能であればボランティアの居場所や食料等についても明確し、1枚を市の災害VCに提出する。電話連絡でも可能。概して大規模災害では、災害ボランティア自身が復旧場所や物資等を確保することになっている。

- ② 災害VC要請を市に電話連絡した場合、市は要請内容を聞き取り、B要請カードを起票する。

第2 災害ボランティアの手配

災害VCは、すでに支援の連絡を受けている災害ボランティアに連絡し、支援に来てくれるよう手配する。その災害ボランティアが到着すると、災害VC内で手続を済ませ、現地案内人の誘導で被災地に入る。



第3 ボランティアの受け入れと退出

- ① 災害ボランティアは、災害VC経由で要請した被災地に入ってくる。
- ② 要請地に入る災害ボランティアのリーダーは、災害VCでマッチングした3枚複写のC運用カードのうち2枚を持参する。その一枚を要請側で受け取り、保管する。
- ③ 作業終了後、リーダーが持つC運用カードに災害VCで終了印またはサインをする。

☞ 普段に、災害ボランティアの活用を知り、被災しなかった場合は、災害VCの運営を支援しよう。



韮崎市〇〇〇区 自主防災会設置要綱（案）

（目的）

第1条 住民の隣保協同の精神に基づく自主的な自助活動・共助活動を行うことにより、起こりえる自然災害や事故（以下「想定事態」という。）による、被害の防止および軽減を図ること（以下、「減災」という。）を目的に、〇〇〇区自主防災会（以下「本会」という。）を設置する。

（事務局）

第2条 本会の事務局は、〇〇〇公民館に置く。

（事業）

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 区民の、家庭や地区の減災向上に関する知識の習得。
- 2 各家庭における減災力向上への自主的な取り組みの推進。
- 3 地区における、以下の共助力向上への取り組み。
 - (1) 起こりうる想定事態に関する訓練の計画と実施。
 - (2) 起こりうる想定事態の減災に関する整備。
- 4 自然災害の発生前後の取り組み。
 - (1) 洪水等の警告性災害では、地区タイムラインによる発生前からの対応。
 - (2) 大地震等の突発性災害では、減災マップを基本とした発生直後からの対応。
 - (3) その他、区民の安否確認、情報収集や行政への伝達・要請等の対応。
- 5 公的機関の防災政策および防災方針に準じた整備や訓練の実施。
- 6 その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

（会員）

第4条 本会は、地区内の全居住者をもって構成する。

（役員）

第5条 本会に次の役員を置き、1名以上を韮崎市が公式認定した地域減災リーダーで占める。なお、「機能班」は班編成や班長を定めるものではなく、発災後の集団避難生活において、本会の会長および副会長の指示で、区民が協力して取り組む必要機能であり、区民は普段に各機能を理解し、訓練しておくものである。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人以上
- (3) 機能班
 - ① 本部班 会長兼任
 - ② 情報班 副会長兼任
 - ③ 施設管理班
 - ④ 被災者管理班
 - ⑤ 救護衛生班
 - ⑥ 食料物資班
 - ⑦ 保安警備班 消防団部長兼任
- (4) 監査役 2人 現地区長、地区長代理

再編計画（令和4～6年）
点線部3項目の充足があれば
再編済とみなします。
役員任期5年は原則。

（役員を選出と任期）

第6条 役員を選出は会員の互選による。但し、再任することができる。また、役員任期は5年とする

（役員の仕事）

第7条 会長は、本会を代表して会務を総括し、平時の整備や訓練を計画して実施するとともに、発災直前・発災時・発災直後の応急活動の指揮命令を担う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を担う。
- 3 機能班は、平時の訓練において区民はその機能を理解し、発災前後に区民が協力して、安全な避難行動や、避難先での集団避難生活や、復旧作業等にあたる。

4 監査役は、会の会計を監査する。

(総会)

第8条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回、年度当初の地区総会に合わせて開催する。ただし特に必要のあるときは、臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関する事。

(2) 訓練計画および整備計画に関する事。

(3) 予算および決算に関する事。

(4) その他、総会が特に必要と認めた事。

5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第9条 役員会は、会長・副会長によって構成する。

2 役員会は、次の事項を審議し実施する。

(1) 総会に提出すべき案件。

(2) 総会および地区、市から委任された事項。

(3) その他、役員会が特に必要と認めた事。

(年会費)

第10条 本会の年会費は、総会の議決を経て別(別紙1)に定める。

(役員手当)

第11条 役員の間年手当は、総会の議決を経て別(別紙1)に定める。

(会計年度)

第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第13条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時に行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から実施する。

様

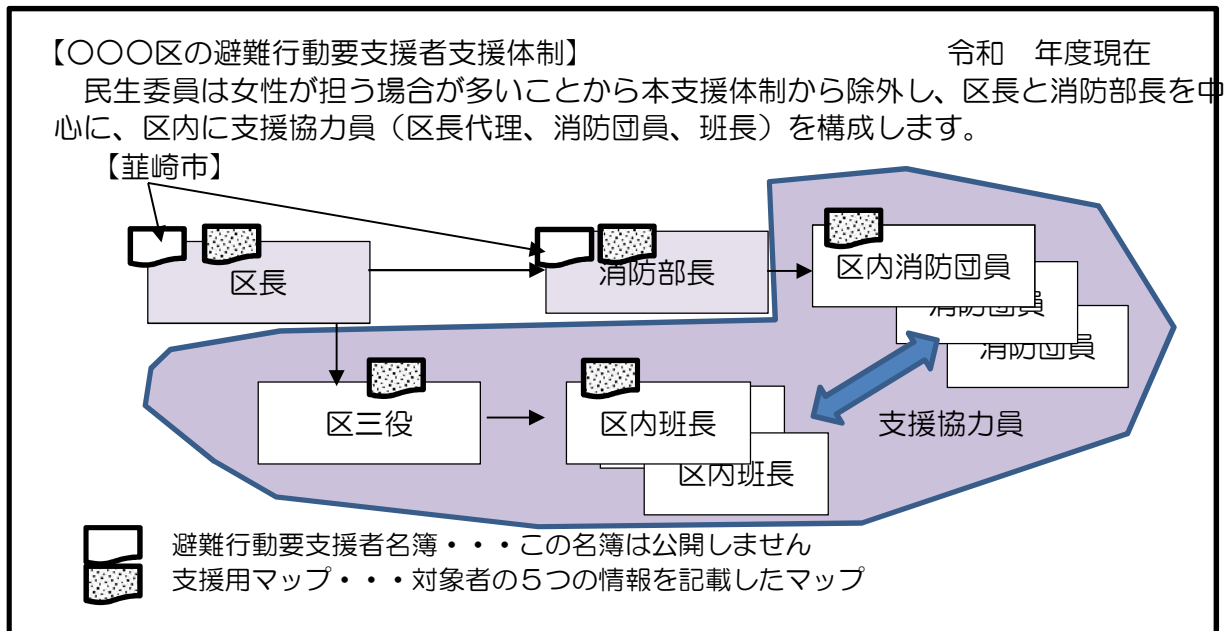
〇〇〇区 避難行動要支援者への確認書

〇〇〇区長

この度、**葦崎市福祉課**から改定された「**避難行動要支援者名簿**」を、**地区責任者**、**消防部長**、**民生委員**の3名が受け取り、その名簿に、**あなた様**の名前がありました。

〇〇〇区では令和元年度より、**大地震以外**の**大型台風**や**大雪**などの**到来**が**予想**され、**葦崎市**から「**高齢者等避難の予告**または**警報**」が出た場合、**事前**に**あなた様**を**可能な限り**区民で**協力**して**安全な施設**に**搬送**できるよう、**下図**の**支援体制**を**定めて**おります。

（地震では、**みんな**が**被災**するため**事後対応**となります）



そのため、**あなた様**の**普段**の**居場所**の**分かる****支援用マップ**を作成し、**支援協力員**で共有する必要があることから、**以下**の**5点**について、**あなた様**の**情報**を、**支援協力員**のみに**開示**したく、**ご理解**を**お願い**申し上げます。

1. おなまえ
2. ご住所（マップ上で自宅の場所を示すのに利用）
3. 電話番号
4. 要介護状態 ……以上1～4は、名簿内の情報です。
5. 希望搬送先 ……個別に確認させていただきます。
（市の指定避難所 または 市の指定福祉避難所 または 私的に希望する施設）

いざという時には、この情報をもとに支援協力員が早めにお伺いします。
そのため、緊急時に持参するものは普段からご用意ください。

〇〇〇自治会 ひなんこうどうようしえんしゃたいおう 避難行動要支援者対応

ひなんじゅんびれんらくぶん
避難準備連絡文

□□ △△様

おおがたたいふう 大型台風19号がごう接近せっきんしています。

じょうりく上陸は10月12日にち（土曜日）のよてい予定です。

いざというとき時には、はや早めに区でく安全な施設あんぜんにお送りしせつしますので、ひなん避難できるじゅんび準備をおくしてください。

じゅんびひん【準備品】 ふだん 普段にの飲んでいるくすり薬、くすりてちょうお薬手帳、
したぎるい 下着類、きが着替え、タオルタオル
などを、まとめてまとめておいてください。

いきさき【行き先】 しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会 大草大草デイサービスセンター
☎ 0551-23-5080

なお、じしんご自身かぞくや、ご家族じぜんによってひなん事前に避難ばあいされる場合は、おお手数てすうですが、じしゅぼうさいかいちょう自主防災会れんらく長まで連絡してください。

■■■地区自主防災会長□□□□
☎ 22-2222

〇〇市災害ボランティア支援要請カード



要請者控（2枚複写）

「災害ボランティアセンター」は、大規模災害等が発生した数日後、被災地外からの人的支援を受けるために設置されます。センターは、過剰な支援による混乱やトラブルを避ける目的もあります。

〇〇市でも、避難生活や復旧・復興等で人手支援は必要となった場合、下記様式でセンターに要請します。電話連絡も可能です。

連絡先は 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇又は 1111-11-1111

「〇〇市災害ボランティアセンター」設置予定場所は、xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxです。

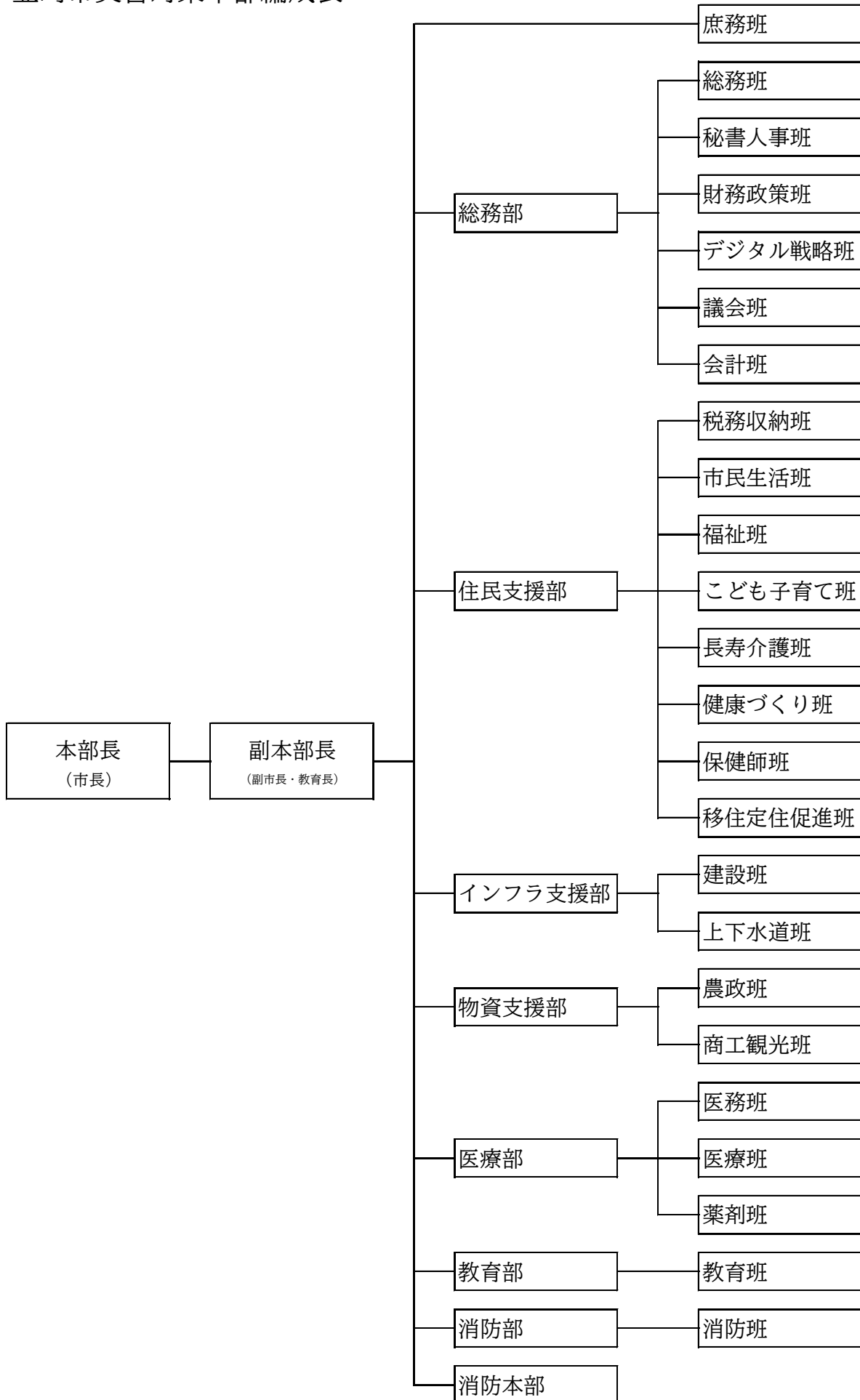
なお、本要請に対して災害ボランティアセンターでは、事前に支援を申し出ている団体等と連絡をとり、災害ボランティアセンター経由で要請地に入ることになります。

本カードは2枚複写で、要請者は受付後に控を受け取り、災害ボランティアの支援を待ちます。以下の太枠内を記入し、センターに要請してください。

支援要請者	要請日時	平成 年 月 日 曜日 時 分			
	要請者区分	1 指定避難所	2 自治会・自主防災組織	3 指定避難場所	
		4 企業	5 個人	6 その他（ ）	
	要請者名称				
	場所等	要請者氏名 _____ 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____ その他の連絡方法 _____ 主な支援活動の場所 _____			
要請内容	要請内容	要請事項（どんなことを）	片付け・人の世話・避難所支援・物資管理・その他（ ）		
		要請期間（いつから、いつまで）	月 日～ 月 日まで 日間		
		要請人数（何人ぐらい）	人程度		
		（備考）			
V・C記入欄	ボランティアの居場所	準備あり・準備なし・一部（ 人分準備あり）			
	ボランティアの宿泊場所	準備あり・準備なし・一部（ 人分準備あり）			
	ボランティアの食事	準備あり・準備なし・一部（ 人分準備あり）			
	作業に関する資機材	準備あり・準備なし・一部（ 人分準備あり）			
	受付者氏名				
	受付日時	平成 年 月 日 曜日 午前・午後 時 分			
	要請受付番号				

資 料 編

韮崎市災害対策本部編成表



分掌事務

性質：①活動体制、②情報通信、③広報、④応援要請、⑤災害救助法、⑥救助・救急、⑦二次災害防止、⑧医療、⑨保健衛生防疫、⑩交通運輸、⑪避難収容、⑫住宅・建築、⑬ライフライン、⑭経済産業、⑮文化・教育、⑯生活再建支援

部	班	分		事		務
		性質	性質	性質	性質	
(各部長の指示により行うこと。)	※各部共通事務	初動（発災直後）		1～3日後(被災状況に応じて初動事務に追加して行う業務)		性質
		班内の庶務に関すること。 班内職員の配備に関すること。 所管・関連施設及び事項の被害調査や応急対策に関すること。 班内の応援協力に関すること。 班長、本部長の指示に基づき他部の応援協力に関すること。		優先度の高い通常業務		
	庶務班 (総務課危機管理担当)	① 災害対策本部の設置及び本部の庶務に関すること。 ② 防災会議その他の関係機関との連絡等に関すること。 ③ 各部、各班との連絡調整に関すること。 ④ 災害情報の受領、伝達に関すること。 ⑤ 避難情報の発令に関すること。 ⑥ 防災行政無線に関すること。 ⑦ 県、他市町村、自衛隊等への応援要請及び相互応援協定に関すること。	① 災害救助法の請求に関すること。			⑤
	総務班 (総務課)	① 臨時ヘリポートの開設に関すること。 ② 災害時の交通規制実施の協力に関すること。 ③ 自主防災組織との連絡調整に関すること。 ④ 災害対策本部における本部員に関すること	④ 災害対策に係る物品の調達及び工事の契約に関すること。 ⑩ 災害対策に必要な用地等の総合調整に関すること。 ⑪ 災害時の交通規制実施の協力に関すること。 ① その他、他の部の所管に属さないこと。			① ① ⑩
総務部	秘書人事班 (秘書人事課)	① 本部長及び副本部長に関すること。 ② 災害対策活動従事者の食料等の確保に関すること。 ③ 職員の非常招集、解散に関すること。 ④ 職員の勤務及び出勤に関すること。 ⑤ 職員等の安否確認に関すること。 ⑥ 災害対策本部における本部員に関すること。	① 災害視察者及び見舞者に関すること。 ② 災害派遣職員の受入れに関すること。 ③ 職員の健康管理に関すること			④ ④ ①

分掌事務

性質：①活動体制、②情報通信、③広報、④応援要請、⑤災害救助法、⑥救助・救急、⑦二次災害防止、⑧医療、⑨保健衛生防疫、⑩交通運輸、⑪避難収容、⑫住宅・建築、⑬ライフライン、⑭経済産業、⑮文化・教育、⑯生活再建支援

部	班	分		事 務	
		性質	初動（発災直後）	1～3日後（被災状況に応じて初動事務に追加して行う業務）	性質
総務部	議会班 (議会事務局)	①	1 市議会の連絡に関すること。	①	1 災害対策に関する財政計画に関すること。
		①	2 災害対策本部における本部員に関すること。	①	2 被災者生活支援（外国人）に関すること。
	財務政策班 (財務政策課)	①	1 被災者の苦情、陳情、相談、問い合わせ等の受付に関すること。	①	1 災害対策に関する財政計画に関すること。
		①	2 被害状況等の取りまとめ及び県等への報告に関すること。	①	2 被災者生活支援（外国人）に関すること。
		⑪	3 外国人の避難所支援に関すること。	⑪	
		⑪	4 帰宅困難者対策に関すること。	⑪	
住民支援部	会計班 (会計課長)	①	5 災害対策本部における本部員に関すること。	①	
		③	1 市民への広報活動に関すること。	③	
		③	2 災害状況の記録、撮影に関すること。	③	
		③	3 報道関係との連絡及び記者会見に関すること。	③	
		②	4 情報システムの危機管理及び安全対策に関すること。	②	
		②	5 OA器類の点検、安全確保対策に関すること。	②	
住民支援部	税金収納班 (税金収納課)	①	6 災害対策本部における本部員に関すること。	①	
		①	1 災害対策本部における本部員に関すること。	①	1 災害の経理出納に関すること。
		①		①	2 義援金の受付及び保管に関すること。
		①		①	3 指定金融機関等との連絡調整に関すること。
		⑫		⑫	1 住家被害の調査に関すること。
		⑫		⑫	2 罹災証明の発行に関すること。
住民支援部	市民生活班 (市民生活課)	①		①	3 被災納税者の減免等に関すること。
		①		①	4 被災住民への税関係の相談に関すること。
		⑪		⑪	1 死体の処理及び埋火葬に関すること。
		⑨		⑨	2 遺体収容所の設置運営に関すること。
		⑨		⑨	3 被災地の消毒等防疫対策に関すること。
		⑨		⑨	

分掌事務

性質：①活動体制、②情報通信、③広報、④応援要請、⑤災害救助法、⑥救助・救急、⑦二次災害防止、⑧医療、⑨保健衛生防疫、⑩交通運輸、⑪避難収容、⑫住宅・建築、⑬ライフライン、⑭経済産業、⑮文化・教育、⑯生活再建支援

部	班	分 掌 事 務		性質	
		初動（発災直後）	1～3日後（被災状況に応じて初動事務に追加して行う業務）		
住民 支援部	こども育て班 (こども育て課)	1 避難所の開設及び運営に関すること。 2 要配慮者の安否確認及び救助救援に関すること。 3 要配慮施設に対する連絡調整に関すること。 4 避難所運営における外部への支援要請の検討に関すること。	被災者生活支援（乳幼児や妊婦）に関すること。	⑪ ⑧⑪ ⑪ ④ ⑩⑪ ⑪ ⑪ ④	⑩
	福 社 班 (福祉課)	要配慮者の安否確認及び救助救援に関すること。 炊出し及びその他食料品の調達、配給に関すること。 避難情報の周知、発令時の避難誘導に関すること。 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 要配慮施設に対する連絡調整に関すること。 福祉避難所運営における外部への支援要請の検討に関すること。	災害弔慰金の支給等に関すること。 被災者生活再建支援金の支給に関すること。 被災者生活支援（障害者・被保護者）に関すること。	⑧⑪ ⑪ ⑦ ⑪ ⑪ ④	⑩ ⑩ ⑩
	長寿介護班 (長寿介護課)	社会福祉協議会との連絡に関すること。 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 要配慮者の安否確認及び救助救援に関すること。 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関すること。 要配慮施設に対する連絡調整に関すること。 要配慮者対策に関する外部への支援要請の検討に関すること。	被災者生活支援（高齢者・要介護者）に関すること。 ボランティアセンターの開設協力に関すること。	① ① ⑧⑪ ⑪ ⑪ ⑪ ④	⑩
	健康づくり班 (健康づくり課)	韮崎市医師会、北巨摩医師会、韮崎市歯科医師会との連絡に関すること。 救護所の設置に関すること。 市内医療施設の被害調査及び情報伝達と調整に関すること。 傷病者の応急手当及び連絡に関すること。 感染症の予防及び保健衛生指導に関すること。	被災住民に対する心身及び食生活支援対策等各種相談業務に関すること。 遺体の検案及び収容の協力に関すること。	⑧ ⑧ ⑧ ⑥ ⑨	⑨ ⑥

分掌事務

性質：①活動体制、②情報通信、③広報、④応援要請、⑤災害救助法、⑥救助・救急、⑦二次災害防止、⑧医療、⑨保健衛生防疫、⑩交通運輸、⑪避難収容、⑫住宅・建築、⑬ライフライン、⑭経済産業、⑮文化・教育、⑯生活再建支援

部	班	分		事 務		性質
		学	務	学	務	
住民 支援部	保健師班 (統括保健師)	初動(発災直後)		⑨	被災住民に対する心身及び食生活支援対策等各種相談業務に追加して行う業務	⑨
		⑧	感染症の予防及び保健衛生指導に関すること。 救護所の設置に関すること。	⑩	避難所生活支援に関すること。	⑩
		⑪	避難所の生活環境に関すること。 山梨県福祉医療対策本部及び保健所との連絡調整に関すること 外部への支援要請の検討に関すること。	⑪	被災者生活支援(医療的ケア者・妊産婦)に関すること。	⑪
物資 支援部	移住定住促進班 (移住定住促進課)	⑫	市営住宅及び定住促進住宅の被災状況に関すること	⑫	被災者への住宅供給及び住宅復興に係る相談に関すること。 応急仮設住宅の用地確保、建築、入居受付及び住宅の応急修理に関すること。	⑫
		⑬	物資配送拠点の運営に関すること	⑬	農林業団体等との連絡調整に関すること。	⑬
	農政班 (農政課・農業委員会)	⑬	救助物資等の受付、保管、仕分け、配分に関すること。	⑬	農作物、農耕地の被害状況調査集計及び応急対策に関すること。	⑬
		⑬	炊出し及びその他食料品の調達、配給に関すること。 備蓄物資や資材等の緊急輸送に関すること。	⑬	家畜の応急対策、応急救護及び防疫に関すること。	⑬
		⑬	災害応急対策に要する資機材、車両器具、燃料調達(災害協定含む)に関すること。 物資配送拠点の開設・運営に関すること	⑬	被災商工業者に対する融資及び復興支援に関すること。 商工業施設の被害調査及びBCP普及に関すること。	⑬
商工観光班 (商工観光課)	⑬	災害による資材等の緊急輸送に関すること。 民間自動車等の配車及び輸送に関すること。	⑬		⑬	

分掌事務

性質：①活動体制、②情報通信、③広報、④応援要請、⑤災害救助法、⑥救助・救急、⑦二次災害防止、⑧医療、⑨保健衛生防疫、⑩交通運輸、⑪避難収容、⑫住宅・建築、⑬ライフライン、⑭経済産業、⑮文化・教育、⑯生活再建支援

部	班	分 掌 事 務	
		学 校	性 質
	建設班 (建設課)	初動（発災直後） 水防活動に関する事。 道路の障害物、がれきの除去に関する事。 水防資機材の輸送及び応急処理に関する事。 土砂災害危険箇所等の情報収集と警戒、安全確保に関する事。 山地災害危険箇所等の巡回、応急対策に関する事。 公共施設の被災状況に関する事。 危険建物の情報収集と安全確保に関する事。 孤立集落の把握・解消等に関する事。	1～3日後(被災状況)に応じて初動事務に追加して行う業務 建築基準法の施行に関する報告に基づき「災害時の報告」をするための調査に関する事。 住宅金融公庫の災害住宅貸付けに伴う特別な建築確認審査業務の開設に関する事。 非常災害時における仮設建築物に対する制限の緩和をする区域を知事に承認を求めて指定する業務に関する事。 災害時の建築指導に関する事。 空き家バンクの被災状況に関する事。 土地改良区との連絡調整に関する事。
インフラ 支援部	上下水道班 (上下水道課)	応急給水及び緊急時用水・飲料水の確保に関する事。 水道の被害状況の記録統計に関する事。 峡北地域広域水道企業団との連携に関する事。 被災地及び避難場所の飲料水の品質保全に関する事。 各配水区域の配水計画、配水弁等の整備並びに保管に関する事。 地下水資源の調査保護に関する事。 外部への支援要請の検討に関する事。 下水道の被害状況の記録統計に関する事。 マンホールポンプの運転継続に関する事。 県及び釜無川流域関連市町との連携に関する事。 外部への支援要請の検討に関する事。	指定工事店の動員体制に関する事。 上水道施設設備の復旧に関する事。 下水道施設設備の復旧に関する事。 ⑬ ⑬ ⑬ ⑬ ⑬ ⑬ ⑬ ⑬ ⑬ ④

分掌事務

性質：①活動体制、②情報通信、③広報、④応援要請、⑤災害救助法、⑥救助・救急、⑦二次災害防止、⑧医療、⑨保健衛生防疫、⑩交通運輸、⑪避難収容、⑫住宅・建築、⑬ライフライン、⑭経済産業、⑮文化・教育、⑯生活再建支援

部	班	分 務		性質
		掌	事	
医療部	病院医務班 (市立病院事務局)	初動（発災直後）		⑧
		県内公的医療機関等との連絡に関する事。		⑧
		災害拠点病院の運営に関する事。 傷病者の受入に関する事。		⑧
医療部	病院医療班 (市立病院医療局)	医療救護班の編制及び治療に関する事。		⑧
		死体の検案協力に関する事。		⑥
		衛生資材の確保に関する事。		⑧
医療部	薬剤班 (市立病院薬局)	医療品の確保に関する事。		⑧
		臨時ヘリポートの開設の協力に関する事。		②
		被災児童生徒等の救護に関する事。 児童生徒等の被災状況の取りまとめ、報告等に関する事。 児童生徒等の保健衛生に関する事。 避難所の開設及び運営に係る学校施設との連絡調整に関する事。		⑮ ⑮ ⑮ ⑪
教育部	教育班 (教育課)	心身教育に関する事。（教育施設、教材等の確保）		⑮
		応急仮設住宅等の災害対策用地確保の協力に関する事。		⑪
消防部	消防班 (消防団)	水、火災その他災害の警戒防護及び現場活動に関する事。		⑥
		消防信号及び水防信号の発令に関する事。		⑥
		避難誘導に関する事。		⑥
		災害情報の収集及び伝達の協力に関する事。		⑥
		救急・救護活動に関する事。		⑥
		行方不明者及び遺体の捜索に関する事。		⑥
		その他消防団活動に関する事。		⑥

災害時の職員初動規定及び配備基準について

1. 全庁初動規定

- ① 配備要員となった者は災害対策本部（市役所）への参集を最優先とし、災害対策本部事務分掌による各部長の指示により行動する。
- ② 速やかな参集が不可能な場合（負傷や県外出張等）は、本人の安否及び参集可能時期について災害対策本部に連絡をする。
- ③ 参集後は、別に設ける「部署別初動規定」により業務を行う。
- ④ 配備要員は、災害が長期化する場合は各課（部）5 割程度とし、原則 12 時間を目的に交代で対応する。

2. 配備基準

(1) 勤務時間中の対応

	配備基準	配備概要	対応事務	配備要員	職員の対応
第1配備	1 気象に関する注意報が発表され、必要と認められるとき	最小限の人員をもって、予測される災害の情報収集を行い、災害発生に備える。	<ul style="list-style-type: none"> ・気象台等からの情報を必要に応じて関係部に伝達 ・災害警戒（水防）本部の設置 ・気象情報の伝達 ・関係機関との連絡 	総務課職員 他必要と認める課職員	配備要員以外の職員は通常業務を行う。
	2 市内において震度4以下の地震が発生したとき				
	3 その他必要に応じて市長が配備を命じたとき				
第2配備	1 気象に関する警報が発表されたとき	小規模の災害が発生する恐れがあると予測されるため、状況に応じて速やかに第3配備に移行できる体制とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・パトロール ・災害情報に関する広報 ・応急対策の実施 ・被害状況調査 ・被害状況を県へ報告 ・各施設管理者及び自主防災組織との連絡 	上記の他、建設課職員 他必要と認める課職員	配備要員以外の職員は通常業務を行うが、第3次配備への移行に備える。
	2 市内において震度5弱の地震が発生したとき				
	3 その他必要に応じて市長が配備を命じたとき				
第3配備	1 気象に関する警報が発表され、被害が予想されるとき	中大規模の災害が発生する恐れがある又は既に災害が発生した状況であるため、災害対策本部を設置し情報受伝達や応急対策を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・パトロール ・災害情報に関する広報 ・応急対策の実施 ・被害状況調査 ・被害状況を県へ報告 ・各施設管理者及び自主防災組織との連絡 	上記の他、財務政策課、デジタル戦略課、農政課、商工観光課、福祉課、こども子育て課、教育課、上下水道課職員 他必要と認める課職員	大規模な災害の発生に備え、配備要員以外の職員も庁舎からの外出等を控え、必要に応じて災害対策本部の指示に従う。
	2 市内において震度5強の地震が発生したとき				
	3 その他必要に応じて市長が配備を命じたとき				
第4配備	1 気象に関する大規模な災害が発生し、又はその恐れがあるとき	全部員を動員し、災害対策に全力を注ぐ。	<ul style="list-style-type: none"> ・その他事務分掌による災害対策業務 	全職員	庁舎内にいる職員は直ちに災害対策本部の指示に従い行動する。 また、庁舎外にいる職員については災害対策本部への参集を最優先とし、対応が不可能である場合は連絡手段を確保し、その旨を報告する。
	2 市内において気象等に関する特別警報が発表されたとき				
	3 市内において震度6弱以上の地震が発生したとき				
	4 その他市内に大きな被害が発生したとき				

(2) 勤務時間外の対応

	配備基準	配備概要	対応事務	配備要員	職員の対応
第1配備	1 気象に関する注意報が発表され、必要と認められるとき	最小限の人員をもって、予測される災害の情報収集を行い、災害発生に備える。	<ul style="list-style-type: none"> 気象台等からの情報を必要に応じて関係部に伝達 	宿直職員 総務課危機管理担当職員 他必要と認める課職員	配備要員は必要に応じて総務課危機管理担当に情報を伝達する。
	2 市内において震度4以下の地震が発生したとき				
	3 その他必要に応じて市長が配備を命じたとき				
第2配備	1 気象に関する警報が発表されたとき	小規模の災害が発生する恐れがあると予測されるため、状況に応じて速やかに第3配備に移行できる体制とする。	<ul style="list-style-type: none"> 災害警戒（水防）本部の設置 気象情報の伝達 関係機関との連絡 	総務課、建設課職員 他必要と認める課職員	配備要員以外の職員は第3次配備への移行が迅速に行えるよう備える。
	2 市内において震度5弱の地震が発生したとき				
	3 その他必要に応じて市長が配備を命じたとき				
第3配備	1 気象に関する警報が発表され、被害が予想されるとき	中大規模の災害が発生する恐れがある又は既に災害が発生した状況であるため、災害対策本部を設置し情報受伝達や応急対策を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置 パトロール 災害情報に関する広報 応急対策の実施 被害状況調査 被害状況を県へ報告 各施設管理者及び自主防災組織との連絡 	上記の他、財務政 策課、デジタル戦 略課、農政課、商 工観光課、福祉 課、こども子育て 課、教育課、上下 水道課職員 他必 要と認める課職員	大規模な災害の発生に備え、 配備要員以外の職員は極力自 宅待機とし、必要に応じて災 害対策本部の指示に従う。
	2 市内において震度5強の地震が発生したとき				
	3 その他必要に応じて市長が配備を命じたとき				
第4配備	1 気象に関する大規模な災害が発生し、又はその恐れがあるとき	全員を動員し、災害対策に全力を注ぐ。	<ul style="list-style-type: none"> その他事務分掌による災害対策業務 	全職員	全職員は直ちに災害対策本部 に参集し、本部員の指示によ り行動する。 また、災害対策本部への参集 が不可能である場合はその旨 を報告する。
	2 市内において気象等に関する特別警報が発表されたとき				
	3 市内において震度6弱以上の地震が発生したとき				
	4 その他市内に大きな被害が発生したとき				

○防災関係機関一覧

1 県

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
県防災局防災危機管理課	甲府市丸の内一丁目6番1号	055-223-1432
中北地域県民センター	韮崎市本町四丁目2番4号北巨摩合同庁舎1階	0551-23-3057
中北保健福祉事務所	〃	0551-23-3074
中北林務環境事務所	〃 4階	0551-23-3087
中北建設事務所峡北支所	〃 3階	0551-23-3061
中北農務事務所	〃 2階	0551-23-3077

2 指定行政機関、指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
総務省消防庁	東京都千代田区霞が関二丁目1番2号	03-5253-7777
財務省関東財務局甲府財務事務所	甲府市丸の内一丁目1番18号甲府合同庁舎8階	055-253-2261
農林水産省関東農政局山梨県拠点所	甲府市丸の内一丁目1番18号甲府合同庁舎10階	055-254-6055
林野庁山梨森林管理事務所	甲府市宮前町7番7号	055-253-1336
国土交通省関東運輸局山梨運輸支局	笛吹市石和町唐柏1000番地9	055-261-0880
気象庁甲府地方気象台	甲府市飯田四丁目7番29号	055-222-9101
総務省関東総合通信局	東京都千代田区九段南一丁目2番1号九段第3合同庁舎	03-6238-1600
山梨労働局甲府労働基準監督署	甲府市下飯田二丁目5番51号	055-224-5617
韮崎公共職業安定所	韮崎市若宮一丁目10番41号	0551-22-1331
国土交通省甲府河川国道事務所	甲府市緑が丘一丁目10番1号	055-252-5491
〃 富士川上流出張所	西八代郡市川三郷町市川大門645番地	055-272-0040
関東管区行政評価局（山梨行政監視行政相談センター）	甲府市丸の内一丁目1番18号甲府合同庁舎9階	055-252-1496

3 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
東日本旅客鉄道（株）韮崎駅	韮崎市若宮一丁目1番1号	
東日本電信電話株式会社山梨支店	甲府市朝気三丁目21番15号	055-237-0554
韮崎郵便局	韮崎市中央町5番22号	0551-22-1107
穂坂郵便局	韮崎市穂坂町宮久保6165番地3	0551-22-2974
藤井郵便局	韮崎市藤井町坂井75番地1	0551-22-2973
中田郵便局	韮崎市中田町小田川1383番地1	0551-25-5717
穴山郵便局	韮崎市穴山町4380番地	0551-25-5940
円野郵便局	韮崎市円野町下円井26番地3	0551-27-2041
清哲郵便局	韮崎市清哲町青木2250番地1	0551-22-2975
大草郵便局	韮崎市大草町上條東割878番地1	0551-22-2972
韮崎本町南郵便局	韮崎市本町三丁目2番21号	0551-22-2978
日本赤十字社山梨県支部	甲府市池田一丁目6番1号	055-251-6711
日本通運（株）山梨営業センター	甲府市丸の内二丁目26番1号	055-224-4102
東京電力パワーグリッド（株）	甲府市丸の内一丁目10番7号	0120-995-007

4 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
山梨交通（株）韮崎営業所	韮崎市栄一丁目4番7号	0551-22-2511
（社）山梨県トラック協会	笛吹市石和町唐柏1000番地7	055-262-5561
（社）山梨県医師会	甲府市徳行五丁目13番5号	055-226-1611
（社）山梨県エルピーガス協会	甲府市飯田一丁目4番4号ヒロセビル2階	055-228-4171

5 警察

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
甲斐警察署	甲斐市志田670番地	0551-20-0110
韮崎交番	韮崎市若宮一丁目1番6号	0551-22-7701
穂坂駐在所	韮崎市穂坂町宮久保6111番地1	0551-22-1094
藤井駐在所	韮崎市藤井町北下條491番地1	0551-22-1097
穴山駐在所	韮崎市穴山町4316番地2	0551-25-5330
円野駐在所	韮崎市円野町下円井574番地1	0551-27-2120
旭駐在所	韮崎市旭町上條中割1053番地4	0551-22-1093
龍岡駐在所	韮崎市龍岡町下條東割822番地2	0551-22-1098

6 消防

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
峡北広域行政事務組合消防本部	韮崎市本町四丁目8番36号	0551-22-0119
// 韮崎消防署	//	0551-23-1499

7 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊東部方面特科連隊	南都留郡忍野村忍草3093番地	0555-84-3135

8 公共の団体

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
梨北農業協同組合	韮崎市一ツ谷1895番地	0551-22-1311
山梨県農業共済組合 北部支所	韮崎市藤井町駒井3206番地1	0551-23-1111
峡北森林組合	北杜市武川町宮脇36番地	0551-26-2300
韮崎市商工会	韮崎市本町一丁目5番25号	0551-22-2204
峡北地域広域水道企業団	北杜市須玉町若神子744番地28	0551-42-4830
韮崎市社会福祉協議会	韮崎市大草町若尾1680番地	0551-22-6944

○ 韮崎市水防協議会・防災会議委員名簿

区 分	職 名
会 長	韮崎市長
委 員（警察関係）	甲斐警察署長
〃（県 関 係）	中北地域県民センター地域防災幹
〃（国 関 係）	国土交通省甲府河川国道事務所長
〃（鉄道関係）	東日本旅客鉄道（株）韮崎駅長
〃（電気関係）	東京電力パワーグリッド（株）山梨総支社 韮崎事務所次長
〃（通信関係）	東日本電信電話（株）山梨支店長
〃（消防関係）	峡北広域行政事務組合消防本部消防長
〃（ 〃 ）	韮崎消防署長
〃（ 〃 ）	韮崎市消防団長
〃（市議会関係）	韮崎市議会議長
〃（地区長関係）	韮崎市地区長連合会長・自主防災組織連絡協議会長
〃（農業関係）	梨北農業協同組合代表理事組合長
〃（商 工 会）	韮崎市商工会長
〃（日赤関係）	韮崎市赤十字奉仕団委員長
〃（自 衛 隊）	陸上自衛隊東部方面特科連隊 第1大隊第1中隊長
〃（学識経験者）	NPO法人減災ネットやまなし理事長
〃（女性団体）	韮崎市女性団体連絡協議会長
〃（気象関係）	甲府地方気象台長
〃（建設業関係）	韮崎市建設安全協議会長
〃（女性消防協力隊）	韮崎市女性消防協力隊長
〃（幼稚園・保育園関係）	すみれ韮崎保育園長
〃（福祉関係）	韮崎市民生委員児童委員協議会長
〃（市民代表）	韮崎市社会福祉協議会長
〃（市 関 係）	副市長
〃（ 〃 ）	教育長

○市内医療機関一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号 (FAX番号)	診 療 科 目
<u>韮崎市国民健康保険</u> 韮崎市立病院	本町三丁目5番3号	Tel22-1221 F 22-9731	内・外・整・小・眼・ 泌・放・リハビリ・脳・ 麻酔・リウマチ・皮
<u>医療法人恵信韮崎会</u> 恵信韮崎病院	一ツ谷1865番地1	Tel22-2521 F 23-1838	内・外・整・透析内科・ リハビリ
韮崎東ヶ丘病院	穂坂町宮久保1216番地	Tel22-0087 F 22-8474	精・心・リハビリ・老年 精神
<u>山梨県立北病院</u>	旭町上条南割3314番地 13	Tel22-1621 F 23-0672	精
<u>山梨県立</u> あけぼの医療福祉センター	旭町上条南割3251番地1	Tel22-6111 F 22-7890	整・小・泌・リハビリ・ 皮・歯
千野眼科医院	本町一丁目5番26号	22-0038	眼
三井医院	本町一丁目11番8号	22-0845	内・小・神経内科
薬袋整形外科医院	富士見二丁目13番2号	22-0203	整・外・リハビリ・内・ リウマチ
藤森耳鼻咽喉科医院	藤井町南下条180番地1	23-1411	耳
野口外科胃腸科	中田町中条1433番地	25-5015	外・胃・内・整・放
秋山脳外科	大草町若尾1330番地	22-8881	脳・外・神経・消・リハ ビリ
秋山内科クリニック	龍岡町下条南割939番地	23-0526	内
本町クリニック	本町二丁目19番3号	22-8741	内・ 小・呼・耳
ますやま整形外科クリニック	藤井町南下条395番地	21-2100	整・リハビリ・リウマチ
藤井平皮膚科	藤井町坂井320番地1	22-1512	皮・アレルギー
たのくらクリニック	藤井町南下条338番地	21-3030	内・消
まえざわクリニック	若宮二丁目14番1号	21-2333	泌
きっかわ整形外科クリニック	若宮二丁目8番18号	30-4141	整・リハビリ・リウマチ
にこにこクリニックこでら小児科	龍岡町下条南割1045番地	23-6677	小
いいのクリニック	本町二丁目14番15号	23-1296	消・内・外・肛
岩下内科医院	若宮一丁目2番50号	45-8890	内・消
こまいこどもクリニック	中田町中条1642番地4	45-6033	小
韮崎おはな産婦人科	富士見一丁目3番9号	22-1070	産・婦・小・外
トータルサポートクリニック韮崎	若宮2丁目9番25号	35-9175	内・歯・ 精
さおり皮ふ科クリニック	若宮二丁目9番47号	45-7521	皮・アレルギー・小児皮 膚・美容皮膚
<u>わかみや内科消化器外科クリニック</u>	<u>若宮一丁目6番41号</u>	<u>45-9033</u>	<u>内・消・肛</u>

○ 蕪崎市指定給水装置工事事業者一覧表

令和7年10月1日現在

番号	業 者 名	住 所	電 話
1	菊島設備(株)	蕪崎市大草町若尾970	0551-22-0382
2	(有)清水水道	蕪崎市本町二丁目3-16	0551-22-0956
3	(株)リモデヤドットコム	蕪崎市旭町上條北割1199	0551-22-8261
4	土橋設備工業	蕪崎市富士見ヶ丘一丁目8-15	090-3506-6880
5	御用間屋 伊藤	蕪崎市富士見ヶ丘二丁目5-54	050-3635-7360
6	細田設備	蕪崎市円野町上円井1735	0551-27-2214
7	(株)日設管興	蕪崎市穂坂町宮久保5293	0551-23-1238
8	栄工業(有)	蕪崎市上ノ山260	0551-22-0591
9	(株)島村組	蕪崎市穴山町8795	0551-22-7151
10	(有)峡中建設	蕪崎市本町三丁目3-29	0551-23-5939
11	セイノ設備	蕪崎市中島一丁目15-14	0551-22-8262
12	(有)パ ｲｸﾞｯｸ	蕪崎市大草町下条西割1411-17	0551-23-1751
13	コバヤシ設備	蕪崎市穂坂町宮久保62-5	090-3008-9944
14	サンコー工業(株)	蕪崎市穂坂町宮久保6096-1	0551-22-3441
15	(株)クリーン・システム	蕪崎市藤井町南下條733-1	0551-45-7761
16	ハルパ ｰﾄﾞﾅｰ ﾆｰﾗｲﾌ	蕪崎市藤井町駒井3297-4	0551-23-4884
17	(有)入戸野設備	北杜市明野町浅尾755	0551-25-3020
18	(有)岡田設備	北杜市白州町鳥原2418-3	0551-35-3543
19	(株)牛田	北杜市高根町村山東割1917-4	0551-47-2565
20	(株)昂翔	北杜市高根町村山東割2097-5	090-5545-6786
21	明立工業(株)	北杜市高根町清里1870	0551-48-2259
22	中山設備	北杜市白州町横手2513	0551-35-3125
23	(有)坂本水設工業	北杜市長坂町小荒間125-1	0551-32-5258
24	日向設備	北杜市長坂町白井沢3004	0551-32-3563
25	すすき	北杜市武川町三吹2143-12	0551-26-2331
26	(株)中央設備	北杜市小淵沢町3342-10	0551-32-5779
27	シンワ設備	北杜市高根町五町田178-2	0551-47-3235
28	高橋管工	北杜市武川町牧原1448-1	0551-26-2583
29	(有)坂本設備	北杜市白州町白須257-2	0551-35-2700
30	天野設備工業	甲斐市玉川1586-7	055-276-1460
31	(有)トーショー	甲斐市万才155-1	055-276-3271
32	豊田設備	甲斐市長塚643-1 マルマンマンションⅡ 201	080-2036-6156
33	(株)レイコー	甲斐市長塚701-2	055-277-6863
34	双葉設備(株)	甲斐市志田517-1	0551-28-4775
35	深澤設備	甲斐市富竹新田1887-2	055-276-0388
36	昭和土地建設(株)	甲斐市名取731-2	055-276-0001
37	(株)末木設備工業	甲斐市島上条457-1	055-277-7873

番号	業 者 名	住 所	電 話
38	長田設備工業	甲斐市牛匂2263-8	055-277-3553
39	赤池サービス	甲斐市篠原1267-4	055-279-2468
40	(有)ツルタ設備	甲斐市打返207	055-277-9500
41	(株)いのまた	甲斐市長塚270	055-277-2322
42	入倉設備	甲斐市西八幡1548-4	090-4723-3993
43	(株)MJS	甲斐市西八幡2301-2	055-260-7388
44	WEED株式会社	甲斐市西八幡2705-1-202	055-267-9665
45	カネト工業(株)	甲斐市西八幡3484	055-276-6351
46	五味設備	甲斐市牛匂2254-1	055-277-9521
47	山野設備工業	甲斐市龍地6544	0551-28-2570
48	中村設備	甲斐市岩森1282-4	090-2739-9377
49	中澤工業	甲斐市大笠2094	0551-28-1069
50	石原設備	甲斐市菖蒲澤769-8	090-1652-7977
51	パイピング中村	甲斐市団子新居1456-1	0551-28-3753
52	長沼工業	南アルプス市曲輪田676-2	055-283-0484
53	(有)江藤工業所	南アルプス市野牛島2450-4	055-285-4488
54	(有)塩谷工業	南アルプス市有野3021	055-285-4171
55	富士見園芸	南アルプス市六科1412-46	055-285-0733
56	(有)東設備	南アルプス市上今諏訪1759	055-282-4809
57	功刀松太郎商店	南アルプス市上今井112	055-282-2453
58	株式会社小林設備工業	南アルプス市上今井739-1	055-244-2171
59	(有)ハヤカワ	南アルプス市鏡中条3372	055-282-8118
60	清優工業	南アルプス市飯野2506-4	055-284-5891
61	(株)清水総合工業	南アルプス市有野3274	055-285-4662
62	三和住設(株)	南アルプス市小笠原435-2	055-284-1133
63	(株)ナカジマ設備	南アルプス市上宮地775-1	055-283-2800
64	(株)栄進設備工業	南アルプス市加賀美3277	055-284-5466
65	(有)武井設備	南アルプス市西南湖782-1	055-283-2310
66	(株)管システム工業	南アルプス市百々3083-1	055-285-2907
67	(有)新津工業	南アルプス市小笠原874-1	055-282-3487
68	大栄設備(株)	甲府市下飯田二丁目11-17	055-224-4331
69	(有)近藤設備工業	甲府市心経寺町337	055-240-1137
70	(有)ダイテツ工業	甲府市德行四丁目8-11	055-237-4377
71	(株)カイ空衛	甲府市大里町1063-1	055-241-1777
72	谷内暖冷工業	甲府市大里町3559-19	055-241-6227
73	(株)渡辺工業所	甲府市国母五丁目9-24	055-224-6353
74	甲府冷暖工業(株)	甲府市貢川一丁目5-55	055-226-5700
75	日昇総合設備(株)	甲府市德行三丁目6-23	055-237-8891
76	富士冷暖(株)	甲府市上石田三丁目17-13	055-226-1451
77	有泉工業(株)	甲府市里吉一丁目4-1	055-235-0587

番号	業 者 名	住 所	電 話
78	雨宮工業(株)	甲府市荒川二丁目13-1	055-253-4361
79	時空管工業	甲府市東光寺二丁目24-8	055-237-2952
80	(株)山田設備	甲府市青葉町7-18	055-237-1897
81	古谷設備工業	甲府市青葉町14-2	080-9389-0206
82	甲府管工業(有)	甲府市国母七丁目5-36	055-267-6307
83	(株)日設工業	甲府市湯村三丁目5-21	055-251-4891
84	(株)山梨管工業	甲府市中小河原一丁目9-17	055-241-6011
85	ST水道メンテナンス(株)	甲府市千塚二丁目5-12	055-231-5405
86	かしわ管工	甲府市上曾根町429	090-3231-1945
87	(株)国母設備	甲府市国母五丁目7-20	055-242-2200
88	オゴヌキ設備	甲府市古府中町1000	055-252-8720
89	甲和管工業	甲府市国母五丁目18-4	055-227-7266
90	(株)MAEZAWA	甲府市貢川本町4-3	055-237-0199
91	(有)マルシゲ興業	甲府市善光寺二丁目3-8	055-237-3389
92	大宮設備	甲府市池田三丁目2-17 ハイツ長田パート2A102	090-3479-3556
93	(株)レンサエンジニアリング	甲府市朝気二丁目1-22	055-233-5462
94	(株)ミヤビ総設	笛吹市石和町井戸1194-3	055-244-5522
95	横谷設備	笛吹市石和町河内259-10	090-7170-3091
96	小澤設備興業(株)	笛吹市石和町市部520-5	055-225-5777
97	(有)松山興業	笛吹市石和町河内77	055-262-5621
98	有限会社アクアクラフト	笛吹市石和町河内224-2	055-263-7581
99	(株)アルテ	笛吹市八代町北1273	055-265-1237
100	(有)宮下設備	笛吹市御坂町成田374	055-262-7097
101	(株)丸トモ設備工業	笛吹市石和町砂原137-1	055-262-4277
102	(有)丸松	中央市藤巻737-1	055-288-1388
103	野中住宅設備	中央市藤巻1562	055-274-0631
104	佐野工建(株)	中央市西花輪4027-8	055-273-1230
105	保坂設備	中央市浅利2921	055-269-2471
106	中央水道	中央市下河東3005-1	055-274-3654
107	オートリ工業	中央市西花輪2692-5	055-273-4411
108	(株)マルホ工業	中央市浅利2920	090-7816-0777
109	山中設備	山梨市上神内川1667-3	090-7816-0777
110	(有)坂本設備サービス	中巨摩郡昭和町上河東543-15	055-275-0955
111	(有)保泉商事	中巨摩郡昭和町西条101-1	055-268-0055
112	山梨日化サービス(株)	中巨摩郡昭和町築地新居907-1	055-275-6911
113	ピンスクリ-山梨	中巨摩郡昭和町築地新居825-2	055-268-0122
114	高橋商事(有)	南巨摩郡富士川町鯉沢1792	0556-22-0135
115	飯窪設備	南巨摩郡富士川町長澤1075-2	090-7203-4573
116	塩山ヒタチ商会	甲州市塩山下於曾1077	090-3311-7306

番号	業 者 名	住 所	電 話
117	(有)秋山設備	甲州市塩山藤木2155-10	0553-32-2550
118	(株)一水工業	富士吉田市下吉田七丁目25-22	0555-22-0395
119	水工房 山本	西八代郡市川三郷町市川大門3082-41	090-4200-5312
120	(株)ミナミ住設	東京都世田谷区尾山台一丁目2-17	03-3704-5611
121	(株)イースマイル	大阪市中央区瓦屋町三丁目7-3	06-7739-2525
122	(株)クラシアン	横浜市港北区新横浜三丁目1-9	045-473-1581
123	(株)N-Vision	広島市中区鶴見町8-57	082-275-5227

○ 荳崎市下水道排水設備指定工事店一覧

令和6年2月28日現在

番号	指定番号	指定工事店	住所	電話番号
1	4	株島村組	荳崎市穴山町8795	0551-22-7151
2	7	(有)清水水道	荳崎市本町2-3-16	0551-22-0956
3	9	栄工業(有)	荳崎市上ノ山260	0551-22-0591
4	11	細田設備	荳崎市円野町上円井1735	0551-27-2214
7	15	駒井土建(株)	荳崎市本町1-12-24	0551-22-0212
8	18	菊島設備(株)	荳崎市大草町若尾970	0551-22-0382
9	20	富士島建設(株)	荳崎市富士見3-7-29	0551-22-1811
11	24	株日設管興	荳崎市穂坂町宮久保5293	0551-23-1238
12	28	甲府住宅設備(株)	甲府市德行2-10-40	055-228-8821
13	31	株清水商事	南アルプス市六科1565	055-285-0649
14	32	山梨日化サービス(株)	中巨摩郡昭和町築地新居907-1	055-275-6911
15	35	(有)坂本設備サービス	中巨摩郡昭上和河東543-15	055-275-0955
16	37	昭和土地建設(株)	甲斐市名取731-2	055-276-0002
17	38	匠設備	荳崎市大草町下條西割18	0551-22-5230
18	39	株山梨管工業	甲府市中小河原1-9-17	055-241-6011
19	41	株永田工業所	甲府市千塚5-10-2	055-252-7161
20	48	(有)アート住設	甲府市富竹4-3-38	055-228-9341
21	52	(有)丸松	中央市藤巻737-1	055-288-1388
22	53	大栄設備(株)	甲府市下飯田2-11-17	055-224-4331
23	56	甲和管工業	甲府市国母5-18-4	055-227-7266
24	57	(有)東設備	南アルプス市上諏訪1759番地	055-282-4809
26	66	新津設備	甲斐市富竹新田1171	055-276-6918
27	68	(有)ダイテツ工業	甲府市德行4-8-11	055-237-4377
28	72	(有)バイオテック	荳崎市大草町下條西割1411-17	0551-23-1751
29	73	三和住設(株)	南アルプス市小笠原435-2	055-284-1133
30	75	株渡辺工業所	甲府市国母5-9-24	055-224-6353
31	83	(有)塩谷工業	南アルプス市有野3021	055-285-4171
32	85	(有)細田工務所	荳崎市円野町上円井2177	0551-27-2241
33	90	有泉工業(株)	甲府市里吉1-4-1	055-235-0587
34	96	日昇総合設備(株)	甲府市德行3-6-23	055-237-8891
	99	(有)アクアクラフト	笛吹市石和町河内224-2	055-263-7581
35	112	双葉設備 株式会社	甲斐市志田517-1	0551-28-4775
36	123	セイノ設備	荳崎市中島1-15-14	0551-22-8262
37	125	中山設備	北杜市白州町横手2513	0551-35-3125
38	126	甲府管工業(有)	甲府市国母7-5-36	055-267-6307
39	130	株リモデヤ	荳崎市旭町上條北割1199	0551-22-8261
40	132	株日設工業	甲府市湯村3-5-21	055-251-4891

番号	指定番号	指定工事店	住 所	電話番号
41	133	有岡田設備	北杜市白州町鳥原2418-3	0551-35-3543
42	142	佐野工建(株)	中央市西花輪4027-8	055-273-1230
43	145	天野設備工業	甲斐市玉川1586-7	055-276-1460
44	148	(有)ハヤカワ	南アルプス市鏡中条3372	055-282-8118
46	154	長田設備工業	甲斐市牛匂2263-8	055-277-3553
47	158	清優工業	南アルプス市飯野2506-4	055-284-5891
48	162	(有)ツルタ設備	甲斐市打返207	055-277-9500
49	163	株国母設備	甲府市国母5丁目7-20	055-242-2200
50	164	株式会社清水総合工業	南アルプス市有野3274	055-285-4662
51	165	峡北建設(株)	北杜市長坂町長坂上条2429	0551-32-2488
52	176	ダイカン株式会社	甲府市下飯田四丁目10番22号	055-236-2635
53	177	すすき	北杜市武川町三吹2143-12	0551-26-2331
54	178	かしわ管工	甲府市上曾根町322	055-266-7033
55	181	赤池サービス	甲斐市篠原1267-4	055-279-2468
56	182	株いのまた	甲斐市長塚270	055-277-2322
57	185	刃刀松太郎商店(くぬぎまつたろう)	南アルプス市上今井112	055-282-2453
58	186	(株)MJS	甲斐市西八幡2301-2	055-260-7388
59	187	オゴヌキ設備	甲府市古府中町1000	055-252-8720
60	199	有宮下設備	笛吹市御坂町成田374	055-262-7097
61	203	興石建材(株)	韮崎市竜岡町下條南割775	0551-22-2311
62	204	島村工業(株)	南アルプス市上八田783	055-285-1522
63	196	(有)トーショー	甲斐市万才155-1	055-276-3271
64	207	湯澤工業(株)	南アルプス市六科1186	055-285-0041
65	212	株アルテ	笛吹市八代町北1273	055-265-1237
66	209	中央水道	中央市下河東3005-1	055-270-1366
67	215	有金丸水道設備	南アルプス市曲輪田2074	055-283-1221
68	216	オートリ工業	中央市西花輪2692-5	055-273-4411
69	217	横谷設備	笛吹市石和町河内259-10	055-262-1822
70	220	(株)MAEZAWA	甲府市貢川本町4番3号	055-237-0199
71	221	小澤設備興業(株)	笛吹市石和町唐柏48-8	055-225-5777
72	224	株末木設備工業	甲斐市島上条457-1	055-277-7873
73	225	コハヤシ設備	韮崎市穂坂町宮久保62-5	0551-45-9219
74	226	有マルシゲ興業	甲府市善光寺2丁目3-8	055-237-3389
75	227	有小宮山設備	北杜市高根町村山西割480-1	0551-47-2729
76	228	富士冷暖(株)	甲府市上石田3-17-13	055-226-1451
77	230	カネト工業(株)	甲斐市西八幡3484	055-276-6351
78	234	深澤設備	甲斐市富竹新田1887-2	055-276-0388
79	235	(株)栄進設備工業	南アルプス市加賀美3277番地	055-284-5466
80	238	(株)レイコー	甲斐市長塚701-2	055-277-6863
81	239	山野設備工業	甲斐市龍地6544	0551-28-2570
82	241	野中住宅設備	中央市藤巻1562	055-274-0631
83	243	保坂設備	中央市浅利2921	055-269-2471
84	245	(有)松山興業	笛吹市石和町川内77	055-262-5621
85	246	(有)武井設備	南アルプス市西南湖782-1	055-283-2310

番号	指定番号	指定工事店	住 所	電話番号
86	248	(有)保泉商事	中巨摩郡昭和町西条101番地1	055-268-0055
87	250	土橋設備工業	韮崎市富士見ヶ丘1-8-15	0551-23-7556
88	253	(有)竹内興業	韮崎市旭町上條南割2465	0551-22-8092
90	255	株式会社 管システム工業	南アルプス市百々3083-1	055-285-2907
91	256	時空管工業(株)	甲府市東光寺2-24-8	055-237-2952
92	257	大宮設備	甲府市池田三丁目2番17号 A102	090-3479-3556
93	258	石原設備	甲斐市菖蒲澤769-8	0551-45-9347
94	259	株式会社クリーンシステム	韮崎市藤井町南下條733-1	0551-45-7761
95	260	入倉設備	甲斐市西八幡1548番地4	090-4723-3993
96	261	株式会社マルホ工業	中央市浅利2920	055-269-2287
97	262	株式会社一水工業	富士吉田市下吉田七丁目25番22号	080-4777-5413
98	263	中村設備	甲斐市岩森1282-4	0551-45-9508
99	264	(有)竹美屋工務店	南巨摩郡身延町梅平3986-2	0556-62-0234
100	265	飯窪設備	南巨摩郡富士川町長澤1075-2	0556-22-4664
101	266	パイピング中村	甲斐市團子新居1456番地1	0551-28-3753
102	267	(有)新津工業	南アルプス市小笠原874番地1	055-282-3487
103	268	(株)丸トモ設備工業	笛吹市石和町砂原137番地1	055-262-4277
104	269	佐野パイプ工業	甲府市湯村2丁目3番11号	055-254-1737
105	270	塩山ヒタチ商会	甲州市塩山下於曾1077	0553-33-2684
106	271	株式会社 大南設備	南巨摩郡身延町丸滝158番地の1	0556-62-3255
107	272	有限会社 入野野設備	北杜市明野町浅尾755	0551-25-3020
108	273	株式会社レンサエンジニアリング	甲府市朝氣二丁目2番14号	055-233-5462
109	274	有限会社 峡中建設	韮崎市本町三丁目3番29号	0551-23-5939
110	275	豊田設備	甲斐市長塚643番地1 II201	080-2036-6156
111	176	WEED株式会社	甲斐市西八幡2705番地1-202	055-267-966
112	177	有限会社 ヒナタロー	中巨摩郡昭和町河西1313番地	055-275-5648
113	178	雨宮工業株式会社	甲府市荒川二丁目13番1号	055-253-4361
114	179	株式会社 小林設備工業	南アルプス市上今井739番地1	055-244-2171
115	180	水工房 山本	西八代郡市川三郷町市川大門3082-41	055-272-3443
116	181	有限会社 坂本水設工業	山梨県北杜市長坂町小荒間125番地1	0551-32-5258
117	182	富士見園芸	山梨県南アルプス市六科1412-46	090-8440-5587
118	183	中澤工業	甲斐市大笠2094	070-2642-880

〔通信施設〕

○災害時優先電話登録状況一覧

番号	設置場所
1	蕪崎市役所
2	<u>蕪崎中央体育館</u>
3	すみれ蕪崎保育園
4	たんぽぽ保育園
5	すずらん保育園
6	老人福祉センター
7	大草デイサービスセンター
8	蕪崎小学校
9	穂坂小学校
10	蕪崎北東小学校
11	蕪崎北西小学校
12	甘利小学校
13	蕪崎東中学校
14	蕪崎西中学校
15	北西児童センター
16	蕪崎児童センター
17	北東児童センター
18	神山公民館
19	藤井公民館
20	円野公民館
21	蕪崎市立病院

※災害時の救助、復旧や公共の秩序を維持するため、法律に基づいて提供される電話サービス。

※災害時優先電話は、発信時のみ優先扱いとなり、着信については一般電話と同じである。

○市内災害時用公衆電話（特設公衆電話）一覧

令和6年3月31日現在

建物名	設置場所住所	台数
葦崎小学校	本町 2-2-41	1
葦崎児童センター	本町 2-1-7	1
葦崎高等学校	若宮 3-2-1	2
穂坂公民館	穂坂町宮久保 6196-1	1
勤労青年センター	穂坂町宮久保 5136-2	1
穂坂小学校	穂坂町宮久保 6121	1
東京エレクトロン葦崎文化ホール	藤井町坂井 205	1
葦崎東中学校	藤井町南下條 371	1
葦崎市立葦崎北東小学校	藤井町駒井 1912	1
北東児童センター	藤井町駒井 2248-1	1
中田公民館	中田町中條 490-1	1
葦崎市健康ふれあいセンター	中田町中條 1800-1	1
穴山公民館	穴山町 4487-1	1
円野公民館	円野町下円井 1199-3	1
葦崎北西小学校	清哲町青木 193-1	1
北西児童センター	清哲町青木 1078-1	1
清哲公民館(清哲会館)	清哲町青木 2309-1	1
葦崎西中学校	神山町鍋山 1-1	1
神山公民館	神山町北宮地 945-3	1
神山体育館	神山町北宮地 1019	1
旭屋内運動場	旭町上條北割 3879-1	1
旭公民館	旭町上条北割 3888	1
みだい体育館	旭町上條南割 3314-15	1
あけぼの医療福祉センター	旭町上条南割 3251-1	1
甘利児童センター	大草町上条東割 788	1
甘利小学校	大草町上条東割 821-1	1
大草公民館ふれあいセンター	大草町上条東割 788	1
老人福祉センター	大草町若尾 1680	1
葦崎工業高等学校	龍岡町若尾新田 50-1	1
竜岡公民館	竜岡町下條南割 1007	1
竜岡体育館	竜岡町下條南割 1007	1
峡北広域総合福祉センターエコパークたつ おかコミュニティセンター	龍岡町下條南割 1895	1

○ 葦崎市所有衛星携帯電話番号一覧

No	電話番号	電話会社
1	8816-2344-0296	KDDI (イリジウム携帯)
2	8816-2344-0297	KDDI (イリジウム携帯)
3	8816-2344-0298	KDDI (イリジウム携帯)

○韮崎市防災行政無線（屋外拡声子局）設置場所一覧

No	局名	設置場所
1	市役所	水神一丁目3番1号
2	五丁目	本町三丁目8番4号
3	高河原	本町四丁目9番2号
4	日の出町	本町二丁目2番41号
5	水神団地	水神一丁目6番6号
6	西町	本町一丁目5番25号
7	若宮三丁目	若宮三丁目1番24号
8	富士見ヶ丘	富士見ヶ丘二丁目2番1号
9	中島町	中島一丁目17番2号
10	祖母石団地	下祖母石2086番地1
11	祖母石	下祖母石371番地
12	岩下	岩下1136番地
13	上ノ山（公民館）	上ノ山847番地
14	宮久保	穂坂町宮久保5375番地
15	三ツ沢	穂坂町三ツ澤2039番地
16	三ツ沢2	穂坂町三ツ澤1251番地
17	鳥の小池	穂坂町宮久保334番地
18	穂坂工業団地	穂坂町宮久保960番地1
19	上の原	穂坂町宮久保2474番地
20	日の城	穂坂町三之蔵4398番地7
21	三之蔵	穂坂町三之蔵5165番地2
22	柳平	穂坂町柳平1288番地
23	上今井【再送信】	穂坂町上今井1448番地1
24	長久保	穂坂町長久保350番地
25	原	穂坂町三ツ澤3239番地1
26	北下条団地	藤井町北下条123番地1
27	南下条	藤井町南下条631番地1
28	絵見堂	藤井町駒井2715番地8
29	駒井	藤井町駒井2615番地
30	坂井	藤井町坂井660番地
31	駒井上野	藤井町駒井773番地
32	中条	中田町中條1288番地
33	中条団地	中田町中條1839番地3

No	局名	設置場所
34	山本稲倉	中田町中條 2067 番地 2
35	中条上野	中田町中條 4274 番地 1
36	小田川	中田町小田川 1290 番地
37	次第窪	穴山町 4970 番地
38	夏目	穴山町 4133 番地 1
39	重久	穴山町 6578 番地 2
40	石水	穴山町 2752 番地
41	伊藤窪	穴山町 3371 番地
42	久保（穴山）	穴山町 1397 番地
43	上円井	円野町上円井 1142 番地
44	午頭島	円野町下円井 574 番地 1
45	下円井	円野町下円井 1603 番地
46	宇波円井	円野町下円井 2132 番地 1
47	入戸野【再送信】	円野町入戸野 1124 番地
48	折居	清哲町折居 831 番地
49	青木 2	清哲町青木 175 番地 1
50	青木	清哲町青木 1397 番地 2
51	中谷	清哲町青木 2090 番地 1
52	御杉	清哲町樋口 246 番地 2
53	武田	神山町武田 627 番地 1
54	宮地	神山町北宮地 1019 番地
55	鍋山	神山町鍋山 2021 番地 1
56	北原若尾	旭町上條北割 1036 番地 1
57	鋳物師屋	旭町上條北割 2135 番地
58	山口鋳物師屋	旭町上條北割 2332 番地 1
59	鍛冶屋	旭町上條中割 1461 番地 2
60	宮下	旭町上條北割 3879 番地 1
61	山寺	旭町上條南割 2005 番地先
62	久保（旭）	旭町上條南割 3314 番地 12
63	御堂	神山町鍋山 154 番地 2 先
64	若尾団地	旭町上條北割 1837 番地 97
65	羽根	大草町上條東割 701 番地 2
66	町屋	大草町下條中割 292 番地
67	若尾	大草町若尾 270 番地 1 先

No	局名	設置場所
68	西の割	大草町下條西割 417 番地 1 先
69	石宮	龍岡町下條南割 1007 番地 1
70	力石	龍岡町若尾新田 985 番地 1
71	若尾新田	龍岡町若尾新田 326 番地 1
72	坂の上	龍岡町下條東割 918 番地 1
73	真葛	龍岡町下條南割 1271 番地 2
74	御勅使工業団地 1	龍岡町下條南割 995 番地 88
75	御勅使工業団地 2	大草町下條西割 1411 番地 72
76	富士見町	富士見二丁目 14 番 31 号
77	一ツ谷	一ツ谷 1922 番地
78	三ツ石	穴山町 8790 番地
79	新府	中田町中條 3461 番地 1
80	山口	旭町上條北割 1985 番地 14
81	上円井 2	円野町上円井 1627 番地 1
82	上円井 3	円野町上円井 3084 番地 1
83	小田川 2	中田町小田川 1544 番地
84	小田川 3	中田町小田川 1414 番地
85	県営団地南	穴山町 1930 番地 1
86	伊藤窪 2	穴山町 3678 番地 1
87	中条 2	中田町中條 1054 番地 3
88	折居 2	清哲町折居 98 番地 1
89	祖母石 2	上祖母石 699 番地先
90	大原団地	藤井町北下條 2422 番地 13
91	蔵の前 2	藤井町北下條 1180 番地 2
92	富士見ヶ丘（静心寮）	藤井町南下條 972 番地
93	若宮 2	若宮二丁目 11 番 16 号
94	上ノ山 2	上ノ山 3662 番地
95	水上	清哲町水上 78 番地
96	甘利沢橋	神山町鍋山 700 番地 1
97	北原若尾 2	大草町若尾 945 番地 1
98	中島町 2	中島二丁目 4 番 30 号
99	栄	栄一丁目 3599 番地 1
100	すすらん団地	旭町上條中割 598 番地 5
101	竹の内	旭町上條南割 2621 番地 2

No	局名	設置場所
102	湯舟	旭町上條南割 3134 番地 150
103	スカイタウン	龍岡町下條南割 1616 番地 9
104	権現沢 1	穂坂町宮久保 2024 番地 1
105	権現沢 2	穂坂町宮久保 4959 番地
106	北東小学校	藤井町駒井 1912 番地
107	堤南	大草町上條東割 1203 番地 21
108	上今井 2	穂坂町上今井 923 番地
109	柳平 2	穂坂町柳平 375 番地 1
110	柳平 3	穂坂町柳平 866 番地
111	夏目 2	穴山町 2490 番地
112	北西小学校	清哲町青木 193 番地 1
113	清哲会館	清哲町青木 2309 番地 1
114	葦崎文化ホール	藤井町坂井 205 番地
115	葦崎東中学校	藤井町南下條 371 番地
116	葦崎市勤労青年センター	穂坂町宮久保 5136 番地
117	穂坂小学校	穂坂町宮久保 6121 番地
118	みだい体育センター	旭町上條南割 3251 番地 1
119	エコパークたつおかコミュニティー	龍岡町下條南割 1895 番地
120	上今井 3	穂坂町三ツ澤 3264 番地

◆指定避難所 兼 指定緊急避難場所 (地震)

No.	名称	住所	対象地区名
1	葦崎小学校	本町二丁目2番41号	五丁目、下宿、中宿、二丁目、旭町、天神町、日の出町、富士見二丁目・富士見三丁目、中島町、岩下
2	葦崎児童センター	本町二丁目1番7号	
3	葦崎高等学校	若宮三丁目2番1号	一丁目、水神町、若宮町、西町、富士見一丁目、富士見ヶ丘
4	祖母石公民館	下祖母石370番地	一ツ谷、上祖母石、下祖母石、市営祖母石住宅、サンコ-ポラス祖母石住宅
5	穂坂小学校	穂坂町宮久保6121番地	宮久保、鳥の小池、三ツ澤、柳平、上今井、長久保、原
6	穂坂公民館	穂坂町宮久保6196番地1	飯米場
7	勤労青年センター	穂坂町宮久保5136番地2	上の原、権現沢、日之城、三之蔵、上ノ山、岩下岩根
8	健康ふれあいセンター	中田町中條1800番地1	中條二区、小田川五区、六区
9	中田公民館	中田町中條490番地1	中條一区、中條三区、中條四区
10	中田屋内運動場	中田町中條490番地1	
11	穴山公民館	穴山町4487番地1	重久、石水、伊藤窪、夏目、次第窪、久保
12	穴山屋内運動場	穴山町4487番地1	
13	葦崎北東小学校	藤井町駒井1912番地	駒井、鳥居、藤井ニュータウン、駒井リバーサイドタウン
14	北東児童センター	藤井町駒井2248番地1	
15	東京I/L外の葦崎文化ホール	藤井町坂井205番地	絵見堂、坂井、北下條、道下、北下條団地、坂井尾根組、新原組
16	藤井公民館	藤井町坂井199番地1	
17	葦崎東中学校	藤井町南下條371番地	南下條、相袋、蔵の前、サンコ-ポラス藤井住宅、県営葦崎穂坂団地
18	円野公民館	円野町下円井1199番地3	上円井、下円井、宇波円井、入戸野、市営円野住宅
19	円野屋内運動場	円野町下円井1239番地1	
20	清哲公民館	清哲町青木2309番地1	中谷
21	葦崎北西小学校	清哲町青木1078番地1	折居、青木上、青木下、おりい台、三ツ石組
22	北西児童センター	清哲町青木193番地1	
23	神山公民館	神山町北宮地945番地3	北宮地
24	神山屋内運動場	神山町北宮地1019番地	
25	葦崎西中学校	神山町鍋山1番地1	御杉、武田、鍋山、御堂、北原、旭団地、鋳物師屋、若尾団地、北宮地西中北
26	旭公民館	旭町上條北割3879番地1	宮下、小曾根
27	旭屋内運動場	旭町上條北割3879番地1	
28	みだい体育センター	旭町上條南割3251番地1	山寺、竹の内、久保、湯舟、県営旭団地、久保南組、久保サンライズ
29	甘利小学校	大草町上條東割821番地1	山口、鍛冶屋、すすらん団地、羽根、西の割、羽根堤南
30	大草公民館	大草町上條東割788番地	町屋
31	甘利児童センター	大草町上條東割788番地	
32	葦崎工業高等学校	龍岡町若尾新田50番地1	若尾、若尾新田、坂の上、サンコ-ポラス竜岡住宅、若尾東田住宅、海老島
33	竜岡公民館	龍岡町下條南割1007番地	石宮、竜岡サンステージ
34	竜岡屋内運動場	龍岡町下條南割1007番地	
35	エコパークたつおか コミュニティセンター	龍岡町下條南割1895番地	真葛、越道、みだいスカイタウン
36	葦崎中央体育館	藤井町南下條897番地	富士見ヶ丘、上野、地区未加入世帯

◆指定福祉避難所 兼 指定緊急避難場所 (地震)

No.	名称	住所	備考
1	老人福祉センター	大草町若尾1680番地	
2	大草デイサービスセンター	大草町若尾1680番地	
3	葦崎中央体育館	藤井町南下條897番地	マルチスタジオ、柔道場

◆指定避難所 兼 指定緊急避難場所 (土砂災害・水害)

	名所	住所	対象地区名
1	葦崎小学校	本町二丁目2番41号	五丁目、下宿、中宿、二丁目、旭町、天神町、日の出町、富士見二・三丁目、中島町
2	葦崎高等学校	若宮三丁目2番1号	一丁目、水神町、若宮町、西町、富士見一丁目、富士見ヶ丘
3	穂坂小学校	穂坂町宮久保6121番地	宮久保、鳥の小池、三ツ澤、柳平、上今井、長久保、原
4	穂坂公民館 (コミュニティセンター)	穂坂町宮久保6196番地1	飯米場、県営葦崎穂坂団地
6	勤労青年センター	穂坂町宮久保5136番地2	上の原、権現沢、日之城、三之蔵、岩下、上ノ山、岩下岩根
7	健康ふれあいセンター (ゆーぶるにらさき)	中田町中條1800番地1	中條二区、小田川五区、六区
9	中田公民館	中田町中條490番地1	中條一区、中條三区、中條四区
10	中田屋内運動場	中田町中條490番地1	
11	穴山公民館	穴山町4487番地1	石水、伊藤窪、夏目、次第窪、重久、久保
12	穴山屋内運動場	穴山町4487番地1	上円井、下円井、宇波円井、三ツ石、市営円野住宅
13	葦崎北東小学校	藤井町駒井1912番地	駒井、鳥居、絵見堂、上野、坂井、道下、坂井尾根組、藤井ニュータウン、駒井リバーサイドタウン、新原組
14	東京ilkの葦崎文化ホール	藤井町坂井205番地	北下條、蔵の前、北下條団地、サンコポラス藤井住宅
15	葦崎東中学校	藤井町南下條371番地	一ツ谷、上祖母石、下祖母石、市営祖母石住宅、サンコポラス祖母石住宅、南下條、相埜
16	清哲公民館	清哲町青木2309番地1	折居、青木上、青木下、中谷、御杉、おりい台
17	旭屋内運動場	旭町上條北割3879番地1	武田、北宮地、鍋山、御堂、北原、旭団地、鋳物師屋、宮下、小曾根、北宮地西中北
18	甘利小学校	大草町上條東割821番地1	山口、鍛冶屋、山寺、竹の内、久保、湯舟、県営旭団地、すすらん団地、若尾、若尾東田住宅、久保南組、久保サンライズ
19	大草公民館	大草町上條東割788番地	羽根、西の割、町屋、羽根堤南
20	甘利児童センター	大草町上條東割788番地	
21	竜岡公民館	龍岡町下條南割1007番地	若尾団地、若尾新田、坂の上、石宮、真葛、越道、サンコポラス竜岡住宅、みだい
22	竜岡体育館	龍岡町下條南割1007番地	スカイタウン、竜岡サンステージ、海老島
23	葦崎中央体育館	藤井町南下條897番地	富士見ヶ丘、上野、地区未加入世帯

◆指定福祉避難所 兼 指定緊急避難場所 (土砂災害・水害)

No.	名称	住所	備考
1	老人福祉センター	大草町若尾1680番地	
2	大草デイサービスセンター	大草町若尾1680番地	
3	葦崎中央体育館	藤井町南下條897番地	マルチスタジオ、柔道場

※1「1 葦崎児童センター」「3 祖母石公民館」「10 北東児童センター」「11 藤井公民館」「13 円野公民館・円野屋内運動場」「15 葦崎北西小学校・北西児童センター」「16 神山公民館・神山屋内運動場」「17 葦崎西中学校」「18 旭公民館」「19 みだい体育センター」「22 葦崎工業高等学校」「24 エコパークたつおかコミュニティセンター」は、土砂災害・洪水時の避難所には適さないため使用できません。

※2上円井、下円井、宇波円井、入戸野、三ツ石組、市営円野住宅については、穴山体育館が完成するまでの間、暫定的に穴山公民館 各分館を避難所とします。

※3「健康ふれあいセンター」の避難所としての利用は、対象地区における協議後代替避難所を指定する時、若しくは市の財産管理上の終期までとします。

○応急給水用資器材等保有状況

令和8年1月現在

給水タンク		ろ水機 (m ³ /h×台)	水槽 (300L)	水槽 <u>(1000L)</u>	給水袋 3L
2.0m ³	1.0m ³				
1基	2基	2×8	10基	<u>7基</u>	430袋

○備蓄倉庫の状況

令和8年1月現在

倉庫名	住所	タイプ
葦崎市役所	山梨県葦崎市水神1丁目3番1号	保管庫
葦崎市民交流センター	山梨県葦崎市若宮1丁目2番50号	保管庫
葦崎市営総合運動場	山梨県葦崎市本町4丁目9番25号	保管庫
葦崎中央体育館	山梨県葦崎市藤井町南下條897	保管庫
葦崎小学校	山梨県葦崎市本町2丁目2番41号	拠点倉庫
穂坂小学校	山梨県葦崎市穂坂町宮久保6121	拠点倉庫
葦崎北東小学校	山梨県葦崎市藤井町駒井1912	拠点倉庫
葦崎北西小学校	山梨県葦崎市清哲町青木193-1	拠点倉庫
甘利小学校	山梨県葦崎市大草町上條東割821-1	拠点倉庫
葦崎東中学校	山梨県葦崎市藤井町南下條371	拠点倉庫
葦崎西中学校	山梨県葦崎市神山町鍋山1-1	拠点倉庫
葦崎児童センター	山梨県葦崎市本町2丁目1番7号	避難所倉庫
葦崎高等学校	山梨県葦崎市若宮3丁目2番1号	避難所倉庫
祖母石公民館	山梨県葦崎市下祖母石370番地	避難所倉庫
勤労青年センター	山梨県葦崎市穂坂町宮久保5136-2	避難所倉庫
北東児童センター	山梨県葦崎市藤井町駒井2248-1	避難所倉庫
東京エレクトロン葦崎文化ホール	山梨県葦崎市藤井町坂井205	避難所倉庫
健康ふれあいセンター(ゆ〜ぷる)	山梨県葦崎市中田町中条1800-1	避難所倉庫
中田公民館	山梨県葦崎市中田町中条490-1	避難所倉庫
中田屋内運動場	山梨県葦崎市中田町中条490-1	避難所倉庫
穴山公民館	山梨県葦崎市穴山町4487-1	避難所倉庫
穴山屋内運動場	山梨県葦崎市穴山町4487-1	避難所倉庫
円野公民館	山梨県葦崎市円野町下円井1199-3	避難所倉庫
円野屋内運動場	山梨県葦崎市円野町下円井1199-3	避難所倉庫
清哲公民館	山梨県葦崎市清哲町青木2309-1	避難所倉庫
北西児童センター	山梨県葦崎市清哲町青木193-1	避難所倉庫
神山公民館	山梨県葦崎市神山町北宮地945-3	避難所倉庫
神山屋内運動場	山梨県葦崎市神山町北宮地1019	避難所倉庫
旭公民館	山梨県葦崎市旭町上条中割3879-1	避難所倉庫
旭屋内運動場	山梨県葦崎市旭町上条中割3879-1	避難所倉庫
みだい体育センター	山梨県葦崎市旭町上条南割3251-1	避難所倉庫
大草公民館	山梨県葦崎市大草町上条東割788	避難所倉庫
甘利児童センター	山梨県葦崎市大草町上条東割788	避難所倉庫
葦崎工業高等学校	山梨県葦崎市竜岡町若尾新田50-1	避難所倉庫
竜岡公民館	山梨県葦崎市竜岡町下條南割1007	避難所倉庫
竜岡体育館	山梨県葦崎市竜岡町下條南割1007	避難所倉庫
老人福祉センター	山梨県葦崎市大草町若尾1680	避難所倉庫
大草デイサービスセンター	山梨県葦崎市大草町若尾1680	避難所倉庫

※葦崎市営総合運動場防災備蓄倉庫は、令和8年度に完成予定。

○備蓄物資の状況

令和8年2月現在

No.	備蓄品目	保管場所	数量
1	アルファ米	拠点倉庫	7,300食
2	パン	拠点倉庫	1,972食
3	ビスケット・クッキー	拠点倉庫	8,012食
4	保存水	拠点倉庫	9,912本
5	白粥	拠点倉庫	100食
6	液体ミルク(200ml)	保管庫	552本
7	加熱剤	保管庫	48個
8	乳児用おむつ	避難所倉庫	624枚
9	大人用おむつ	避難所倉庫	564枚
10	ウエットティッシュ (ノンアルコールタイプ)	避難所倉庫	80個
11	介護用尿取りパット	避難所倉庫	64枚
12	生理用品 昼用(羽根付)	避難所倉庫	4,168枚
13	生理用品 夜用(羽根付)	避難所倉庫	1,561枚
14	生理用品 吸水ライナー	避難所倉庫	2,160枚
15	ショーツ	避難所倉庫	455枚
16	ウエットティッシュ(アルコールタイプ)	避難所倉庫	2,000個
17	ペーパータオル/箱	市役所倉庫	0
18	除菌シート	避難所倉庫	216枚
19	マスク	避難所倉庫	165,100枚
20	フェイスシールド	避難所倉庫	400個
21	防護服	避難所倉庫	400枚
21	使い捨て手袋 L・M各100	避難所倉庫	0枚
22	タオル	避難所倉庫	440枚
23	トイレトーパー(10年保存用)	避難所倉庫	480枚
24	JINRIKIQUICK(車椅子補助置)	避難所倉庫	3基
25	聴覚障害者等用ハンダナ	避難所倉庫	16枚
26	コミュニケーションボード	避難所倉庫	21枚
27	携帯トイレ(汚物袋と凝固剤セット)	避難所倉庫	27,700個
28	ダンボール式簡易トイレ本体	避難所倉庫	0
29	ダンボール式簡易トイレ消耗品	避難所倉庫	0
30	自動ラップ式トイレ本体セット	避難所倉庫	98式
31	自動ラップ式トイレ消耗品	避難所倉庫	30式
32	簡易トイレ更衣用テント	避難所倉庫	30式
33	組立式トイレ	中田体育館・中央体育館	23基
34	発電機(ガソリン式 2.4VA)	拠点倉庫	11台
35	発電機(ガソリン式 1.8VA)	避難所倉庫	19台
36	発電機(LPG式 2.2VA)	避難所倉庫(公民館)	9台
37	蓄電池(2400Wh)	避難所倉庫	82台
38	投光器	避難所倉庫	20台
39	懐中電灯	避難所倉庫	85個
40	組立式タンク(1000L)	拠点倉庫	7基
41	ポリ水槽(300L)	拠点倉庫	10基
42	浄水機	保管庫	0台
43	水中ポンプ	保管庫	1台
44	給水袋(3L)	拠点倉庫	430枚
45	生活用水(500mL)	保管庫(市役所・体育館)	3,264本
46	循環型シャワー	保管庫(体育館)	1式
47	使い捨てカイロ	避難所倉庫	2,880枚
48	屋内テント(2人用)	避難所倉庫	500基
49	屋内テント(4人用)	避難所倉庫	201基
50	プライベートルーム	避難所倉庫	20基

51	間仕切り	避難所倉庫	1,062 枚
52	緩衝用マット	避難所倉庫	5 枚
53	ダンボールベッド	避難所倉庫	232 個
54	毛布	避難所倉庫	2,994 枚
55	アルミシート	避難所倉庫	160 個
56	シューズカバー	避難所倉庫	8,000 枚
57	ごみ箱	避難所倉庫	118 個
58	ガソリン携行缶 (20L)	避難所倉庫	23 個
59	コードリール	避難所倉庫	57 個
60	救急セット	避難所倉庫	10 セット
61	拡声器	避難所倉庫	11 台
62	バケツ	拠点倉庫	44 個
63	ポリタンク	拠点倉庫	20 個
64	ペンチ	拠点倉庫	35 個
65	両口ハンマー	拠点倉庫	22 本
66	ヘルメット	拠点倉庫	80 個
67	バール	拠点倉庫	31 本
68	ツルハシ (両端)	拠点倉庫	10 本
69	一輪車	拠点倉庫	5 台
70	杓 (しゃく)	拠点倉庫	27 本
71	スコップ	拠点倉庫	25 本
72	釘抜き付ハンマー	拠点倉庫	20 本
73	土嚢 (のう) 袋	拠点倉庫	0 袋
74	ホース	拠点倉庫	3 本
75	木杭	拠点倉庫	20 本
76	鉄杭	拠点倉庫	15 本
77	ブルーシート	拠点倉庫	41 枚
78	針金	拠点倉庫	5 式
79	軍手	拠点倉庫	120 枚
80	立入禁止テープ	拠点倉庫	59 ロール
81	ポリバケツ (70L)	拠点倉庫	23 個
82	ほうき	拠点倉庫	23 本
83	黒ポリごみ袋 (100 枚入)	拠点倉庫	23 箱
84	五徳・釜	ガス設備のない避難所倉庫	16 式
85	カセットコンロ	ガス設備のない避難所倉庫	19 式
86	カセットボンベ (3本セット)	ガス設備のない避難所倉庫	150 パック
87	大鍋 (4.5L)	ガス設備のない避難所倉庫	4 個
88	やかん (8.7L)	ガス設備のない避難所倉庫	4 個
89	ラップ (100m)	避難所倉庫	60 本
90	割り箸	避難所倉庫	12,900 膳
91	スプーン	避難所倉庫	6,500 本
92	紙コップ・紙皿	避難所倉庫	8,000 枚
93	受付セット	避難所倉庫	39 式

〔消防・水防関係〕

○消防力の現況

令和8年1月現在

消 防 団				消防ポンプ自動車等現有台数				
消 防 団 数	分 団 数	団 員 数	水 防 団 員 兼 務 者	普 通 消 防 車	水 槽 付 消 防 車	小型動力ポンプ		
				B-1級 以上	B-1級 以上	ポ 積 ン 載 付 車	車 て い な い 積 載 し の	手 ポ 引 動 カ ブ
1	11	617	617	12		38		

○消火栓・防火水槽設置状況

令和8年1月現在

	40 t 以上		40 t 以下		防火水槽総計	消火栓数	消防水利総数
	有蓋	無蓋	有蓋	無蓋			
	葦崎	35	1	9			
穂坂	30	0	45	5	80	152	232
藤井	15	1	5	9	30	89	119
中田	2	0	4	5	11	56	67
穴山	17	0	21	3	41	61	102
円野	17	2	1	0	20	37	57
清哲	8	2	0	8	18	48	66
神山	4	6	1	5	16	53	69
旭	16	5	3	14	38	104	142
大草	14	2	6	2	24	75	99
竜岡	22	2	5	8	37	84	121
計	180	21	100	61	362	906	1,268

○ガス小売業者の名称、所在地、供給区域一覧

令和2年3月現在

事業者名	供給地点群名	地点数	所在地
東京ガス山梨(株)	県営住宅韮崎穂坂団地	71	韮崎市穂坂町宮久保465番地1
	市営祖母石住宅	160	韮崎市下祖母石2086番地1
	市営清哲住宅	52	韮崎市清哲町折居67番地1
	すずらん団地	103	韮崎市旭町上條中割634番地13
日東物産(株)	市営中條住宅	30	韮崎市中田町中條1824番地
	サンコーポラス藤井住宅	82	韮崎市藤井町北下條1465番地2
(株)ミツウロコ	市営北下條住宅	152	韮崎市藤井町北下條120番地1
	サンコーポラス祖母石住宅	80	韮崎市下祖母石2086番地3
	サンコーポラス竜岡住宅	82	韮崎市竜岡町若尾新田492番地5
梨北農業協同組合	市営円野住宅	27	韮崎市円野町下円井603番地
ENEOS(株)	県営韮崎団地	81	韮崎市穴山町236番地1
日本瓦斯(株)	竜岡サンステージ	97	韮崎市竜岡町下條南割1120番地3

○高圧ガス関係事業所一覧

【山梨県防災局消防保安課】

令和8年1月現在

第一種製造者				第二種製造者			LP	移動式			貯蔵所			特定消費			容器検査所	容器製造工場	合計
一般ガス	LPガス	冷凍ガス	計	一般ガス	LPガス	計	販売所	一般ガス	LPガス	計	一般ガス	LPガス	計	一般ガス	LPガス	計			
7	3	0	10	8	0	8	8	1	1	2	8	1	9	3	2	5	0	0	34

○危険物規制対象数（完成検査済証交付施設）

【峡北消防本部】

令和6年3月31現在

貯蔵所							取扱所			製造所
屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	一般取扱所	小計	
25	16	0	42	15	1	99	30	37	67	0

○重要水防区域一覧

1 直轄重要水防区域（国土交通省）

河川名	重要水防箇所		左右岸別	延長(m)	重要度		重要な理由	想定される水防工法
	地先名	杆杭位置			階級	種別		
釜無川	本 町	K250～ K231上30	左	2,141	B	堤体漏水	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	築き直し
釜無川	栄	K231上30～ K228上0	左	360	B	堤体漏水	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	築き直し
					B	水衝・洗掘	堤防前面の洗掘がある箇所	木流し
釜無川	栄	K228上0～ K221下62.5	左	823	B	堤体漏水	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	築き直し
釜無川	大草町若尾	K248上0	右	1箇所	-	(重点)	堤防満杯流量の最も低い箇所	-
釜無川	龍岡町若尾 新田	K241上40～ K228上30	右	1,438	B	水衝・洗掘	堤防前面の洗掘の恐れがある箇所	木流し
釜無川	龍岡町下條 東割	K224下45～ K223下30	右	178	- A	(重点) 水衝・洗掘	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 R元年台風19号被災箇所	- 木流し
釜無川	龍岡町下條 東割	K212上66～ K210上80	右	216	B	越水(溢水)	余裕高不足	積み土のう
塩 川	栄一丁目	S3上45～ S3下59	左	104	- B	(重要) 越水(溢水)	堤防満杯流量の最も低い箇所 余裕高不足	- -
塩 川	栄一丁目	S10	右	1箇所	-	(重点)	氾濫危険水位設定箇所	-
塩 川	栄一丁目	S10上90～ S9上50	右	141	B	堤体漏水	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	築き直し
					B	基礎地盤漏水	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	月の輪
塩 川	栄一丁目	S9上50～ S7上50	右	200	B	堤体漏水	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	築き直し
					B	基礎地盤漏水	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	月の輪
塩 川	栄二丁目	S7上50～ S6上40	右	108	B	堤体漏水	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	築き直し
					B	基礎地盤漏水	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	月の輪
塩 川	栄二丁目	S6上40～ S5上10	右	130	B	堤体漏水	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	築き直し
					B	基礎地盤漏水	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	月の輪
塩 川	栄二丁目	S5上10～ S4上70	右	40	B	堤体漏水	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	築き直し
					B	基礎地盤漏水	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	月の輪
塩 川	栄二丁目	S3上70～ S3下100	右	271	B	堤体漏水	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	築き直し
					B	基礎地盤漏水	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	月の輪

河川名	重要水防箇所		左右岸別	延長(m)	重要度		重要な理由	想定される水防工法
	地先名	料杭位置			階級	種別		
御使 勅川	龍岡町下條南割	M37~M37下50	左	50	B	水衝・洗掘	護岸洗掘恐れあり	木流し
御使 勅川	龍岡町下條南割	M33	左	1箇所	-	(重点)	氾濫危険水位設定箇所	-
御使 勅川	龍岡町下條南割	M32上20~M30上20	左	104	B	水衝・洗掘	護岸洗掘恐れあり	木流し
御使 勅川	龍岡町下條南割	M23~M21	左	104	B	水衝・洗掘	護岸洗掘恐れあり	木流し
御使 勅川	龍岡町下條南割	M20~M18	左	112	B	水衝・洗掘	護岸洗掘恐れあり	木流し
御使 勅川	龍岡町下條南割	M9上28~M8上25	左	50	B	堤体漏水	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	築き直し
御使 勅川	龍岡町下條南割	M8上25~M8下35	左	60	B	水衝・洗掘	洗掘されている	木流し
御使 勅川	龍岡町下條南割	M8	左	1箇所	-	(重点)	堤防満杯流量の最も低い箇所	-

2 重要水防区域（山梨県）

河川名	重要水防箇所		左右岸別	延長(m)	重要度		注意を要する理由	水防倉庫
	大字	字			階級	種別		
塩川	岩下	岩根	左	100	A	工作物(管渠)	堤防高不足	第7水防倉庫
塩川	岩下	更科橋下流	左	600	A	堤防高	堤防高不足	第7水防倉庫
塩川	富士見・中島	更科橋上下流	右	800	B	堤防高	護岸老朽	第7水防倉庫
塩川	藤井町	駒井橋上流	右	300	A	堤防高	護岸弱し	第6水防倉庫
甘利川	神山町	鍋山	左右	100 100	B B	堤防高	堤防断面不足	第2水防倉庫
小武川	円野町	小武川橋上	右	100	A	堤防高	堤防高不足	第2水防倉庫
古川	大草町	若尾新田	左右	135 135	A A	堤防高	堤防高不足	第8水防倉庫
古川	大草町	若尾	左右	880 880	A A	堤防高	堤防高不足	第8水防倉庫
寺沢川	円野町	上円井	左右	20 20	A A	堤防高	堤防高不足	第5水防倉庫
権現川	穂坂町	宮久保	左右	800 800	B B	堤防高	堤防高不足	第7水防倉庫
釜無川	上祖母石	桐沢橋上流	左右	100	A	護岸洗掘	護岸弱し	第4水防倉庫
釜無川	円野町	入戸野橋上流	左右	100	A	護岸洗掘	護岸弱し	第5水防倉庫
古川	大草町	若尾	左右	1箇所	A	工作物(管渠)	流水疎通障害 農道橋管理者(韮崎市)	中北支所水防倉庫
古川	大草町	若尾	左右	1箇所	A	工作物(管渠)	流水疎通障害 農道橋管理者(韮崎市)	中北支所水防倉庫
古川	大草町	若尾	左右	1箇所	A	工作物(管渠)	流水疎通障害 農道橋管理者(韮崎市)	中北支所水防倉庫

○土石流危険溪流一覽

河川名	溪流名	位置	人家 戸数	公共施設 数	備考
釜無川	寺沢川	円野町宇波円井	16	2	
釜無川	寺沢川の1	円野町宇波円井	15	1	
釜無川	下円井沢の1	円野町宇波円井	18	2	
釜無川	下円井沢の2	円野町下円井	31	1	
釜無川	戸沢	円野町下円井	7		
釜無川	入戸野沢	円野町入戸野	45	1	
釜無川	小石沢川	円野町入戸野	33	1	
釜無川	北沢	清哲町折居	12	1	
釜無川	南沢	清哲町折居	24	2	
釜無川	桐沢川	清哲町折居	32	1	
釜無川	常光寺沢	清哲町青木	32	3	
釜無川	矢口沢	清哲町中谷	22	1	
釜無川	樋口沢	清哲町水上	13		
釜無川	堅沢川	神山町武田	14		
釜無川	大洞沢	神山町北宮地	51	1	
釜無川	八幡沢川	神山町北宮地	61	3	
釜無川	白沢北沢	神山町鍋山	70	1	
釜無川	白沢南沢	神山町鍋山	79	1	
釜無川	甘利沢川	神山町鍋山	220	7	
釜無川	御坊沢川	旭町宮下	43	1	
釜無川	大門沢川	旭町鍛冶屋	36		
釜無川	倉の沢	旭町山寺	35	1	
釜無川	高森沢	旭町竹内	33	2	
釜無川	高森沢の1	旭町久保	13		
釜無川	中尾沢の1	旭町久保	15	1	
塩川	三之蔵沢	穂坂町三之蔵	17	2	
塩川	権現沢	穂坂町古森	36		
塩川	三之蔵	穂坂町三之蔵	5		
塩川	天白沢	穂坂町三之蔵	14		
塩川	権現沢	穂坂町柳平	7		
六反川	下新居沢の1	穂坂町下新居	7		
六反川	下新居沢の2	穂坂町	6		
六反川	鰻沢川	穂坂町駒沢	9		
六反川	上今井沢の2	穂坂町上今井	18		
六反川	上今井沢の2	穂坂町上今井	12		
六反川	上今井沢の3	穂坂町上今井	5		
六反川	長久保沢	穂坂町長久保	11	1	
御勅使川	湯舟沢の1	旭町湯舟	27	2	
御勅使川	湯舟沢の2	旭町湯舟	24	1	

河川名	溪流名	位置	人家戸数	公共施設数	備考
御勅使川	西の沢	旭町湯舟	6		
黒沢川	久保沢川	穴山町	33	1	
釜無川	大洞沢の1	神山町北宮地	27	2	
釜無川	清明沢	清哲町折居	81	1	
釜無川	矢口沢の1	清哲町樋口	4	2	
釜無川	老別当の1	清哲町青木	49		
釜無川	老別当	清哲町青木	40		
釜無川	籠沢	円野町上円井	97	3	
釜無川	唐沢川	円野町入戸野	47	1	
六反川	燕沢	穂坂町上今井	13		
小武川	上円井沢	円野町上円井	0	1	
小武川	ドンドコ沢	清哲町青木	0	1	
小武川	青木沢	清哲町青木	0	1	
小武川	湯沢	清哲町青木	0	1	
計	53				

○水位観測所一覧

(単位：m)

河川名	水位観測所名	位置	水防団待機	はん濫注意	避難判断	はん濫危険	所管
釜無川	船山橋	韮崎市龍岡町若尾新田	1.50	2.00	2.00	2.20	国土交通省
塩川	岩根橋	韮崎市藤井町北下條	0.80	1.70	2.10	2.50	山梨県
塩川	金剛地	甲斐市宇津谷	-	(6.60)	7.60	6.90	国土交通省
御勅使川	堀切	南アルプス市野牛島	-	(1.30)	1.50	1.70	国土交通省
小武川	小武川橋	北杜市武川町宮脇	1.00	1.80	-	-	山梨県
釜無川	釜無川穴山橋	韮崎市円野町上円井	1.10	1.70	1.70	2.30	山梨県
御勅使川	御勅使川上橋	韮崎市旭町上條南割	1.60	2.00	2.00	2.80	山梨県

()内は参考値

○簡易水位計設置場所（管理者：中北建設事務所峡北支所）

河川名	設置橋梁名	設置路線名	住 所	位 置
釜無川	桐沢橋	市道（清哲）1号線	葦崎市上祖母石地内	橋梁の下流側
御勅使川	御勅使橋	県道葦崎南アルプス富士川線	葦崎市龍岡町下條南割地内	橋梁の上流側
大門沢川	大門沢川橋	県道葦崎南アルプス中央線	葦崎市旭町上條中割地内	橋梁の下流側
割羽沢川	梅木田橋	市道（旭）76号線	葦崎市旭町上條中割地内	橋梁の上流側
塩川	駒井橋	県道葦崎増富線	北杜市明野町三之蔵地内	橋梁の下流側
甘利沢川	甘利沢川橋	市道（神山）39号線	葦崎市旭町上條北割地内	橋梁の上流側
堅沢川	堅沢橋	市道（清哲）35号線	葦崎市神山町武田地内	橋梁の上流側
高川南沢川	小桐下橋	市道（神山）2号線	葦崎市清哲町青木地内	橋梁の下流側
古川	無名橋	市道（大草）17号線	葦崎市大草町若尾地内	橋梁の上流側
黒沢川	清水橋	市道（藤井）17号線	葦崎市藤井町南下條地内	橋梁の上流側
権現沢川	権現沢上橋	市道（穂坂）77号線	葦崎市穂坂町宮久保地内	橋梁の下流側

○水防用資器材備蓄状況

河川名	所在地	倉庫	資機材													
			丸	巻	縄	蛇籠鉄線	詰社	ジョウリン スロップ ツリハン	鎌鉋 鋸	ペンチ カッター	照明具	根固め ブツ	H型鋼	鋼矢板	コルゲート	敷鉄板
釜無川	市役所	第1水防倉庫	5	4500	13	28		32	23	26						
〃	武田橋	第2水防倉庫		200	7	212	1	8	10	6	1					
〃	一ツ谷	第3水防倉庫		200	10	5010		8	10	6	1					
〃	青木上阿原	第4水防倉庫		400	7	302		8	10	6	1					
〃	上円井東河原	第5水防倉庫	3	400	9	202		8	10	6	1					
塩川	小田川下河原	第6水防倉庫		200	7	32		8	10	6	1					
〃	若宮道喜	第7水防倉庫	1	400	7	82		8	10	6	1					
釜無川	若尾新田屋敷	第8水防倉庫	5	400	7	472		8	10	6	1					
御勅使川	上條南割上御勅使	第9水防倉庫		400	7	342		8	10	6	1					
各河川	栄一丁目	峡北支部水防倉庫		3900	7			34	50	5	3					
各河川	若尾	甘利沢川防災備蓄倉庫				138600	100100					5t10	10m180 6m180	10m300 6m200	300	200

警報・注意報発表基準一覧表

令和6年5月23日現在
発表官署 甲府地方気象台

斐 崎 市	府県予報区	山梨県		
	一次細分区域	中・西部		
	市町村等をまとめた地域	中北地域		
警 報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	12	
		土壌雨量指数基準	127	
	洪水	流域雨量指数基準	御勅使川流域=19.1、黒沢川流域=6.2、須玉川流域=22 小武川流域=18.1、釜無川流域=41.6	
		複合基準*1	-	
		指定河川洪水予報による基準	富士川(釜無川を含む) [船山橋], 塩川 [岩根橋]	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	盆地	12時間降雪の深さ 15cm
			山地	12時間降雪の深さ 30cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	100	
	洪水	流域雨量指数基準	御勅使川流域=15.2、黒沢川流域=4.9、須玉川流域=17.6 小武川流域=14.4、釜無川流域=33.2	
		複合基準*1	-	
		指定河川洪水予報による基準	富士川(釜無川を含む) [船山橋], 塩川 [岩根橋]	
	暴風	平均風速	12m/s	
	暴風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	盆地	12時間降雪の深さ 5cm
			山地	12時間降雪の深さ 10cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 25%で実効湿度 50%*2		
	なだれ	1.表層なだれ：24時間降雪が30cm以上あって、気象変化の激しいとき 2.全層なだれ：積雪50cm以上、最高気温15℃以上(甲府地方気象台)で、 かつ24時間降水量が20mm以上		
	低温	夏期：最低気温が甲府地方気象台で16℃以下または河口湖特別地域気象観測所で12℃以下が2日以上続く場合 冬期：最低気温が甲府地方気象台で-6℃以下 河口湖特別地域気象観測所で-10℃以下		
霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下			
着氷	著しい着氷が予想される場合			
着雪	著しい着雪が予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。
*2 湿度は甲府地方気象台の値

〔災害危険箇所〕

○急傾斜地危険区域一覽

1 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

令和2年4月現在

指定区域名	大字	字	指定年月日	指定番号	定面積 (ha)	指定保全戸
七里岩	西岩下	七里岩	昭45.6.25	262	4.98	80
七里岩		上ノ原 他	昭50.4.1	222	1.10	6
若尾	若尾	竹ノ下 他	昭47.9.25	465	3.66	28
祖母石	祖母石 他	仏坂下 他	昭52.1.17	9	4.10	9
日之城	三之蔵	日影平 他	昭53.10.9	401	4.96	26
七里岩		屋敷 他	昭54.10.8	378	1.60	38
久保(穴山)		窪 林	昭58.7.14	356	1.25	11
稲倉		藤塚 他	昭59.6.18	278	3.30	13
湯舟	上條南割	横沢平 他	昭59.6.18	279	1.60	20
船山		本町三丁目	昭60.5.9	188	0.71	16
岩根	岩下	岩根前	昭60.5.9	189	1.25	12
三之蔵	三之蔵	牛ヶ馬場 他	昭62.8.13	304	2.29	16
夏目		夏目 他	昭63.9.5	401	0.55	15
上新田		上新田	平2.2.8	44	0.49	5
柳平	柳平	久保の前地	平2.2.8	53	0.68	11
水上の1	水上	前林 他	平3.7.4	376	0.93	6
水上の2	水上	神ノ木 他	平3.7.4	377	0.50	6
下新居	上今井	下新居	平5.4.12	169	0.69	5
一ツ谷	南下條 他	滝坂	平8.2.29	114	0.70	33
計	19				35.34	356

2 急傾斜地崩壊危険箇所

令和2年4月現在

危険箇所名	町名	大字	字	危険人家戸数	指定区域名
柳平	穂坂町	柳平	柳平	20	柳平
柳平の2	穂坂町	柳平	西	6	
上今井	穂坂町	上今井	上今井	24	
日之城	穂坂町	三之蔵	日之城	36	日之城
日之城の2	穂坂町	三之蔵	日之城	9	三之蔵
岩根	穂坂町	宮久保	岩根	15	岩根
宮久保	穂坂町	宮久保	宮久保	23	
宮久保の2	穂坂町	宮久保	宮久保新田	8	
飯米場	穂坂町	三ツ澤	飯米場	13	
下新井	穂坂町	上今井	下新井	4	下新井
長久保	穂坂町	長久保	長久保	10	
久保	穴山町	久保		8	久保

危険箇所名	町名	大字	字	危険人家戸数	指定区域名
久保の2	穴山町	久保		9	久保
久保の3	穴山町	久保		8	
上新田	穴山町	上新田		4	上新田
夏目	穴山町	夏目		30	夏目
稲倉	穴山町	稲倉		18	稲倉
山本	中田町	中條	山本	12	稲倉
山本の2	中田町	中條	山本	6	
新府城下		下祖母石	新府城下	13	祖母石
駒井上野	藤井町	駒井	駒井上野	8	
駒井上野の2	藤井町	駒井	駒井上野	13	
下祖母石		下祖母石	下祖母石	37	
一ツ谷		下祖母石	一ツ谷	12	
一ツ谷の2		下祖母石	一ツ谷	10	一ツ谷
七里岩		水神1丁目	七里岩	135	七里岩
舟山		本町3丁目	舟山	11	舟山
折居	清哲町	折居	折居	19	
常光寺北	清哲町	青木	常光寺	10	
青木	清哲町	青木	青木	9	
水上	清哲町	水上	水上	7	水上の2
水上の2	清哲町	水上	水上	5	水上の1
御堂	神山町	鍋山	御堂	6	
旭団地下	旭町	上條北割	旭団地	9	
竹の下	大草町	若尾	竹の下	31	若尾
坂の上	龍岡町	下條東割	坂の上	16	
越道	龍岡町	下條南割	越道	13	
越道の2	龍岡町	下條南割	越道	21	
久保の4	旭町	上條南割	久保	5	
湯舟	旭町	上條南割	湯舟	23	湯舟
南下條	藤井町	南下條	南下條	44	
若宮		若宮2丁目		72	七里岩
南下條	藤井町	南下條	南下條	13	
若宮		若宮2丁目		16	
	44			821	

○山地災害危険地一覧

大字・字	崩壊土砂流出 箇所数	山腹崩壊 箇所数	地すべり 箇所数
一ツ谷		1	
上祖母石	1		
下祖母石		1	
若宮一丁目		1	
岩下		1	
穂坂町日之城	4	2	
穂坂町三之蔵	2	2	
穂坂町上の原		1	
穂坂町宮久保		1	
穂坂町三ツ沢	1		
穂坂町上今井	1		
穂坂町柳平	5	2	
藤井町北下條		1	
中田町中條		1	
穴山町次第窪		1	
穴山町夏目	1	2	
穴山町重久	1	1	
穴山町久保		1	
円野町下円井	20	3	
円野町入戸野	3		
清哲町青木	9		
清哲町折居	2		
清哲町樋口	1		
清哲町水上	4		
神山町武田		1	
神山町北宮地	2		
神山町鍋山	2		
旭町山口	2		
旭町鍛冶屋	2		
旭町竹内	1		
旭町久保	2		
旭町湯舟	4		
大草町若尾		1	
合計	70	24	

○老朽ため池の所在地及び整備状況

番号	地区名	形式	所在地	貯水量 m ³	整備及び 老朽状態
1	重久神社前	土堰堤	葦崎市穴山町	10,000	整備済
2	池の平	//	// 神山町	34,500	R8(予定)
3	山口	//	// 旭町	4,500	整備済
4	馬場堤	//	// 穂坂町	12,000	R8(予定)
5	新溜(三ツ澤)	//	// 穂坂町	13,700	整備済
6	沢村堤	//	// 穂坂町	66,000	整備済
7	鳥の小池上	//	// 穂坂町	25,000	整備済
8	上の原	//	// 穂坂町	12,000	整備済
9	阿原頭	//	// 穴山町	8,000	整備済
10	中村	//	// 穴山町	1,200	整備済
11	天端窪	//	// 穴山町	3,000	整備済

○異常気象時における道路等通行規制基準

1 主要地方道

路線名	管理事務所 (電話番号)	規制区間		規制条件 (通行止)	危険内容	迂回路
		区間	延長 (km)			
主要地方道 葦崎昇仙峡線	中北建設事務所 峡北支所 (0551) 23-3065 (055) 224-1667	葦崎市穂坂町柳平字古森～ 甲斐市神戸字(神戸橋)	7.4	連続雨量 100mm以上	土砂崩落	一般県道島上 条宮久保絵見 堂線

2 一般県道

路線名	管理事務所 (電話番号)	規制区間		規制条件 (通行止)	危険内容	迂回路
		区間	延長 (km)			
一般県道 甘利山公園線	中北建設事務所 峡北支所 (0551) 23-3065	葦崎市旭町上條北割(甘利山 駐車場)～旭町上條北割鑄 物師屋	12.9	連続雨量 80mm以上	落石、土砂 崩落	なし

3 県営林道(生活関連・一種林道)

路線名	担当事務所	規制区間		規制条件 (通行止)	気象等観測所
		区間	延長(km)		
鈴嵐	中北林務環境事務所 (0551) 23-3087	林道起点～林道終点	5.3	連続雨量 50mm	「山梨県雨量・水位情報」 甘利山
小字沢	//	//	3.9	時間雨量	// 甘利山
小武川	//	//	10.3	10mm	// 青木
小武川支線	//	//	2.8	震度4以上	// 青木

〔応援受入施設関係〕

○場外離着陸場一覧

令和2年4月1日現在

施設名	所在地	電話番号
日本航空学園 葦崎滑空場	甲斐市宇津谷445番地	0551-28-3355
中央公園陸上競技場	葦崎市藤井町北下條2531番地	0551-22-5857
葦崎市営総合運動場グラウンド	葦崎市本町四丁目9番2号	0551-22-0498
釜無川河川緑地	葦崎市水神一丁目・二丁目地内	—
山梨県消防防災航空隊 清哲訓練場	葦崎市清哲町青木175-2	0551-22-1092

○ヘリコプター-主要発着場一覧

施設名	所在地	施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ (幅×長さ)	消防署 (所)からの 所要時間 (分)
			大型	中型	小型		
葦崎市営総合運動場グラウンド	本町四丁目9番2号	市長	○			130×110	2
葦崎西中学校校庭	神山町鍋山1番地1	学校長	○			180×100	5
葦崎東中学校校庭	藤井町南下條371番地	//	○			100×130	5
穂坂小学校校庭	穂坂町宮久保6135番地	//		○		200×50	10
葦崎北西小学校校庭	清哲町青木193番地	//		○		110×80	15
円野スポーツ広場	円野町下円井1252番地	市長			○	80×70	20
清哲スポーツ広場	清哲町青木2305番地	//			○	50×60	15
甘利小学校校庭	大草町上條東割821番地1	学校長		○		100×80	15
龍岡スポーツ広場	龍岡町下條南割1007番地	市長			○	70×55	13
葦崎高校校庭	若宮三丁目2番1号	学校長	○			120×120	5
葦崎工業高校校庭	龍岡町若尾新田50番地1	//	○			120×100	4
御勅使サッカ-場	龍岡町下條南割3000番地	市長	○			120×80	18

○自衛隊宿泊施設一覧

名称	所在地	宿泊可能人員
葦崎東中学校体育館	葦崎市藤井町南下條371番地	276
葦崎西中学校体育館	葦崎市神山町鍋山1番地1	300
穂坂小学校体育館	葦崎市穂坂町宮久保6135番地	165
円野屋内運動場	葦崎市円野町下円井1239番地1	132
葦崎北西小学校体育館	葦崎市清哲町青木193番地1	120
旭屋内運動場	葦崎市旭町上條北割3879番地1	109
甘利小学校体育館	葦崎市大草町上條東割821番地1	110
竜岡体育館	葦崎市龍岡町下條南割1007番地	96
葦崎高校体育館	葦崎市若宮三丁目2番1号	300
葦崎工業高校体育館	葦崎市龍岡町若尾新田50番地1	300

参考法令

No	区分	法令名
1	市	蕪崎市防災会議条例
2		蕪崎市防災会議運営要領
3		蕪崎市災害対策本部条例
4		蕪崎市災害対策本部活動要領
5		蕪崎市災害非常参集要領
6		蕪崎市地震災害警戒本部条例
7		蕪崎市地震災害警戒本部活動要領
8	県	山梨県災害救助法施行細則
9	国	災害対策基本法
10		災害対策基本法施行令
11		災害対策基本法施行規則
12		地震防災対策特別措置法
13		地震防災対策特別措置法施行令
14		地震防災緊急事業五箇年計画に定める施設等の整備にかかる主務大臣の定める基準の件
15		大規模地震対策特別措置法
16		大規模地震対策特別措置法施行令
17		大規模地震対策特別措置法施行規則
18		大規模地震対策特別措置法第三条第一項の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域
19		地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
20		地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令
21		地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則
22		災害救助法
23		災害救助法施行令
24		激甚災害指定基準
25		局地激甚災害指定基準
26		被災者生活再建支援法
27		被災者生活再建支援法施行令
28		被災者生活再建支援法施行規則
29		激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
30		激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令
31		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
32		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令
33		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
34		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令
35		防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律
36		防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令
37		防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則
38		災害弔慰金の支給等に関する法律
39		災害弔慰金の支給等に関する法律施行令
40		特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

韮崎市協定一覧

(令和8年3月現在)

番号	件名	年月日	主管課
1	消防計画に伴う火災出動に関する協定書 (韮崎市、双葉町、明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、小淵沢町、白州町、武川村、各消防団長)	昭和46年3月29日	総務課
2	中央自動車道消防相互応援協定書 (上野原町、大月市、都留市、富士五湖消防組合、富士吉田市、西桂町、河口湖町、東山梨消防組合、勝沼町、大和村、東八代広域行政事務組合、御坂町、一宮町、八代町、境川村、中道町、甲府地区広域行政事務組合、甲府市、竜王町、敷島町、昭和町、玉穂村、峡北広域行政事務組合、韮崎市、双葉町、明野村、須玉町、長坂町、小淵沢町)	昭和58年11月1日	総務課
3	災害時における相互援助に関する協定書 (甲府市、富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市)	平成7年6月30日	
4	大規模災害時等における相互応援協定に関する協定書 (双葉町、明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、小淵沢町、白州町、武川村、敷島町、峡北広域行政事務組合)	平成7年7月24日	総務課
5	震度情報ネットワークシステムに係る協定書について (山梨県知事)	平成8年1月31日	総務課
6	災害時における相互応援に関する協定書 (佐久市(旧臼田町含)、佐久穂町(旧佐久町・八千穂町)、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、甲府市、韮崎市、双葉町、明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、小淵沢町、白州町、武川村、竜王町、敷島町、玉穂町、昭和町、田富町、八田村、白根町、芦安村、若草町、楡形町、甲西町、上九一色村、三珠村、市川大門町、六郷町、下部町、増穂町、鵜沢町、中富村、早川町、身延町、南部町、富沢町、静岡市(旧清水市含))	平成9年8月6日	総務課
7	「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に係る届け出 (山梨県公安委員会)＊韮崎警察署経由	平成11年4月15日	関係施設
8	消防相互応援協定の締結状況 (県消防防災課)	平成15年8月15日	総務課
9	災害時における物資の供給に関する協定書 (梨北農業協同組合)	平成17年4月1日	総務課
10	大規模災害発生時における相互応援に関する協定書 (県内13市)	平成19年1月12日	総務課
11	災害時における生活必需物資の調達・物資等の緊急輸送に関する協定書 (いちやまマート、オギノ、くろがねや、山梨県トラック協会峡北支部、赤帽山梨県軽自動車運送協同組合)	平成20年7月28日	総務課
12	韮崎市防災行政無線の使用に関する覚書 (東京電力株式会社山梨支店 甲府支社長)	平成21年10月19日	総務課
13	減災力の強いまちづくり協定書 (峡北消防本部消防長・NPO法人減災ネットやまなし代表理事長)	平成22年2月27日	総務課
14	韮崎市が行う行政事務からの暴力団排除合意書 (山梨県警察本部刑事部長)	平成23年4月1日	総務課
15	災害時の情報交換に関する協定 (国土交通省関東地方整備局)	平成23年4月1日	総務課
16	緊急時における応急活動の支援に係る協定書 (韮崎市上下水道工事協同組合)	平成23年11月1日	上下水道課

17	災害時における石油燃料の安定供給及び帰宅困難者支援に関する協定 (山梨県と山梨県石油協同組合の協定 本市も要請可能)	平成24年3月	山梨県
18	災害時における拠点的な福祉避難所の開設に関する協定書 (韮崎市社会福祉協議会)	平成24年4月1日	総務課
19	災害時における応急対策業務の協力に関する基本協定書 (韮崎市建設安全協議会)	平成24年8月9日	総務課
20	帰宅困難者一時受入れ及び市庁舎災害時の災害対策本部場所について (韮崎市民交流センター-「ニコリ」)	平成24年8月29日	総務課
21	災害時の井戸水活用に関する協議 (総務課・市民課・上下水道課)	平成24年10月24日	総務課
22	災害時における帰宅困難者支援に関する協定 (山梨県)	平成24年11月14日	総務課
23	災害時要援護者の福祉避難所の受入に関する協定書 (フレンズ、あけほの医療福祉センター、県立あけほの医療福祉センター成人寮、みだい寮、県立あさひワークホーム、穴山の里、県立あゆみの家、こぶし授産園、あいあいならさきサービス、地域密着型介護老人福祉施設フルリールならさき、短期入所生活介護事業所フルリールならさき、小規模多機能型居宅介護事業所フルリールならさき、サービスらっく楽、山梨県看護協会訪問看護ステーションほっと・ほっと韮崎、有限会社こすもす本町通り通所介護事業所、有限会社こすもす通所介護事業所、こすもす認知症対応型通所介護事業所、特別養護老人ホーム穴山の杜、韮崎クリニック、グループホーム武田の里、有限会社ひだまり、介護老人保健施設あさひホーム、愛の家グループホームならさき)	平成24年11月27日	福祉課
24	災害発生時の物資の保管等に関する協定 (山梨県と山梨県倉庫協会)	平成25年2月13日	総務課
25	災害時における被害家屋状況調査に関する協定 (山梨県土地家屋調査士会、山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士会)	平成25年2月14日	税務収納課
26	山梨県防災行政無線局の設置・管理・運用に関する協定書 (山梨県)	平成25年3月14日	総務課
27	災害時における放送要請に関する協定 (FMハケ岳)	平成25年7月1日	総務課
28	大規模災害時における障害物の除去等の協力に関する協定書 (山梨県と山梨県カーリサイクル協同組合)	平成25年9月11日	総務課
29	災害時における支援活動に関する協定 (韮崎青年会議所)	平成25年12月24日	総務課
30	災害時の医療救護に関する協定書 (韮崎市医師会)	平成26年5月23日	健康づくり課
31	災害時の歯科医療救護に関する協定書 (韮崎市歯科医師会)	平成26年5月23日	健康づくり課
32	緊急時施設利用合意書 (韮崎北西小学校)	平成26年10月30日 平成30年12月3日 (更新)	総務課
33	災害時における物資供給に関する協定書 (NPO法人コメリ災害対策センター)	平成27年2月9日	総務課
34	データ放送による情報の取り扱いに関する確認書 (㈱日本ネットワークサービス)	平成27年4月1日	総務課
35	災害時における提供協力に関する協定書 (㈱アペックス)	平成27年4月1日	総務課
36	災害時における支援活動に関する覚書 (東京エレクトロン)	平成27年7月17日	総務課

37	被災者支援の協力に関する協定について (山梨県)	平成27年9月30日	総務課
38	緊急時施設利用合意書 (韮崎小学校)	平成27年10月30日 令和2年3月26日 (更新)	総務課
39	市町村被災者生活再建支援制度に関する協定 (山梨県)	平成27年12月1日	福祉課
40	災害時における応急活動の協力に関する協定書 (山梨県トラック協会)	平成28年2月8日	総務課
41	災害時における相互応援に関する協定書 (国立市)	平成28年2月15日	総務課
42	大規模災害時における相互応援に関する協定書 (八王子市、立川市、府中市、調布市、日野市、国立市 甲府市、諏訪市、山梨市、大月市、茅野市)	平成28年4月1日	総務課
43	富士山火山噴火時における富士吉田市の広域避難に関する覚書 (富士吉田市)	平成28年4月6日	総務課
44	緊急施設利用合意書 (穂坂小学校)	平成29年1月17日	総務課
45	災害時における被災者等相談の実施に関する協定書 (山梨県司法書士会)	平成29年2月3日	総務課
46	大規模災害時における被災者支援に関する協定書 (山梨県行政書士会)	平成29年3月3日	総務課
47	災害時におけるLPガスの供給等に関する協定書 (山梨県LPガス協会峡北地区)	平成29年3月14日	総務課
48	災害防災情報等の放送に関する協定書 (株式会社日本ネットワークサービス)	平成29年4月1日	総務課
49	富士川流域における大規模土砂災害等に備えた相互協力に関する覚書 (国土交通省関東地方整備局 富士川砂防事務所)	平成29年4月19日	総務課
50	特設公衆電話設置に関する覚書 (東日本電信電話株式会社 山梨支店長)	平成21年3月9日 平成29年6月19日 (更新)	総務課
51	山梨県防災行政無線衛星地球局に係る協定書 (山梨県)	平成29年6月20日	総務課
52	緊急施設利用合意書 (韮崎西中学校)	平成29年11月30日 令和5年3月24日 (更新)	総務課
53	災害時における被害調査の支援に関する協定 (学校法人 日本航空学園)	平成30年3月7日	総務課
54	災害時における緊急応援活動の実施等に関する協定 (韮崎市自動車事業協議会)	平成30年3月12日	総務課
55	災害時の医療救護に関する協定書 (一般社団法人北巨摩医師会)	平成30年2月22日	健康づくり課
56	消防団活動費用に関する覚書 (韮崎市消防団)	平成30年3月1日	総務課
57	大規模災害時における法律相談業務に関する協定 (山梨県弁護士会)	平成30年4月27日	総務課
58	緊急施設利用合意書 (甘利小学校)	平成30年11月29日	総務課
59	災害時における段ボール製品の調達に関する協定書 (山梨県と東日本ダンボール協同組合の協定 本市にも支給)	平成31年4月23日	山梨県
60	災害時における調査及び復旧支援協力に関する協定 (南アルプス市、甲斐市、中央市、市川三郷町、富士川町、昭和町、公益社団法人日本下水道管理業協会)	令和元年10月4日	上下水道課

61	災害時における応急対策業務の協力に関する協定書 (一般社団法人全国クレーン建設業協会山梨支部)	令和元年11月15日	総務課
62	災害時における避難場所の提供に関する協定書 (株式会社旅籠屋)	令和元年11月15日	総務課
63	災害時における情報発信等に関する協定 (ヤフ-株式会社)	令和元年11月22日	総務課
64	韮崎市と株式会社モンベルとの連携と協力に関する包括協定 (株式会社モンベル)	令和2年2月4日	産業観光課
65	災害時における施設利用の協力に関する協定書 (株式会社オギノ)	令和2年2月10日	総務課
66	災害時等の相互応援に関する協定 (北本市)	令和2年2月12日	総務課
67	防災力の向上にかかる相互協力の協定 (損害保険ジャパン日本興亜株式会社)	令和2年2月25日	総務課
68	緊急施設利用合意書 (韮崎東中学校)	令和2年2月28日	総務課
69	内閣府調査チームへの日本赤十字社の職員派遣等に関する協定 (内閣府と日本赤十字社)	令和2年5月14日	総務課
70	韮崎市と明治安田生命保険相互会社との健康増進ならびに防災に関する協定 (明治安田生命保険相互会社)	令和2年8月4日	総務課
71	災害時における電気自動車の活用に関する協定 (山梨県と甲斐日産、日産プリンス山梨との協定 本市も活用可)	令和2年9月15日	総務課
72	災害時等における相互協力に関する協定 山梨トヨタグループ(山梨トヨタ、ネットトヨタ山梨、トヨタレンタリース山梨、トヨタL&F山梨、湯村自動車学校)	令和2年10月7日	総務課
73	災害時における車両の提供等に関する協定 (山梨県自動車販売協会、日本自動車連盟山梨支部)	令和2年12月23日	山梨県
74	韮崎市と韮崎市内郵便局との包括的連携に関する協定 (日本郵便株式会社韮崎郵便局(他8局))	令和3年1月21日	総務課
75	緊急施設利用合意書 (韮崎北東小学校)	令和3年1月21日	総務課
76	災害時における移動金融車による電力供給に関する協定 (山梨県と山梨県民信用組合との協定 本市も活用可)	令和3年2月10日	山梨県
77	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社との包括連携に関する協定 (コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社)	令和3年2月18日	教育課
78	災害時における電気バスによる電力の供給等に関する協定 (山梨県と山梨交通との協定 本市も活用可)	令和3年10月20日	山梨県
79	災害時における電動車両等の支援に関する協定書 (東日本三菱自動車株式会社、三菱自動車工業株式会社)	令和3年12月24日	総務課
80	健康増進に関する韮崎市と大塚製薬との包括連携協定 (大塚製薬株式会社)	令和4年1月21日	健康づくり課
81	災害時における電力復旧のための連携等に関する協定 (東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社)	令和4年2月25日	総務課
82	災害時等における施設利用の協力に関する協定書 (一般社団法人峡北地区建設業協会)	令和4年3月25日	総務課
83	災害時等における施設利用に関する覚書 (株式会社山梨中央銀行韮崎支店)	令和4年3月29日	総務課
84	災害時等における施設利用に関する覚書 (株式会社ヴァンフォーレ甲府山梨スポーツクラブ)	令和4年3月30日	総務課
85	災害時等における施設利用の協力に関する協定書 (花岡産業株式会社)	令和4年3月30日	総務課

86	災害時等における施設利用の協力に関する協定書 (昭和産業株式会社)	令和4年3月31日	総務課
87	災害時等における施設利用の協力に関する協定書 (株式会社信和)	令和4年3月31日	総務課
88	山梨県における広域避難等に関する協定 (山梨県)	令和4年5月19日	総務課
89	災害時等における仮設建物等の提供に関する協定書 (株式会社内藤ハウス)	令和4年5月27日	総務課
90	韮崎市とシャトレゼホールディングスとの包括的連携協定 (シャトレゼホールディングス)	令和4年6月24日	総務課
91	災害時の施設と敷地の借り上げに関する協定書 (甲斐警察署) ※平成27年に締結した協定の警察署名変更	令和4年8月12日	総務課
92	災害時等における施設利用の協力に関する協定書 (株式会社ダイナム)	令和5年1月11日	総務課
93	韮崎市とクスリのサンロードとの包括的連携に関する協定書 (株式会社クスリのサンロード)	令和5年3月20日	総務課
94	災害時等におけるキッチンカーによる炊き出し等に関する協定書 (山梨キッチンカーコミュニティ)	令和5年3月24日	総務課
95	山梨県災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定 (山梨県)	令和5年3月27日	市民生活課
96	緊急施設利用合意書 (韮崎工業高等学校)	令和5年3月27日	総務課
97	災害対策に係る防災資機材の貸与に係る覚書 (甲府市(山梨県央連携中枢都市圏))	令和5年12月1日	総務課
98	災害時における応急活動の支援に係る協定書 (甲府市・南アルプス市・甲斐市・笛吹市・北杜市・山梨市・甲州市・中央市・昭和町(山梨県央連携中枢都市圏)、山梨厚生農業協同組合連合会)	令和6年3月26日	総務課
99	緊急時施設利用合意書 (韮崎高等学校)	令和6年3月27日	総務課
100	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書 (株式会社アクティオ山梨支店)	令和6年10月10日	総務課
101	災害時における仮設資機材の供給に関する協定書 (株式会社カネココーポレーション)	令和6年10月10日	総務課
102	災害時における仮設資機材の供給に関する協定書 (甲陽建機リース株式会社韮崎営業所)	令和6年10月10日	総務課
103	災害時における仮設資機材の供給に関する協定書 (太陽建機レンタル株式会社韮崎支店)	令和6年10月10日	総務課
104	<u>災害時等における救護活動の協力に関する協定書</u> <u>(一般財団法人REVIVE JAPAN)</u>	令和8年2月25日	総務課

〔様 式〕

○自衛隊災害派遣要請依頼書

年 月 日

山梨県知事殿

発 信 者 名

(韮崎市災害対策本部長)

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、次のとおり自衛隊の災害派遣を要請します。

1 災害の情况及び派遣要請をする事由

- (1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
- (2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

自 年 月 日

至 年 月 日

3 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣を希望する区域
- (2) 活動内容

4 要請日時

年 月 日

5 その他参考となるべき事項

- (1) 連絡場所及び連絡責任者
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・

○消防防災航空隊出動要請書

直通電話 (0551) 20-3601

F A X (0551) 20-3603

1 要請団体	発信者		
2 災害種別	(1) 救急	(2) 救助	(3) 火災 (4) 自然災害
3 要請内容	(1) 救急	(2) 救助	(3) 消火 (4) 偵察 (5) 物資輸送
4 発生場所 目 標	(市・町・村) 目標		
5 発生日時	年	月	日 曜日 時 分頃
6 事故概要又は 災 害 概 要			
7 気 象 (災害現場)	天候 視界	風向 m	風速 (m/s 気温 ℃ 警報・注意報)
8 必要資機材			
9 出 場 先 臨 着 場	場所 目標 (名称)	(市・町 村)	番地 病院 要請側病院名
10 搬 送 先 臨 着 場	場所 目標 (名称)	(市・町 村)	番地 病院 搬送先病院名
11 傷病者等	住 所 氏 名 傷病名	生年月日 程 度	年 月 日 歳 重・中・軽 男・女
12 現地搭乗者	(有・無) 職名	氏名	
13 地上指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン		
14 他の航空機の 活 動 要 請	(有・無) 機関名	機数	機
15 要請日時	年	月	日 曜日 時 分
※以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。			
1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン		
2 到着予定時間	年	月	日 曜日 時 分
3 活動予定時間	時間 分		
※その他の特記事項			

受 信 者

○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式

第1号様式（火災）

第 報

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
<u>報告者氏名</u>	
<u>報 告 日 時</u>	<u>年 月 日 時 分</u>
<u>都道府県市町村 (消防本部名)</u>	
報 告 者 名	

消防庁受信者氏名 _____

※ 特定の事故を除く。

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	月 日 時 分 (月 日 時 分)			
火元の業態・ 用 途			事 業 所 名 (代表者名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者(性別・年齢) 負傷者 重症 人 中等症 人 軽 症 人	人 人 人	死者の生じた 理 由			
建 物 の 概 要	構造	建築面積			㎡	
	階層	延べ面積			㎡	
焼 損 程 度	焼 損 棟 数	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積	㎡
					建物焼損表面積	㎡
					林野焼損面積	ha
り 災 世 帯 数			気 象 状 況			
消 防 活 動 状 況	消防本部(署)			台	人	
	消防団			台	人	
	その他(消防防災ヘリコプター等)			台・機	人	
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第3号様式（救助・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

報告日時	年月日時分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年月日時分
都道府県市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢)	計 人	負傷者等 人 (人)
	不明 人		{ 重症 人 (人) { 中等症 人 (人) { 軽症 人 (人)
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
救急・救助活動の状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先として可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

〔災害概況即報〕

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害名 _____ (第 _____ 報)

災害の概況	発生場所							発生日時	年 月 日 時 分					
被害の状況	死傷者	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			半壊			棟	床下浸水		棟	
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)						(市町村)					
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況がわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その2）別紙

都道府県名（ _____ ）

（市町村ごとの人的被害・住家被害）

市町村名	人的被害				建物被害					
	死者	うち災害関連死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
				重症	軽症					
	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟

※市町村名は、総務省が定める全国地方公共団体コード順に記載すること。

区 分		被 害		都 道 府 策 本 災 害 部	名 称				
公 立 文 教 施 設	千 円				設 置	月 日 時			
農 林 水 産 業 施 設	千 円				解 散	月 日 時			
公 共 土 木 施 設	千 円			災 害 置 対 市 策 町 本 村 部 名					
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円								
小 計	千 円								
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団 体						計	団 体	
そ の 他	農 産 被 害	千 円					災 害 適 用 市 救 助 村 法 名		
	林 産 被 害	千 円							
	畜 産 被 害	千 円							
	水 産 被 害	千 円							
	商 工 被 害	千 円							
	千 円			消 防 職 員 出 動 延 人 数	人				
被 害 総 額	千 円			消 防 団 員 出 動 延 人 数	人				
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難指示等の状況）								

第2号様式 災害中間年報

発生年月日			災害名					計
区分								
人的被害	死者	人						
		うち災害関連死者	人					
	行方不明者		人					
	負傷者	重傷	人					
		軽傷	人					
住家被害	全壊	棟						
		世帯						
		人						
	半壊	棟						
		世帯						
		人						
	一部破損	棟						
		世帯						
		人						
	床上浸水	棟						
		世帯						
		人						
床下浸水	棟							
	世帯							
	人							
非住家	公共建物	棟						
	その他	棟						
り災世帯数		世帯						
り災者数		人						
公立文教施設		千円						
農林水産業施設		千円						
公共土木施設		千円						
その他の公共施設		千円						
その他被害		千円						
被害総額		千円						
都道府県災害対策本部	設置	月日	月日	月日	月日	月日		
	解散	月日	月日	月日	月日	月日		
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	
消防職員出動延人数		人						
消防団員出動延人数		人						

第3号様式 災害年報

発生年月日		災害名								計	
		区分									
人的被害	死者	人									
	うち災害関連死者	人									
	行方不明者	人									
	負傷者	重傷	人								
		軽傷	人								
住家被害	全壊	棟									
		世帯									
		人									
	半壊	棟									
		世帯									
		人									
	一部破損	棟									
		世帯									
		人									
	床上浸水	棟									
		世帯									
		人									
床下浸水	棟										
	世帯										
	人										
非住家	公共建物	棟									
	その他	棟									
その他	田	流失・埋没	ha								
		冠水	ha								
	畑	流失・埋没	ha								
		冠水	ha								
	学校	箇所									
	病院	箇所									
	道路	箇所									
	橋りょう	箇所									
	河川	箇所									
	港湾	箇所									
	砂防	箇所									
	清掃施設	箇所									
	鉄道不通	箇所									
	被害船舶	隻									
水道	戸										

発生年月日		災害名							計
		電 話	回線						
区分									
電 話		回線							
電 気		戸							
ガ ス		戸							
その他	ブロック塀等	箇所							
火災発生	建物	件							
	危険物	件							
	その他	件							
り 災 世 帯 数		世帯							
り 災 者 数		人							
公 立 文 教 施 設		千円							
農 林 水 産 業 施 設		千円							
公 共 土 木 施 設		千円							
そ の 他 の 公 共 施 設		千円							
小 計		千円							
		公共施設被害市町村数	団体						
その他	農 産 被 害	千円							
	林 産 被 害	千円							
	畜 産 被 害	千円							
	水 産 被 害	千円							
	商 工 被 害	千円							
そ の 他		千円							
被 害 総 額		千円							
都 道 府 県 災 害 対 策 本 部		設 置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
		解 散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災 害 対 策 本 部 設 置 市 町 村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体
災 害 救 助 法 適 用 市 町 村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体
消 防 職 員 出 動 延 人 数			人	人	人	人	人	人	人
消 防 団 員 出 動 延 人 数			人	人	人	人	人	人	人

様式 3

救助活動の種類別実施状況

市町村名		地域振興局健康福祉部名		報告年月日・時刻		年月日時分	
救助の種類	救助の内容等	救助の種類	救助の内容等	救助の種類	救助の内容等	救助の種類	救助の内容等
(1) 避難所の設置	①設置箇所数 (箇所) ②避難者数 (人) ③避難所別の内訳 (世帯 人)	(5) 死体の搜索	①搜索月日 ②搜索対象 ③搜索地域 ④搜索方法 (具体的)	(5) 死体の搜索	月日時～月日時	(5) 死体の搜索	月日時～月日時
(2) 炊き出しその他食品の給与	①月日 (朝食) 人、夕食 人 ②月日 (朝食) 人、夕食 人 ③月日 (朝食) 人、夕食 人 ④月日 (朝食) 人、夕食 人 ⑤月日 (朝食) 人、夕食 人 ⑥月日 (朝食) 人、夕食 人 ⑦月日 (朝食) 人、夕食 人	(6) 死体の処理 (洗浄、縫合) (検案、安置)	①処理月日 ②処理件数 ③検案者 ④安置場所	(6) 死体の処理 (洗浄、縫合) (検案、安置)	月日時～月日時 大人 (12歳以上) 子供 (12歳未満)	(6) 死体の処理 (洗浄、縫合) (検案、安置)	月日時～月日時 体 体 体 体 体 体 体
(3) 飲料水の供給	給水車～ ろ過器～ ろ過器～	(7) 埋葬	①埋葬月日 ②埋葬者数	(7) 埋葬	月日時～月日時 人	(7) 埋葬	月日時～月日時 人
(4) 災害を受けた者の救出	①作業月日 ②地区名 ③救出人員 ④救出方法 (具体的)	(8) 学用品支給	①支給月日 ②支給状況	(8) 学用品支給	月日時～月日時 中学生 小学生	(8) 学用品支給	月日時～月日時 人 人
		(9) 障害物の除去 (居宅内の)	①作業月日 ②作業箇所 ③作業方法	(9) 障害物の除去 (居宅内の)	月日時～月日時 箇所	(9) 障害物の除去 (居宅内の)	月日時～月日時 箇所
		(10) 家屋の応急修理	①修理月日 ②修理家屋 ③修理方法	(10) 家屋の応急修理	月日時～月日時 箇所	(10) 家屋の応急修理	月日時～月日時 箇所

様式 4

被災世帯調査原票

市町村名 ()

調査責任者職氏名 印

立会人職氏名 印

整理番号NO

年 月 日現在

世帯主氏名		住 所		避 難 先							
被害程度		全壊・全焼・流失・半壊・半壊・床上浸水・床上浸水・床下浸水・一部破損		状 況							
応急救助を必要とする家族の状況	氏名	続柄	性別	年齢	職 業	死亡	行方不明	重傷	軽傷	妊娠	備 考
	1										
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
小 計											
被害にあつた住家		棟 (自家、借家)		被害にあつた非住家		棟 (自家、借家)					
食料、家財等の滅失状況		①食料		②炊事用具		③被服類		④寝具類		⑤その他	
課税の状況		非課税 ・ 均等割 ・ 所得割		調査責任者の意見							
世帯類型		被保護 ・ 身障 ・ 老人 ・ 母子 (父子) ・ 要保護 ・ その他									
必要な救助		避難所・応急仮設住宅・炊き出し・飲料水・被服寝具・医療・助産・救出・住宅応急修理 学用品・埋葬・死体搜索・死体処理・障害物除去・災害弔慰金等・災害援護資金・その他 ()									

様式 5

救助の種目別物資受払状況

市町村名 ()

救助の種目別	年 月 日	品 名	単 位 呼 称	摘 要	受	払	残	備 考

注) 「救助の種目別欄」には、避難所用、炊出しその他による食品給与用、給水用機械器具燃料浄水用薬品・資材用、被服・寝具その他生活必需品用、医薬品衛生材料用、被災者救出用機械器具・燃料用、事務用燃料・消耗品用などを記入し、区分する。

様式 6

避難所設置及び収容状況

市町村名 ()

避難所の名称	種 別	開 設 期 間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備 考
					品 名	数 量		
	既存建物 屋外天幕	月 日 ～ 月 日						
計								

様式 7

応急仮設住宅台帳

市町村名 ()

応急仮設 住宅番号	世帯 氏名	主 名	家族 数	所在地	構造 区分	面積	敷地 区分	着工 月日	竣工 月日	入居 月日	実支出 額	備考
			人									
計		世帯										

様式 8

炊き出し給与状況

市町村名 ()

炊出し場の 名称	月 日			月 日			月 日			月 日			合計	実支出額 円	備考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

様式11

救 護 班 活 動 状 況

〇 〇 救護班

班長：医 師 氏 名 印

月 日	活動した 市町村名	診 療 状 況		死 体 検案数	活動に伴い 故障、破損 した器具・ 器材の修繕 費	備 考
		患者数	措 置 の 概 要			
		人		人	円	
計						

様式12

病院診療所医療実施状況

市町村名 ()

診 療 機 関 名	患 者 氏 名	診 療 期 間 月 日	診 療 区 分		診 療 報 酬 点 数		金 額 円	備 考
			入 院	通 院	入 院 点	通 院 点		
計	機関	人						

様式13

助産台帳

市町村名 ()

分娩者名 氏名	分娩日 日	助産機関名	分娩期間 月 日 ～ 月 日	金額	備考
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		

様式14

被災者救出状況記録簿

市町村名 ()

年月日	救出 人員	救出用機械・器具								実支出 額	備 考
		名称	借 上			修 繕			燃料費		
			数量	所有者	金 額	月 日	修繕費	摘 要			
計											

様式 15

住宅応急修理記録簿

市町村名 ()

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
計	世帯			

様式19

死 体 処 理 台 帳

市町村名 ()

処 理 年月日	死体発見 の日時及 び 場 所	死亡者 氏 名	遺 族		洗浄等の処理費			死体の 一 時 保存費	検 案 料	実支出額
			氏 名	続 柄	品 名	数 量	金 額			
計		人								

様式20

障害物の除去状況

市町村名 ()

住家被害程度 区分	氏名	除去に要した 期間	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備考
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
計	半壊・焼	世帯			
	床上浸水	世帯			

輸 送 記 録 簿

山 梨 県
市町村名 ()

輸送 月日	目 的	輸 送 区 間 (距離)	借 上 料			修 理 費			燃料 費	実支 出額		
			使用車両等			故障車両等		修繕 月日			修繕 費	故障 の 概要
			種類	台 数	金 額	登 録 番 号	所 有 者					
計												

市町村被害状況票		市町村名	<u>葦崎市</u>	
集計 日時	月 年 時 分 現在	市町村担当者名		
受信番号 (地域県民 センター)		受信者 (地域県民センタ ー)		
受信 日時	月 年 時 分	受信方法	電話 FAX その他	
1 人的被害	死者 重症 軽症 行方不明			
2 物的被害 (棟)	全壊 半壊 一部損壊 床上浸水 床下浸水 非住家床上 非住家床下			
3 火災(棟)	全焼 半焼 部分焼 火災発生件数			
4 被害概況				
5 道路				
6 橋梁				
7 河川				
8 崖崩れ				
9 電話				
10 電気				
11 ガス				
12 水道				
13 鉄道				
14 バス				
15 避難所				
16 ヘリ関係				
17 教育				
18 農業				
19 応急対策				
20 その他				
21 応援要請	①消防(県内・緊消隊) ②自衛隊 ③警察 ④物資・資機材 ⑤その他			
○応援内容(いつ、どこで、何を、どの位、手段)				

※ 市 → 中北地域県民センター → 県災害対策本部情報収集班

<u>市町村災害対策本部設置状況</u> <u>職員参集状況表</u>		<u>市町村名</u>	<u>葦崎市</u>
<u>集計時点</u>	<u>月 年 時 分</u> 現在	<u>市町村担当者名</u>	
<u>受信番号</u> (<u>地域県民センター</u>)		<u>受信者</u> (<u>地域県民センター</u>)	
<u>受信日時</u>	<u>月 年 時 分</u>	<u>受信方法</u>	<u>電話 FAX その他</u>
<u>災害対策本部設置</u>	<u>設 置</u> 令和 年 月 日 時 分		
	<u>解 散</u> 令和 年 月 日 時 分		
	<u>設置場所</u>		
	<u>電話</u> <u>FAX</u>		
<u>職員参集状況</u>	人		

※ 市 → 中北地域県民センター → 県災害対策本部情報収集班

「改訂作業中」のため、表紙のみ送付

蕪崎市業務継続計画

(BCP)

令和8年 月改定

「改訂なし」のため、表紙のみ送付

韮崎市民向け 避難所運営マニュアル

市内の全指定避難所対応

- 1 「緊急時施設利用合意書」が作成済みの指定避難所
- 2 「緊急時施設利用合意書」が未作成の指定避難所
- 3 「緊急時施設利用合意書」を必要としない指定避難所

令和3年度：ウイルス（Virus）感染防止に対する事項（第5章）の追加及び
警報変更に伴う変更



韮崎市 令和4年度改定

「改訂なし」のため、表紙のみ送付

蕪崎市職員向け 避難所運営マニュアル

市内の全指定避難所対応

- 1 警告性災害で、指定避難所に配置指示を受けた場合
- 2 突発性災害で、指定避難所に配置指示を受けた場合
- 3 指定避難所に避難した場合



蕪崎市 令和2年改定

「改訂なし」のため、表紙のみ送付

避難情報予告・判断マニュアル

令和4年3月

韮崎市

蕪崎市災害用備蓄計画

令和7年3月策定

令和8年 月改訂

— 目 次 —

1. はじめに
2. 備蓄目標計画の基本的な考え方
3. 公的備蓄品目と目標
4. 家庭内の備蓄について
5. 企業・事業所等の備蓄について
6. 流通備蓄について
7. 救護物資について
8. 備蓄場所について

1 はじめに

本市では、韮崎市地域防災計画に基づき、「自助」・「共助」を基本とした市民による家庭内備蓄を推進してきたが、令和6年1月に発生した能登半島地震や同年8月の南海トラフの巨大地震（巨大地震注意）の経験を踏まえ、市民には平時からの更なる備蓄の呼びかけ、避難所においては、国や県のプッシュ型支援が届くまでの間における公的備蓄品の強化を図る必要がある。

公的備蓄に関する基本的な考え方を整理し、限られた財源の中で効果的な備蓄体制を構築し、発災時におけるスムーズな避難所運営につなげるため本計画を策定する。

2 備蓄目標計画の基本的な考え方

（1）備蓄目標計画の位置づけ

「韮崎市地域防災計画」では、平時から市と住民が一体となって減災力の強いまちづくりを推進している。本計画においても同様の認識に立ち、自らの身の安全は自ら守ることが防災の基本であり、平常時から災害に備え、各家庭において最低3日間分、可能な限り1週間分以上を目標として食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を行う必要がある。

しかし、震災時には、家屋の倒壊、焼失等により、多数の避難者、負傷者の発生が予想されるため、自助・共助を基本としながらも、市としても食料、生活必需品及び災害応急対策に必要な資機材等を備蓄する必要があり、これを計画的に推進するため、本計画を策定する。

なお、本計画は「韮崎市地域防災計画」に基づき策定するもので、韮崎市地域防災計画の下位計画として位置付ける。今後、5年ごとに見直しの検討を行うこととし、新たな課題や強化していくべき課題が生じた場合などには、その都度検討を加え、必要に応じ計画の修正を行うこととする。

（2）公的備蓄の基本的な考え方

市が備蓄する品目については、平時からの各家庭から持ち込まれる備蓄物資を考慮し、緊急性があり、自宅の全壊や焼失等により避難所で生活することとなった市民にとって、地域防災計画で想定している災害発生及び避難対象者から約3日間、必要不可欠な食料、生活必需品、資機材等を選定する。なお、備蓄品の基準や選定に際しては、「避難所運営ガイドライン」（内閣府令和4年）や「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針」（内閣府令和6年12月改定）を参考にする。

(3) 被害想定

本計画作成の基礎とする被害想定は、本市において大規模な被害発生が想定される「糸魚川-静岡構造線（南部区間）」（市内における最大震度7/夏の12時）」とする。

想定地震	避難者数				避難所生活数		
	建物被害による避難者数	1日後	1週間後	1か月後	1日後	1週間後	1か月後
糸魚川-静岡構造線（南部区間）	528 (※1)	4,681 (※2)	6,450 (※2)	4,681 (※2)	2,809 (※2)	3,425 (※2)	1,404 (※2)

・上記の表は、山梨県地震被害想定調査結果（令和5年5月公表）に基づく避難者数を示したものの。

(※1) 建物被害（全壊・焼失・半壊）による総避難者数

(※2) 韮崎市地域防災計画に記載

(4) 対象者

(3)の「被害想定」に基づき、公的備蓄として最低限の備蓄を行にあたり、想定する対象者数としては、次のとおりとする。

本市最大規模となる「糸魚川-静岡構造線（南部区間）地震」を想定し、最大避難者数を対象者の基礎数値とする。なお、避難所毎の内訳を算定するため、指数として「避難率」及び「平均世帯人数」を使用する。

区分	対象者数
全避難者数	6,450人
避難所内生活者	3,225人
避難所外生活者	3,225人

指数	指数	
A 避難率	23.43%	最大避難者数 6,450人 ÷ 人口 27,529人
B 平均世帯人員	2.1人	人口 27,529人 ÷ 世帯 12,934人

※人口及び世帯数は、R7.10.1現在の住民基本台帳人口、世帯数とする。

<算定基礎となる年代等>

「韮崎市年齢別人口調」・長寿介護課資料

年齢区分	人数	対象者※1	割合※2	備考
3歳から79歳	24,155	5,659	87.7%	
1歳、2歳及び80歳以上	3,247	761	11.8%	白粥
0歳	251	59	0.9%	ミルク
0歳から3歳	546	128	2.0%	おむつ
40歳以上の要介護認定者のうち要介護度3以上	582	135	2.1%	おむつ
10歳から55歳女性	6,174	1,447	22.4%	生理用品

※1：27,529人（R7.10.1）に占める最大避難者数（6,450人）の割合
人数×23.43%として算出

※2：想定避難者数全体6,450人に占める年齢区分の割合

（5）避難所

備蓄計画の算定とする避難所は、指定避難所及び指定福祉避難所とする。

指定避難所については、令和8年3月末の指定避難所及び令和8年8月から設置される穴山屋内運動場を加えた36施設とする。指定福祉避難所については、令和8年3月末の指定福祉避難所とする。

指定避難所の収容可能者数は、収容施設面積から1人あたり3.5㎡で計算し、避難者数は、地区加入世帯の避難所毎の積み上げを避難世帯数、避難世帯数に平均世帯数2.2人を乗じた数とし、地区未加入世帯は、韮崎中央体育館への避難するものと仮定し算定する。

3 公的備蓄品目及び備蓄目標

災害を想定して市が備蓄する品目は、平時からの各家庭から持ち込まれる備蓄物資を考慮し、緊急性があり、自宅の全壊や焼失等により避難生活を行うこととなった市民を対象に、地域防災計画で想定している災害発生から約3日間、必要不可欠な食料、生活必需品、資機材等を選定する。備蓄品目の対象は、全避難者を対象とするものから、年齢、性別で異なるもの、避難所を単位とするもの複数の考え方があるため、個々の品目の用途や性質によって基準を変えて算定を行う。

備蓄目標とする備蓄品の種類は（1）食料品等、（2）生活必需品、（3）災害用トイレ、（4）避難所資機材、（5）居住用資機材、（6）調理用資機材とし、国にける地域未来交付金（地域緊急整備型）の活用や山梨県や連携中枢都市圏防災分科会による調達の仕事も有効に利用するほか、寄付の受納や協定を積極的に活用し、令和16年度を目標に備蓄を行う。なお、備蓄資機材の活用については、国の指針に基

づき避難所開設時から設営がスムーズにできるよう、平時から住民や自主防災組織等に対しても避難所毎の備蓄品の数量や資機材の設置方法を周知する。

(1) 食料品等

車中泊等の避難所外避難者へも配給することが予想されたため、全避難者を対象とし、食料は1日3食3日分、飲料水は、1日3L3日分を確保する。種類として①アルファ米、②パン、③保存用クッキー、④飲用水、⑤おかゆ、⑥液体ミルクを備蓄する。

① アルファ米 《対象：全避難者》 消費期限：7年

1人当たり3食分を備蓄する。

【目標】6,450人×3食=19,595 食

② パン 《対象：全避難者》 消費期限：7年

1人当たり4食分を備蓄する。

【目標】6,450人×4食=25,800食

③ ビスケット・クッキー 《対象：全避難者》 消費期限：5年

1人当たり2食分を備蓄する。

【目標】6,450人×2食×1日=12,900食

④ 飲料水 《対象：全避難者》 消費期限：10年

1人1日当たり3L、3日分の飲料水（500mlペットボトル）を備蓄する。

【目標】6,450人×3L×3日×0.5L/本=29,025 本

※災害時の飲料水は、上記の他、水道班が給水車で巡回。

⑤ 白粥 《対象：1歳、2歳及び80歳以上》 消費期限：7年

1人当たり3食を備蓄する。

【目標】757人×3食=2,271食

⑥ 液体ミルク 《対象：0歳》 消費期限：1年6か月

1人1日当たり6本として、3日分を備蓄する。1本200mlの液体ミルクを想定

【目標】28人×6本×3日=504 本

(2) 生活必需品

トイレットペーパー、紙おむつ、生理用品等の生活必需品については、女性等の意見を取り入れ、用途にあった品目を計画的に備蓄する。

① おむつ

おむつは子ども用、大人用を用意するが、体形の大きい子どもは、大人用の紙おむつを利用する。

A 乳幼児用 おむつ 《対象：0歳から3歳》

1人1日当たり6枚として3日分、体形にあわせて3種類を備蓄する。

i 小サイズ（テープ式Mサイズ）※対象者の5割使用を想定

【目標】 $131人 \times 50\% \times 6枚 \times 3日 = 1,177枚$

ii 中サイズ（パンツ式Lサイズ）※対象者の2割使用を想定

【目標】 $131人 \times 20\% \times 6枚 \times 3日 = 473枚$

iii 大サイズ（大人用テープ式Mサイズ）※対象者の3割使用を想定

【目標】 $131人 \times 30\% \times 6枚 \times 3日 = 708枚$

B 大人用 おむつ 《対象：要介護認定者の内要介護度3以上》

1人1日当たり6枚として3日分備蓄する。

【目標】 $135人 \times 6枚 \times 3日 = 2,430枚$

②介護用尿取パット 《対象：要介護認定者の内要介護度3以上》

避難所毎の避難者数を基礎数とし、指定避難所は1人1日1枚、指定福祉避難所は1人1日2枚を3日分備蓄する。

【目標】 $130人 \times 1枚 + 5人 \times 2枚 = 422枚$

③生理用品 《対象：10歳～55歳女性》

昼用、夜用、吸水ライナー、ショーツの4種類を選定する。1日8回×3日分とし、昼用は6回分、夜用は2回分とする。ショーツは対象者あたり1枚を備蓄する。

A 昼用（羽根付）

【目標】 $1,465人 \times 6回 \times 3日 = 26,370個$

B 夜用（羽根付）

【目標】 $1,465人 \times 2回 \times 3日 = 8,790個$

C 吸水ライナー

【目標】 $1,465人 \times 8回 \times 3日 = 35,160個$

D ショーツ

【目標】 $1,465人 \times 1枚 = 1,465枚$

④タオル 《対象：避難所内避難者》

避難所用生活者用として1人1枚備蓄する。

【目標】 $3,225人 \times 1枚 = 3,225枚$

⑤ウエットティッシュ 《対象：避難所内避難者・乳幼児・要介護者・女性》

除菌用アルコールタイプと、身体拭き用ノンアルコールタイプの2種類を備蓄する。

A 除菌用アルコールタイプ

【目標】 $3,225人 \times 3日分 = 9,675個$

B ノンアルコールタイプ ※1袋30枚入を想定

【目標】 乳幼児おしりふき用 $131人 \times 3日 = 393個$

【目標】 要介護者等清拭用 $135人 \times 3日 = 405個$

【目標】 女性デリケート用 $1,464人 \times 3日 = 4,392個$

⑥ トイレトペーパー 《対象：全避難者》 保存期限：10年

1人1日当たり8mとして3日分備蓄する。1ロール当たり120m（15人）基準

【目標】 $6,450 \text{ 人} \times 8\text{m} \times 3 \text{ 日} \div 120\text{m} = 1,290 \text{ ロール}$

⑦ ごみ箱 《対象：避難所》

可燃、不燃用、感染用の3種類とし、可燃、不燃は避難者50人に1個、感染者用は避難所1個とする。

【目標】 可燃・不燃用・感染用 217個

⑧ カイロ 《緊急避難場所避難者1日3枚×3日分》

【目標】 $3,225 \text{ 人} \times 3 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日分} = 29,025 \text{ 枚}$

⑨ 冷却材 《緊急避難場所避難者1日3枚×3日分》

【目標】 $3,225 \text{ 人} \times 3 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日分} = 29,025 \text{ 枚}$

(3) 災害用トイレ

断水等により避難所施設内のトイレが使用できなくなった場合を想定し、災害のフェーズに応じて複数の種類を用意する。既存避難所に配備済みの汲み取り式トイレ、携帯トイレに加え、ラップ式トイレを配備し、付随する汚物袋等の消耗品を備蓄する。また、簡易トイレ専用の更衣スペースを確保するためトイレ専用のテント等も配備する。

トイレ台数は、発災直後を想定し避難者50人に1台、女性用は男性用の3倍の数量とし、施設用トイレで不足する分について災害用トイレを備蓄する。対象者は広域的な断水により自宅内のトイレが使用できなくなることや車中泊者の利用も想定されることから、全避難者とする。避難者のトイレの回数として、1人5回、3日間分とし、汚物袋や凝固剤の数量の算定基礎とする。災害用トイレは、上下水道が使えないことを想定し、1人1日5回×3日分の使用量を最低確保する。トイレの数量については、避難所収容人数50人に1台とし、女性用は男性用より3倍多い数量のトイレを確保する。

① 携帯トイレ（汚物袋と凝固剤のセット）

小学校・中学校避難所は400回分、その他避難所は200回分を備蓄する。

【目標】 $5 \text{ 避難所} \times 400 \text{ 回} + 34 \text{ 避難所} \times 200 \text{ 回} = 9,200 \text{ 回分}$

② 簡易トイレ

簡易トイレは、ダンボールタイプの簡易トイレ、ラップ式トイレセット（トイレ、バッテリー、テント、凝固剤セット）を備蓄する。

A ダンボールタイプ簡易トイレ

小学校・中学校避難所に400～500回分を備蓄

【目標】 7避難所 3,350回分

B ラップ式トイレセット

【目標】39避難所×1+18避難所（共用トイレなし）×2台
+小中2台+新体育館10台=92台

C ラップ式トイレ消耗品

【目標】39避難所 35,100回分

③ 組み立て式トイレ

【目標】小中学校×1基+新体育館×2基=9台

④ マンホールトイレ（便座・テント・パーテーション）

新体育館×8、総合運動場×4、中田体育館×3、穴山体育館×3

【目標】トイレ数=18カ所

（4）避難所資機材

避難所生活を送るために必要な資機材であり、用途から避難生活に必要なものと、避難所運営に必要なものがある。避難所毎に面積や収容人数が異なるため、避難所毎に必要性を検討する。避難所用資機材を、大別して、電源、灯具、飲用水資機材、運営用資機材に整理する。

① 発電機

《避難所の規模により配備》

停電に備え室外に設置し、避難生活用の電源として避難所規模で3種類の発電機を用意する。複数の燃料供給を想定し、プロパンガスない施設は、ガソリンインバーター式、プロパンガスがある施設はLPG式を備蓄する。

A ガソリンインバーター式 2.4KVA

【目標】小×5・中×2・高×2・福祉避難所×2=11台

B ガソリンインバーター式 1.8KVA

【目標】小中高、公民館以外の避難所=15台

C LPGインバーター式 2.2KVA

【目標】公民館=11台 ※連携中枢都市圏の貸与物品を含む

② 蓄電池

《避難所の規模により配備》

蓄電池は避難所運営用、避難者生活用、福祉避難所用の3区分で検討する。②避難所運営用は、新型コロナウイルス対策補助金で購入したLED機能付きの蓄電池を配備済み。不足分（2台）を購入する。避難者生活用は、最低1台を確保し避難所規模に応じて小中高は2台ずつ、韮崎中央体育館は4台配備する。福祉避難所用は、医療的ケアが必要な要配慮者が避難することを想定し、各避難所2台を配備する。

A 避難所運営用（LED照明兼用）

【目標】避難所 39台

B 避難生活者用

【目標】小中高2台+新体育館4台+その他1台=48台

C 福祉避難所用

【目標】福祉避難所×2台×3か所=6台

③ 投光器 《避難所運営用・避難者生活用》

投光器は避難所運営用と避難者生活用の2区分で検討する。避難者生活用は、避難所生活の安全確保から、現状の台数に1台加えた数量とする。

A 避難所運営用（蓄電池兼用）

【目標】避難所 39台

B 避難所生活用

【目標】避難所 54台

④ 組立式給水タンク（1000L） 《小中学校6カ所・文化ホール7か所配備》

長期的な断水に対して備蓄する保存水の供給に限界があり給水車の対応となることが想定されるが、給水タンクに補水を行うことで1台しかない給水車を効率的に運用することができる。飲用水専用タンクとして利用する。

【目標】 7台

⑤ ガソリン携行缶 《避難所1台》

【目標】（指定避難所33カ所+指定福祉避難所3カ所）×1台=39台

⑥ コードリール 《避難所2台》

【目標】（指定避難所33カ所+指定福祉避難所3カ所）×2台=76台

⑦ 懐中電灯 《避難所3本》

【目標】（指定避難所33カ所+指定福祉避難所3カ所）×3本=116本

⑧ 救急セット 《避難所1箱》

【目標】（指定避難所33カ所+指定福祉避難所3カ所）×1箱=39箱

⑨ 拡声器 《避難所2台》

【目標】（指定避難所33カ所+指定福祉避難所3カ所）×2台=76台

⑩ 水槽（300L） 《小中学校・葦崎中央体育館避難所に各1基》

【目標】10基

（5）居住用資機材

避難所居住用スペースは、プライベートを確保するためテントや間仕切りで空間を確保し、居住用資機材として、テント、間仕切りを選定し、避難所内の避難世帯分を備蓄する。緩衝用マットは、間仕切りの床材として利用し、毛布及びクッションアルミシートは、避難所生活者1人あたり1枚配布する。プライベートルームは、授乳スペースや更衣室として利用する。避難所を土足禁止とするためにシューズカバーを用意する。

- ① 屋内テント2人用 《指定避難所対象地区1地区×2張》
【目標】 2×111地区=222張
- ② 屋内テント4人用 《指定避難所対象地区1地区×2張》
【目標】 2×111地区=222張
- ③ 間仕切り 《テント以外の避難所内生活世帯》
【目標】 1415世帯-444張=971セット
- ④ 間仕切り床材（緩衝用ダンボール）《間仕切り数》
【目標】 971セット×2枚=1,942枚
- ⑤ 緩衝用マット 《避難所内生活者》
【目標】 3,225人×1枚=3,225枚
- ⑥ ダンボールベッド 《高齢者数×1/2》
【目標】 1,148人×1/2=574個
- ⑦ 毛布 《全避難者×3/4》
【目標】 6,450人×3/4=4,852枚
- ⑧ アルミシート 《全避難者×1/4》
【目標】 6,450人×1/4=1,598枚
- ⑨ シューズカバー 《避難所内生活者》
【目標】 3,225人×3日=9,675セット ※2枚で1セット

(6) 調理用資機材

炊出し用の設備として、避難所施設内の調理室の利用が考えられるが、調理施設がない場合や、調理室使用の合意がない場合は、調理用資機材を備蓄しておくことが必要である。備蓄用の調理用資機材として、炊出し用の五徳・釜、カセットコンロ、カセットボンベ、大鍋、やかんを備蓄する。

五徳や釜、カセットコンロは、ガス設備がない施設に配備する。カセットコンロは、ガス配備ができない間（3日間）を想定して最低セット数を配備する。冬季に水、1.2ℓを1日3回沸かす場合の必要量0.4本を基準とし、大鍋、やかんの1.3.2ℓを沸かすために必要なガス必要量は2,364gをガスボンベ1本の容量で割り返した本数に3日分をかけた数を備蓄する。

ガス設備のない・調理室の利用ができない避難所施設

【県施設】

葎崎高校、葎崎工業高校、みだい体育センター

【屋内運動場】

中田屋内運動場、円野屋内運動場、穴山屋内運動場、神山屋内運動場、旭屋内運動場、竜岡屋内運動場

【児童センター】

ビ（防災アプリ）、広報誌、SNS、自主防災組織の活動等を通じ、広報や啓発に努め、各家庭や地域における備蓄を促進する。

5 企業・事業所等の備蓄について

企業・事業所等は、管理する施設の耐震性・耐火性の強化や事業所内収容物の転倒防止などに取り組み、従業員や来訪者の安全確保を図るとともに、地震が発生した場合に応急処置を迅速かつ的確に講じることができるよう、資機材を備蓄し、防災訓練を実施する必要がある。また、震災時における従業員との連絡方法を定め、3日以上以上の備蓄等を推進し、地震が発生した場合には、住民と協力し、周辺地域における防災活動を行うことが求められる。

6 流通備蓄について

本市では、企業等とあらかじめ協定等を締結し、災害発生時に、必要な物資を調達する仕組みを整備している。今後も災害時に備え、広域災害発生時にも対応しやすいと思われる企業を中心に流通在庫備蓄の体制を強化していく。

また、市の備蓄を補完する物資として、流通在庫備蓄の確保を図るために、これまで締結している協定内容を検証し、実効性のある流通在庫備に努めるとともに、円滑な供給体制の確保に努める。

7 救護物資について

救援物資の受入体制について、国や県、近隣の各市町村等と連携・協力しながら、体制の強化に努めていく。地域防災拠点として整備する韮崎中央体育館内を物資集積場所として受け入れを行う。救援物資の輸送や在庫管理等の業務を円滑に行うためには、物流計画の専門家や物流業務に精通した民間事業者の知識やノウハウ、また、施設等を活用することが必要であることから、物流企業と連携し、効率的な物流システムの構築に努める。

さらに、避難所等からの物資需要を的確に把握し、円滑な物資提供ができるよう、的確な物資需要の情報収集体制の構築に努める。

8 備蓄場所について

本市では、市役所と市民交流センターに防災備蓄倉庫を、指定避難所である小学校5校、中学校2校の計7校に加え、公民館、高校、児童センター、屋外運動場ほか2

8か所に備蓄倉庫が設置され、葦崎中央体育館には防災備蓄倉庫が設置されている。令和8年度には旧市営体育館跡地に防災備蓄倉庫が整備される予定であり、当面は、既設倉庫の収容状況を把握しながら備蓄を進める。また、備蓄物品の数量や品目の増加に対して、備蓄場所を確保する必要性が生じた際は、未利用の公共施設や民間施設で活用が可能な場所も含め選定に努める。

備蓄目標

項目	備蓄品目	対象	現状		目標		備蓄目標	目標年度
			数量	単位	数量	単位		
食料品等	1 アルフア米	全避難者	6,450	人	19,350	食	△ 12,050	食 R14
	2 パン	全避難者	6,450	人	25,800	食	△ 23,828	食 R14
	3 ビスケット・クッキー	全避難者	6,450	人	12,900	食	△ 4,888	食 R14
	3 保存水	全避難者	6,450	人	29,025	本	△ 19,113	本 R16
	4 白粥	1歳・2歳・80歳以上	757	人	2,271	食	△ 1,271	食 R14
	5 液体ミルク (200ml)	0歳児	28	人	504	本	48	本 R7
	6 加熱剤	液体ミルクの本数	504	本	504	個	△ 456	個 R15
	7 乳児用おむつ	0歳～3歳児の7割	90	人	1,650	枚	△ 1,650	枚 R9
	8 大人用おむつ	0歳～3歳児の3割	38	人	708	枚	△ 708	枚 R11
	9 介護用尿取りパット	要介護3以上の避難者	135	人	2,430	枚	△ 2,430	枚 R16
	10 生理用品 昼用 (羽根付)	要介護3以上の避難者	135	人	422	枚	△ 358	枚 R16
	11 生理用品 夜用 (羽根付)	10歳～55歳女性	1,447	人	26,046	枚	△ 23,630	枚 R16
	12 生理用品 吸水ライナー	10歳～55歳女性	1,447	人	8,682	枚	△ 7,121	枚 R16
	13 ショーツ	10歳～55歳女性	1,447	人	34,728	枚	△ 32,568	枚 R16
	14 タオル	10歳～55歳女性	1,447	人	1,447	枚	△ 992	枚 R16
	生活必需品	15 ウエットテッシュ (アルコールタイプ)	避難所内生活者	3,225	人	3,225	枚	△ 2,785
16 ウエットテッシュ (ノンアルコールタイプ)		避難所内生活者	3,225	人	9,675	個	△ 7,675	個 R16
※1個30枚入を想定		0歳～3歳児	128	人	128	個	△ 88	個 R7
17 トイレトペーパー		要介護3以上の避難者	135	人	135	個	△ 95	個 R7
18 ごみ箱		10歳～55歳女性	1,447	人	1,447	個	△ 1,231	個 R7
19 使い捨てカイロ		全避難者	6,450	人	774	巻	△ 294	巻 R11
20 冷却剤		避難所			217	個	△ 103	個 R16
21 携帯トイレ (汚物袋と凝固剤セット)		避難所内生活者	3,225	人	9,675	個	△ 6,795	個 R8
22 ダンボール式簡易トイレ本体		避難所内生活者	3,225	人	29,025	式	△ 29,025	式 R8
23 ダンボール式簡易トイレ消耗品		避難所施設トイレ	303	か所	8,800	回	△ 5,600	回 R16
トイレ	24 自動ラップ式トイレ本体セット	避難所	7	か所	67	個		個 済
	25 自動ラップ式トイレ消耗品	避難所	7	か所	3,350	回		回 済
	26 簡易トイレ更衣用テント	避難所	39	か所	92	台		台 済
	27 組立式トイレ	避難所	92	台	35,100	回	△ 17,450	回 R16
		避難所	8	か所	92	張	△ 18	張 R16

備蓄目標

項目	備蓄品目	対象	現状		目標	現状	備蓄目標	目標年度
			人数	台数				
避難所用資機材	28 発電機 (ガソリン式 2.4VA)	避難所	11 箇所	11 台	11 台	11 台		済
	29 発電機 (ガソリン式 1.8VA)	避難所	15 箇所	15 台	15 台			済
	30 発電機 (LPG式 2.2VA)	避難所	11 箇所	11 台	11 台			済
	31 投光器・蓄電池 (2400Wh)	避難所	39 箇所	38 台	38 台			済
	32 蓄電池 (2400Wh)	避難所	39 箇所	48 台	31 台		△ 17 台	R7
	33 蓄電池 (2400Wh)	福祉避難所	3 箇所	6 台	6 台			済
	34 投光器	避難所	39 箇所	92 台	54 台		△ 38 台	R7
	35 組立式タンク (1000L)	避難所	7 箇所	7 台	7 台			済
	36 ガソリン携行缶 (20L)	避難所	39 箇所	39 台	25 台		△ 14 台	R16
	37 コードリール	避難所	39 箇所	76 台	51 台		△ 25 台	R16
	38 懐中電灯	避難所	39 箇所	116 本	85 本		△ 31 本	R16
	39 救急セット	避難所	39 箇所	39 箱	10 箱		△ 29 箱	R16
	40 拡声器	避難所	39 箇所	76 台	10 台		△ 66 台	R16
	41 ポリ水槽 (300L)	避難所	39 箇所	10 台	10 台			済
	42 屋内テント (2人用)	避難所	39 箇所	222 張	51 張		△ 171 張	R8
	43 屋内テント (4人用)	避難所	39 箇所	222 張	174 張		△ 48 張	R8
	44 プライベートルーム	避難所	39 箇所	40 台	68 台		28 台	R16
	45 間仕切り	避難所	39 箇所	971 式	971 式			済
	46 緩衝用マット	避難所	39 箇所	1,942 枚	2,176 枚		234 枚	R16
	47 ダンボールベッド	高齢者	39 箇所	574 台	200 台		△ 374 台	R8
	48 毛布	全避難者	6,450 人	4,852 枚	3,034 枚		△ 1,818 枚	R16
	49 アルミシート	全避難者	6,450 人	1,598 枚	160 枚		△ 1,438 枚	R16
	50 シュースカバー	避難所内生活者	3,225 人	9,675 式	8,000 式		△ 1,675 式	R16
	51 五徳・釜	ガス設備のない避難所	20 箇所	40 個	12 個		△ 28 個	R8
	52 カセットコンロ	ガス設備のない避難所	20 箇所	76 個	22 個		△ 54 個	R16
	53 カセットボンベ	ガス設備のない避難所	20 箇所	660 本	153 本		△ 507 本	R16
	54 大鍋 (4.5L)	ガス設備のない避難所	20 箇所	31 個	4 個		△ 27 個	R16
	55 やかん (8.7L)	ガス設備のない避難所	20 箇所	31 個	4 個		△ 27 個	R16
	56 ラップ (100m)	全避難者	6,450 人	194 本	60 本		△ 134 本	R16
57 割り箸	全避難者	6,450 人	12,900 膳	12,900 膳			R7	
58 スプーン	全避難者	6,450 人	6,450 本	6,500 本		50 本	R7	
59 紙コップ・紙皿	全避難者	6,450 人	8,000 式	8,000 式			R16	